

令和3年第3回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和3年3月 9日

閉会 令和3年3月19日

熊本県球磨郡湯前町

令和3年第3回定例会

会 期 令和3年3月 9日 (火) から 11日間
令和3年3月19日 (金) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
3	9	火	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、施政方針及び予算編成方針、議案審議、一般質問
	10	水	本会議	午前10時	一般質問、議案審議
	11	木	本会議	午前10時	議案審議
	12	金	休 会		11:00 全員協議会 13:30 企画経済建設常任委員会
	13	土	休 会		
	14	日	休 会		
	15	月	本会議	午前10時	議案審議
	16	火	休 会		
	17	水	本会議	午前10時	議案審議
	18	木	休 会		15:00 総務厚生文教常任委員会
	19	金	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

3 月 9 日 (火)

令和3年第3回湯前町議会定例会

[第1号]

令和3年3月9日
午前10時03分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告
日程第5		施政方針及び予算編成方針
日程第6	議案第11号	工事請負契約の変更について
日程第7	議案第12号	物品購入契約の変更について
日程第8	議案第26号	令和2年度湯前町一般会計補正予算(第13号)について
日程第9		一般質問

2. 応招議員

1番	吉田精二	2番	西靖邦
3番	遠坂道太	4番	椎葉弘樹
5番	森山宏	6番	黒木龍次
7番	味岡恭	8番	金子光喜
9番	山下力	10番	倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞				
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	高	橋	誠			
税	務	町	堤	田	真	由	教	育	課	長	北	崎	真	介		
保	健	福	高	木	堅	介	建	設	水	道	課	長	皆	越	克	己
企	画	観	本	山	り	か	農	林	振	興	課	長	稻	森	一	彦
農	業	委	中	園	誠	二										
員	会	事														
会	事	務														
局	長															

開会 午前10時03分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第3回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、山下議員、吉田議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの11日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

12月20日、錦町において、令和2年度川辺川ダム建設促進協議会による流水型ダムに関する勉強会が開催されましたので、金子副議長と共に出席しました。勉強会では、流水型ダム、通称穴あきダムの有効性について説明を受けました。

1月4日、湯前グリーンパレス、グラウンド・ゴルフ場において、成人式が開催されました。新型コロナウイルスの影響により来賓の人数が制限され、私と椎葉総務厚生文教常任委員長が、議会を代表して出席しました。

1月5日、役場洋会議室において、職員辞令交付式が開催されましたので、出席しました。議会事務局職員に対し、定期昇給の辞令を交付しました。

1月14日、錦町において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、令和2年度の議員研修会開催についての協議がなされ、新型コロナウイルスの影響により、中止することが決定されました。また、終了後、上球磨4町村の議長により、上球磨地区の議員研修会について協議がなされ、こちらも中止が決定されました。

1月27日、幸野溝土地改良区から、令和2年7月豪雨災害の復旧に関する要望があり

ましたので、対応しました。

2月12日、山江村において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、県議長会定期総会で提出する案件2件について、協議を行いました。

2月17日、役場保健センターにおいて、長洲町とのB&G財団施設設置自治体の災害時相互応援に関する協定締結式が開催されましたので、金子副議長と共に出席しました。遠隔地の自治体と協定を結ぶことは、大規模な自然災害が頻発している現状がございませうので、有事の際、大いに役立つものと期待しております。

2月19日、熊本市において、熊本県町村議会議長会第71回定期総会が開催されましたので、出席しました。冒頭に表彰が行われ、全国町村議会広報コンクールの表彰状が、本議会に授与されました。その後、令和元年度決算の認定、令和3年度予算の議決等が行われ、全議案とも全会一致で承認されました。

また、各郡提出案件の審議では、球磨郡から提出した「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備促進について」の2件が盛り込まれました。今後、関係各所に要望活動が行われる予定であります。

監査委員から、「令和2年度定期監査の結果報告」及び12月、1月、2月の「例月現金出納検査結果報告書」が、また、教育長から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書」が、タブレットに掲載のとおり議長あて提出されております。

「緊急議員派遣」は、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。緊急議員派遣の報告書は、先の定例会で議決した議員派遣の報告書と併せて議長室にございますので、そちらをご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和2年第4回定例会最終日が12月25日に、令和3年第1回定例会初日が2月26日に、それぞれ人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目について、4点報告します。

1点目、汚泥再生処理センターアクアパーク関連です。令和2年7月豪雨の復旧工事が順調に進捗し、予定どおり年度内に全ての施設が復旧する見込みです。復旧工事費19億4,700万円を12月に専決処分し、その後の災害査定で19億520万円が確定したため、

4,180万円の減額補正を、2月定例会で議決しました。アクアパークの処理機能が停止したことによる、し尿浄化槽汚泥の代替処理は、3億3,012万円を12月に専決処分などで対応し、その後の災害査定で2億4,782万円が確定したため、8,229万円の減額補正を2月定例会で議決しました。なお、代替処理費のうち9,409万円を災害対策債で支出予定でしたが、県に確認したところ、一部事務組合では災害対策債を発行できないことが判明したため、不足分を構成市町村の負担金で手当することになります。負担金の総額7,926万円のうち、湯前町の負担額は317万円です。この負担金は、本町の3月補正予算に計上されています。

2点目、人吉球磨クリーンプラザ関連です。令和2年7月豪雨で法面が崩落した箇所の復旧工事は、被災地の発注が多く、3月末までの竣工が困難であるため、令和3年度に繰越しとなりました。令和2年度におけるごみの搬入量は、2万3,704トンの見込みで、前年度比730トンの増となり、4年連続の増加となりました。

3点目、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計関連です。本特別会計は、12月定例会で、同基金を設置管理及び処分に関する条例の廃止を議決し、基金の全てを処分しましたので、2月定例会で特別会計を廃止する条例制定を議決しました。

4点目、その他の項目です。12月の全員協議会において、議員定数削減の検討は、各市町村議会の意見を踏まえて、議会運営委員会で協議することを合意しました。なお、1月13日に取りまとめた湯前町議会の意見は、当組合の議会事務局あてに、参考意見として送付しています。あさぎり町と湯前町の議会改選に伴い、1月下旬に予定されていました新人議員研修は、新型コロナウイルスの影響で中止となりました。

最後に、令和3年第1回定例会最終日は、3月25日に開催され、一般質問と令和3年度一般会計など、2議案を採決する予定です。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○8番（金子光喜君） おはようございます。8番議員の金子です。令和3年第1回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和3年第1回定例会は、2月19日金曜日に招集され、会期を1日として開催されました。冒頭の大島企業長の施政方針の後に、一般質問があり、多良木町の久保田議員とあさぎり町の小見田議員が登壇し、執行部の考えを正しました。審議内容は、病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業の補正予算、また、同各事業の令和3年度一般会計予算の審議など10議案を審議し、専決処分2件の承認と併せて、いずれも原案どおり可決いたしました。令和3年度の3事業の収支予算案では、事業収益45億3,574万4,000円、事業費用は44億8,780万7,000円で損益4,793万7,000円の黒字決算を見込んでの予算編成となっております。

なお、任期満了に伴う監査委員の選任では、月足茂則さんを再任し閉会いたしました。
詳しい内容につきましては、お手持ちのタブレットに掲載されておりますので、御確認いただければと思います。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○5番（森山 宏君） 上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和3年第1回上球磨消防組合議会定例会が、令和3年2月25日に庁舎会議室で開会されましたので、出席いたしました。会期は2月25日の1日間限りでした。

日程第3、議案第1号、上球磨消防組合火災予防条例の一部改正については、電気自動車等の急速充電設備の上限キロワットを、50キロワットから200キロワット以下に規定の整備を行うなどの、省令改正に伴う条例改正、それに伴う文言等の修正のための条例改正を、原案どおり可決いたしました。

日程第4、議案第2号、令和3年度上球磨消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳出予算それぞれ6億3,600万円にすることを原案どおり可決いたしました。

日程第5、一般質問では、多良木町議会選出の猪原議員が、新組合長の所信表明について、消防本部庁舎の災害対策について質問しました。

なお、庁舎改築に伴う施工の完了は、3月の工期内に全て行われるという報告もございました。

以上、令和3年第1回上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） 改めまして、皆様おはようございます。それでは、第3回湯前町議会定例会に当たり、行政報告を行います。主な内容のみ報告をさせていただきます。

令和2年12月14日、第9回議会定例会本会議、1日目が開会されましたので、出席いたしました。

12月15日、監査委員辞令交付式を町長室で執り行いましたので、出席いたしました。同日、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を開催しました。

12月16日、議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席いたしました。

12月18日、球磨川流域治水会議が熊本県庁で開催されましたので、出席いたしました。

12月21日、第9回議会定例会本会議、8日目が開会されましたので、出席いたしまし

た。

12月24日、上球磨消防組合議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。また、日本損害保険協会による高規格救急自動車贈呈式が開催されましたので、出席いたしました。

12月25日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。また、定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金に係る財源措置について、入札及び随意契約締結結果について、その他でした。

同日、くま川鉄道再生協議会設立総会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、錦町及び多良木町で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたため、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を開催しましたので、出席いたしました。

同日、職員への年末年始の町長訓示式を洋会議室で行いました。

12月31日、あさぎり町で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたため、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を開催しましたので、出席いたしました。

令和3年1月4日、第71回成人式をグリーンパレスのグラウンド・ゴルフ場で開催しましたので、出席いたしました。今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、成人者と関係者のみで小規模に行い、同会場に記念植樹3本を行いました。今年の成人者は、男子22名、女子21名、計43名でした。

1月12日、球磨郡定例町村長会が山江村で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、日本郵便の包括連携協定に関する取組について、その他でした。

1月13日、振興計画策定審議会による総合計画検討結果の答申が町長室で行われたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、災害時廃棄物処理事業費補助金に係る財源措置について、入札及び随意契約締結について、その他でした。

同日、議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席いたしました。また、議会運営委員会が応接室で開催されましたので、出席いたしました。

1月14日、熊本県独自の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を行いましたので、出席いたしました。

また、同日、緊急の球磨郡町村長会が山江村で開催されましたので、出席いたしました。

1月15日、第1回湯前町議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

1月27日、公共施設指定管理者選定委員会を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

2月4日、議会運営委員会が議長室で行われましたので、出席いたしました。同日、第2回湯前町議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。また、議会全員協議会が行われましたので、出席いたしました。

2月5日、熊本県独自の緊急事態宣言が、1月14日から2月7日を2月21日まで延長されたことに伴い、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を行いましたので、出席いたしました。

2月9日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、くま川鉄道再生協議会の現状報告について、人吉球磨観光地域づくり協議会への町村職員派遣等について、その他でした。

2月12日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、令和2年度災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額の決定について、その他でした。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

2月16日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

2月17日、長洲町・湯前町のB&G財団施設設置自治体の災害時相互応援協定の調印式を保健センターで執り行いましたので、出席いたしました。これは、令和2年7月豪雨災害を契機に、自然災害の発生時に、B&G財団施設設置自治体である両町の災害活動に必要な職員の応援派遣、物資支援、避難所支援などを行う協定を締結したものです。

2月19日、球磨郡公立多良木病院企業団議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

2月24日、議会全員協議会が開催されましたので、出席いたしました。

同日、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を行いましたので、出席いたしました。

2月25日、上球磨消防組合議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。

2月26日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、熊本県消防連携・協力推進検討報告会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

3月1日、球磨郡定例町村長会が山江村で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、田んぼダムについ

て、くま川鉄道再生協議会の現状報告について、令和3年度球磨郡町村会事業計画について、その他でした。

3月2日、議会運営委員会が応接室で開催されましたので、出席いたしました。

以上、3月議会に当たりましての行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これで行政報告は、終わりました。

次の、日程第5、「施政方針及び予算編成方針」は長時間となりますので、ここで休憩のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第5 施政方針及び予算編成方針

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「施政方針及び予算編成方針」、町長より施政方針及び予算編成方針の表明があります。これを許します。

○町長（長谷和人君） それでは、令和3年度施政方針及び令和3年度予算編成方針を行います。

まず初めに、令和3年度施政方針からでございます。今回、定例会に提案しております令和3年度予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ち、町政運営の基本的な考え方と主要施策について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の深い御理解と御支援を賜りたいと存じます。

令和の時代の始まりと合わせ、町民の皆様から信託をいただき、町長に就任して3年目となり、折り返しの節目の春を迎えています。私は、湯前町民であることに誇りを持ち、豊かで、明るく、住みよい町にするために、「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」をキャッチフレーズに、町政運営に取り組んでいます。今後も、現場主義を貫き、改めて「初心忘れるべからず」を胸に、誠心誠意取り組んでいく覚悟です。

さて、令和2年を顧みますと、新型コロナウイルスの感染者が、令和元年末に中国・武漢市で確認されてから1年3か月が経ちました。見えない敵は瞬く間に世界規模で広がり、強い感染力が懸念される変異株も現れ、世界を震撼させ続けております。コロナ禍において、一つの感染症の流行にとどまらず、現代文明や社会全体の在り方を問う重大インシデントとして、利潤と効率性を第一としてきた経済システムのもろさや、社会的差別の助長など、様々な構造的問題が鮮明にされました。

このウイルスについては、生物多様性を減少させ続ける人間活動の結果から、突然変異して誕生したのではないかという仮説がありますが、私は、我々人類が未来において新たなウイルスの脅威に打ち勝つための課題を投げつけられていると考えています。このように考えると、SDGs（持続可能な開発目標）は、今回の人類を脅かす感染症のパンデミックに係る目標として「陸の豊かさを守ろう」です。その理由は、多様な生物が息づく森林環境などの破壊を伴う土地利用の変化が、新興感染症と呼ばれる新しい感染症をもたらし、世界の公衆衛生と経済を脅かしているからです。文字通り、持続的な成長を果たすために、国連加盟国が合意した未来の世界のかたちが描かれています。この大きな目標は、即効性のあることを求めるだけでなく、将来に向けて「何を考えておく必要があるのか」、「何を忘れてはいけないのか」を示した「道しるべ」と考えて、行動を起こすことを忘れてはならないと思います。

本町において、JT日本たばこ産業、JR九州商事などと共に多様な生物と共生できる豊かな森を目指した森林保全活動を進めていることは、文字通り、SDGsの達成に向けた確かな活動であると確信したところです。今後も、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されますが、感染拡大防止対策の重要な柱は、全国規模でのワクチン接種であり、本町においても、優先順位に基づき順次実施することとしております。ワクチン接種の円滑な実施をはじめとする感染拡大防止対策につきましては、町民の皆様の御理解と御協力の下、国や県、医療機関をはじめとする関係機関と緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応してまいります。

また、昨年7月には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中、球磨川流域において記録的大雨による激甚災害に見舞われました。この豪雨災害の犠牲になられた方々をはじめ、被害を受けられた全ての皆様に、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

この豪雨災害で湯前横谷の雨量計は、24時間降水量で観測史上の489.5ミリを記録し、降り始めから14日までの降水量は、年間降水量約3,100ミリの約40パーセントに相当する1294.5ミリを記録しました。本町においては、幸いにも人的被害はなかったものの、道路、河川、農地、農業用施設、林道などに激甚な被害が発生したことは皆様ご存じのことと思います。7月3日から12日までの10日間は24時間体制で役場の災害対応業務を遂行しました。そして、発災から8か月間、災害復旧係を新たに創設し、災害査定への対応などの事務を集中的に進めました。現在、緊急度の高い災害復旧事業については、その補正予算案を議会で可決いただいた上で、本格的に進めているところです。ただ、災害復旧事業には複数年を要するため、ひっ迫する財政を更に硬直化させる要因になります。このため、国や県に対して、必要な財源や各種制度の弾力的な運用などを積極的に要望してまいります。この豪雨災害は、本町の歴史に残る出来事として、町史の1ペ

一に記述される大災害となりました。これからのまちづくりにしっかりと記録し、後世に伝えつつ、災害に強いまちとなるよう、今後の政策に位置付けながら創造的復興を実現してまいります。

自然災害、特に甚大な被害をもたらした平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨災害により、多くの尊い人命が奪われました。天災は、忘れた頃にやってくるどころか、昨今は傷が癒えぬ間に襲い掛かってくるようになりました。改めて防災・減災対策の重要性を痛感したところでもあります。加えて、自然災害リスクの高まり、将来の気候変動を見据えた総合的な対策が必要となっています。今後 30 年以内に、マグニチュード 8 以上の南海トラフ巨大地震が 70 パーセントから 80 パーセントの高い確率で発生することが予想されており、地震等対策の早急な実施が不可欠となっています。

国の防災・減災、国土強靱化の「国土強靱化基本計画」によると、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化や深化を図ることとしております。令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年間に、追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとなっておりますので、本町においてもその対応を行わなければならないと思っております。

国においては、2050 年までにカーボンニュートラルの実現に資するとともに、災害リスクの高い土地の利用規制など、ソフト対策とハード対策とが一体となった総合的な対応を行うものとし、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、官民が適切に連携、役割分担し、取り組むことなどが示されております。このため、本町では、災害復旧・復興事業や防災・減災事業の実施を優先することとし、それ以外の各種振興対策事業については財政面を考慮し、後年度へ繰り延べするなどの対応を行いますので、そのことへの御理解を賜りますようお願いいたします。

さらに、令和 2 年 7 月豪雨災害により、くま川鉄道にも、橋梁の流失、線路への土砂流入、車両の浸水など、甚大な被害が発生しました。くま川鉄道の復旧・復興に向けた各種協議を行うため、昨年 12 月 25 日に、県、沿線市町村、鉄道会社で構成されるくま川鉄道再生協議会が設立されました。くま川鉄道の復旧・復興に当たっては、復旧費の 97.5 パーセントを国が実質負担する特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業を活用することとしております。その活用には、復旧した鉄道施設の公的主体による保有や、長期的な運行を確保する計画の策定などが要件となっており、今後、協議会において、これらを協議していく必要があります。私は、協議会の副会長となっておりますので、しっかりとその責務を果たしてまいります。

くま川鉄道は、地域住民の生活路線であるとともに、観光振興や地域活性化の基盤と

しても重要な役割を担っております。厳しい状況下においても、地域が主体的に、鉄道の維持・活性化に向けた取組や復旧後の開通を見据えた活性化対策も現段階から検討し、促進していくことが必要であります。JR肥薩線の復旧に関しましても、引き続き積極的に要望活動を行っていくところです。このことを町民や議員の皆様にご認識いただき、御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

それでは、令和3年度の主な施策について、6つの方向性に沿って御説明申し上げます。それに先立ち、振興計画策定委員会委員の皆様におかれましては、8か月にわたり会議を重ねて答申をいただいたところであり、この場をお借りしてお礼を申し上げます。本町の未来の将来像をどう捉えるのか、その実現のためには、どのような視点に基づき、施策をどう展開していくのか、その位置付けとなる答申書であったところです。

これまで第5次総合計画に基づき、まちづくりを進めてきたところですが、少子高齢化の一層の進展、年々激化する災害や疫病、地方創生の推進と急激な社会の変化など、私たちを取り巻く時代の潮流は、これまでの予想を遥かに上回る勢いで進んでおり、町民が求める価値観や生活意識も変化をしてきたところです。このため、第6次総合計画では、こうした時代の変化を捉え、新しい時代へのまちづくりの展開を図るために、基本構想の意義を尊重し、また基本姿勢として、第一に「安全で安心して生活を送ることができる、暮らしやすいまちづくり」、第二に「美しい自然環境、豊かな歴史などの地域資源を活かしたまちづくり」、第三に「限られた人材や資源を最大限に活用する持続可能なまちづくり」を目指すとしたところです。その上で、将来像を「マイ ホームタウン ゆのまえ～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～」とさせていただきます。湯前町が、いつまでも心のよりどころである「ふるさと」であり続けるために、町民一人ひとりが夢と誇りを持って明るい未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりを実現するために計画を進めていくこととしたところです。

さて、令和3年度の主な施策の6つの方向性の第一に、「命を守る安心安全のまちづくり」について御説明申し上げます。私は、一昨年の所信表明において、1期4年間を「修復」の時として捉えることとしておりましたが、今回の令和2年7月豪雨災害等を受けて、この1期4年間を「修復」と「復旧・復興」の時として捉え直すこととします。そして、公共施設等の経年劣化対策や長寿命化など、防災・減災、国土強靱化対策を引き続き進めるとともに、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興事業を進めてまいります。

令和2年度には、経年劣化している保健センター空調設備の改修、中学校屋根改修や、災害時の指定避難所になっている農村環境改善センターのつり天井の落下防止や照明のLED化などを整備したところです。令和3年度は、経年劣化している小・中学校の改修など、必要な整備を進めてまいります。道路、河川、農地、農業用施設、林道などの

災害復旧事業については、繰越事業を含め、本町の最重要・最優先事業に位置付け、強力に推し進めるとともに、大規模災害時に備え、県の補助金を活用し、災害時備蓄用備品類を整備します。

また、令和2年度には2つの自治体との相互応援体制を構築しました。古来より交流の深い宮崎県西米良村と、またB&G財団関連事業等で交流の深い長洲町と災害時相互応援協定を締結しました。引き続き、遠隔の自治体との応援協定の締結を模索してまいります。協定締結を契機に、災害のみならず、多様な交流を図り、いざというときに有効に協定が働くよう親交を深めていきたいと考えております。

さらに、大雨、台風、地震等の自然災害と併せて、対策が必要なのは、人と動物の共通感染症に対する防御力の強化であります。主に国・県が担当することになりますが、人間の免疫強化、防疫訓練や防疫品の備蓄、教育や啓発による知識の蓄積など、人間の健康づくりに環境・自然保護の観点を取り入れて、その準備も怠ることはできないものと、私はあえて申し上げさせていただきます。

第二に、「次世代につなぐ持続可能な産業づくり」についてです。農林商工業の振興、観光の振興について、それぞれの現況と課題を把握し、その解決のために施策を展開してまいります。

まず、農業振興については、引き続き、国の交付金等を活用した生産基盤の整備や後継者の育成を図るとともに、町独自の支援策を推進してまいります。また、令和2年度に試作した水稻の新品種びかまるによる試験栽培委託事業については、一定の評価を得たところです。2年目の令和3年度は、この品種の特徴を見極めるため、引き続き試験栽培を行ってまいります。また、農業公社の今後の方向性については、令和2年7月豪雨災害への対応業務に軸足を置いたため、実質的に協議が進みませんでした。令和3年度は、具体的な行動マニュアルを策定の上、一定の方向性を見出したいと考えております。一方で、農家の高齢化や担い手の減少による労働力不足を踏まえ、農業公社を通じ、今すぐできることは速やかに実施することとし、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、省力化や負担軽減に向けた対策を講じてまいります。議員の皆様におかれましては、アクションの過程で丁寧に御相談、報告をさせていただきますので、御理解と御支援をお願いいたします。

次に、商工業の振興については、喫緊の課題である高齢化や後継者不足の解決に向け、新たに事業承継サポート事業補助金を創設します。商工会と連携し、事業継続、廃業回避、スムーズな事業承継などを後押ししてまいります。また、昨年4月からリニューアルオープンしましたゆのまえ温泉湯楽里については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で利用客が減少し、大変厳しい経営状態が続いております。徹底した感染防止対策や経営の合理化を実施しておりますが、緊急事態宣言の発出などにより先の見通しが立た

ない状態であり、更なる融資・支援金等が必要になると考えております。町民と議員の皆様のご理解と御支援をお願いいたします。

第三に、「ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり」についてです。交通体系の整備として、道路交通環境の整備については、真に望まれている生活道路の改良舗装等における交通安全施設の整備を進めてまいります。また、道路構造物の老朽化への対応については、経年劣化や疲労等に伴う損傷が利用者や第三者の被害につながることをないよう、修繕・更新を着実に進め、維持すべきインフラの施設機能の適正化を図ってまいります。

また、上水道については、引き続き維持管理強化と耐震化の推進として、耐震性能を有するポリエチレン管敷設工事を進めてまいります。また、住宅対策については、移住・定住の受け皿として、新規町営住宅建設に向けた基本設計を実施します。併せて、リフォーム等の支援を行うこととします。

第四に、「ささえ愛で心温まる福祉づくり」についてです。まず、多岐にわたる町民の皆様のご生活実態において、困窮されている状況を軽減するため、主に福祉分野を中心に、町民からの御相談に迅速に助言等を行う職員体制を整えたところです。これからも支え合う体制を充実してまいります。

また、高齢者の介護予防、健康づくりを推進するとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される会「地域包括ケアシステム」の実現に努めるところです。また、医療費の適正化を図るため、生活習慣病予防とその重症化防止を目的として、新たに20歳から39歳までの若年層健診を実施し、健康づくりの意識向上を図ります。

さらに、働く世代をはじめ住民のスポーツ離れが進んでいるため、運動による健康寿命の延伸等を目指し、総務省の地域おこし企業人交流プログラム事業を活用したいと考えております。具体的には、民間企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かした健康づくりや介護予防等の支援を実施することとし、その財源には特別交付税が措置されます。事業採択が整い次第、予算化を予定しております。

次に、公立多良木病院については、「公立病院は住民のための病院である」との認識の下に、その時代に沿って対応していくことが自治体病院の役割であります。医師の確保等の人材不足の問題など、医療体制の充実が求められております。これらを踏まえた中での健全経営は、待ったなしの状況であり、年々、経営の厳しさが増しております。この地域の医療確保のためには、一つには抜本的な経営改革など、将来を見据えた体制づくりが必要であります。

また、医療体制の充実と医師の確保を図ることは勿論であります。なぜ赤字なのか、その原因は何なのか、その原因を解決するにはどうしたらいいのか、いかにして赤字脱

却ができるのか、構成町村長と十分な協議を重ね、地域医療の確保に向けた取組を行ってまいります。

第五に、「地域をつなぐ人づくり」についてです。未来を担う子どもたちに充実した教育活動が展開できるよう、教育環境づくりを進めます。

子育て支援策として、令和2年度は、小・中学校の給食費の一部軽減を実施するとともに、長寿命化対策として中学校校舎の外部改修工事を行いました。令和3年度は、小学校校舎の外部改修工事を行うとともに、GIGAスクール構想に沿って、教育の情報化に対応する学習環境を整備します。

また、くま川鉄道復旧の願いと保護者の負担軽減を図るため、新たにくま川鉄道定期券購入費の一部助成を行います。この財源には、毎年度の敬老祝金の一部を充当させていただきますので、敬老祝金の対象者の御理解と御協力をお願いいたします。また、ふるさと寄附金の財源を活用し、小・中学校入学時のお祝い金と就学旅行費補助の一部助成を行います。

次に、文化財の適正な保存と継承を行いつつ、観光資源として有効な活用を図るため、人吉球磨観光地域づくり協議会との連携を強化しながら、文化財をPRし、交流人口の拡大により地域経済につなげてまいります。なお、令和3年度から始まる御大師堂の修理状況のかなめ時には見学できるよう計画しております。また、湯前まんが美術館収蔵の町の重宝である故那須良輔氏の作品や関連資料については、引き続き、眠っていた昭和の時代の貴重な作品を現代によみがえらせ、後世に引き継ぎ、全国に情報発信する源としてアーカイブ化事業を実施します。

第六に、「みんなで描き育むまちづくり」についてです。令和3年度から23の行政区に担当職員を新たに配置します。この配置により、地区と町の相互理解と信頼関係を深めるとともに、地区のコミュニティ強化と地区活動の活性化を図ります。ただ、担当職員の職務には、行政区が日常的に行う庶務や活動、例えば総会資料の作成、会計処理等は含まれません。あくまでも行政区の活性化に必要な情報提供、課題解決などを支援するための必要な助言等を行うものですので、あらかじめ御理解をお願いいたします。

また、ふるさと納税については、引き続き、地域の事業者の協力を得ながら、地場産品を活用し、アイテム数を増やすなどして税込額向上に努めてまいります。また、光ファイバーケーブルを利用した情報通信システムについては、整備後10年を経過し、設備の老朽化が進むとともに情報量の変化に伴い、新たなシステムの再構築が求められておりますので、今後の対応を検討したいと考えております。

今後、財政需要が更に高まることが予想されます。課題は山積しておりますが、将来の世代に過度な負担を先送りしないよう、事務事業の実施には確固たる財源の裏付けが必要です。私の持論である「入るを量りて出ざるを制す」を基本に、引き続き、行財政

の健全化と持続可能な財政運営に努めてまいります。そして、「オール湯前」を旗印に、将来像であります「マイ ホームタウン ゆのまえ～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～」を目指し、職員一丸となって、新しい湯前の未来に向けたまちづくりを進めてまいります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 続きまして、令和3年度湯前町一般会計予算編成方針です。

現在の日本経済の動向は、内閣府が令和3年1月22日に発表した月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」としています。また、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされています。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」では、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であるとの認識から、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとされ、感染症拡大の甚大な影響を受け、休業者の大幅増といった雇用状況、製造業のみならずサービス業にも広く影響が出ている。特に、行政分野ではデジタル化・オンライン化、都市過密・一極集中のリスクなど、国が抱える課題の遅れが改めて浮き彫りになったことから、10年掛かる変革を一気に進める「新たな日常」の実現に向け、実行に移すとされています。

国の令和3年度予算において、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、厳しい財政状況を強いられることになってはいますが、自治体への地方交付税の総額は、令和2年度予算に比べ約0.9兆円を増額し、約17.4兆円を確保され、また地方自治体の財源不足を穴埋めする臨時財政対策債は、約2.3兆円を増額し、約5.5兆円とみています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、一転して大幅な悪化が避けられない状況があり、令和2年度の地方財政計画の水準を確保するとされるものの、急激な変動があることも予想しておかなければならないと考えています。

本町の財政状況を見ると、町税収入は、新型コロナウイルス感染症が地域経済に与えた打撃と令和2年7月豪雨災害により、個人所得と法人所得において、税収の大幅な落

ち込みが懸念される中、本町の財源不足は今後更に厳しい状況に陥ることも予測しています。

また、歳出においては、社会保障費、その他義務的経費や施設の維持管理経費が増える中、経常収支比率は平成 29 年度決算で 94.0%から平成 30 年度決算で 99.0%に悪化したものの、令和元年度では 97.4%に好転を見たところです。しかし、令和 2 年 7 月豪雨災害による緊急的かつ応急的な修繕料等の対応費用が増加し、新型コロナウイルス感染症対策の予算を含め、その財源は財政調整基金から大きな金額の取崩しをして予算化せざるを得ない状況となったところです。

令和 3 年度は、早急に進めなければならない令和 2 年 7 月豪雨で被災した災害復旧を優先させるため、委託料、工事請負費といった緊急性の高い大きな事業を進めなければならないことを覚悟し、歳出予算をそれに重点化することになります。その財源を確保するためには、従前の事業の必要性の確認、優先順位の洗い出しと見直しを行い、全庁挙げて、徹底した無駄を排除し、必要な財源を確保しながら、できる限り財源不足額の圧縮に努める必要があります。また、予算編成の過程においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応など、町民の安心・安全な生活を守るため、国の予算編成の状況等を十分に把握し、適切に対応をしていくとともに、令和 3 年度の予算編成は、以下に定める方針に基づき編成いたしました。以下、重点項目ごとに説明申し上げます。

1. 命を守る安心安全のまちづくり（防災消防・防疫・防犯・交通安全）。

（1）防災消防。

令和 2 年 7 月豪雨災害の経験を基に、今後も発生を予測した風水害等の大きな自然災害、そして南海トラフや南縁断層を震源とした地震の発生による災害を想定し、準備を行うことが必要です。そのためには、自主防災組織の地域防災力の強化を図るため、出水期間を前に改正ハザードマップを活用した図上防災訓練等を実施するとともに、要支援者の避難行動の確認、新型コロナウイルス感染防止を含めた避難所運営体制づくりを進めてまいります。そして、豪雨や台風接近による災害が予想できる場合は、国や県、気象台等の情報収集に注力し、早期の避難勧告や避難指示を発令するとともに、「町民には自然と戦わせない」という使命感を持って、防災・減災の業務に努めてまいります。また、発災時における役場庁舎の予備的電話回線の確保を行うとともに、現行の防災行政情報通信システムの次期システムへの移行に向け、防災・減災対策に重点を置いた設備構築の検討に着手する準備を始めてまいります。

（2）防疫。

世界に爆発的な広がりを見せ、今なお収束しない新型コロナウイルス感染症に多くの人が罹患し、重症化を招くだけでなく、日本経済へのダメージを与え、そして本町の商工業を中心とした地域経済と生活にも大きな影響を与えています。

感染症予防対策については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、国や県の情報を収集し、町民の皆様に迅速な情報の提供と共有を図り、町民一人一人が新しい生活様式を意識、実践できるよう継続的な普及・啓発に取り組むとともに、国の交付金等の財源を活用し、感染リスクを低減させるため、消毒液等の衛生用品などの確保に努めてまいります。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業が始まることから、安心できる接種体制づくりを行ってまいります。

(3) 防犯・交通安全。

本町の交通情勢は、交通事故の多くは高齢者の方が巻き込まれる割合が高くなっており、多良木警察署との連携による事故多発箇所の安全対策が必要となっております。また、交通指導員会との交通事故を未然に防ぐ対策の意見交換を密に行ってまいります。町道の劣化した区画線の修繕やカーブミラーの新設及び修繕を計画し、交通事故防止施策を進めてまいります。また、都市部で起こるような大きな犯罪や事件、全国的に被害が続く振り込め詐欺や子どもへの声掛け事件など、重大な犯罪に発展しないよう未然に防ぐため、警察や学校との危険箇所調査等を行い、通学路に重点を置いた防犯灯の新設又は既存照明のLED化による照明効果を高める施策を進めてまいります。

2. 次世代につなぐ持続可能な産業づくり（産業の振興）。

(1) 農林業の振興。

農業を取り巻く情勢は、人口減少社会を背景とした農業後継者や担い手不足、高齢化や生産現場における労働力不足など、地域振興に深刻な影響を与える状況に加え、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響、令和2年7月豪雨災害の影響、さらにはTPP11、日・欧EPA、日米貿易協定の発効に伴う国内市場への影響が懸念されています。

このような中、本町の基幹産業である農業における課題解決のため、湯前町農業振興検討委員会を立ち上げています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策、災害復旧事業を優先させたため、検討委員会が思うように開催できていませんが、検討委員会からは農業後継者等として就農する者が少ない、農繁期の短期雇用ができない等の人材不足が、最重要課題であるとの意見があっています。

農業公社においても理事会を開催できませんでしたが、公益性の事業として、地域農業者の負担軽減としての受託事業を柱とすることを確認できているところであり、公益性事業の具現化を図る体制整備に着手できるようにと考えています。

また、町独自の補助事業の推進を図るとともに、水稻の新品種びかまるにおける農業所得の向上が図られるように、令和3年度は令和2年度以上の試験栽培を行い、本町のブランド米としての確立を目指してまいります。

畜産業については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、子牛価格や牛枝肉価格も一時大きく下落しました。その後は、需要の回復を受け、持ち直しているものの、い

まだに畜産物への影響が懸念されています。このような中、本町の畜産奨励事業の活用推進、耕畜連携による自給粗飼料生産の充実を図るとともに、畜産農家と関係機関が一体となり家畜防疫にも努めてまいります。

県営事業における農業基盤整備については、令和3年度から第二蓑谷地区ため池整備事業が着手されます。また、幸野溝、上溝、中溝、西部地区、松下地区、中部地区においても、用水路の老朽化による漏水等が見受けられており、今後の改修に向けた基礎調査や事業実施に向けた各種の計画作成の段階に入ってきています。団体営事業におきましても、深田地区の排水路整備に着手する計画で、今後も農業基盤整備を進め、担い手への農地の集積・集約を推進してまいります。農業従事者の高齢化、兼業化が進む中、農業者同士の話合いに基づき作成される担い手への農地の集積・集約化など、地域農業のあるべき将来像となる実質化された人・農地プランの作成に取り組まなければなりません。まずは、用水路改修事業が計画されている地区に出向き、取り組んでいくこととしています。

また、令和2年度から農地流動化に専従した会計年度任用職員の雇用を行い、12月末までに、12件、11.9ヘクタールの契約を行いました。併せて、農地流動化推進チームを設置し、農業委員や農地利用最適化推進委員がコーディネーターとなり、計画の合意形成に取り組んでまいります。このほか、令和2年7月豪雨による農地、農業用施設災害復旧は、本年度をもって完了させる計画としています。

森林管理と林業振興については、町有林の森林整備事業を公共事業として再造林・下刈り・獣害防護柵の設置・除伐・被災した作業道の補修を計画しており、非公共事業としては間伐を計画しています。また、林道を管理する上で基礎資料となる林道台帳については、現在の台帳が約40年を経過し、古い情報となっていることから、森林環境譲与税を活用しまして、再度現地測量の上、林道台帳を整備します。林道が豪雨災害で被災していることから、複数年に分けて更新する計画です。また、豪雨災害を受け、林野庁にて本町を含む地域の航空レーザー測量を実施されており、本測量データを活用しまして、林道台帳の整備路線周辺の森林解析及び地形解析を行うとともに、民有林の資源量や町内の地形を解析し、森林管理と林業振興及び防災に役立つものと考えております。

災害復旧については、林道長谷場線及び火の谷線の災害復旧工事を計画し、また国や県の補助事業の対象とならない治山事業2箇所を計画しております。

(2) 商工業・観光の振興。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、飲食業をはじめとする事業者の経営は非常に厳しいものとなりました。そのため、町としては事業者に対して、できる限りの支援策を講じてきたところです。令和3年度においても、この

影響は当面続くものと考え、商工会との連携を更に密にしながら、事業者の実情把握に努め、国や県の動向も見極めつつ、引き続き必要な対策を講じてまいります。

一方で、コロナ終息後の経済活動の回復を見据えた準備も肝要であることから、令和3年度に商工会が申請を予定しているJAPANブランド育成支援等事業への補助も行ってまいります。事業採択の折には予算の肉付けを行い、新商品開発や販路開拓・ブランディング等への支援を行ってまいります。併せて、平成28年度から実施しております小規模事業者持続化補助金事業についても継続し、意欲ある小規模事業者への支援を行ってまいります。町外への消費流出抑制のために、商工会が取り組むプレミアム商品券発行事業への補助も継続してまいります。

年々深刻化する後継者不足問題は、商工振興における最優先課題と捉え、平成12年から実施してまいりました後継者対策助成金事業を、発展的な考え方のもと廃止し、事業承継サポート事業を創設いたします。この新たな事業では、事業承継のための知識や技術習得に必要な期間に月額給付金を支給して、事業者の支援を行いたいと考えています。商工会との連携のもと、相談体制も充実させながら、計画的で確実な事業承継につなげてまいります。また、商工会預託金については、国・県等の融資制度が充実しており、その必要性が低くなってきているため、令和3年度から段階的に縮小してまいります。

本町の観光拠点である湯楽里・グリーンパレスについても、新型コロナウイルス感染拡大の影響が甚大で、経営は非常に厳しいものとなっています。国・県の支援制度の情報収集と活用を積極的に図るとともに、町の支援のあり方についても検討を行い、町民の皆様はじめ関係各位の御理解をいただきながら、経営の持続化を図ってまいります。

観光物産協会や観光案内人協会への補助を継続する中で、コロナ禍における新しい生活様式の下、地域の特色ある観光資源や特産品が効果的に発信できるようなイベントを連携して開催し、地域経済活性化を図ってまいります。

一方、官民で構成する人吉球磨観光地域づくり協議会は、観光庁が登録する観光地域づくり法人である「登録DMO」を目指すために組織を改編し、一般社団法人を設立する予定となっています。令和3年度においても、民間主導の下、マーケティングの視点に立って、新たな食、土産物、体験メニューなどの開発に取り組み、広域的な連携による地域資源の発掘と効果的な磨き上げを図ってまいります。また、上球磨三町村で構成する奥球磨広域連携推進協議会は、近年は観光・物産事業の連携のみを行ってきたところですが、協議会の目的に照らし、令和3年度は他の分野の連携も行うことができないか検討してまいります。

3. ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり（住環境の整備）。

道路対策については、通学生や住民の方が安全に通行できる環境整備としまして、町道上里古城線歩道整備を終え、引き続き歩道整備に取り組んでまいります。町道舗装修繕工事については、年次計画により実施することとしており、また橋梁については、定期点検業務委託及び橋梁補修設計業務及び補修工事に取り組むこととしております。

道路修繕及び橋梁補修については、国の交付金事業の確定により、年度途中での補正予算にて対応を行いたいと考えております。さらに、令和3年度は、道路維持、河川管理に関する事業として、道路側溝などに溜まる土砂除去のための予算、また大雨などの際、河川敷地内で災害の起因となり得る竹木の除去のための予算を計上させていただきました。

令和2年7月豪雨の災害復旧事業については、町の最優先事業として鋭意取り組んでいくこととし、災害の発生が懸念される箇所については、防災・減災に資する事前対策として実施してまいります。

農道を町道に移管するため、道路台帳作成業務委託2路線を対象とし、交付税算定の基礎資料の整備を行ってまいります。

熊本県事業については、国道219号歩道整備事業上里工区、県道幸野染田線道路改良事業が引き続き予定されています。今後も熊本県と事業推進に向けた協力関係を保ち、事業に伴う負担金を予算化して対応を行ってまいります。

公営住宅については、公営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に取り組んでまいりました。令和2年度の上村住宅改修により、当面の予定は終了したところです。令和3年度については、平成31年度までに単身者向けの住宅整備が完了し、今後、多様な要望に応えるため、若年層向けの住宅整備を図るための計画を推進してまいります。街なみ環境整備事業については、引き続き事業に取り組むこととし、担当する所管課において予算を計上しているところです。

環境衛生については、環境に優しいごみ処理体制の実現のため、一般廃棄物処理実施に基づいて、人吉球磨広域行政組合と連携しながら適正なごみ処理を推進するとともに、生ごみ処理容器等設置事業補助金により、生ごみの減量化と堆肥としての再資源化を図ってまいります。また、ペットの適正飼育についての意識啓発や狂犬病予防接種の徹底などを推進してまいります。

熊本県の事業を活用し、引き続き、湯前町ブロック塀等耐震化支援事業及び耐震改修等事業補助にも取り組んでまいります。合併処理浄化槽設置補助につきましても同様に、環境改善のために推進を図ってまいります。

平成30年度から令和2年度まで実施してまいりました住宅リフォーム・空き家リフォーム等事業については、3年間の事業検証に基づき、補助額及び補助要件の一部見直し

を行い、継続して実施いたします。また、空き家バンク事業は、地域おこし協力隊を活用しながら、空き家リフォーム事業と併せて推進してまいります。

4. ささえ愛で心温まる福祉づくり（健康・福祉の増進）。

令和3年度から始まる第6次湯前町総合計画において、健康・福祉の増進のキャッチフレーズを「ささえ愛で心温まる福祉づくり」とし、子どもから高齢者までが安心して生活が送れるように、健康増進・福祉施策の推進を基本方針に、各種施策に取り組んでまいります。

健康増進については、健康増進計画に基づき、各世代のライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。栄養・食生活に重要となる歯と口腔の健康づくりとして、幼児から高齢者までの歯科検診やむし歯予防の充実を図ります。疾病の予防・早期発見・重症化予防につながる各種がん検診や総合健診などの受診勧奨に取り組み、生活習慣病対策を推進し、健康寿命延伸を目指してまいります。また、新規事業として、20歳から39歳の若年層を対象に、健康づくりの意識向上と40歳到達後の特定健診受診率向上を目的に、若年層健診を実施します。

ウィズコロナ時代に対応する取組として、季節性インフルエンザや日本脳炎などの予防接種を集団接種から個別接種に移行するとともに、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に取り組んでまいります。また、新規事業として、乳児から18歳までの季節性インフルエンザ予防接種補助制度を創設し、子育て世帯支援施策の充実を図ってまいります。

地域福祉の推進については、第4次湯前町地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動の要である社会福祉協議会のほか、民生委員・児童委員協議会などの関係機関や老人クラブ連合会・各種ボランティア団体などと協力、連携しながら、高齢者福祉計画、障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、福祉分野ごとの個別計画に掲げた施策に取り組んでまいります。

障がい福祉では、ここ数年利用者が増加している障害児通所支援事業（放課後等デイサービス等）について、令和3年度の利用見込み数に基づき、療育にかかる支給量を確保し、障がいのある子どもの早期療育・発達促進と自立した生活ができるよう支援してまいります。

児童福祉では、令和2年度途中から障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）の利用基準見直しに伴い、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を1支援増設し、2クラブ4支援で実施されていますが、引き続き児童の放課後や長期休暇中における利用者への支援の充実を図ってまいります。また、登録児童数の更なる増加や新型コロナウイルス感染症対策のための開設時間延長、指導員の加配などにも対応してまいります。町

内の保育園・こども園についても、継続して新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、安心安全な保育環境の整備に努めてまいります。

5. 地域をつなぐ人づくり（教育・人材育成）。

まちづくりを進めていく中で、人づくり、その中でも教育は避けて通れない最も重要な核として位置付けられています。町民の皆様が、常に学び、常に親しく、つながりの持てる明るい地域を目指し、各事業の推進を図ってまいります。

学校教育については、小中連携を深め、小中一貫教育を推進していきます。併せて、地域と学校を結ぶ湯前町学校運営協議会と、学校と地域が連携した地域学校協働活動を引き続き支援し、小・中学校共通の教育目標である「ふるさとを愛し、一人一人が輝く徳・知・体の調和のとれた児童・生徒の育成」に努めてまいります。

令和2年度は、中学校校舎等の屋根や外壁、建具等の改修を実施しましたが、令和3年度は、同様に小学校校舎の外部改修工事に着手し、雨漏りや老朽化対策を行い、校舎の長寿命化を図ってまいります。

また、英語教育推進のための英検等受験料と、保護者負担の軽減のための給食費の補助を実施することに加えまして、令和3年度は新たに、小・中学校へ入学される児童生徒の保護者の方への入学祝金、そして、子育て世代の就学環境支援を目的とした高校生定期券の補助を計画しております。保護者の皆様の御負担の軽減を図り、子育て支援を進めてまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、前倒しして整備したICT関連の機器、設備、ソフト等の効率的な運用を図ってまいります。

社会教育については、引き続き、町民の皆様一人一人が、心健やかに、学び合い、高め合い、生きがいの持てる交流の機会や場の提供を行い、また、各公民分館活動の支援を行ってまいります。

令和2年度から実施しております下里御大師堂保存修理工事をはじめ、文化財の保護及びその地域の支援を図ってまいります。

湯前まんが美術館においては、湯前まんが美術館等活用計画によるアーカイブ事業やデジタルミュージアム構想により、コロナ渦の中でも耐え得る事業を展開しながら、町民の皆様に、より親しまれる美術館になるよう努めてまいります。

社会体育については、小学生の社会体育として、放課後に実施されている総合運動クラブの支援を継続してまいります。また、各関係機関や地域体育組織などと連携を図りながら、B&G海洋センターを拠点とした事業を展開していく中で、令和3年度は民間企業の人材交流プログラム事業を活用し、町民の皆様の健康づくりを強力に推進してまいります。

6. みんなで描き育むまちづくり（行財政運営）。

令和2年度に各方面の協力をいただき策定した第6次総合計画（令和3年度から令和9年度）の初年度となることから、これまでの事業の検証を十分に行うとともに、令和元年度に策定した総合戦略、そして第6期行財政改革計画等の事業計画の取組を進め、その進捗状況、各年度の目標及び実施行程を確認しながら推進してまいります。

過疎地域自立促進計画は、国の法律改正のスケジュールが遅れたことにより、令和3年度に策定することとなりました。第6次総合計画や第2期総合戦略など、関連計画との整合性を図りつつ、関係各位の御意見を聴取しながら策定を行ってまいります。

令和3年度の一般会計予算については、令和2年7月豪雨災害により大きな被害を受けた河川や町道・林道、農地等の災害復旧の事業費、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策を優先させることとし、そして複数年の期間が必要と見込まれることから、年度別の事業の実施計画の見直しを行い、また前年度ベースを上限とした上で、経常的経費等は10パーセント削減を考慮した予算編成を行っております。さらに、町単独の補助金等は、事業の目的・内容・効果の精査を行い、補助率等のほか、制度そのものの必要性と見直しを継続して実施してまいります。また、団体補助金については、補助金等の見直し方針に基づき、本来の補助金支出の目的に沿った事業かどうか、繰越金の多い団体、また基金積立等がある団体の補助金については、実態に見合った補助金額の精査を行い、予算編成を行いました。

ふるさと納税につきましては、令和2年度においてふるさと納税係を新設し、人員体制の強化を図ったことから、返礼品の充実のほか、ポータルサイトやキャッシュレス決済システムの拡充などにも取り組むことができ、成果につながりました。令和3年度は、ふるさと納税の本来の趣旨を念頭に、全国の皆様に応援していただけるようなプロジェクトの企画立案とその情報発信に注力してまいります。

若い世代の人口流出をはじめ、出生率の低下、厳しい財政運営、住民の生活様式や価値観の多様化などが叫ばれる中において、官民協働によるまちづくりは不可欠です。そのため、町民誰もが積極的・主体的にまちづくりに参画できる環境整備と意識の醸成を図ってまいります。また、各政策分野で活躍できる人材の育成に努めるとともに、外部人材の活用や広域連携の推進も図ってまいります。

次に、令和3年度湯前町国民健康保険特別会計予算編成方針。

国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体となり、掛かった医療費の支払いについては、町が納付金を納めることにより県が全額負担する仕組みとなっています。この納付金の算定については、過去3年間に掛かった医療費額が基準となっていますので、毎年掛かる医療費額は極めて重要になってきます。病気の早期発見、早期治療がなされると、医療費額にも大きな影響を与えることとなりますので、健診を受診し、病気の発見に至ること、予防することには重要な意義があります。特に、国が義務付けている40

歳以上を対象とする特定健診の重要性を理解していただけるよう、健康保持の観点からも更なる周知を行い、令和5年度に国が設定している市町村国保の特定健診受診率60パーセントを達成できるよう、受診勧奨を継続していくとともに、医療費の適正化に取り組んでまいります。

財源となりますが保険税につきましては、加入者の減少が見込まれる中ではありますが、適正賦課を基に公平公正な徴収を行い、収納率向上に努めます。

また、令和3年度は、国が開発した市町村事務処理標準システムの令和4年10月稼働に向けた準備年度となっており、その予算も計上しているところです。全国的に統一された事務処理への移行となりますので、滞りなく導入できるよう、事務を進めてまいります。

令和3年度で60年を迎えます国民皆保険制度の最後の砦としての位置にある国民健康保険であり、誰でも適正な負担で適正な医療が受けられるよう、更なる安定運営に努めてまいります。

次に、令和3年度湯前町下水道事業特別会計予算編成方針。

本町の下水道の接続率は、令和元年度末現在、82.9パーセントとなっています。下水道施設は、健康で快適な生活基盤となる必須の施設であります。今後も接続率の向上に努めてまいります。

下水道サービスを持続的に提供していくためには、施設の点検・調査による健全性の把握と、健全性に応じた施設の修繕・改築による機能の維持・向上といった計画的な施設管理が求められ、本町の施設管理計画である下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、施設の点検、修繕等を実施してまいります。また、経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や収益率の向上に努め、将来を見据えた経営状況の確かな把握に努めます。

そのため、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくための手段の一つとして、下水道事業における公営企業法適用については、昨年度から取り組み、令和6年度の法適用（公営企業会計化）を目指し、4か年計画の2年目として、計画的に取り組んでまいります。公営企業会計化と併せて、使用料金体系の見直しについても、検討を進めてまいります。

次に、令和3年度湯前町介護保険特別会計予算編成方針。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けられるように、社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年に導入された介護保険制度も早22年目を迎えようとしています。

令和3年度は、3年を1期とする第8期湯前町介護保険事業計画の初年度であります。団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年

を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築し、健やかに暮らせる安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

介護予防・重度化防止を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、リハビリ専門職や歯科衛生士を活用した各種介護予防教室の充実及び地区公民分館等の通いの場での継続的活動支援を図ってまいります。また、要介護状態等になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・深化のため、上球磨地域包括支援センター、介護サービス事業所、関係機関等と連携を図り、在宅医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、地域包括ケア会議の推進、生活支援体制の整備に取り組んでまいります。

平成 28 年度から開始した公民分館等における住民主体の通いの場の取組は、町内のほぼ全域に広がり、参加者の体力の維持向上や外出機会と会話の増加による認知症予防、参加者相互の見守りなども図ることができました。また、第 8 期の介護保険料を抑えることができた大きな要因と考えております。今後も、保健事業と連携を図りながら、介護保険事業の適正な運営のため、介護給付費等の適正化と健全な財政運営に努め、介護保制度の理念である高齢者の自立を支援することに努めてまいります。

次に、令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算編成方針。

後期高齢者医療保険は、被保険者の皆様が安心して医療を受けられ、健康に過ごすために、国民全体で支えあう医療保険制度です。運営は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担い、町は被保険者と直接接する窓口としての業務を担っています。

制度発足時の町の総人口に占める加入者割合は、20.8 パーセントでしたが、令和元年度末では 26.1 パーセントとなっており、5.3 パーセントの上昇、一人当たり医療費についても、19 万円ほど増加しています。また、令和 4 年からは団塊世代の年齢到達による加入が始まり、その団塊世代のジュニアが加入となる令和 32 年頃には、この制度のピークを迎えることとなりますので、将来を見据えた運営を図っていかねばなりません。加入者一人一人に健康管理や適正受診を心掛けていただくことをお願いするとともに、本町においても広域連合と連携を図り、保健事業を柱に健康増進に資する事業を推進し、将来にわたり安心して医療が受けられるよう取り組んでまいります。

また、財政安定に不可欠な財源となります保険料につきましては、昨年度に 9 年ぶりの保険料改定を行い、御負担をいただいているところです。さらに、個人負担についても、令和 4 年度途中から、一定以上の所得がある加入者の方を対象に、現在の 1 割から 2 割への引上げ決定がなされている中ではありますが、引き続き収納率 100 パーセント

達成を目標といたします。常に、運営主体となる熊本県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、情報共有を行いながら、将来に向けて健全な財政運営が堅持できるよう努めてまいります。

令和3年度湯前町水道事業会計予算編成方針。

令和2年7月豪雨において、水道施設についても被害を受けましたが、幸い、長期の給水停止には至らず、水道の配水については早期に復旧させることができました。令和3年度については、7月豪雨で被災した浄水場フェンス復旧のための設計業務委託及び取水堰の改修のための設計業務委託を計画しております。

また、継続して取り組んでおります管路の布設替えについては、令和2年度から生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、老朽化した配水管の更新と併せて管路の耐震化を進めています。田上地区から馬場地区へと計画し、配水管更新、施工延長約2,200メートルを予定しているところです。今後も水資源の保全を図り、老朽化施設の更新や維持管理の強化に努めてまいります。

将来的な人口減少による水需要の減少に伴う収益の減少や水道施設の老朽化に伴う維持費の増加が見込まれる中、より効率的な事業経営が求められています。このため、水道事業基本計画見直し業務委託により、水道事業全般にわたる適切な資産管理の実践に取り組むべく策定し、将来も安定的に安全な水を供給するための努力を継続していくことを使命として、今後とも取り組んでまいります。

以上、令和3年度施政方針、令和3年度一般会計予算編成方針、そして令和3年度湯前町国民健康保険特別会計予算編成方針ほか4つの特別会計予算編成方針について、述べさせていただきました。議員各位並びに町民の皆様の深い御理解と御支援をお願いし、施政方針及び予算編成方針を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 以上で、施政方針及び予算編成方針を終わります。

-----○-----

日程第6 議案11号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第11号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第11号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

下里御大師堂保存修理工事の契約について、工期に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） 議案第 11 号、工事請負契約の変更について、につきまして、御説明申し上げます。タブレットのほうは、「議案 11 工事請負契約の変更について」をご覧ください。

去る 2 月 4 日の第 2 回臨時会におきまして御可決いただきました下里御大師堂保存修理工事の請負契約につきまして、今回変更いたしたく、御提案するものでございます。

1 契約の目的、2 契約の方法、3 契約の金額、5 契約の相手方につきましては、変更ございません。

4 工期につきましては、新型コロナウイルスによる往来の制限や熊本地震や九州各地の豪雨、昨年 7 月豪雨等の影響によりまして、文化財を扱う業者が、大きいところでは、熊本城や阿蘇神社、青井阿蘇神社など、各地の文化財の現場を多数抱えており、業務過多の状態にあるところでございます。また、そのことにより、当初の入札が指名業者全て辞退と、不調に終わったこともあり、早期の着手ができなかったことも要因となっております。

変更前の工期は令和 3 年 2 月 8 日から令和 3 年 3 月 26 日でありましたが、今回、令和 3 年 2 月 8 日から令和 4 年 2 月 28 日に変更するものでございます。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2 番（西 靖邦君） 工期についてですけど、保存修理工事ですので、施工においていろんな制約等があると思われま。この部材は使いなさいとかこの部材は駄目だとか、そういうことが出てくると思いますが、そういう施工条件の明確化を図った上での適正な工期と考えてよろしいでしょうか。よろしく願いします。

○教育課長（北崎真介君） やはり、解体してみなければ分からないことがたくさんございます。そういったところで、工期をちょっと余裕を持たせて提案させていただいております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決され

ました。

-----○-----

日程第7 議案12号 物品購入契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第12号、「物品購入契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第12号、物品購入契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前小学校学習者・指導者用タブレット等購入の契約について、工期に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） 議案第12号、物品購入契約の変更について、につきまして、御説明申し上げます。タブレットのほうは、「議案12 物品購入契約の変更について」をご覧ください。

去る2月4日の第2回臨時会におきまして御可決いただきました湯前小学校学習者・指導者用タブレット等購入の物品購入契約につきまして、今回変更いたしたく、御提案するものでございます。

1 契約の目的、2 契約の方法、3 契約の金額、5 契約の相手方につきましては、変更ございません。

4 納期限につきましては、変更前納期は令和3年3月26日でありましたが、新型コロナウイルスの影響により、本年度中に一人一台整備するよう全国一斉となったことにより、機種によっては供給不足となっている状態でございます。また、機種選定を行って行く中で、管内状況等も参考としながら、学校側の要望とその調整に時間が掛かり、今回、令和3年5月28日に変更するものでございます。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○3番（遠坂道太君） 納期限の変更だと思いますけれども、間違いなくこの期限内に、品物が入るといえることでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） タブレットそのものは4月中には入るといところで、今伺っております。

○3番（遠坂道太君） 4月中に入るといことであれば、連休前の授業から活用できるということ、理解してよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、そのとおりでございます。また、既存のものが既に

ありますので、実際は、児童・生徒は皆さん使っていらっしゃるところでございます。

○町長（長谷和人君） 大変申し訳ございません。私先ほど提案説明の中で、地方自治法第96条第1項第5号と申し上げたところですが、間違っておりまして、8号に訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 4月に納入した後の学校のカリキュラム的には、問題ないでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ、ICT協議会というものが学校の中にもございまして、そちらのほうでいろいろ研究はいただいております。実際、もう納品されているルーターとか、中学校のタブレットも一人一台ずつございますので、小学校にももちろんございますけれども、そういったものを活用しながら、長期休暇を使って遠隔授業のテストをすとか、そういったことも計画されております。もちろんそちらでも研究はされるのですが、教育委員会のほうからも活用に応じた研修等を計画して、今のところそういうところでお話を進めているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 参考までに、人吉球磨管内において、こういうタブレット端末の需要が集中したことによる遅れを生じている自治体というのはあるのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 各市町村の導入機種とかは調査しているのですが、納入時期はちょっとまだ確認しておりません。すみません。

○4番（椎葉弘樹君） 参考情報として、議決した後でも結構ですので、管内の状況についてお知らせいただきたいと思います。そして、なおこの試験運用というのも当然、端末を100何十台か入れたときに、必要になってくると思いますので、そのときの学校側のスケジュールというのも、もしよろしければ全協等でお知らせいただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） ちょっと1点だけですが、この契約書において、物品購入契約と工事請負契約、これにおいて、契約書において、印紙のあるなしというのは、何か制限があるのですかね。

○教育課長（北崎真介君） これは物品購入契約でございますので、もともと印紙は要らないということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、「物品購入契約の変更について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 0 時 5 9 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 8 議案第 26 号 令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 13 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、議案第 26 号、「令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 13 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 26 号、令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 13 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 5,083 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 47 億 3,130 万 1,000 円とするものです。

主な補正につきましては、年度末であり、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

また、ふるさと納税の増額に伴う返礼品等の補正、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業の補正、国の補正予算第 3 号における土木費の補正、そして農林水産業・公共土木施設の災害復旧費の補正等を行うものでございます。併せまして、地方債の補正、一時借入れの最高額を変更するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第 13 号）について御説明いたします。事項別明細書の歳出 31 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、給料、扶養手当、通勤手当などの職員手当、そして市町村共済組合負担金など共済費を含んだ費目、そして会計年度任用職員を含め、職員の人件費は、一般会計の全項目にわたって 3 月末までの支出を調整して計上しております。

また、全予算において、令和 2 年度末までに事業が完了し、不用額が確定しているも

の、そして、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業など、不用額が確定しているものを更正減額しております。

また、3月末までに不足が見込まれますものにつきましては、追加による補正計上をしたものでございます。災害復旧費の補正についても同様でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1次、2次、そして3次の一部について、歳出対象事業をそれぞれ調整し、計上したものでございます。なお、交付金の名称が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と少々長いようですので、地方創生臨時交付金と略させて、説明させていただきます。

それでは、主なものにつきまして説明いたします。

款1議会費につきましては、年度末までの事務事業による不用額を、それぞれ更正減額いたしました。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましても、町長・副町長給料ほか職員給料、人件費等を、年度末までの事務事業により、それぞれ更正増減により計上いたしました。

32ページでございます。節17備品購入費、コロナ対策備品購入費の32万7,000円の減額は、地方創生臨時交付金分で、事業費の確定のため減額しました。

目3財政管理費、積立金は、財政調整基金ほか利子分をそれぞれ計上しております。また、ふるさと応援基金積立金に令和2年度のふるさと納税で寄附いただいた中から、返礼品等の必要経費を除いた金額と利子分を含め、1,899万9,000円を計上しました。

目6公有林管理費は、節12委託料において、J Tの森造成事業委託料792万6,000円の減額、J R九州商事の森造成事業委託料731万9,000円の減額、それぞれ令和2年7月豪雨災害の影響により、林道路網の被災により事業ができなかったものによる更正減額でございます。併せて、歳入のほうの県補助金、J T及びJ R九州商事の負担金も減額してございます。

33ページでございます。目9企画調整費でございますが、報酬の地域おこし協力隊報酬341万5,000円は、公募を行っていたのですが、応募がなく、報酬、共済費、旅費の費用弁償、使用料及び賃借料ほか、それぞれの費目を更正減額しました。

節7報償費、ふるさと納税返礼品代は、令和2年度の納税額を当初3,000万円と見込みましたが、実績により、3月末までの見込みを4,000万円に増額修正したいので、返礼品と合わせて、役務費の通信運搬費、委託料のふるさと納税ポータルサイト業務委託料を併せて更正増額いたしました。

次に、34ページでございます。節18負担金補助及び交付金で、くま川鉄道経営安定化補助金317万5,000円は、議案説明資料にも載せておりますが、線路施設関係の修繕、踏切関係、車両検査含め、総額7,019万円の施設整備事業を実施して、その費用を、議

案説明資料に示していますが、人口、線路キロ数、財政規模などで案分し、市町村負担金を算出された額で計上いたしております。

次に、目 10 地域活性化事業費、イベント実行委員会補助金 645 万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、今年度は中止したもので更正減額したものでございます。

次に、目 11 情報通信管理費、節 12 委託料、情報化計画策定業務委託料 216 万円は、入札残による不用額を減額し、また I C T 相談会業務委託料 82 万 5,000 円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、シニア向け講座ができなかったことによる更正減額でございます。

目 12 諸費、職員研修費 150 万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、研修講座が中止になるなど減額になりました。今後は、オンライン W E B 研修も受け入れるケースもあってございますので、今後はそのような研修への受講の形にシフトしていくものと考えられます。

次に、35 ページでございます。目 13 特別定額給付金給付事業費ですが、新型コロナウイルス影響のため、国民一人 10 万円を給付したものでございますけども、節 18 負担金補助及び交付金 70 万円の減額は、実績により更正いたしております。結果、町民 3,763 名への給付となりました。

目 15 湯前町出身大学生等支援給付金給付事業費ですが、新型コロナウイルス影響のため、満足な学業、アルバイトなど、学生生活に影響を与えていることから、学生一人 2 万円を給付したものでございます。節 18 負担金補助及び交付金 78 万円を、実績により更正減額しました。結果、町民 61 名への給付となりました。

目 16 湯前町地域活力応援給付金給付事業費ですが、新型コロナウイルス影響の第 2 波、第 3 波の拡大に、町民自ら備えを万全にさせていただくため、地方創生臨時交付金を活用した町民お一人 2 万円、そして 18 歳以下の方には 4 万円、町独自の支援給付金でございましたが、節 18 負担金補助及び交付金 18 万円を、実績により更正減額しました。

次に、36 ページです。項 2 徴税费、目 1 税務総務費、節 12 委託料、地籍修正測量業務委託料 15 万円は、空き家バンク登録物件の売買が決定されたことによるもので、地籍訂正・地図訂正のものが判明されたため、その測量を行う必要があるもので計上いたしました。次に、家屋評価業務委託料 22 万 5,000 円は、当初 10 件程度を予定しておりましたが、実績が増えておりますので、家屋、倉庫物件、そういったものの不足分を計上いたしております。次に、航空写真背景図編集作業業務委託料 21 万 9,000 円は、5 年に 1 回実施しているもので、熊本県が航空写真撮影を行い、湯前町の部分を編集作業の委託をするものでございます。

次に、項 4 選挙費でございます。目 3 町議会議員選挙費は、11 月 15 日執行の投開票日及び期日前投票ほか選挙事務の実績により、それぞれの節の項目について、不用額を更

正減額いたしております。

37 ページです。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、役務費の手数料ですが、更生医療審査手数料、主治医意見書作成手数料、そして障害児通所事業費手数料、それぞれ 3 月末までの実績見込みにより、不足額を計上しております。

次に、38 ページでございます。節 19 扶助費、重度心身障がい者医療費助成金 80 万円、そして、障害者介護給付・訓練等給付扶助費 350 万円は、3 月末までの実績見込みによる不足額を増額計上しております。

次に、目 2 老人福祉費についても、実績によりそれぞれの費目を補正しました。節 12 委託料、高齢者見守りシステム委託料 17 万 7,000 円の減額は、同システムのサポートが 1 月末で終了したことによる更正減額をいたしました。

節 18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金ですけれども、この減額は、会員数の減によるものです。また、敬老会開催補助金 78 万 7,000 円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、イベント・催しを今年度は中止して、記念品のみの贈呈にとどめたもので、更正減額したものでございます。

節 19 扶助費、老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホーム入所分であり、実績見込みにより 670 万円を更正減額しました。

次に、39 ページでございます。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 7 報償費、出生祝金は、令和 2 年度の実績見込みを 17 名としたため、更正減額をいたしました。

節 12 委託料、一時預かり事業委託料 11 万 7,000 円は、令和 2 年度の実績見込みにより、慈光こども園の追加事業分が発生することから、契約変更が生じるための増額補正でございます。

節 18 負担金補助及び交付金、放課後児童健全育成事業補助金 71 万 5,000 円は、実績見込みにより増額補正し、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金は更正減額しました。なお、歳入のほう、県負担金の児童福祉費負担金等を併せて調整して、計上しております。

次に、出産育児特別定額給付金 30 万円の減額は、国が実施した国民一人 10 万円の給付金で、対象期日となったのは令和 2 年 4 月 27 日でしたが、その日以降にお生まれになったお子さんにも対象とする町独自の事業ではございましたが、地方創生臨時交付金を活用して当初 20 名を見込んでいましたが、実績 17 名となる見込みですので、更正減額いたしました。

目 2 児童措置費、節 18 負担金補助及び交付金、湯前保育園運営費 630 万 8,000 円、広域入所運営費負担金 105 万 2,000 円、慈光こども園運営費 598 万円は、年度途中の入所児童の増減、公定単価改正などの実績見込みにより、それぞれ増額計上いたしております。なお、歳入のほうの民生費国庫負担金、県負担金の児童福祉費負担金、保護者負担

金を併せて調整して、計上しております。

次に、40 ページでございます。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は、3月末までの事業実績により、更正増減の補正額を計上しております。

節10 需用費、光熱水費の53万円の減額は、保健センターの空調改修工事が完了し、従来のプロパンガスを燃料とした空調から電気への空調に変更しているため、不要となる月のガス代を更正減額しております。また、空調工事監理委託料、工事請負費が、完了しましたので、入札残等の不用額を更正減額しております。

次に、節18 負担金補助及び交付金、公立多良木病院企業団負担金385万円は、当初は1,079万3,000円でしたが、構成4町村において、病院事業で特別交付税として収入している算定の方法が変更になっておりまして、増額計上となったところでございます。なお、先の12月に本町に入ってきている病院事業分の特別交付税の額を実際に確認しての補正計上でございます。結果、本町負担金は1,464万3,000円となるところでございます。

目2 予防費、節12 委託料は、基本健診委託料、胃がん検診委託料ほか、実績に基づき更正増減の補正計上でございます。

次に、41 ページです。中ほどの新型コロナウイルスワクチン接種委託料448万9,000円の減額と支払事務委託料の減額については、先の臨時議会で補正予算の議決をいただきましたが、ワクチン接種が令和3年度にずれ込み、歳入のほうの衛生費国庫負担金の予算も併せて更正減額を行いました。

健康管理システム予防接種対応業務委託料100万円は、コロナワクチン接種の準備のためのシステム改修でございます。全額、国庫支出金によるものでございます。

節18 負担金補助及び交付金、インフルエンザワクチン接種補助金3万5,000円は、実績により増額計上しました。

項2 清掃費、目2 し尿処理費、人吉球磨広域行政組合負担金317万2,000円は、令和2年7月豪雨により、汚泥処理施設アクアパークが被災したため、し尿処理を外部委託による処理に頼ることになり、その処理費用が2億5,000万円ほどになります。これには国の2分の1が充てられますが、補助残については構成10市町村で、起債や交付税で負担することになりますことから、本町負担分を計上しました。なお、本町は災害対策債を借り入れることとしております。

目3 災害廃棄物処理費については、災害廃棄物仮置場管理・運營業務委託料、災害損壊家屋等自費解体費補助金とも、実績により不用額を更正減額いたしました。

次に、42 ページでございます。款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費の報酬は、最適化推進活動実績に応じた報酬として、農業委員の活動実績により交付されるもので、327万2,000円を増額計上しました。なお、歳入の県補助金に、農地利用最適

化交付金を計上しております。

その他、費目については、事務実績に基づき更正減額をしております。

農地地図システム航空写真データ入替委託料 22 万円は、先ほど徴税費のところの説明しましたが、熊本県が航空写真撮影を行って、湯前町の部分を編集作業の委託をするものでございます。

次に、43 ページでございます。目 3 農業振興費は、令和 2 年 7 月豪雨災害、また新型コロナウイルス感染症の影響により更正減額する費目が多いのですが、節 14 工事請負費、機械管理倉庫建築工事 300 万円の増額は、地方創生臨時交付金事業で、畜産センター敷地内の機械倉庫建設費用に不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

また、節 17 備品購入費、農業経営継続支援対策事業農業用機械購入費 180 万円についても、地方創生臨時交付金事業で、雑木、竹などの樹木粉碎機を購入するものでございます。

次に、農業次世代人材投資事業補助金 150 万円は、町内 1 名の新規就農者の方が該当しますので計上いたしました。歳入の県農業費補助金も同額を計上しております。多面的機能支払交付金 155 万 3,000 円の減額は、国の交付率の減額改正によるものでございます。有害鳥獣捕獲補助金 220 万円の減額は、捕獲頭数の減のため、実績により更正減額しました。農林業経営持続化支援事業補助金 1,282 万 8,000 円の減額は、地方創生臨時交付金事業で、影響を受ける方が想定した数より少なかったため、実績により更正減額しております。

次に、熊本県農業制度資金利子等補給費助成金 8 万 3,000 円は、新型コロナウイルスの影響を受けた方で、運転資金等を、保証料不要での無利子貸付制度を熊本県が創設され、町内 1 事業者が利用されたものでございます。歳入のほうで、熊本県の利子補給補助金を計上していますが、町の利子補給分を合わせ計上してございます。

目 4 畜産業費は、3 月末までの事業費の確定、また見込みにより、それぞれ不用額を更正減額しております。

次に、44 ページでございます。節 18 負担金補助及び交付金の地方創生臨時交付金事業で、肥育牛経営緊急支援事業補助金、湯前町優良肉用子牛生産推進緊急対策補助金、湯前町優良肉用肥育牛生産安定対策補助金とも、補助を受ける対象頭数が当初見込みよりも少なかったため、それぞれ更正減額いたしております。

次に、目 5 農地費、節 12 委託料、深田地区排水路改修工事測量設計業務委託料 286 万 2,000 円の減額は、入札残によるものでございます。本工事については、令和 3 年度に繰越しの上、着工いたします。

次に、節 18 負担金補助及び交付金 2,399 万 9,000 円は、県営農村地域防災減災事業負

担金は、町負担金が確定しましたので計上しました。財源は、地方債を起債の上、充當いたします。

次に、目6農村環境改善センター管理費、節12委託料及び節14工事請負費は、農村環境改善センターの天井改修、空調等改修工事が完了したため、実績により不用額を更正減額しました。

次に、項2林業費、目1林業振興費、節18負担金補助及び交付金の球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金は、3月末までの実績見込みにより、不用額を減額しております。

節24積立金、森林環境譲与税基金積立金57万4,000円は、森林環境譲与税の充當事業の執行残を基金積み立てることとしており、森林環境譲与税が増額となってきたため、それを含め、積立てを行うものでございます。なお、歳入のほうで、森林環境譲与税を増額して計上し、充當を行いました。

次に、45ページでございます。款6商工費、項1商工費、目2商工振興費の需用費、そして役務費は、地方創生臨時交付金事業で、ゆのまえおいしか券の発行における印刷代や郵送代の事務費を、実績により減額しております。

節18負担金補助及び交付金、湯前町小規模事業者持続化補助金は、町内の1商業者による事業実施がございました。事業費には県からの補助金がございます。補助残の自己負担金に相当する額の2分の1の町補助金9万8,000円を計上しました。

また、湯前町休業要請等協力金84万円の減額、また湯前町商工業者経営持続化支援金2,250万円の減額は、地方創生臨時交付金事業で、実績により不用額を更正減額しました。

目3観光費、節18負担金補助及び交付金、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金を345万4,000円更正減額しました。新型コロナウイルス感染症対策の湯楽里への支援金、当初3,000万円を予算化しておりましたが、実績により166万5,000円を更正減額しました。

次に、46ページでございます。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金補助及び交付金、国県事業負担金60万円は、県道幸野染田線の改良事業に伴う負担金を計上しました。また、耐震改修等補助金100万円の減額、そしてブロック塀等耐震化支援事業補助金の減額は、実績により減額して、併せて歳入のほう、土木費国庫補助金も更正減額しております。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、節14工事請負費、町道舗装修繕工事4,500万円は、町道松原上車線、植木二本柿線、向田上辻線を計上いたしました。なお、歳入のほうに、国の社会資本整備総合交付金2,472万5,000円を計上しております。これは、国の3次補正予算による社会資本整備総合交付金の令和3年度事業分が、令和2年度への前倒し予算が認められたことによる補正になります。令和3年度への繰越事業と見込んでおります。

次に、款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費、節 21 補償補填及び賠償金 582 万 6,000 円は、上水道敷設工事に伴い、消火栓設置も併せて行うことで、水道事業会計への負担金を計上しました。

次に、47 ページでございます。款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費は、事業実績により、不用額をそれぞれ更正減額しました。

中ほどの、目 3 学校施設整備費、節 12 委託料、湯前中学校外部改修工事監理業務委託料は、工事完了のため、実績により工事請負費と共に更正減額いたしました。また、中学校体育館トイレ改修工事設計監理業務委託料は、地方創生臨時交付金事業で、実績により、不用額を更正減額いたしました。

項 2 小学校費から、48 ページ、49 ページの項 3 中学校費まで、3 月末までの見込みと実績により、それぞれの費目を更正して補正いたしました。なお、この 48 ページ上のほうでございますが、小学校費の備品購入費 60 万円は、電子黒板を購入するものです。また、下のほうの中学校費の備品購入費 21 万 6,000 円は、顕微鏡購入の予算を計上しておりますが、いずれも地方創生臨時交付金事業での予算になります。

次に、49 ページです。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費は、新型コロナウイルスの影響により、節 7 報償費の生涯学習開校式・閉校式ができないことなどで更正減額したこと等、またその他の項目についても、実績見込みにより更正増減の上、補正計上いたしております。

目 2 公民館費、節 1 報酬の公民館運営審議会委員報酬ほか、節 7 報償費の公民分館長会議謝金など、新型コロナウイルスの影響により、会議回数を減らしたことなどにより、不用額を更正減額しました。

次に、50 ページです。目 3 文化財保護費の各費目の減額についても、新型コロナウイルスの影響により、事業ができなかったことによる更正減額でございます。

また、節 12 委託料、城泉寺休憩所及びトイレ建設工事設計業務委託料につきましては、7 万円の減額でございますが、入札残によるものでございます。

目 4 美術館費の各費目の減額についても、新型コロナウイルスの影響により、まんが教室、美術館特別展などのイベント事業ができなかったことによる更正減額でございます。

次に、51 ページでございます。項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費の各費目の減額についても、新型コロナウイルスの影響により、スポーツ推進委員会会議の回数を減らしたこと、また B&G リニューアル記念のスポーツ教室を取りやめたこと、それから公認奥球磨ロードレース大会、奥球磨駅伝大会が中止となるなど、大会負担金などを更正減額いたしました。

52 ページでございます。款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農地災

害復旧費、農地災害復旧工事測量設計業務委託料 406 万 7,000 円の減額は、不用額を更正減額しております。

目 2 農業用施設災害復旧費、節 12 委託料、農業用施設災害復旧工事測量設計業務委託料 548 万 8,000 円の減額は、令和 2 年 7 月豪雨災害の災害査定用の設計業務委託料の額が確定したことなどにより、不用額を更正減額いたしております。

また、節 18 負担金補助及び交付金、幸野溝災害復旧工事補助金 62 万円は、令和 2 年 7 月豪雨災害により、幸野溝土地改良区が行った土砂浚渫工事に対する補助金を計上しております。

目 3 林業用施設災害復旧費は、節 12 委託料、林業用施設災害復旧工事測量設計業務委託料 4,633 万 6,000 円の減額は、これも令和 2 年 7 月豪雨災害のもので、被災した林道と公共施設災害関連の被災箇所に関連し、林道の復旧工事に着手するのが令和 4 年度以降と見込まれるため、令和 2 年度の委託関連予算を減額するものでございます。

また、工事請負費の 1 億 5,500 万円は、林道火の谷線、長谷場線を計上しました。

次に、森林作業道補修業務委託料 135 万 2,000 円の減額は、当初 6 路線を予定していましたが、令和 2 年度までは 2 路線だけを復旧することになったため、減額をするものでございます。

次に、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費、節 12 委託料、河川災害復旧工事測量設計業務委託料 2,645 万 5,000 円の減額は、令和 2 年 7 月豪雨災害の河川ごとの額が確定したことなどにより、不用額を更正減額いたしました。

次に、目 2 道路橋りょう災害復旧費は、節 10 需用費の応急修繕料 320 万円の減額、節 12 委託料の道路災害復旧工事測量設計業務委託料 1,906 万 7,000 円の減額、工事請負費 200 万円の減額についても、不用となった額を更正減額いたしました。

次に、53 ページです。款 11 公債費、項 1 公債費、目 1 元金の償還元金の 34 万 3,000 円は、臨時財政対策債など 10 年元利償還見直し設定により、元金が増え利子が減るといふ地方債のものがありますことから、調整の上、更正いたしました。

また、目 2 利子の 634 万 3,000 円の減額は、当初予算で新規借入分を利率 1 パーセントで見込んでいましたが、利率が 0.07 から 0.2 パーセントでしたので、不用額を更正減額しました。

次に、歳入です。22 ページをご覧ください。

歳入につきましても、歳出の事業実績などに伴い、それぞれ財源となる歳入の調整を行い、計上しております。

款 1 町税、項 1 町民税の個人分 536 万 2,000 円の減額は、当初見込みより全体的に所得が減っている影響で、所得割、均等割とも減額を見込み、更正減額いたしました。

次に、款 2 地方譲与税、ページ中ほどの項 3 森林環境譲与税は、交付額の確定により、

55万6,000円を増額計上し、合計の金額は、615万6,000円となります。

次に、23 ページです。款 13 分担金及び負担金は、項 2 負担金、目 1 民生費負担金は、保育所広域入所児童保護者負担金 13 万 7,000 円ほか、老人福祉負担金について、3 月末までの実績を見込み、更正増減の上、計上いたしました。

橋りょう点検業務負担金 52 万 7,000 円は、古淵橋、原の淵橋の点検で、水上村からの負担金分を収入するものでございます。

次に、款 14 使用料及び手数料につきましても、3 月末までの実績を見込み、更正減額の上、計上しております。

次に、24 ページです。款 15 国庫支出金についても、3 月末までの実績を見込み、更正減額の上、計上いたしました。

項 1 国庫負担金は、目 1 民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付交付金 614 万 6,000 円ほか、節 2 障害者福祉費負担金、節 3 保険基盤安定制度負担金、節 4 児童手当国庫負担金、節 5 老人福祉費負担金は、3 月末までの実績を見込み、更正増減して計上いたしております。

次に、目 2 衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございまして、448 万 9,000 円の減額です。先ほど説明したように、令和 3 年度にずれ込むことからの更正減額です。

次に、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金 223 万 9,000 円の減額でございしますが、歳出における企画調整費と美術館費のソフト事業における国庫補助金の確定により計上しました。併せて、県補助金のほうも減額いたしております。また、地方創生臨時交付金 3,617 万 2,000 円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございしますが、国の 3 次の臨時交付金 9,665 万 2,000 円の一部でございします。

続きまして、25 ページでございします。目 4 土木費国庫補助金は、国の補正予算の確定により、令和 3 年度分の前倒し予算による社会資本整備総合交付金を計上いたしております。

次に、款 16 県支出金についても、3 月末までの実績を見込み、更正して計上いたしております。増額となった要因は、林業用施設災害復旧事業補助金の増でございします。

項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、子育てのための施設等利用給付交付金 3 万 9,000 円の減額ほか、障害者福祉費負担金、老人福祉費負担金までの各項目について、県の負担金決定額により更正減額した金額をそれぞれ計上しております。

26 ページでございします。項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、生活交通維持・活性化総合交付金 44 万 4,000 円は、地方バス運行等特別対策補助金に充当するもので、額の確定により計上しました。

次に、目2 民生費県補助金は、社会福祉費補助金の市民後見推進事業補助金ほか、各節の県補助金について、県の補助金決定額により更正増減した金額をそれぞれ計上しました。

次に、27 ページです。目4 農林水産業費県補助金は、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金 654 万 8,000 円の増、林業用施設災害復旧事業補助金 1 億 5,770 万 5,000 円の増ほか、各節の県補助金について、県の補助金決定額により更正増減した金額をそれぞれ計上しております。

次に、28 ページでございます。款 17 財産収入、項 1 財産運用収入は、目 2 利子及び配当金は、財政調整基金ほか基金利子をそれぞれ計上いたしました。また、上球磨森林組合から 182 万 4,000 円、球磨プレカット株式会社から 118 万 4,000 円の配当金を収入しておりますので計上しました。

また、項 2 財産売却収入、木竹売却収入の減額は、伐採予定箇所までの林道等が被災していたため、今年度は見送ったことによる減額でございます。

款 18 寄附金は、ふるさと納税のほうでございますけども、4,000 万円と増額修正を見込み、1,000 万円を増額しました。また、指定寄附金の 40 万円は、人吉球磨林業機械センターからの寄附金でございます。

次に、29 ページでございます。款 19 繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は、当初予算で計上していた基金繰入金、そして、地方創生臨時交付金事業への一般財源としての基金繰入金、そして、令和 2 年 7 月豪雨災害の復旧事業費への基金繰入金による充当、合わせて 3 億 109 万 1,000 円でしたが、事業について不用額、また災害復旧費への補助率増嵩、また一般会計全費目について新型コロナウイルス感染症などの影響により、事業が中止又は縮小されたことなどから、財政調整基金からの繰入金を皆減できましたので、更正減額いたしました。

次に、款 21 諸収入、目 4 雑入、予防接種等徴収金は実績による更正増減を行っております。また、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他町村負担金 112 万 1,000 円は、湯前町から出向している職員分の人件費で、構成町村からの負担金を収入するものでございます。

次に、30 ページでございます。款 22 町債、目 1 総務債の臨時財政対策債は、許可額が 5,147 万 3,000 円と示されましたので、52 万 7,000 円を更正減額しました。

また、歳出での各事業費の実績により、緊急防災・減債事業債は保健センター空調工事分の増額で、その下の保健センター整備債との組替えによるものでございます。そのほか、かんがい排水事業債、道路整備債など、それぞれの地方債を更正して計上してございます。

次に、8 ページにお戻りください。第 2 表、繰越明許費は、令和 2 年度から令和 3 年

度への繰越明許費の内容でございます。

今回、8ページからが通常事業分、開けていただきまして11ページからが地方創生臨時交付金事業分、そして15ページからが災害復旧事業分の3つの明細に分けさせていただき、事業名、繰越明許となった理由、事業費と財源内訳を付けております。この3つの繰越事業費総額が、8億3,298万9,000円となります。

次に、18ページをお開きいただきたいと思っております。第3表、地方債の補正で変更です。歳入で説明いたしましたのが、臨時財政対策債ほか事業費確定に伴い、限度額を変更するものでございます。町債の合計は、7億2,037万5,000円となります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。第4条に、一時借入金の借入れの最高額に、1億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を3億円とするものでございます。これは、年度末を迎えまして、令和2年度の歳出規模が大きくなったことの影響もあり、各事業の支払いに伴う資金を、円滑に調整を図るために変更をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○1番（吉田精二君） 2点質問させていただきます。ページが35ページの総務費の目15 湯前町出身大学生等支援給付金給付事業費の中で、負担金補助及び交付金の分なのですが、説明では、実績に応じて更正減額したということですが、これは、応募というか、申請の勧奨を行っても、申請がなかったのか、それとも申請できなかったのか、というふうな部分が1点、それから44ページ、農業費の目4 畜産業費。

○議長（倉本 豊君） 吉田議員、一つずつでよかです。

○1番（吉田精二君） はい。まずその1点をお願いします。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、ただいまの御質問ですが、これは応募制というか、申請制にしましたので、一応、全世帯のほうに申請書のほうをお配りしまして、それで申請が上がってきた分になります。

○1番（吉田精二君） ということは、申請がなかった分が減額になったというふうなことでよろしいですね。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、そういうことになります。

○1番（吉田精二君） 次は、44ページの農林水産業費、目4 畜産業費の中で、負担金補助及び交付金の中で、酪農ヘルパー制度補助金と畜産奨励補助金について、先ほど減額の説明がなかったので、その部分について、どうして減額になったかということをお願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず、酪農ヘルパー制度補助金と畜産奨励補助金につきましては、それぞれ実績に応じてということになっております。

酪農ヘルパー制度補助金につきましては、酪農家の方が6軒ございますけれども、そのうちの5軒の方が利用されております。利用されている各酪農家、一月当たり1回から2回、多いところで7回というふうなことで利用されております。制度利用の中には、本人さんとか家族の方の疾病などにより、その月によって増減ということもございます。

あと、畜産奨励補助金につきましては、コロナ関係もあつたと思いますが、肥育の素牛導入で、当初32頭ということで予算を計上しておりましたが、実績として25頭ということで、これが更正減額の主な減額の理由というふうになります。

○7番（味岡 恭君） 今吉田議員から質問がありました件で、再度質問いたします。該当者といえますか、給付金の該当者は61名だったですかね。そのうちの何名くらいが応募されたのかをお尋ねします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 先ほどの湯前町出身大学生等の支給関係ですけども、これは該当者のほうは、ちょっと把握することがなかなか難しく、それで一応、申請書は全世帯に配りました。その中で、申請をしてくださいということで、61名の申請があつたということになります。なかなか、どのお子さんがどこの大学に行つてとか、専門学校に行つてとかという把握がなかなか難しく、それからまた住所もない方もいらっしゃいますので、そういうところも加味したところで、申請書のほうを全世帯に配らせていただいて、対応したところでございます。

○7番（味岡 恭君） 今答弁がございましたが、全世帯に配布して、その中から応募があつたのは61名ということですね。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、そういうことでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 43ページの機械管理倉庫建築工事300万円と、同じく43ページの農業経営継続支援対策事業農業用機械購入費180万円についてお尋ねします。この本会議場で改めて確認しますが、この倉庫であつたり、農業機械というのは、どこが管理するお考えでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 管理につきましては、町のほうで管理ということになりますが、購入後についての管理は町のほうですが、その後、農業公社のほうへ委託の契約をしたいというふうに考えているところです。

○4番（椎葉弘樹君） 仮に農業機械が故障したり、更新時期を迎えたり、あるいは倉庫が風水害、災害等で壊れた場合とかの、その資金というのは、どこから出す予定でしょうか。その委託先が出すのか、それとも町が管理しているから、町が出していくのか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時47分

再開 午後1時48分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず倉庫ですけれども、風水害等の災害も考えられるかと思しますので、その際、保険を掛けていこうかと思ひます。共済費のほうからの対応ということも考えられます。

また、機械につきましては、オペレーター付で使用料をいただくことになろうかと思ひます。その中の一部は、貯金といいますか、機械等の修理も兼ねた徴収ということになろうかと思ひますので、そういうようなところも活用しながら、当然修理については、公社なり、町のほうでの、どちらかちょっとこのへんは今のところはっきりしておりませんが、修理代等は出していききたいということになろうかと思ひます。

○4番（椎葉弘樹君） これによって、農業者の生産性、あるいは高齢化された方のサポートとかもできると思ひますが、一番気にしているのは、町の経常的な支出にならないかというところをちょっと懸念してあります。例えば、機械の更新のときに、またこの高額の農業機械を入れていくのかといったところがありますので、町長、今後の考え方について答弁をいただきたいと思ひます。

○町長（長谷和人君） 今の機械管理倉庫の話ですけれども、課長が先ほど答弁いたしましたのですが、町のほうの保険で、災害時等については対応していききたいと、かように思っております。管理のほうは、予定でございますけれども、農業公社のほうで、そちらのほうの管理についてはするというところでございます。

それから、もう一つの備品購入でございます。機械購入関係でございますけれども、これは、なるべく安くという言い方が正しいかどうか分かりませんが、今後の新たな機械等の購入等につきましても、一部その中から積立てができないかとか、そういうところも考えておるところでございまして、切替えの際につきましては、当然4、5年くらいで減価償却等も考えられるところでございますので、そこは積立ても一部しながら、場合によっては、この貸付けの状況等によりましたらば、頻度が非常に高いという場合には、減価償却の前に傷んだりとかということも想定されるのかなというふうにも思ひます。ただ、基本的には、使用してからの故障等については、予定しております公社のほうでの負担というかたちになってくるのかなというふうにも思ひておるところでございまして。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 44ページの目6の農村環境改善センター管理費、節14の工事請負費が4,900万円ですかね。ということは、請負費からいったら3割程度減になっているということは、大きな設計変更とか、そういうものがあつたのですか。お伺ひします。

○教育課長（北崎真介君） 設計変更ではございません。こちらの特に金額が大きくな

ったのが、空調でございます。こちらが輻射熱を利用した新しい方式でありましたので、県内にも導入事例が2施設ほどしかまだ当時はございませんでした、設計の段階では、最大限大きく見積っていたわけでございます。そういったところが、入札の段階では、もうこれを切る、3分の2程度の金額で入札できたということで、コストダウンが図られたというところではないかと思っております。

こちら無風で、音も出ず、人体にも影響が少ないというところで、そして低コストであるということで、運用の段階です、新しい方式でしたが、導入したところがございます。7月豪雨の際も、非常に避難所としての利用が多ございましたので、今後これが威力を発揮すると思っております。今回は入札でのコストダウンというところで、御理解いただきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 入札時のコストダウンというか、要は設計の段階で、そこまで皆さんが見られなかったということなのでしょうね。あまりにもその3割、今からでもそうあるかもしれませんけども、工事請負から3割減、10パーセント以内だったら分かりますけども、3割といたら、ひどいものですから、そのへんやっぱり設計の段階で、業者ともいろいろ相談しながら、やっぱり請負契約する前には、設計条件等もちゃんとしてほしいですね。以上です。

○町長（長谷和人君） 今回、4,900万円ほど更正減額させていただいているところがございますが、当初の段階におきましては、設計書は、実はできていないわけございまして、その場合については、先ほど課長が答弁したのですが、新しいタイプのやつを使おうかなということで計画はしておったのですが、そのときには、全体的な設計ができていなくて、概要版の見積り等ぐらいしかなかったものですから、それによって、いわゆる予算をはじき出していたと。概算の見積りではじき出していたというのが大きな原因でございまして、最終的に先ほどコストダウンという話をしたのですが、設計時におきまして、この金額に近いようなかたちでの設計額になったということで、請負者の方につきましては、設計額に近いような額で請負をしていただいて、工事のほうは進んだということで、御理解していただければというふうに思っているところがございます。

○2番（西 靖邦君） 分かりました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） ページが42ページです。農業委員会費の中の報酬ですけども、最適化推進活動実績に応じた報酬で327万2,000円の金額が出ておりますが、実績について、お尋ねをしたいと思います。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） はい、最適化推進活動実績に応じた報酬ということで、実は内容が、活動実績に応じた交付金と成果実績に応じた交付金ということで、

2本立てになっております。

まず、活動実績に応じた交付金につきましては、年度の初めに要望額調査がありますので、年間の所要額を申請することになります。成果実績に応じた交付金につきましては、1年間の実績に応じて交付されますので、当初予算ベースでは1,000円の存目計上をしておりました。今回、12月末を締めまして、流動化率、その他の報告をしまして、1,000円に対しまして、364万円の交付が決定しております。

最初に言いました活動実績に応じた交付金につきましては、要望額で108万円を要望していたのですが、今回、改選の時期もありまして、要望した額に追いついておりません。ということで、36万7,500円ほど減額をしております71万2,500円、合計で327万2,000円の増額を要望しているところです。

○3番（遠坂道太君） 今、金額ベースでお聞きしたのですが、面積的なかたちでの実績が分かれば、そのへんお願いしたいと思います。現在の集積率とか集積の面積とか、それらが分かればお聞きしたいと思いますが。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 大変申し訳ありません。今そのへんの数字を準備しておりませんでした。後ほど報告させていただきたいと思います。

○3番（遠坂道太君） 後ほどお伺いしたいと思います。やはり、今後、町としても取り組んでほしいというのは、土地の集積、担い手の方がやはり減っておられます。その中で、作業する際の利便性とかそのあたり考えながら、協力できるところは、協力できるようなかたちの推進のかたちを、農業委員の方、推進委員の方も精一杯やっていただければと思いますので、今後考えていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 43ページの有害鳥獣捕獲補助金、減額が220万円ほどございますが、鳥獣が減ったのか、捕獲者が減ったのか、そのへんはいかがなのでしょう。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和2年度につきましては、確かに減っているところもございます。減った原因の一つとして、令和2年7月豪雨により、林道等、作業道等も被災しておりまして、奥のほうまで入って行けなかったというふうなことも、一つの原因だと思います。あと、実績に応じまして、今回減額とさせていただいたところです。

○7番（味岡 恭君） 多分7月の豪雨災害で、林道の崩壊等で山に入れなかったというのが原因だろうと思うのですが、今年度は鳥獣たちの被害は上がっていないのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 例年12月末ということで、調査を行っております。大体例年100万円ほどということになっております。ただ、昨年、令和2年度からですか、アナグマも捕獲対象というふうにしております。アナグマだけを見ても、100頭近くの駆除、捕獲を行っておるということが現状でございます。

○7番（味岡 恭君） 確かに言われるように、鳥獣関係の猪とか鹿等は、意外と減っているのかなというふうに聞いております。ただ、アナグマについては増えているということを知っているのですが、今後の対策はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） アナグマの捕獲につきましては、令和2年度より捕獲わなのほうを協議会のほうで購入して、それを貸し出しているというふうにな状況でございます。必要に応じて、この捕獲わなが不足するようであれば、また購入いたしまして貸し出すというふうなことも考えていきたいというふうに思っております。

○7番（味岡 恭君） そのアナグマに対して、町から1頭いくらという補助金は出ないのでしょうか。お尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） アナグマにつきましては、1頭1,000円というところで補助をしているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 22ページの自動車取得税交付金について、お尋ねします。歳入の予算額が400万円に対して、歳入がゼロでした、ということでした。まず、この理由についてお尋ねしたいと思います。

○税務町民課長（堤田真由美君） これにつきましては、昨年度、自動車関係の課税関係が変わりまして、本来は、新年度この名称が変わりまして、これは環境性能割、そちらのほうに変わっておりますので、本来、この名称での収入はないということになります。その関係で、今回400万円の減ということになりました。

○4番（椎葉弘樹君） この環境性能割の部分で変わったのが、令和元年度の途中だったと思います。本来は、令和2年度の当初では、この款というのは無くなる予定だったのではないのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、そういうことになります。一応、環境性能割というのが、町税等に入ってきて、それと県の負担金のほうから入ってくるということになっているのですが、これについては、当初から落とすべき費目だったと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） そのときに、令和2年度の当初予算で、環境性能割交付金のほうが131万5,000円上がっていましたが、今回、この補正で上がってきていないということは、ちょうどぴったり環境性能割交付金が131万5,000円だったということでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） まだ確定ではありませんけれども、その131万5,000円に満たるところで収入が見込めているということで、今回は扱っておりません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 43 ページですけれども、節 18 の負担金補助及び交付金の中の、農業用廃プラスチック類処理対策補助金につきまして、お尋ね申し上げますが、一応、補正で6万4,000円の増額となっております。やはり、量が思った計画よりも上がったのかを伺いたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議員おっしゃいましたとおり、総処理の量が増えたということで、負担金のほうも増額をお願いしているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 増えたことについては、私はよろしかったかと思えます。特に、野焼きの中で、庭先で燃やされる方が結構いらっしやいまして、去年も何人か警察から注意を受けて、今後したら逮捕ですよと言われた方が何人かいらっしやったようでございます。やはり、こういうのが減ってくるほうが、量が増えても、町のほうで負担をあげるようなことができれば良いかと思えますし、やはりこの啓蒙も、もっとやってほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 45 ページの湯前町商工業者経営持続化支援金について、お尋ねします。減額2,250万円ということで、不用額ということで説明がございました。何で経営持続化支援金が、今商工業者は厳しいということは分かるのですが、なぜそれだけの大きな金額が不要額になったのか、説明を再度お願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） この支援金につきましては、交付限度額を30万円ということで、当初想定しておりました。そして、その上で、対象事業者数を128事業者程度見込んでおまして、最大限の数値で当初予算は計上しておりました。

ところが、実績を見てみますと、55事業者のほうから申請が上がりまして、さらには年度途中、この支援金の給付の途中で、要項等も見直しをしまして、対象期間を延長しました。2回目の募集をかけたところなのですが、最終的には、55事業所程度の申請が上がりまして、そして金額のほうも、限度額いっぱいにならない方もいらっしやったことから、こういった実績によりまして、減額をしたところでございます。

○7番（味岡 恭君） 途中で検討されたと思うのですが、それであれば、商工会などにいろんな相談をして、どうすれば支援を利用する方の率が上がるかということを知ることができなかったのか、お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 商工会さん等とも協議を行いまして、対象期間の延長、それから例えば住所要件とかによりまして、対象にならない方もいらっしやったものですから、そういったものの拡充、そういったことでも対応しました結果が、この申請の状況ということでございまして、幸いなことに私たちの想定よりも影響が少なかったとか、一概にそういうことは言えませんが、できる限りの支援ということは考えてきたつもりでございます。

○7番（味岡 恭君） 令和3年度も、こういう持続化支援金等も入っているのではないかなと思うのですが、今度はまたちょっと方法を変えてやられるのでしょうか、お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 翌年度の令和3年度におきましても、先般から御説明のとおり、交付限度額等の拡充が行われておりまして、令和2年度使い切った残りの金額についても充当ができることとなっております、そちらにつきましては、先般行いました商工業者向けのアンケート、それから関係各位の御意見等を聴取しながら、ニーズに定めるかたちで検討してまいりたいと思っております。本件につきましては、令和3年度の補正のほうで御提案を申し上げさせていただければと思っております。

○7番（味岡 恭君） 今課長が言われたとおり、よく相談して、借りやすいような方法で、利用しやすい方法を考えていただいて、していただければと思います。

○企画観光課長（本山りか君） はい、議員御指摘のとおり、なるべく商工業者の皆様、これからも事業を継続していただけますように、最大限の行政としての御支援をさせていただければと思っております。

○8番（金子光喜君） 1点だけお伺いします。41ページになります。衛生費の部分ですけれども、子宮頸がん予防ワクチンの委託料が、今回久しぶりに補正で出てきております。以前ですね、平成28年頃でしょうか、国の定期接種に組み込まれて、子どもたちが15歳ですかね、そのときに受けるような流れがあったのですが、副反応とかいろいろあって、近頃は積極的な勧奨はしないというような形で、接種者が減っていたわけですが、今回はこういうかたちで上がってきておりますので、何名くらい接種されたのか、そしてまた考え方といいますか、副反応に関して、しっかり説明をいただいて、きちんと対応ができているのかということをお伺いさせていただきます。実際、テレビ等でも、その副反応のリスクよりも、接種したときの安心のほうをはるかに高いということいわれておりましたので、そのへんの答弁を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 子宮頸がん予防ワクチン委託料の増額ですが、申し訳ありません、件数がちょっと今把握できておりませんが、保健師から、今議員が言われたとおり、副反応のことですか、そういうことをいろいろ説明しまして、接種者が増えたということでございます。以上です。

○8番（金子光喜君） 説明したといいますか、いわゆる対象者の方、中学生程度だと思えますけれども、保護者の方も含めて、しっかり御理解いただくような体制ができたということで理解してよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい、国からもいろいろ通知等もありまして、丁寧に説明をした結果が、こうなったこととなります。以上です。

○8番（金子光喜君） もう1点お伺いしますけれども、これまで副反応を理由に接種を

見送られてきた方も、結構おられるかと思います。その方々に対しては、接種というのは勧められることはないのでしょうか、お伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） これからも丁寧な説明をしまして、できるだけ多くの方に接種をしていただくよう努めたいと思います。以上です。

○8番（金子光喜君） 要は、国の定期接種を副反応が理由で見送られてきた方々が、やっぱり打つようにしますといったときに、対応ができるのかということです。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時13分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 先ほどの遠坂議員からの質問です。大変失礼いたしました。1年間の集積面積が53.7ヘクタールということで、年間の集積率が約49パーセント程度になると思われま。

○3番（遠坂道太君） まだまだ、やはりもう少し頑張って、集積率を上げてほしいと思います。そうすると、今の農業推進委員の方も、農業委員というかたちが作っていかれるのではなかろうかというふうに、私は思っているところでございます。よろしく頑張ってください。

○5番（森山 宏君） すみません。一応、確認ですけれども、38ページの老人福祉費、委託料の中に、高齢者見守りシステム委託料、これが総務課長の説明の中には、1月末をもって終了、多分これは民生委員さんとか担当職員さんとか、対象世帯ですかね、そこに確かタブレットみたいなものをやっておいて、毎日の毎朝の確認とかいうシステムだったとは思いますが、これが1月末で終了。このあったタブレット、民生委員さんに貸与しているタブレット、職員が使っているタブレット、これの再利用とかいうのもあるのか、また回収できているのか、また終了したということは、何で終了したか、見守りはやらないということなののでしょうか。お願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 高齢者見守りシステムにつきましては、今言われたとおり、タブレットを見守る側、民生委員ですとか保健福祉課、あと社会福祉協議会に置きまして、見守られる側、独居高齢者とかのお宅に、同じタブレットを置いておきまして、テレビ電話ですとか、あとお知らせもできるシステムでございます。

まず、1月末で、システムを開発しておりますニシム電子工業という会社ですが、こちらのほうが、このシステムを湯前町で、平成27年だったですかね、県の夢チャレンジ推進事業というもので実証試験をされました。それに伴って、本町で導入をした経緯が

ございます。その後、それ以外の自治体にもニシム電子工業さんが拡大をしていくという狙いがあったわけですが、そこができなかったということで、本町だけのシステムとなっておりました。開発経費、維持経費がかさむということで、事業3年経過しまして、ニシム電子工業さんのほうで事業の廃止が決定されたところであります。

それから、今後につきましては、そのタブレットにつきましては、いったん回収しまして、それ以外の方法を令和3年度に検討したいと思っております。以上です。

○5番（森山 宏君） ニシム電子工業さん、これがメーカーさんの都合で、3年間でこの事業が廃止になったということですかね。それであれば、このタブレットの回収というのは、ただの機器ですよ。この回収はどうなっているのかなと思いますし、何かほかのにも使われないのかなと。ただ高齢者の方がおられて、ボタンを押されたら、ちゃんと日常生活をされているなという素晴らしいシステムだったと思いますし、ただ行政側としたら、メーカーさんが、システムをダメになったので、この見守りを終了しました。次年度に考えますのであれば、その間のタイムラグというのは、どういうふうに捉えておんなつとですかね。民生委員さんが一応行かれるとか、そういうシステムになつとつとですかね、現状は。

○保健福祉課長（高木堅介君） このタブレットを利用した見守りはいったん終了しますが、タブレット導入前でも、民生委員の方の訪問、毎月の訪問ですとか、シルバーボランティアさんによる月に一回から二回の訪問というのは、これまでもありましたし、今後もあるところでございます。

タブレットにつきましては、いったん保健福祉課で回収しまして、そのほかのいろいろなアプリもありますので、そういうもので高齢者の方でも簡単に操作ができる仕組みですとか、そういうのを検討したいと思っております。ただ、今いくつか事業者さんからも提案があったのですが、なかなか高齢者の方での操作が難しいというのがございますので、簡単にはできないかなと思っております。以上です。

○5番（森山 宏君） 再確認ですが、1月以降、もう3月になっていますよね。この間は、システムを入れられる従前の方式を現状取っておられて、見守りに関しては、何ら支障はないという現状というふうに捉えとってよろしいのですね。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど申しましたとおり、タブレット、この見守りシステムを導入する前と同じような状態で、民生委員ですとか、シルバーボランティアの方の見守りができるということになります。そういうことで、見守りの体制が全く無くなるわけではございませんので、それに併せて、昨年度に立ち上がりました有償ボランティアグループのちょこっとボランティア「ささえあい」、その中での生活支援で、見守りも兼ねてというところで、体制を取っているところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号、「令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 13 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 2 4 分

再開 午後 2 時 3 8 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 9 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は、新型コロナウイルス感染防止対策として、質問者・答弁者共に自席にて行うこととします。それでは、順番に発言を許します。

一つ、災害復旧と将来に向けての対策について、金子議員の質問を許します。

○8 番（金子光喜君） 8 番議員の金子です。トップバッターで質問をさせていただきますが、今回この時間となってしまいました。お疲れのところ大変恐縮ですが、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回の質問は、令和 2 年度の締めくくりの意味でも、本年度の最大の課題となりました令和 2 年 7 月豪雨における災害復旧と将来に向けての対策について質問をさせていただきます。昨年 9 月の災害復旧についての一般質問では、発災時の対応や復旧に向けた考え方などについて質問をさせていただきましたが、今回は 9 か月を過ぎた現在、経過や対応について検証させていただき、住民の不安や不満を最小化できればと思うところです。

まず始めに、要旨 1 の、令和 2 年 7 月豪雨に係る公共土木施設及び農林業施設復旧基

本方針及び災害復旧ロードマップに対する進捗状況と、今後の見通しについてお伺いいたします。

昨年12月7日の全員協議会のほうで示されました内容については、100件もの被災箇所計画が記載されておりまして、改めて被害の大きさを認識し、その難しさも推測したところです。町長の施政方針でも、最大限、優先事業として強力に進めていくと、その進捗について、大きな期待を抱いているところですが、説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） まず、建設水道課関係につきまして、御説明申し上げます。災害復旧基本方針の下、先の2月に開催がありました全協の際に示した資料の中でお示した箇所別一覧表等の予定に関しまして、御説明申し上げます。

令和2年度は、測量設計業務委託につきましては、9事業完了し、16事業繰越しになります。工事につきましては、令和2年度では、3本の町道の工事契約、今月中に数本の工事の業者指名を予定しておるところです。これにつきましては、繰越しになります。

また、令和3年度につきましては、河川の残り工事分5本、道路が6工事、令和4年度に7工事分を見込み、うち1本は令和4年度内完了とし、残り6工事分につきましては、令和5年度分繰越しを見込んでおるところです。猪鹿倉横谷線の地すべり箇所の復旧に関しましては、地すべりの状況確認の必要があり、着手時期は未定としております。

また、令和2年度で単独事業として、5箇所着手しております。

以上により、時期が不確定1箇所ありますけれども、令和4年度及び令和5年度までの終了を見込み、現在取り組んでいる状況になります。

○農林振興課長（稲森一彦君） 続きまして、農林振興課関係のほうの進捗状況について答弁させていただきます。

国庫補助事業で実施いたします農地・農業施設災害復旧工事につきましては、基本的に田植えの時期に間に合うように、災害復旧工事を行うこととしております。そこで、3月3日に12箇所の入札を実施したところでございます。また、残りの災害復旧工事につきましては、令和3年度に復旧工事を実施するため、現在、実施設計を行っている段階でございます。実施設計が終わりましてから、農政局への設計協議等の事務手続きを行い、できるだけ早急に工事の発注を行い、復旧工事の見通しにつきましても、農家の方々にも示していきたいというふうに思っております。

国庫補助事業以外分で、緊急自然災害防止対策事業で実施する用水路の事業もでございます。これにつきましては、平面図、横断図まで出来上がりましたので、水路関係者等の方への工事の概要と工事の実施の予定時期などの説明は終わっている状況でございます。

このほかにも多面的機能支払制度で実施してもらった箇所がございまして、残り1箇所につきましては、現在建設業者のほうの手配を行っているというふうな状況になってい

るところでございます。

続きまして、林業施設関係でございます。熊本県の単独治山事業の補助を受けて、町のほうが実施する永岡地区の事業につきましては、2月25日に入札を行いまして、復旧工事に着手するようになっております。

作業道につきましては、7路線で被災をしており、うち2路線を令和2年度で実施することとしておりまして、1路線につきましては、補修のほうを完了しております。もう1路線につきましては、現在補修中というふうになっております。残りにつきましては、令和3年度で対応するというふうなことでしております。

林道路線につきましては、5路線ございまして、2路線を令和2年度からの繰越予算というふうになります。令和3年度に入ってから災害復旧工事の入札を行うというところで計画をしております。残りの3路線につきましては、町道牧良線に接続する林道で、町道の災害復旧の実施や進捗の見通しを確認してから、それから詳細の測量設計の委託を行い、そして国との変更協議を必要とするということになっておりますので、見通しといたしましては、令和4年度以降になろうかというふうに思っております。順次復旧工事のほうを発注することになろうかというふうに思っているところでございます。

○8番（金子光喜君） 道路等の公共施設といいますか、またそれに河川については工事規模も大きくなってきますし、早期の復旧には非常に難しい部分もあるのかなと理解はできますけれども、農地については、計画する段階で、ほとんど年内若しくは耕作時期までには終わらせるというような担当課長の力強い御発言もあったかと聞いております。そういうことで、農家の方もそこを望んでいろいろ計画をされていたわけですが、なかなかできていない部分があったりして、十分にできているのかというお問い合わせがあったところです。

農地の場合、実際、水路とセットでの復旧でないと、水田の場合ですね、そうでないと十分な対応とは言えないのかなと思いますけれども、今のお話でも年度内にできないところもあるのかなと推測したところですが、できないところに関しては、どことどこができないのか明確にお答えください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 牧良地区にあります牧良溝のほうの農業用施設の災害復旧工事になります。

○8番（金子光喜君） 1箇所だけが、どうしても年度内にはできないということであれば、それはもう仕方ないのかなと思いますが、要旨2にもありますけれども、できる、できないに関しての、農家の方への周知といいますか、そこに関しては先ほどの答弁の中にもありましたが、伝えているような話でありました。ただ、私が聞いた方に関しては、何の連絡もないので、今年の作付けについて、今不安を持っているというような話

でしたので、もう少しきちんとした周知を、耕作者の方、農地を持っている所有者の方も含めてですけども、伝えていただけるような対応は必要なのかなと思うところです。

林業者の方に関しましても、先ほど伝えているということでありましたけれども、林業者の場合には、林道のほうが通られないところがまだ令和4年度の発注ぐらいまでありますし、実際、国道219号線の大規模な地すべりですか、で山のほうに行けない状況が推測されるわけですし、私のほうにも、いまだ山のほうの災害の状況について確認ができていないのだがというような話を聞いております。そういう方たちに対する対応とございますか、そこは現状どうなっているのかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほどの件について、1点申し忘れましたのでお伝えしておきます。牧良溝側の工事の着工ができないということでしたが、これにつきましては、災害査定時におきまして、ポンプのほうにつきましては、2年間分の措置を取るということで、ポンプのほうの設置はしているところでございます。まずその点、ちょっと先ほど申し忘れましたので、申し添えておきます。

あと、農家の方とか、林業者の方への周知関係ということでございましたけれども、まず農地のほうの災害復旧関係につきましては、災害査定を受ける際に、農家からの災害復旧に関する同意書、工事に関する同意書というふうなものが必要になりますので、まずその際に、各農家の方に担当者のほうが出向いて行って、まず同意を取っております。その中でも、まず説明はしているところでございます。あと、先ほども3月3日に入札を行ったということを申し上げましたけれども、この入札の前、2月の末でございましたけれども、この3月3日に入札を行うところにつきましては、令和3年の田植え等とかですね、その方の今後の農地の耕作の見通し等につきましては、聞き取りは行っているところでございます。そして、3月3日、その翌日に、入札を行った翌日に、工事を請け負っていただく業者の方にも、その意向をお伝えしております。そして、改めまして、業者と役場側も同行いたしまして、3月3日に入札が終わったところについては農家のほうに出向いて行って説明、今度は実際の工事関係の見通しだったり、というのを説明するようにしているところでございます。

また、令和3年度に入札を行うところにつきましても、同じように、まず農家の方のところに出向いて行って、今後の見通しであったりとかというのを聞き取るようにしたいというのを考えております。

林道とか作業道関係につきましては、所有者の方というのが多ございますので、行政側といたしましては、森林組合をはじめとする林業事業体のほうには、今後の見通し等につきましては、説明を行っているところでございます。林道の災害につきましては、5路線ということになっております。2路線につきましては、町有林と国有林が関係するような林道でございます。残りにつきましては、先ほども申しましたが、町道との関

係もございます。また、場所によりましては、県のほうで実施いただく治山工事関係もございますので、そういう見通しができたときに、関係するような方には、御説明をしたいというふうには考えているところでございます。以上です。

○8番（金子光喜君） 農業者の方にも、また林業者の方にも、しっかり町のほうで説明なり対応はしていただくということで認識させていただきました。問い合わせというかたちで、もし分からないときには、役場のほうに連絡すれば対応していただくということで、その方には伝えておきますので、しっかりとした対応を希望します。

今年はJAで行っておりました営農座談会というのありませんでしたし、なかなか行政側の思いを農家に伝えるということも難しかったと思いますし、農家の思いを行政側に伝えるというのもできなかったのが非常に残念なところではございますが、何らかの形で、しっかりと農家に現状というのを伝えるのを密にさせていただくかたちを希望します。

では、次に入りますけども、要旨3になりますが、今後も想定されます大量の土砂の流出や、山腹の崩落について、効果的な対応策の検討はできているのかということについて、お尋ねさせていただきます。

以前ですけども、議会の災害調査がございまして、被害箇所の状況等については確認させていただきました。上流部の堆積の土砂の多さについては、議員一同、大変驚いたところであります。本町の河川の上流部、ほとんどが同じような状況でありまして、今日まで土砂の撤去が数箇所はなされているのを確認しておりますが、その元となります山腹に近い上流部の土砂については、まだまだ手付かずの状態のようであります。排土先といいますか、いわゆる土捨場の確保が急ピッチで行われていることは確認しておりますが、いつ頃までに、どの程度、土砂の撤去が完了できるのか、見通し等についてお伺いさせていただきます。

○建設水道課長（皆越克己君） 主に河川関係、県管理河川関係につきましては、熊本県において、搬出等の事業実施をしていただいております。特に、災害直後においては、牧良川の上流側にありますスリットダム、砂防堰堤のところに、異常に堆積しておりました土砂の搬出については、既に実施をしていただきまして、既に完了しているところです。そのほかの下流側の箇所、箇所におきましても、都川等の箇所についても実施していただいているところで、河川の土砂搬出については、本年度の実施については、終了しているというふうなことを聞いておるところです。

○8番（金子光喜君） 河川の土砂上げについては終了しているというような話を答弁されましたけども、実際町民の方、見ておられる方々に関しては、十分ではないと感じておられるのだと思います。私も実際、今の川の状況を見たときに、まだまだ土砂がたくさんあるのではないかなということは感じたところです。

実際、土砂上げですので、上げるダンプが入る場所とか、非常に制約されたかたちでしか土砂上げはできないのかなということは理解しているわけですが、現在、土砂上げされたポイントは何ポイントでしたかね。お伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 土砂上げのところは、最大のところは、先ほど申しました牧良川の上流の地域ということと、それから都川、湯前町内の中での中部、下流部というふうなことになるかと思えますけれども、そちらの区域になるかと思えます。あと、仁原川のほうにつきましては、町内ということではなくて、下流側、多良木町側になるかと思えますけれども、そこいらのところが現在も作業されているのかというところかと思えますけれども、そういったところになるかと思えます。

○8番（金子光喜君） 直接町がするのではないのかもしれませんが、町のほうで積極的にお願いすることは可能かなと思います。そこで、今のあるポイントだけではなくて、もう少し必要なポイントがあるのかなと思いますけれども、増やすようなことはできないのでしょうか、お伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、河川ですね、確かに牧良川の奥の方、上流区域につきましては、堆積している土砂以外につきましても、倒れた流木のほうはまだそのままになっている状態のところとか、そういう部分は散見されているところを確認しております。それらにつきましても、町のほうで、今後、来年の出水期前までのところでの除去というのを実施はしたいなというふうなところで思っておるところです。

○8番（金子光喜君） 残っている流木に関しては、後で質問しようと思っていたわけですが、実際、町民の方からも私に言われたのは、都川の周りの管理用道路ですか、そこらあたりはまだまだ流木がそのまま残っていたり、いわゆる土砂まではいきませんが、砂がそのままあったり、あと、管理用道路が陥没した状態がそのまま続いて、営農する際に、そこに行くのにも苦勞するような話をされておりましたので、そういうことに関して、しっかりとした対応をしていく必要があるのかなということでお伺いしたところでした。

流木の話が出ましたので、ついでにお話しさせていただきますが、流木に関してはほとんど撤去が終わっておりましたが、こういったかたちでまだまだ残っております。町のほうでされるということでしたが、以前、畜産センターですか、そちらのほうに流木を置いたかたちで、集めたかたちで処理されておりましたが、今後集められる場合には、どこに持って行かれる予定でしょうか、お伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 災害査定対象となる箇所につきましてはの流木につきましては、査定の中で見られるというところでありまして、その分については、処分場のほうで処分をするというかたちになるかと思えます。

○8番（金子光喜君） きちんとした対応をされるのであれば、それで良いのかなと思

いますけれども、流木、まだまだ出てくるということをしっかり御認識いただければと思います。

それと、都川の場合ですけれども、まだまだ土砂があるということ为先ほど言いましたが、3年前ですかね、県のみどりの創造プロジェクト事業でしたか、で浸水スポットを県のほうで造っていただきましたが、その周辺に関してはかなり荒れているのが見受けられます。そのままの状態で置いておけば、そのうち流れるだろうと思っておられるのかもしれませんが、状況としては非常に厳しいのかなと思っておりませんが、そのへんどう対応される計画があるのかお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 今御指摘の箇所等につきましては、県のほうの関連等も出てまいりますので、県のほうとも現地確認等をさせてもらいながら、打合せをさせていただきながら、対応してまいりたいと思っております。

○8番（金子光喜君） 建設水道課長もよく知っておられるポイントだと思いますので、しっかり当初の目的が達成できるような、良いポイントですので、そこを整備されるように、県のほうにも働きかけを力強くやっていただければと思っているところです。

土砂という点ですけれども、もう1点お伺いさせていただきます。土砂の流下に関して、できる限り、それを防ぐ対策に関しては、砂防ダムというのがあるかと思えます。先ほど、答弁の中にもありましたが、牧良にあります大きなスリットダムですか、あれが大きな成果を挙げたということは、私たちもしっかり認識させていただいております。砂防ダムに関して、土砂災害を防ぐには非常に有効であるということは分かっておりますけれども、本町には、現状どれくらい砂防ダムがありますでしょうかお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 砂防ダム、砂防堰堤に関しましては、熊本県のほうで設置していただいているところになりますけれども、町内で13箇所あります。牧良川に4箇所、それから沓川に2箇所、都川に3箇所、養谷川1箇所、竹の谷川1箇所、夜狩内川1箇所、宮の谷川1箇所の合計13箇所になります。

○8番（金子光喜君） 13箇所ありましたが、今回のような水害を受けて、その有り様というのは大きく変わったのかなと思えます。現状を見たときに、もっと増やす必要があるのかなと個人的には思いましたが、担当課長はどういうふうに思われていますか。

○建設水道課長（皆越克己君） 特に、線的な面で、牧良川とか沿線上のところでは、流木が倒れたままのところや散在していたりとかというふうなことで、荒れたように見受けられますけれども、砂防堰堤等につきましては、ある程度、計画した部分はためて、それで流れを緩やかにして下流側への影響を少なくするというふうな、防止対策というかたちにおいては、砂防の状況においては、今そんなに過剰にたまっているとか、大量に土砂がたまって流れが急になっているとか、今後災害が見込まれるというふうな状況ではないような状況なのかなというふうなところで、熊本県においても、現地のほうで

調査をしていただいているところですが、今のところは緊急に、先ほど申したスリットダムのところは大量にたまっておりまして、対応いただいておりますけれども、それ以外のところについては、そのような大量の土砂というふうなことで状況ではないのかなというふうなことで、熊本県のほうも考えておるようです。

○8番（金子光喜君） ではお伺いしますが、一つだけ挙げさせていただきます。蓑谷ため池の取り入れ口にある堰堤ですね。非常に埋まっておりまして、あそこに関しては堰堤を造られてから2年ですかね、間もない期間だと思います。一般的に砂防ダムというのは、10年ぐらいの寿命を考えられておられるというのを聞いたことがあります、非常に短い間で埋まってしまったと。非常に残念でありますし、またため池の浚渫をしなければならぬようになってしまったと。対応には非常に多くのお金がかかりますし、砂防堰堤を造るのと、浚渫するのとどちらが費用が掛からないのという話になるかもしれませんが、長い目で見ると、しっかりとした砂防堰堤は必要のかなと思うわけですが、蓑谷ため池の上流部に関しては担当課長どういうふうにお考えでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、ため池側の上流部分の箇所につきましては、現在も堆積等が見られておりまして、河川の流れが変わるような状況であります。その部分につきましては、新年度予算の中において、排出するための設計委託関係の予算を計上して、調査、排出の計画をしたいというふうなことで計画をしておるところです。

○8番（金子光喜君） 土砂排出、浚渫をされるということですね。ため池側と上流側と、両方ということよろしいでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） ため池サイド部分につきましては、農林の関係という部分がありますので、こちらのほうとすれば、そちらの上流側というか、河川のほうというふうなかたちで計画を立てたいと思っておるところです。

○農林振興課長（稲森一彦君） ため池のところにB&Gの艇庫があるかと思えます。あれよりちょっと下流側からが、ため池の区域というふうになっています。ため池にたまっている土砂につきましては、令和3年度の災害復旧のほうで浚渫するようにしているところがございます。

また、災害がなくても通常の流れで、ため池のほうには当然土砂が入ってくるようになります。それは災害復旧の対象となりませんので、令和3年度の農業関係のほうの予算では計上しておりませんが、それは令和3年度の災害復旧でいたしますので、それ以降は、通常入ってくるようなものにつきましても予算化をいたしまして、浚渫はしていくようにしたいというふうには考えておるところでございます。

○8番（金子光喜君） 要は、浚渫を、農林振興課のほうで予算立てして、しないような方法というのが、結局河川の土砂の流下を防ぐことでできるのかなと、個人的には思っております。しっかり上流部を守っていく、そのバリアをしていくということが、た

め池を守っていくことにつながるのかなと思いますし、ひいては町の予算を使わずに済むような体制ができるのかなと個人的には思っておりますが、担当課長はどういうふう
に思っておられますか。

○建設水道課長（皆越克己君） 確かに、対応として、そういったいろんな対応を、制度の中で対策できるというものがあって、できれば積極的に取り組んでいきたいと思っておりますけれども、災害等におきまして、基本的には、元あった施設等が災害によってダメージを受けた、壊れた、流されたというふうなことであれば、そういったものの復旧もできますし、新たに設置することもできるわけですが、自然の中での河川の状態であった場合につきましては、そういったところがなかなか取り組めないというふうなものになっておまして、ちょっと現状とすれば、そのケースバイケースによるかと思っておりますけれども、なかなか難しいことがあるのかなというふうなことを感じております。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今の質問に関連ですけれども、昨年10月末に、県のほうから、国のほうでの事業が検討されているということから、これ治山関係になります。内容としましては、ため池等への被害の抑制のため、治山対策と、あと山間部内における溪流とか沢、こういうところでも流れ木等の災害が懸念されるということ、これを未然に防止するということが、沢とか溪流内にある危険木の除去であったり、そういう事業が検討されているということが、国のほうで検討されているということで、県を通じて来ております。こういうふうなことが事業化されれば、当然湯前町としてもこういうような事業への要望は行っていくようにしたいというふう考えております。

○8番（金子光喜君） 危険木の除去とか、そういうことに関しては、しっかり取り組んでいくべきだと思いますけれども、もっと大きな安心感のあるような、大規模な砂防ダムといたしますか、堰堤といたしますか、そこが必要なのかなと思います。

そこは御承知のとおり、海洋センターの海洋クラブの艇庫があったり、湯前の海洋スポーツの拠点であります。教育課のほうでもそのへんはしっかり認識して使っておられると思いますけれども、非常に使えない期間が多くあるというのが、これまでの経緯から見て、そうだと思います。担当課長、教育課長かと思っておりますけれども、現状での海洋クラブの養谷ため池の使用というのは、どういふふうな状況かお伺いします。

○教育課長（北崎真介君） 当分の間できないということは、もう重々承知しております。そのために、プールでできるようなことですか、他町村のほうにお願いして、場所を借りて行くとか、そういったことを考えながら、今度の夏に向けて一応計画なり、何なりの話し合いを今続けているところでございます。

○8番（金子光喜君） ちょっと盛り上がり過ぎて、教育課長の答弁まで求めてしまって申し訳なかったなと思っておりますけれども、要は、しっかりとした、ため池を守る、河川を

守るような、基本的な根本的な対策というのを希望したいということを伝えたかったわけですね。

菟谷川だけに限りません。小さな中小河川においても、上流部はかなり荒れております。再度点検してもらったり、必要性というのを認識してもらいたいようなかたちを取るべきだと思います。何箇所も先日個人的に見て回りましたが、惨憺たる状況だったと記憶しております。しっかり対応していただくことを心から希望いたします。

では、最後に、災害等による、農地や河川、また林地の危険な状況について、町民が行政側へ早い段階で連絡して、事故や被害を最小限にするための仕組みづくりについて、お伺いさせていただきます。

町全体の防災や町民の安全な暮らしを進めていくためには、町民と協力しながら取り組むことが重要であるかと思っております。昨年の豪雨災害で、教訓として、準備や心構えが、いかに発災時の対応にプラスになるか確認できたことだと思っております。もちろん防災に限らず、いろんなことに言えるのかもしれませんが、町民、住民の方にも、防災について、しっかりアンテナを張っていただいて、危険と思われる事象や状況等について、積極的に町に連絡いただけるような仕組みづくりはできないものかと考えるわけですね。いかがでしょうか。

新しく災害時の通信確保に、携帯電話回線を1台準備されると、先日担当課長より伺いました。その回線、通常時はほとんど使わないわけですね。災害が発生したときに使うというだけでですね。その回線について、事前の危険箇所の連絡等に、町民の方が連絡してもらえるような流れといいますか、体制づくりといいますか、それができないものかなと、勝手に想像しているわけですが、担当課長の答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 防災を担当している総務課でございますが、今議員からおっしゃられました提案、当初予算のほうに、今言われたように、非常時の回線の電話回線を計上したいと、お願いしたいと思っております。そういった使い方を今後考えたいとは思っております。

また、職員のほうでは、そういった道路の陥没とか、そういったもののパトロールというのをやってはいるのですが、全ての農道、町道は、管理を毎日するということは不可能ですので、やはり町民の方からそういった連絡を受けるところでは、一つ提案といいますか、考えがあるのですが、一つは郵便局と協定を結んでおります。郵便局の配達員が配るときに、異常箇所、道路の異常箇所、そういったところがあれば通報していただくというのが一つです。

もう一つが、考えているのが、行政区担当職員制度というのを4月から設けさせていただきたいと思っておりますので、そういった職員に、そういった異常箇所、課題箇所、そういったところも、職員を通じて建設水道課なり、農林振興課なり、総務課なりに情

報共有していただく、またそういったことで、町民と職員が、防災に対する意識が深まるのではないかなと思っておりますし、是非これを活用させていただきたいのが一つでございます。そういったSOSを出す仕組みというのを、また今後はいろんな方法で考えていかなければいけないと考えております。貴重な提案、ありがとうございます。

○8番（金子光喜君） 担当課長の前向きな御発言に、非常に納得したところで、感心させていただきました。要は、昨年の豪雨災害に起因するような更なる災害が発生するかもしれない、その確率がかなり高いのかなと、役場の職員も住民も認識する必要があるのかなと思っております。そこをしっかりと、今後積み重ねていって、本町の安心・安全に繋がることを心から願うところです。願わくは、令和3年度が災害のない平穏な年になりますことを心から願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、災害復旧と将来に向けての対策について、金子議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 金子議員からいろいろと農地関係、林業関係についての災害の防止策についてお伺いをされたようでございます。その中で、農地の土砂の撤去につきまして、先ほども課長からも話がありましたように、農家の巡回をして調査を行ったというふうなかたちで言われたようでございます。その中で、先ほども質問がありましたけれども、今回、やはり取り組む工事の数、その面積、それと残数、年度を外す、今年度はいいというふうなことを言われたところもあると思います。そのへんの内容につきまして、お伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 3月3日に入札を行いました。その中の農地の箇所数というのは、12箇所でございます。この12箇所のうち2箇所を、合札といたしまして、ほかの工事と併せまして入札を行ったところでは、10本でございます。その中で、12箇所の御説明をさせていただきますと、その中の3箇所、3圃場につきましては、5月ぐらいまでには終わりたいなというふうな御意見もあったところでは、終わらせたいと。ただ、場合によっては、状況次第では、秋でも良いですよというふうなことも、そういうこともおっしゃられたと、意見もあったというところでございます。

○3番（遠坂道太君） やはり、そういう秋口でも良いというところは、一部の土砂とか、あとはもう相当、手もつけられないというような状態のところが多かったのではなかろうかというふうに、私も見て回って、そういうふうに感じておるところでございます。でも、本当にせんばならんところは、やはり早めに取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほども金子議員の中で答弁させていただきましたが、

入札の翌日に、落札いただいた業者さん、お集まりいただいて、農家さんからの聞き取り状況をお伝えしたところです。また、業者さんと役場も同行いたしまして、また所有者さんのところには、工事の御挨拶がてら、説明に行くようにしておりますので、またその中でも御意見をお伺いしながら、工事のほうは進めていきたいというふうに思っております。

○6番（黒木龍次君） 私は、土砂の撤去についてお伺いさせていただきます。仁原川の件なのですが、仁原川については、湯前地ではなくて、多良木側のほうを撤去しているというふうに課長から答弁があったと思いますけれども、湯前側の落しから上流側については、確か2年前ぐらいに土砂の撤去が行われたと思っておりますのでございます。私が確認しましたところでは、以前土砂を撤去した以上に、また土砂が堆積しているというふうな認識なのですけれども、撤去する意思はないというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 仁原川の撤去状況につきましては、先ほど申し上げましたとおりですけれども、一応、県のほうの担当のほうにも、現地のほうで確認をしたというふうなことで、内容で、写真等も町のほうでも確認をしておるところですけれども、現況といたしましては、河川の底、河川底の底の部分までは土砂があるけれども、それ以上に、過剰に堆積しているところは、現況としては見受けられない状況であるというふうなことの現状がありまして、特に搬出につきましては、先ほど申し上げた下流側のほうが堆積していて、植物も茂っているようなところがあるというふうなところで、そちらのほうが優先的に、現在は事業が実施されているというふうな状況かと思っております。

○6番（黒木龍次君） 執行部のほうの認識としては、そういうふうな認識というふうなことでございますけれども、要するに、下流側に生活しておられる方々にとっては、大変恐怖感を感じるというふうなことを、私はお聞きしております。それは何でかと申しますと、まだ町田川から土砂の流出等があるかと思うわけでございますけれども、それが幸野溝にたまったときに、あそこをせき止めた場合、あその水というのは逆流するわけなのですよね。それで、その上流側の落し口から仁原川に水が落ちるというふうなことで、逆流して上がるわけです。

もし、そうして仁原川が冠水した場合に、今度は堤防から越流をして、仮に幸野溝に水が流入するというふうなことがあった場合は、下流側流域の住民の方にとっては、幸野溝がオーバーフローするというふうなことも考えられるわけなのです。それで、そういうことになったら、人命・財産が大変危険にさらされるというふうなことも考えられますので、通水断面が私は大分上がってきているというふうに感じておりますので、もう一回調査をして土砂の搬出を考えていただきますよう、町長にも切にお願いしてお

きます。

○町長（長谷和人君） 今の御質問の中での仁原川の件でございますけども、前回ちょっと私もお話をさせていただきまして、湯前地でいきますと、下村の掛端地区だったですか、あそこを実は今、河道掘削を実施していただいていると。これは、私も希望したところでございますけども、今御質問の部分の又五郎橋の上という表現でよろしいでしょうかね、それから永野地区ですかね、山ノ口の永野地区辺りのことをおっしゃっているのではないかというふうに思っておりますので、私のほう、現場のほうをちょっと確認させていただきたいというふうに思っております。

加えまして、今の課長の答弁の中では、すぐ指示をさせましたので、県あたりとの協議の結果を今回答したのではなかろうかということで思いましたので、もう一度そこは確認させていただき、対処をさせていただければということで、答弁のほうをさせていただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） この災害復旧工事、町単とかでやられると思いますけども、上に県、もう一つ上に国があります。国策事業、県の事業というのがあります。災害箇所が奥にあった場合、国有林であった場合、そのときには、その下流部分というのが町で管理せんばいかん災害箇所だとは思うのですよ。奥のほう、国、県の分の仕事がもしも出るのであれば、その前の取り付け道路のほうを先にしなければならぬというふうなことが起きてくると思います。

関係業者におきましては、ランク付けがありまして、取れる工事と取れない工事というのがあります。そして、災害が起きれば、本数というのがものすごく多くて、上のほうとか発注者側で調整しないと、受けきれぬような本数ではありません。実質、熊本地震のやつもまだ5年掛かりますので、激甚にして、まだ残っております。そして、今からですよ、来年から始まるか、再来年から始まるかは分かりませんが、このとき、国・県の事業も入ってきます。

町単で考えていった場合に、まず、一つ上のほうを取りたいと思うのが当然でありまして、それを妨げるのがランク付け。こういう仕事の発注というのは、国・県と、このところをしたいという調整というのは行っておられるのですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 熊本県におきましては、九州地方整備局、国等の機関も入りましてところでの災害対策の復旧・復興の連絡協議会という組織がございます。その内容につきましては、実際どの程度、どのようなことでの件数で発注するとか、そういった情報を共有するというふうなことでありまして、そのメンバーの中には、事業者、工事関係等の建設業関係の方々の協会の方も入っておられるのですけれども、そういったことで、一般的な、全体的な状況の情報の共有ということでの会議内容となって

おりますので、ここにつきましては、各事業体、本町におきましても業者の方が参加しやすいような制度面の改正ができる部分があれば、そのようなことも考慮しながら取り入れて、工事がスムーズに落札、着工できるようなかたちで実施していければというふうなことは考えております。

○5番（森山 宏君） 今担当課長が言われたように、実施していこうと思います、ではなくて、今実際、辞退されている工事というのも現状あると思うのですよ。何で辞退されるかなというのを重々把握していただいて、もうそこは強く検討していただきたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 一つの制度上、運用上の面でいきますと、余裕工期制度というのがあります、余裕工期というのが、工期から最大90日間、これは熊本県も実施しておるところで、本町におきましても、そういったことでやろうということなのですけども、最大の90日間におきましては、準備期間等々で、その現場には入らなくていい、ほかのところの準備をしながら、現場代理人等は置かなくていいというふうなことでの制度になっておりますので、そのような制度も取り入れながら、今後取り組んでいけたらなというふうなことでも考えておるところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 金子議員の要旨の中で、今後も大量の土砂の流出や、山腹及び路肩や法面の崩落が想定されるが、効果的な対応策は検討されていますかという、そのなのですけども、今の町有林とか国有林とか、今伐採されていますよね。その伐採されている、そして作業通路を作っておられる、その作業通路が、その伐採した後、そのまま置いてある。そしたら、作業通路の法肩面からの土砂災害、崩壊が起きますよね、去年の7月の豪雨なんかのときに。そのへんの対策とか、あと伐採した後の要は枝切り、枝切りをそのまま置いてある、それが豪雨のときに流木になっていく、そのへんの対応策はどのようにお考えですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 球磨管内におきまして、平成30年度に、県と市町村と森林組合、また民間事業者によりまして、次世代につなぐ球磨の森づくりルールというものが作成されております。この中で、適正な森林作業の確保、今議員がおっしゃられたような、路網の整備、流木をそのままにしておくとか、あと排水対策等についての留意事項等というのが決められております。これについては、先ほど申しました県、市町村、森林組合、民間の事業者等につきましては、パトロール等も実施されているところでございます。そういうパトロールの際に、そういう形跡が見られるということであれば、改善の確認等を行うような全体の研修も開催されているところでございます。中には、そこがちょっと徹底できていないというようなこともあろうかと思っております。これについては、県のほうからもパトロールでやったり、研修会等が実施されておりますので、

また町のほうからも、こういう林業事業体のほうにも、毎回再確認するようなことを徹底していききたいというふうに思っております。

○2番（西 靖邦君） いろんな対策があると思いますけども、特に作業道というのは、山を伐採するために作業道を作る。そのまま残しておくということは、山のためにも良いことはないと思うのですよね。やっぱり作業道があったら、ちゃんと元の勾配に修復するとか、そういう考え方も一理あるのではないかなと思っております。以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 伐採された後、再造林というふうになります。再造林いたしますと、その下刈りというふうな作業もずっと続いていくわけでございます。先ほども答弁しましたとおり、そういうパトロールであったりとかも必要ですけども、そういう作業道を作った際に、排水対策等にも十分気を付けていただく、また枝等の残材を現場のほうには残さないというようなことについて、徹底してもらいたいということでお伝えしていききたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、災害復旧と将来に向けての対策について、金子議員の関連質問を終わります。

お諮りします。遠坂議員の、一つ、教育環境の整備について、だけを本日のうちに一般質問を行いたいと思っておりますので、休憩なしでいきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） それでは、一つ、教育環境の整備について、遠坂議員の一般質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 皆さん、お疲れのところ、本日最後になりましたが、3番議員の遠坂です。よろしく願いいたします。

2020年は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大、人吉球磨管内では、7月豪雨災害という複合災害に見舞われた年でありました。この間、町長をはじめ、関係職員の皆様、感染症の対応、災害復旧に向けて取り組んでこられましたことに、感謝申し上げます。

議会は、住民の立場に立って、自主的な審議を尽くすことが、議会の使命であることを忘れてはなりません。また、議員は、常に住民の中に飛び込んで、住民の声や心や知恵を使い、それを議員の声、心、そして知恵として、力強く代表する心構えが必要です。地域住民の声や心を代表しまして、一般質問通告書に従い、質問いたします。

一つ、教育環境の整備について、要旨の1ですが、小中一貫教育の取り組み状況は、どのようになっているのかについて、伺います。

平成 27 年 6 月、学校教育法等関係する法律が改正され、小中一貫教育が制度化されました。湯前町では、平成 29 年度から具体的実践に取り組んでおられますが、議会の一般質問も過去に行われています。平成 28 年 3 月に金子議員、平成 30 年 3 月に私が、令和元年 9 月に椎葉議員が質問されています。私が質問をしたときの答弁として、9 年間、一貫した教育目標を導入した中で、将来を見据えての長期的展望に立った湯前町の学校と、そういうものを小・中学校と連携しながら、保護者の皆様、町民の皆様方の理解を得ながら、取り組むことができればいいのではないかという答弁でした。

そこで、現在の取組状況はどのようになっているのか伺います。

○教育長（中村富人君） 小中一貫ということでの御質問でございました。私が答弁する前に、一つ共通理解を図っていただきたいことがあるのですが、実は小中一貫という言葉は、これは通常、いわゆる字のとおりで、一貫なのですが、小中一貫校となると、さっき遠坂議員がおっしゃったような、平成 29 年から施行されましたが、法の改正によって、法律の中に出てくる法律用語なのです。二通りございまして、一つは、義務教育学校ですね。義務教育学校というのは 9 年、今おっしゃいましたような 9 年間の学校でございまして、小学校でもない、中学校でもない、9 年間の学校です。それが一つ。義務教育学校は、一般的に学校が一つですので、校長は一人です。そういうこともあって、施設一体型の学校が多い。熊本県では、私が知っている限りは、阿蘇郡に小さい、小規模の 2 校がございまして。義務教育学校については、条例改正が必要です。簡単にはいきません。校歌等も作らなければいけないだろうし、様々なことが必要になってまいります。

もう一つは、同じ小中一貫教育を施す、法律用語としては一貫校ですが、併設型といって、現在、湯前の小・中学校は、その併設型をとっております。これは、教育委員会で決議する、教育委員会の規則改正によってできるとされております。そういうことで、令和元年の 12 月の教育委員会会議で、一つの方向性を示したほうが良いということで、教育委員会にかけまして、湯前小・中学校は併設型の小中一貫校としてあっています。

じゃあ、どこの学校でも、その併設型ができるのかと言いましたら、やはり要件がございまして。法律的には要件はございませんが、私が考えるところでは、小学校、中学校、これ先ほど町長からも学校教育目標の予算編成方針の中でも説明いただきましたが、小学校、中学校は、教育目標は一緒であるということ、それから、学校運営協議会といって、地域と学校をつなぐ、そういう組織がございまして、これも共通のもの、それから本年度から始めました地域学校協働本部、学校と地域をいわゆる活動としてつなぐような、そういう組織も共通でございまして。また、行事の一部も共同で行っております。

そういうことから、これはもう十分小中一貫校として認められる、これは早く方向を示したほうが良いのではないかということで、小中一貫校として規則を変えて、今それ

に至っているわけでございます。そういうことで、今から質問等続くと思いますが、現在の湯前小・中学校の位置といたしますか、をまず答弁させていただきます。

○3番（遠坂道太君） 今教育長のほうから、併設型の一貫校についての説明がございました。そこで、やはりそこまで取り組んでいった中で、いろいろ取り組まれたと思います。やはり、取り組んだ中で、成果もあつたのではなかろうかと思ひますし、その成果について、答弁いただければと思ひます。

○教育長（中村富人君） 先ほど、併設型の一貫校の条件だけ一つ抜けておりましたが、中学校の先生に、小学校の免許を、これは県の教育委員会にお願いして、兼務辞令を出していただいて、小学校でも授業をやる、そういうのも実際行っております。そういうのが一貫校の前に、先ほど遠坂議員から経緯のお話があったのですが、数年間の実践を通して、いわゆる法的には、令和2年度、本年度から小中一貫校としてスタートしているわけです。

それまでのいろいろ取組がございますので、併せて成果を申し上げますと、私も教育長に就任しまして1年半ぐらい経ちますが、7月に赴任してまいりまして、一貫校ではございませんが、一貫校に向けた取組を、授業等を見させていただきました。私が来て、びっくりしたのは、小学校で中学校の先生が授業をしますと、その後感想等を取ります。その中の子どもたちの反応を見ていて、すごく子どもたちが新鮮に感じておりました。特に、英語教育について、私がハッと思ったのは、やはり小学校の先生と発音が違うというような、そういう子どもの反応がございました。確かに、英語教育を専門的に受けた人の発音というのは、私どもが英語を発するのとは違ひまして、そういうことに子どもたちも感じておりました。とても良いなと思ひていました。

実は、そのこととどう関係があるか分かりませんが、実は、昨年度から熊本県が学力検査をやっております。これは県下共通的にやっております、これは業者が入ってきて、非常に厳格な中で行われるのですが、今年の2月に県下の状況が発表されました。湯前町の小・中学校については、これは中学校はもう県下の平均をはるかに超えておりました、小学校のほうも超えております。教育事務所からも、非常に郡市では上位の学校であるという評価を受けております。特に、英語については、熊本県はとっても低いのですが、湯前中学校については高いのです。県よりも、あんまり点数は申し上げませんが、はるかにといたしますか、上位にいくちょっと手前ぐらい高いのです。これは私なりに思うと、やはりそういう積み重ねが、子どもたちの学習意欲に継起してきたのではないのかなと、そんなことも思ひます。それが一つの成果ではないかと思ひます。

もう一つは、全国的に、小学校から中学校に行くときに、中一ギャップという言葉がございまして、なかなか適応できない、不登校が急に多くなる、そういう問題行動がたくさん出てくるというふうな、そういうのが全国的な課題になっております。その解消

も、この義務教育学校に求められる、そういうようなものではないかと思います。本町の湯前中学校についても、小学校から中学校に移ったときに、急にそういうのが増えるとか、そういうのはございません。これもやっぱり、ここの取組、教育ですから、それだけが影響をしているとは言えませんが、この小中一貫としての取組が、良い方向で影響しているのではないかなと、そういう感じを持っています。

○3番（遠坂道太君） 今教育長の成果のほうを説明していただきました。その中で、やはり私も調べた中で見ますと、小・中学校の管理規則の改正を、令和2年9月に施行されておられます。その中でもやはり、教育を一貫して施していくということを明記されているようでございます。ここで、本当は取り組んだことでの成果はどうであって、そして成果があれば、早急にでも一貫教育を施していただければというふうなことを聞きたいと思っておったところでございます。

その中で、教育長にお尋ねしますが、学年段階というのは、どのように考えておられるのか、それについてお願いいたします。

○教育長（中村富人君） これは委員会のときにも申し上げたことがございますが、もともと小中一貫学校に進むときには、全国的な、いわゆる背景として、6・3・3制の崩壊というのがいわれておりました。学問的にですね。というのが、小学校の1年生と6年生というのは、体も違いますし、同じ学校で学ぶことがどうなのかというようなことでもございました。学問的には、研究者の方は、4・3・2ですね、小学校の4年生まで、小学校の5・6年生と中学校の1年生、中学校の2・3年生、そういうような一つの区切りで教育を進めたらどうかという提案もあっておりました。

私も、この一貫校を進めるに当たっては、いわゆる人が必要なのです。県の教育委員会のほうにもいろいろ相談をいたしまして、何とか加配できないかとか、そういう相談等も協議もしたのですが、現在はなかなか難しくてですね。できる方法とすれば、現在、規制緩和が進んでおりますので、自治体がお金を出せば、どれだけでもいわゆる教員を増やせますし、20人学級だってできるのです。法律によらずにですね。自治体がお金を出せば。自治体が出した職員を教員として町職員に採用したら、そういうような世の中なのですが、財政がとても厳しいですので、財政が豊かなところは、そうやっっているような取組がなされております。本町におきましては、県下どこでもですが、そういう余裕がございませんので、なかなか人の確保が難しい中では、現在のいわゆる併設型の中で、できれば、先ほど申し上げましたが、5・6・中1というのを現状できませんので、5・6だけでも、教科担任制ができれば良いなと思っています。中学校の先生も授業ができますので、何とかその方を加えて、全ての教科ではありませんが、いくつかの教科の担任制ができれば良いなと、そういう思いはございます。ただ、現実的には非常に難しい問題もあります。

○議長（倉本 豊君） 本日の会議は、遠坂議員の一つ目の質問が終了するまで、会議時間を延長します。

○3番（遠坂道太君） 教育長は、学年段階は今現状のところは考えてはいないというふうに理解してよろしいかと思います。その中で、一つは人員の体制というのを教育長は言われました。その中で、ちゃんとした教員の免許を持っておられる方も、学校を定年された方もいらっしゃるし、そういう方の活用というのは、教育長としてはどういうふうに思っているのでしょうか。

○教育長（中村富人君） 一つの方策だろうと思うのです。いわゆる現職の方といえますか、年齢が通常定年にいかない方を雇用する場合には、やはり県費並みの給与が必要となってまいります。そうしないと、なかなか来ていただけませんので、そうすると非常に財政的に難しく、ただ退職した方の場合にはちょっとまた事情が違いますので、そういう方もやっぱり一員だと思います。確かにその通りです。

ただ、現実的に現在、すごく少なく、いわゆるきちんと何名という配当人数というのが決まっているのですが、それが人吉球磨でも満たない状況でございますので、そういうふうに教員が少ない現状がございますので、難しさもございます。でも、正に今のとおりだというふうには考えます。

○3番（遠坂道太君） やはり、一つの、私も教育長がそのようなことを言われたものですから、そのようなことも一つ考えてもらえればと思ったところなのです。現実も今小学校の校長だった先生も、中学校に来られているような話も聞いておりますけれども、やっぱりそういうふうな状態が取れるような方策も、教科の担任を持っていらっしゃる、そういうことができるのではなかろうかなというふうに私は思っているところでございます。そこで、今まで取り組んで来られた、またいろんな乗り入れ授業等もされてきていらっしゃると思います。その中で、やはり今後も小中合同の学校行事、また教育課程の編成とか、地域一体となった学校づくりに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、近年、湯前町の出生数を私ちょっと調べてみたところなのです。この3年間のことをちょっと遡って調べました。平成30年度16人、令和元年度16人、令和2年度、一応見込みで14人でございます。そして、また隣接の水上村、多良木町もちょっとお聞きしたところ。水上村が平成30年度に12人、令和元年度に17人、今年度の見込みが11人です。多良木町を見ますと、平成30年度が53人、令和元年度が42人、今年度が見込みで40人となっているわけですね。これは、令和2年度の3か町村の合計で見ますと、65人になりますね。その中で、それが10年後に、中学校に入学する子どもは60人そこそこのかたちになる。まともにいったら、1学年2クラスできれば良いほうかなというふうに私は思っております。

そこで、今現在の中学校の部活動も教育長もご存知だと思います。やはり人員不足で、昔あった部活が減ってしまったというような状況で、あるクラブは近隣の中学校と一緒にやっているというのもあります。

ここで、質問の要旨の3になります。先ほど説明をしましたが、年々出生数が減っております。今後、湯前町は併設型の一貫教育に取り組んでいかれるとは思いますが、要旨の3の組合立中学校を考えてはどうか、につきまして、教育長、町長の答弁を求めます。

○教育長（中村富人君） 質問の通告の中で、組合立という言葉を見まして、びっくりいたしました。よくご存知だなということで。かつて平成の大合併の折に、球磨郡地区はご存知のとおり合併が進まなかったのですが、その中で、教育関係のOBの方等と、話をした記憶がございます。その中で出てきた一つが、組合立学校についてでございます。組合立学校といえますのは、自治体間がありまして、例えば両隣の自治体で、組合として、いわゆる一つの学校を作るというふうな、そういうことでございます。

現在熊本県には、氷川町に、八代市と氷川町の組合立の氷川中学校というのが1校ございます。これは県下で組合立の学校として有名なのですが、現在ある組合立というのは、益城町と御船町にも実はあったのですが、廃校になっておりますが、どちらも歴史的に古くて、合併等を繰り返す中で、いわゆる作らざるを得ない状況といえますか、もともとそこの地区の人、たまたまその間に自治体の境界線があつて、そういうふうなところでできているというのが、今の現在の組合立の学校です。

氷川町のほうの教育長のほうにお尋ねいたしましたら、氷川町につきましては、元の鏡町と宮原町ですか、そこが組合立の学校であったと。それが現在は統合いたしまして、鏡町が八代市、それから宮原町が氷川町になったと。そういうことで、八代市と氷川町の組合立の学校になっているそうです。その先を辿っていくと、その場所は分かるのだけど、もうどういう経緯か分からないというような話でございまして、その地域独特の経緯の中で組合立ができているというようなことでございますので、今遠坂議員から出ました組合立の学校とは、ちょっと方向が、今から行こうとする方向と、かつてあったといえますか、そういうことで違いますが、仕組みについては同じようなものと言えると思います。

○町長（長谷和人君） ただいま教育長のほうから、県内におきます県下の組合立の学校ですか、そのお話もあつたところでございますが、いろんな歴史の経過等もあつているようでございます。今、この組合立という考えはということでございますけれども、現状、先ほどからお話があつておりますように、クラブ活動等については課題があるようには聞いたところでございますけれども、教育環境、それから学習環境、それから生活環境、そして学校経営、運営等の学校生活全般におきまして、私としては遜色なく現在運

営されているものというふうには思っておりますので、この組合立という考え方については、現在のところはないということで、答弁させていただきたいというふうには思っております。

○3番（遠坂道太君） 今、教育長、それから町長の考えをお伺いしたところでございます。一つは、私もクラブ関係からと、それとまた教育とか、一つの競争原理とか、そういうあたりを皆考えて、勉強のですね、そのへんも考えたところでございます。いろいろと教育のほうも今度思い切るようなんですけど、やはり競争原理があつてこそ、一つの教育の一環もあるというふうに書かれておられます。そして、やはりそれが薄れると、知識とかそういうあたりもないのではなからうかということもいわれております。やはり、子どもたちにもそういうような受け付け方も良いのではなからうかということで、このような私の考え方を提案したところでございます。

今後、湯前町は併設型の一貫教育に取り組んで邁進されることに応援をしますし、また今後、組合立中学校が、よそからの意見も出てくるかもしれません。そういったときは、皆様で協議をなさせていただくことを希望しまして、一つ、教育環境の整備について、質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） それでは、一つ、教育環境の整備について、遠坂議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の1の、小中一貫教育の取り組み状況は、どのようになっているのかについて、関連質問を行います。これは以前、厚生文教常任委員会の中でも、令和元年11月に、教育長から、当面は小中一貫教育を推進していきますと。将来的には義務教育学校ということもあり得るということで答弁をいただいております。

それで、課題としては、総合教育会議で義務教育学校の方向性を協議するとなりまして、恐らく先ほどの答弁にありましてとおり、総合教育会議の中で諮られて、小中一貫校を目指すということで、意見がまとまったのだと思うのですが、そのときの総合教育会議の会議録というのは公表されているのでしょうか。

○教育長（中村富人君） 小中一貫校については、先ほど答弁したとおり、教育委員会の中で決議いたしました。教育委員の皆様もずっと勉強していらっしゃったので、義務教育学校と併設型の違いをよく分かっておられて、やりましょうということになったのです。今椎葉議員から御質問がございましたのは、総合教育会議でございまして、総合教育会議はいわゆる町長が行う会議でして、町長が法律的には主催をして、教育委員との合同の会議で、そういうのが総合教育会議でございます。その中で、私が来てからは、一貫校については特段協議をしたことはございません。ただ、町長のほうが、会議以外でもよく話をしておりますので、といたしますのが、学校の長寿命化の折に、そういう話はしておりましたので、そこら付近は十分ご存知で、長寿命化イコール義務教育学

校ではないというふうに私は捉えておりましたので、特に議題にはしておりません。

○4番（椎葉弘樹君） 委員会の中では、総合教育会議の中でということの話があったものですから、今確認をしたところでした。町長も今答弁をされましたので、恐らく町と教育機関の調整というのが必要になってくるのではないかなと思っていて、そこは、そういう総合教育会議というのがもし開かれるのであれば、そういう中でも話題にしても良かったのではないのでしょうか。町長にお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 昨年の総合教育会議の書類をちょっと私が持ってきていないので申し訳ないのですけれども、総合教育会議の内容につきましては、令和2年度につきましては、総合計画の策定年度でございましたものですから、その部分につきましては、十分もんでいただくようなかたちで、その総合教育会議のほうを進めさせていたというふうな記憶でございます。それが確か主な内容ではなかったかというふうに思っております。

今御質問いただきました部分ですね、併設型の部分でございますけれども、その議論については、もう動き始めておったということがございまして、議論はしてなかったという部分がございますので、改めて令和3年度になりました折、その部分も含めながら、より良い、質の良い併設型の教育をやっていくということで話を進めさせていただければというところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、教育環境の整備について、遠坂議員の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、明日10日午前10時に開きます。

議事は一般質問、指定管理者の指定等を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後4時08分

第 2 号

3 月 1 0 日 (水)

令和3年第3回湯前町議会定例会

[第2号]

令和3年3月10日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		一般質問
日程第 2	議案第 6号	湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について
日程第 3	議案第 7号	湯前町農産物加工施設（塩蔵庫・本工場）の指定管理者について
日程第 4	議案第 8号	湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について
日程第 5	議案第 9号	湯前町グリーンパレスの指定管理者について
日程第 6	議案第10号	湯前町避難防災交流施設の指定管理者について
日程第 7	議案第13号	町道路線の認定について
日程第 8	議案第14号	第6次湯前町総合計画基本構想の策定について
日程第 9	議案第15号	第6次湯前町総合計画前期基本計画の策定について
日程第10	議案第16号	湯前町情報通信関連事業整備基金条例の制定について
日程第11	議案第17号	湯前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について
日程第12	議案第18号	湯前町後継者対策に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第13	議案第19号	湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第20号	湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第21号	湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第22号	湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第23号	湯前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第24号	湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第25号	湯前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	高橋誠
税	務	堤田真由美	教育課長	北崎真介
保	健	高木堅介	建設水道課長	皆越克己
企	画	本山りか		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第3回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、昨日に引き続き、「一般質問」を行います。ただいま、遠坂議員の質問の途中です。

一つ、新型コロナワクチン接種について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 改めまして、おはようございます。昨日は、教育環境の整備につきまして伺いました。教育長、町長の考えは、今後とも併設型小中一貫教育に邁進していくということで理解いたしましたところでございます。

昨日の一般質問に続きまして行っていきたいと思います。一つ、新型コロナワクチン接種について、質問要旨の1ですが、町のワクチン接種体制の準備は、どのくらい進んでいるのか、につきまして伺います。

現在、町民の皆様の話をお聞きすると、まず話に出てくるのが、ワクチン接種の体制、どのくらいできているのかという話がよく出てきます。やはり町民の皆様も、特に興味を持たれると思われているところでございます。国も昨日、6月いっぱい、65歳以上の方への接種用ワクチンを各自治体に配送するというふうなことをおっしゃっておりますが、これもまだはっきりとしたことは分からないというふうに思っているところでございます。そこで、現在の町のワクチン接種体制の準備はどのくらい進んでいるのか、につきましてお伺いしたいと思っております。

○保健福祉課長（高木堅介君） おはようございます。それでは、現在のワクチン接種に向けた体制の準備の進捗状況について御説明いたします。まず、昨年11月から、国とか県の説明会、あと全国自治体の情報交換会などに参加しております。また、具体的にも隣接町村の湯前町、多良木町、水上村、それからあさぎり町、錦町も含めまして、5町村での合同の打合せ、それと併せて実際の接種の要であります公立多良木病院、球磨郡医師会との会議も重ねております。これまで説明会や打合せなど、25回ほど行っております。今行っておりますのが、まず高齢者の方の集団接種についての準備と検討を重ねているところであります。併せまして、全体的な実施計画も作成中という状況です。

現時点で分かっていることにつきまして、幾つか申し上げます。まず、高齢者の方、65歳以上の方には通知を送っておりますが、接種会場は農村環境改善センターとなります。それから、接種の日程につきましては、現在医療機関と、先ほど申しました5町村と調整中ですが、本町では、現時点においては、まず高齢者の1回目の接種を5月中旬から下旬に始める予定としております。この日程につきましては、接種対象者分のワク

チンが確実にこちらに届かないと決められない状況であります。現時点で、4月26日の週に1箱、95瓶なのですけど、が届くということで県から連絡を受けております。ただ、この後が、いつ入ってくるのかというのが未確定ですので、そこで日程の前倒しはあまりないのかなと思いますけども、ちょっとまた後にずれ込むことも予想されます。

それから、ワクチンの保管用の超低温冷蔵庫ですね。これにつきましては、実は昨日、保健センターに届いております。

それから、改善センターでの集団接種ということで、1日あたり300人を予定しております。これにつきましては、これまで高齢者の季節性インフルエンザの予防接種と同様に、地区ごとに接種日を設定しまして、事前に通知をして、その日に来てもらうという予定であります。

それから、相談窓口につきましては、2月1日から、1名の会計年度任用職員も採用しまして、保健師も併せまして、保健センターで対応しておりますので、町民の皆様、何か聞きたいことありましたら保健センターへ連絡していただければと思います。

それから、集団接種以外の個別接種については、まだ今後医療機関と詰めていかないとできない状況ですので、いろいろ決まり次第、お知らせしていきたいと思っております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 今課長より説明をいただきました。説明を聞きますと、4月26日に95本のワクチンが来るということでございますし、また1回目を5月の中旬から下旬に行っていくというふうな回答でございますし、集団接種、それから個別接種ということになります。この前、2月15日付で、65歳以上の方への新型コロナワクチン予防接種希望調査が行われております。その結果につきましては、どのようなかたちになったのかお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 希望調査につきましては、対象者が令和3年度中に65歳以上となる方になります。人数として、1,741人になります。3月1日を提出締切りとしまして、3月3日現在で集計したところですが、1,592人、91.4パーセントの提出がありました。

結果につきましては、集団接種を希望する方が1,304人、81.9パーセント、かかりつけ医での接種を希望する方が233人、14.6パーセント、接種を希望しないとされた方が55人、3.4パーセントでございました。なお、かかりつけ医での接種を希望するという方のうち、84人は福寿荘の入所者の方です。以上が接種希望調査の結果でございます。

○3番（遠坂道太君） 今調査の結果をお伺いしたところでございます。やはり、集団接種の方が多いということになりますし、また、接種しないという方もいらっしゃるようでございます。そういう方々にも、接種をしていただく方向付けも、やはり順次取り組んでいかなければいけないのかなというふうに私は思っているところでございます。

新型コロナウイルスのワクチン接種前に、通知書というのに行くわけですが、これは先ほど申されましたように、いつ頃に手元に届くのか、また対象者として、先ほど65歳以上の方、1,741名の方に対して送られるということでございますし、16歳から65歳未満の方は、どのくらいおられるのかにつきましてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、接種に向けての高齢者の方への通知につきましては、日程が先ほど申しました5月中旬からということにしておりますけれども、その日程が確実に決定してからと思っております。ですので、現時点では、早くても4月に入ってからの中旬くらいになるのかなというところであります。

それから、接種の対象者で、国が優先順位を決めまして、しておりますけれども、先ほど言いました高齢者の人口が1,741人でした。それ以外の方で区分ごとに申しますと、医療従事者、これは国がこれぐらいの率で出してくれということを出したのですが、大体112人、それから基礎疾患を有する方につきましては、20歳から64歳までが236人、それから高齢者施設の従事者が56人、それから60歳から64歳の方が261人、それ以外の方、16歳から60歳までの方が1,027人という人数になっております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 言ったら、16歳ということですから、高校生を除くと、やはり1,500から1,600人、このくらいが16歳から65歳未満の方がいらっしゃる。その中に、医療従事者とかがおられるということになります。

そして、今後日程が決まってから通知をされるというふうなことでございますが、どのようなものを配布されるのか、また接種券であれば、どのようなイメージなのか、そして接種券が届いたら何をしたらいいのか、接種後に接種した記録がもらえるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、接種対象者についての配布物といいますか、事前の通知ですけれども、まずワクチン接種についての日程等のお知らせ、これにはいろいろなQ&A方式みたいなのを想定しておりますが、詳しい説明資料も付けたいと思っております。それと、予診票、問診票になります。

接種券、クーポン券ともいわれますが、これにつきましては、集団接種の方には事前配布はしません。これは大事なものですので、当日持参されないということも想定されますので、接種券につきましては、接種会場で受付の際に配布するというようにしております。ただ、個別接種希望の方には、接種券も、先ほど申しました日程等の通知、予診票と併せて送付することとしております。具体的には、接種券というものを、ここにサンプルがあるのでございますけれども、名前がありまして、シール式になっておりますので、接種を打たれましたら、この一番右の欄には、注射の瓶の番号とかがある接種済ということが分かるシールを貼るようしております。

それから、予診票につきましては、接種日までにはいろんな質問事項がありますので、

そこに回答をしていただきまして接種日当日に持参してもらうこととなります。また、併せまして、本人確認書類として運転免許証ですとか、マイナンバーカードなどを持ってきてもらうこととなります。

あと、実際の接種の際の流れにつきまして、今レイアウト等も改善センターのほうで考えておりますけれども、まず初めに受付をしていただきまして、その際に検温と接種券を配布します。次に、予診票の内容の確認、それから医師による予診、次に看護師によりましてワクチン接種、その後、接種後は15分以上の待機ということで、状態観察で暫く会場のスペースに待機していただきます。その後に接種済証、先ほど言いました、この接種券の右のほうにありますので、そこにシールを貼ったものを発行しまして退場となります。1回目の接種から3週間後に2回目の接種という流れになるところでございます。以上です。

○3番（遠坂道太君） 今細かく課長からも説明いただきました。今来ている薬というのも、今度来る薬も2回くらい打たなければいけないようなものと解釈をするわけですが、1回目打ってから2週間と、またほかの薬を打つ場合は、私が調べた中では、他社のであれば、20日以上、20日ぐらい経ってからというようなかたちの報道の記載もしてありました。

その中で、要旨の3になるのですが、基礎疾患のある方はどのように把握するかということについて伺います。まず、基礎疾患というのは、どのような症状がある方なのか、また把握する方法はいろいろとあるわけですが、町としてはどのような方法で把握されるのか伺います。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、基礎疾患についてでございます。国が示しております基礎疾患を有する者は、ということで、1つ目が令和3年度中に65歳に達しない方であって、次の病気や状態の方で、通院又は入院をしている方となります。ここは、また個別にといいますか、具体的に通知はしたいと思いますが、ここで病名を皆さんにもお伝えしたいと思います。1つ目が慢性の呼吸器の病気、2つ目が高血圧を含む慢性心臓病、3つ目に慢性腎臓病、4つ目に慢性肝臓病、5つ目に糖尿病、6つ目に血液の病気、7つ目に免疫機能が低下する病気、8つ目にステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている方、9つ目に免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患の方、10番目に神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態の方、11番目に染色体異常の方、12番目に重症心身障害の方、13番目に睡眠時無呼吸症候群の方。

2つ目の基準がありまして、BMI値30以上の方、いわゆる肥満指数が高い方ということになります。

それから、2つ目の御質問で、基礎疾患がある方についてどのように把握するかということですが、これは現在どのようにするか検討中なのでございますけれども、また調

査を発送するのか、それとも自己申告してもらうのか、そのあたりを検討したいと思っております。国からの通知の中にもあるのですが、診断書等がない場合であっても、自己申告でも良いということになっております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 今病名のほうを聞きまして、ああ私もかなという気持ちを今持ったところでございます。やはり、いろいろな把握の方法があるかと思えます。やはり、非常に難しいのではなかろうかというふうに思ったところです。やはり、国からの指示もあるかと思えますけれども、やはり町で取りやすい方法というのを、取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

その中で、私が集団接種とか個別接種の中で、個別接種はいいかと思えますけれども、集団接種の中で問題視したのは、問診票の取り方も一つではなかろうかというかたちを思ったところでございます。なぜかと申しますと、ニュース等でもいろいろと報道等でもありますけれども、人に対する問診の時間が長く掛かると。それによって接種の人数も変わってくるということが、やはり一人一人の問診の時間が非常に掛かると思うのですよね。そうすれば、それだけ時間が掛かり、打つ人数も減ってくると。その中ですると、やはり前もって問診票を取っていくというのも一つの手ではないかというふうに思っているところでございますが、そのことにつきましてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど申しましたように、予診票は事前に、対象者の方に日程の通知と一緒に送ります。そこで、一通り自分で記入をしていただきまして、接種当日に会場で、まず受付等で保健師等を中心に確認をして、記入漏れがあればそこで確認して記入をすることにします。

実際の予診といわれる報道等でもありました、時間が掛かったというところにつきましては、公立病院の医師等とも、いろんな会議で話しているところでありまして、この予診票に記入がきちんとなされていれば、医師による予診はそんなに時間が掛からないということで聞いております。これは医師のほうからそんなに時間は掛からないし、掛けられないということも言われております。ですので、1日300人ということで、これは湯前町だけではなくて、先ほど申しました5町村も含めまして、公立病院の方が中心になって、球磨郡医師会の医師との調整もやっておりますので、そこらあたりは医師のほうのスピード、そういう人数をこなすために、手際よくやるということを言われておりますので、私たちはそれで準備を進めたいと思っております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 今課長のほうから説明をいただきました。やはり、時間を掛けないようなかたちを取っていかれるということでございます。

そこで、要旨の4につきまして、お尋ねを申します。希望調査で接種を希望していなかった場合でも、当日接種できるのか。また、1回目接種しなかった場合は、後で接種できるのか、について伺いたいと思えます。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず希望調査ですが、これは現時点での希望調査ということで私たちは考えております。まず、どれくらいのワクチンが本当に必要なのかということもあったのですけれども、希望していなかった場合でも当日できるのかということでは、まず、いきなり当日というのは難しいです。これは、この日は何人分の接種をするということで、ワクチンを溶かしまして注射器に詰めておく、そういう準備もありますので、当日は難しいのですけれども、事前に連絡をしていただければ、接種日を、あなたはこの日をお願いしますということで、そういうことで調整をして、今希望調査で接種を希望しないとされている方の接種も可能と考えております。

それから、仮に希望するとしていた場合でも、1回目何かの用事とか、具合が悪くて接種ができなかった場合につきましては、日程を後のほうにずらしまして接種することが可能ですので、そちらも臨機応変に、希望される方には接種できるように体制を整えていきたいと考えております。以上です。

○3番（遠坂道太君） その中で、今課長が説明されましたように、当日、決まった人数より少なかったという場合、ワクチンが残るわけですね。そういった場合については、どのような対応をされるのかについてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほどから申しましたように、1日300人くらいを想定しておりますので、ただそこで、いろいろな理由で来られない方がいて、用意したワクチンが使えない場合もあると思います。ファイザー製のワクチンにつきましては、溶かした後、5日間冷蔵保存で使うことができますので、若干の融通は利かせることができますのでございます。ですが、なるべく予定通り進むように、町民の皆様も日程等の調整に御協力いただければと思います。以上です。

○3番（遠坂道太君） 今、一応課長の説明をいただきまして、これで少しは安心したところでございます。

次に、要旨の5についてですが、希望調査でも、かかりつけ医で接種される方もおられるようでございます。そこで、町内の医院と公立多良木病院との連携は、どのようになっているのか、についてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、町内の医院と公立病院との連携、町、上球磨3町村と錦町を含めたところで、今最初に申しましたように、まず集団接種の日程調整等を行っているところであります。集団接種につきましては、公立病院の医師と看護師、あと町内のといいますか、町内の医院も含めまして、球磨郡医師会からの医師、看護師の派遣を依頼しているところであります。

個別接種につきましては、まず、町内の方は原則集団接種ということで想定しております。個別接種につきましては、その病院での接種の受入体制とか、そういうところもまだ現在協議が進んでいないところであります。ですので、また個別接種につきまし

ては、いろんなことが決まり次第、お知らせしていきたいと思っております。現時点では、これくらいの回答しかできません。申し訳ありません。以上です。

○3番（遠坂道太君） 公立病院と、また医師会等と、やはり連携をすることを一つやっておられるようでございます。

そこで、最後に町長に伺いたいと思います。新型コロナウイルスのワクチン接種に向けて、町長より町民の方々へのメッセージがあればお願いします。また、病院等での接種の映像あたりもあります。まず医院長さんが打たれるということがよく報道されております。そこで、湯前町でも、まず一番に町長が接種されてはどうかということにつきましてもお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） まず、町民の皆様方ということで、お答えをさせていただくところでございますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症に係りますワクチン接種は、これは感染収束に向けた最も重要なプロジェクトでございます。現在、全国的に円滑な実施に向けて、国、それから地方公共団体が鋭意準備又は既に実施がなされているところでございます。今回、町民の皆様方に対して行う接種は、先ほど言いましたように、過去に例を見ない一大プロジェクトであるということから、今遠坂議員も御質問いただいておりますけれども、解決すべき様々な不安や課題を抱えながら、準備に今現在取り組んでおるといところでございます。

ワクチン接種に関する情報、そして人員確保、それから弾力的な運用、そして何よりも確実な財政措置、そして新システムへの不安など、切実なものが多岐にわたっているところでございます。今後、国が指導的な役割を果たしまして、県の協力により、町が実施していくところでございますけれども、今後とも国・県との濃密な連携と、公立多良木病院、そして球磨郡医師会と、そして担当課とで、しっかりと協議を行い、そして万全な体制で接種を行っていききたいというふうに思っております。町民の皆様には、随時お知らせをすることでございますが、大変皆様方にご迷惑、お手数をお掛けするところでございますけれども、スムーズな接種が行われるよう、御協力をお願いするところでございます。

そして、最後の御質問でございますが、町民の皆様方に安心感を与えるためにも、私が優先的に接種をさせていただきたいというふうに思っております。なお、私は65歳以上でございますので、打つ優先的な部分もあるということで、遠坂議員も65歳以上でございますので、私と一緒にどうぞよろしくお伺いしたいと思っております。以上でございます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど、4月26日の週にワクチンが入りますということをお伝えしましたが、そこをもうちょっと詳しくお伝えします。その26日の週に1箱が届きます。1箱というのが195瓶ですね。バイアルというのですが、195バイアル届

きます。これは、通常の注射器が5回分、1瓶で5回分ですので、975回分、これはそれを半分にしまして、487人の2回分になります。昨日も7回分の注射器が、糖尿病の方の使われるものとか、その前に6回分打つことができる特殊な注射器のことも出ておりましたが、供給量の問題とか、いろいろありますので、現在国からも県からも各自治体に言われているのは、通常の5回分で計算をするということになっております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 課長からもまた訂正で、4月26日からの分につきまして詳しく御説明をいただきました。ありがとうございます。また、町長も最後のほうに申されましたように、まず自分でやって、これはお願いしたいというところでございます。そして、私まだ65歳になっておりませんので、それはまだ後にしたいと思います。

そこで、ワクチン接種が町民の生命、財産を、どの程度の効果というのがまだはっきり分からない状態だと思います。ワクチン接種が終了するのもいつか、これについても状況がはっきりと分かっていない状態でございます。その中で、関係される職員の皆様に感謝申し上げるところでございます。やはり御苦労もされるし、心配もされると思います。その分我々も協力できるところは、議会としても取り組んでいきたいというふうを考えておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。そこで一つ、新型コロナウイルスワクチン接種についての質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、新型コロナワクチン接種について、遠坂議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○1番（吉田精二君） ただいまの遠坂議員の質問に対しての関連ですが、質問要旨の2番の希望調査のところ、16歳から64歳への希望調査の実施の時期なのですが、私が課長の答弁の中で理解していることで、65歳以上の人が接種した後で希望調査を取るというふうに理解したわけなのですが、迅速に接種を行うために、その以前に希望調査を取って、大体どれくらいの数があるのか、それから実際接種になったときに、迅速に接種ができるような割り振りをするためにも、事前に把握しておくようなことをしたほうが良いのではないかと思います。その点について、もう一度確認をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 私の説明が足りなかった部分もあるかと思いますが、まず優先接種の1番の高齢者の方、65歳以上の方に取ったところであります。それ以外の方につきましては、それが終わってからではなくて、4月中旬には実施したいと思っております。現在、先ほど言いました5月の中旬以降で仮のスケジュールを組んでいるところでありますが、4月26日の週にワクチンが届きまして、その後順調に入ったとしましても、ちょうどゴールデンウィークも挟みます。それから、5月の11日から14日にかけては、今度は総合健診、集団健診を改善センターで実施することが決定しております。その後になりますので、5月の中旬から高齢者の1回目の接種を始めたとして

て、2回目が6月にかけてになります。それ以外の方の想定が、6月下旬からを今のところ予定しております。最終的に全ての方が終わるのが、8月上旬ぐらいになる見込みということで、今スケジュールを組んでいるところです。ですので、高齢者以外の方の接種が6月下旬からになりますので、早めに、4月に入りまして中旬ぐらいに希望を取りたいと思っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 遠坂議員の質問事項の要旨の1、町のワクチン接種体制の準備についての関連質問をさせていただきます。先ほど、1日300人程度と、接種の人数を言われたのですが、毎日、その接種の日になったら、開始時間は何時か、大体終了時間は何時ぐらいのことをお考えですか。10時から始まるのか、開始して4時に終わるとか、1日のスケジュールというか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 集団接種の時間ですが、午後からになります。これは各医療機関も午前中は診療とかもありますので、医師、看護師の体制確保というのがありますので、ここは医師側からも午前ではなくて午後ということで、設定しております。時間につきましては、午後1時頃から受付を始めまして、実際の接種については午後1時30分から、先ほどの流れで申しましたように、検温、受付等をしまして、の流れになります。

人の流れとしましては、受付等をした後に予診票の確認等をしまして、医師が2人で予診を行います。そこは2列になります。医師の予診が終わった後に看護師によるワクチンの接種になりまして、今実際のワクチン接種、注射は3人体制の予定で考えております。その後は、先ほどの申しました15分の待機ということになりますので、一回りで1時間を想定しております。一人当たりですね。以上です。

○9番（山下 力君） 私は、このワクチン接種は一人に3分から4分、いわゆる予診から接種まで掛かるというふうに、報道関係で聞いておりました。今の説明を聞きますと、1日300人、時間は午後からということは、3時間足らずで300人ということは、1時間に100人ですよ。私の頭の中にあつた数字と全く違うもので、1日300人接種の根拠をもう一度説明をいただきたい、それが1点。

2つ目が、病院のドクターが予診に時間を掛けられないという発言をされました。いわゆる基礎疾患のある方たちは、事前に病院に行って、私は打って良いでしょうかと、そういう相談もして接種に行かないといけないのかなという話をされる方もおられます。それだけ基礎疾患を持っておられる方、それから普通の方も、やはり予診にはちょっと時間を掛けて聞いてほしいという気持ちがあるのですよ。ですから、ドクターのほうから予診に時間を掛けられないという発言、これをこういう公式の場で発言して良いかという問題、その2点について説明をいただきたい。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、1つ目の1日当たり 300 人ですが、ここも実際の接種の要が医師と看護師になりまして、公立病院、球磨郡医師会の医師の協力の下に行います。先ほど言いましたように、当初公立病院の協力は上球磨3町村という話だったのですが、あさぎり町、錦町まで含めての5町村での接種体制を整えるということになりました。この5町村をこなす場合に、1日当たり 300 人でないと、短期間にできないということでありましたので、300人はそういう根拠でございます。あさぎり町で実際の会場での接種のシミュレーションもされておりまして、うちの保健師等も見学に行っております。本町におきましても、改善センターで近々シミュレーションの予定です。ですので、時間が短時間ですけれども、なるべくスムーズにいくように体制を整えたいと思っております。

2つ目なのですが、すいません、私の説明が不足しておりました。医師の予診の前に予診票の中身につきまして、医師から一人一人詳しく内容を確認してくれということと言われております。その上で、基礎疾患のある方とか、ちょっと詳しく見てほしい方につきましては、付箋等を付けて分かるようにしてくれということでございます。すいません、私が医師のほうから時間を掛けられないということをお話したのですが、言い換えると、基礎疾患等のない方は、看護師、保健師の予診票の確認ができていればスムーズにいくと。そうでない方は、しっかり医師のほうも確認しますので、一人一人に対して時間は変わりますけれども、医師から言われたというのはちょっと適切な表現ではなかったのですが、そういうことで保健師の事前の十分な確認によってスムーズにいけるといふふうに考えております。以上です。

○9番（山下 力君） 課長、時間を掛けられないという発言は取り消しておいたほうが良いですよ。町長どうですか。

○町長（長谷和人君） 今御質問ございました、時間を掛けられない、それから不安感等も、今言葉の中にちょっとあやふやな部分がある、説明不足がございましたので、その部分については、私からも担当課長、後ほどまたそのへんについても、発言の部分については撤回させたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど、医師からこういうことを言われたということは、撤回いたします。私たちの捉え方で、そういう私の発言になってしまいました。申し訳ありません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 遠坂議員と山下議員の言われたのに関連しますけれども、この1日 300人の根拠、山下議員に言われましたように、5分で考えたときに、2人医師のときに、1時間に24人ですよね。300人を24で割ったら越します。日付は越しませんけれども、深夜まで掛かる計算なので、この1日 300人という根拠を、一人時間的

にはどれくらいですかね。それで考えたら、この 300 人になるわけですか。それと、これが連日、湯前町ではできるわけですかね。すいません、あと一つそれに加えてですけども、ワクチン接種は看護師さんでできるわけですか。私、インフルのワクチンは打ったことがあるのですが、これは医師の免許がないと打てないというふうに聞いて、正看でも打てないというふうに認識していたのですが、そこも併せてお願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 1日300人ということですが、ここも医師との打合せの中でありまして、単純に一人当たり何分というのは、なかなか出せない。一人、予診でも1分で済む場合もあれば、3分、5分掛かる方もいるということで、この300人というのは、先ほど言いましたように、5町村まで含めまして、早いところはもう4月下旬から、先ほどの5町村の中でも始まる予定ですが、そこから秋口までにこなすために、1日300人が必要だということになります。

それから、湯前町で想定している予定ですが、連日ではなくて、地区割をしまして週に2日ほどで考えております。1回目の接種から3週間後に、大体同じ曜日に2回目の接種ということで考えております。ですので、高齢者の方の今の想定ですと、5月中旬から高齢者の1回目を始めまして、高齢者の2回目が全て終わるのが6月下旬になる予定であります。

それから、看護師が接種できるかということですが、これは医師の指示の下に看護師ができるということになっております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、新型コロナワクチン接種についての関連質問を終わります。

以上で、遠坂議員の質問を終わります。

ここで、休憩のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

一つ、7年後の町の未来を創造するためにやるべきことについて、椎葉弘樹議員の一般質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。まず初めに、私は長谷町政になってから3回、総合計画についての一般質問を行ってきました。なぜ総合計画にこだわるのか、それは総合計画が町の最上位戦略であるからです。これからの多種多様な時代において、

総花的ではなく、選択と集中による施策や事業を実施しないと、厳しい財政状況の中で持続可能な町を目指すことはできません。

長谷町政の思いを入れた第6次総合計画が、いよいよ4月から始まります。今回、7年後の町を創造するため、行政の取組として何が必要なのか、3つの要旨で質問をさせていただきます。

1つ目の要旨、総合計画アンケートについて町民から様々な意見があるが、今後のアンケートのあり方を改善する考えはないかについて、お尋ねします。

総合計画アンケートは、令和2年7月上旬に調査を行い、9月15日に結果が公表されました。アンケートへの辛口の意見は20件ほどありました。それ以外にも、数名の方から問題点の御指摘を受けています。主なものを3点確認させていただきます。今回のアンケートでは、情報化に関する設問が28問中10問、全体の35パーセントを占めました。また、この設問に対する無回答が3割以上ありました。

そこで、担当課長にお尋ねします。情報化の設問は、特に高齢者にとって分かりにくかったのではないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 御指摘のとおり、ちょっとですね、やはり普段ご活用されていない方におかれましては、分かりにくかった部分もあったかとは思っております。ただし、今回、ご高齢者の方に向けても一斉にお尋ねをしましたのは、ご高齢者にとってのそういったニーズの把握をしたいということで、やったという経緯はございます。

○4番（椎葉弘樹君） それと、アンケートの問9の施策の満足度調査、この中で「どちらともいえない」の割合が48パーセントと、約半分を占めていました。

担当課長にお尋ねしますが、この「どちらともいえない」が多かった原因はどのように考えていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 「満足」、「満足していない」、これで一概に言い切れないというようなお答えの表現かと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 人のアンケートを取る観点として、何らかの普通があると、大体普通に偏る傾向があると思います。この真ん中にある「どちらともいえない」、この選択肢を「やや満足」と「やや不満」ということで分けることができれば、上か下かの明暗がよく分かると思います。「どちらともいえない」を無くして、5択だった選択肢を4択にすれば、この満足度調査の精度が上がるのではないのでしょうか。

あと、問11に「今後優先して取り組むべき施策を3つ選択してください」という設問がありました。最初の産業分野の設問では、「1. 農業、2. 林業、3. 商業、4. 工業、5. 観光、どの施策を優先したほうがいでしょうか」という問いでした。回答が多かったのは、農業、商業、観光、そして無回答の順でした。3つ選べと言われますと、

直感的な匙加減でしか回答ができないのではないのでしょうか。

そこで、担当課長にお尋ねします。優先して取り組むべき施策の設問は、町民に少々分かりにくかったのではないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） この選択肢の目的としましては、やはりどういった分野の施策に対して、皆様が優先と考えておられるかということの評価したく、こういった設問の方法を取らせていただいております。結果的に、産業分野におきましては、工業の部門が少なかったということになりますが、それはやはり工業については、こういった町内の現況を踏まえて、想定どおりと申しますか、そのところでやはり優先課題ではないというような評価をいただいたものと、結果として捉えております。

○4番（椎葉弘樹君） 確かに、このアンケートだけを見ますと、工業はあまり優先課題ではないということなのでしょうけど、実際問題、その工業に対しても、私は非常に優先すべき課題だと思っております。ただ、それが、やっぱ3つ選べと言われますと、どうしても私たちに馴染みの深い農業であったり商業であったり観光、そっちのほうに丸を付けてしまうというのが常ではないかと思っております。

施策を3つ選ぶということではなくて、例えば農業だったら、それは重要ですか、重要ではないですか、商業だったら、重要ですか、重要ではないですか、何かそのような観点で、施策ごとにその重要度を測っていくという4択にしたほうが、非常に町民としても答えやすいのではないのでしょうか。そして、またそうすれば、施策ごとの重要度を分析することができます。つまり、非常に重要か、重要か、あまり重要ではないか、重要ではない、これを施策ごとに聞かれたほうが、もっと精度の上がるものになると思います。

今回のアンケートの目的は、第6次総合計画の策定に当たり、町民の意見を収集するためというふうに書いてありました。しかし、アンケートの内容は、健康増進、男女共同参画、地域情報化といった異なる目的の3項目が含まれていました。アンケートは、町民の皆様のご貴重なお時間をいただいた調査になりますので、単なる町民の意見を収集するためという目的ではなく、アンケートの結果をどのように活用するのかというところを示さなければならぬと考えています。

そこで、担当課長にお尋ねします。今回のアンケートの目的は、町民にとって分かりにくい部分があったのではないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 議員も冒頭申し上げられたとおり、20件程度の辛口の御意見があったということでお伺いしておりますので、そこは真摯に反省をいたしまして、次回こういったことを実施させていただく場合には、そのことを踏まえてより良いものにやっていきたいとは考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 総合計画という一括りで100問以上の答えを求めるよりも、目

的ごとに対象者を絞って設問数を少なくしたほうが、町民にとっても協力しやすいと思います。

例えば、総合計画の目的としましては、第5次総合計画の行政評価及び第6次総合計画の施策の選定と目標設定に活用する。そして、その対象者というのは小学生以上。そして、地域情報化の目的としましては、令和2年度に策定する湯前町情報化計画に活用する。対象者は、高校生以上64歳以下などです。これは例えばの例を挙げておりますが、アンケートごとに目的が違ふし、対象者も違いますので、それごとに今後は取られてはいかかでしょうかというところになります。

回答しやすいアンケートの主な条件としましては、目的が明確であること、設問数ができるだけ少ないこと、そして内容が分かりやすいこと、この3点だと思います。アンケート結果で、量が多いので分けてほしいという町民からの意見もあったところです。

そこで、町長に伺います。今までの答弁等も確認しながら、課題を確認しながら、今後のアンケートは目的ごとに分けて、町民に分かりやすい内容に改善していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今いただきました御意見等も踏まえながら、参考にさせていただきまして、改善すべきところは改善していくという形で、取っていききたいというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） あと、町長にもう1点だけお伺いします。

アンケート調査には、紙や印刷の準備コストが掛かりまして、配布、回収、集計、これらに手間が掛かります。アンケート結果で、アンケートの費用、ネットを活用すべきなどの町民の意見があったところです。ウェブアンケート、インターネットを使ったアンケート調査は、紙によるアンケートよりも低コストで、簡単に作成できますし、集計も簡単になります。以前の総合戦略アンケートにおいても、採用されていたところです。そして、国や県、町も、これから情報化を推進していくというふうにいわれています。

そこで、町長にお尋ねします。今後、紙とウェブによるアンケートを併用していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） まず、私アナログでございまして、ICTに非常に造詣の深い椎葉議員から、いつも非常にいろいろと御教示をいただいておりますということで、感謝を申し上げるところでございます。これまで区長さんを通じまして、このアンケート等につきましては回収をいただいております、非常に回答率も高かったということで、御協力をいただいておりますということで、区長様方にも感謝を申し上げるところでございます。

今御提案をいただきました若い世代へのウェブアンケートですか、これはオンライン

上でのアンケートということで、配信し、それから回収もできるというふうなお話を伺ったところでございます。加えまして、アンケートの作成、それから配信、回収まで、ネット上で行うことが可能であるということで、大幅に工期が省けると、それから安価でできるというふうなお話を聞いたところでございます。そこらへんも十分、今お聞きしましたので、担当課のほうに今後研究させまして、採用を検討させていければというふうに思っております。

ただ、冒頭に私が申し上げましたように、私のようにまだアナログの方もいらっしゃいますので、町民の皆様方にある程度普及するところもあるかもしれませんし、難しい部分もあるかなというふうに思いますので、そのすみ分けにつきまして、どうするのかという課題も含めまして、今後の研究課題、検討させていただくということで回答させていただきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） このアンケートは、町民の参画・共同を推進させる有効な手段となります。行政の生産性向上と併せて、是非改善を目指していただきたいと考えています。

続きまして、要旨の2、毎年度、総合計画の行政評価を行い、達成状況を町民に公表する考えはないでしょうかというところについて、お尋ねします。

まず、行政評価の定義ですが、政策・施策・事業について、事前・事中・事後を問わず、一定の基準や指標をもって達成度や成果を判定するものということで、言葉の定義をさせていただきます。そして、今回策定した第6次総合計画の中に、本町は平成23年に「生き活きと輝き誇れる町ゆのまえ」を目標として、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを展開したという内容がありました。

そこで、まず担当課長にお尋ねします。第5次総合計画、「生き活きと輝き誇れる町」の達成状況はいかがだったでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 全体的な評価といたしましては、私見も含みますが、やはりきらりと光る本町ならではの地域資源を生かして、いろんなことに挑戦をしてきた5年間ではなかったかと思っております。特に、まんがの取組ですとか、それから歴史文化財を活用した取組、そういったところは他町村にない資源を活用していたということで、それがこういったところの「誇れる町」というところで、少しはそこらへんが達成できたのではないかと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 今、達成できたのではないかといいところだったのですが、実際に目標に対してどれぐらいの達成ができたのか、その達成度についてはいかがお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 総合計画におきましては、議員もご承知のとおり、この基本計画の最終年度、すなわち本年度をもちまして達成度を見るということで考えて

おりまして、年度ごとの評価は行っていないところなのですが、今年度は最終年度ということでございますので、年度が明けました4月を目標にいたしまして、この達成状況をきちんと評価してまいりたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） あと、令和元年度の6月の一般質問において、町長からは総合計画の施策の評価はこれまでやったことがないということの答弁でしたので、恐らく毎年度のことを言われているのだろうなど。そして、これまでの10年間を総括して、4月にこの行政評価がされるということで、今理解したところですが。ただ、今現状は毎年度行政評価を行う仕組みというのがありません。そこで、毎年度の行政評価が難しい理由は何なのか、これについてちょっと考えてみたいと思います。

まず、施策と事業の数に着目してみます。施策の分野の数は、人吉市が12ありました。本町は、これに対して28、人吉市の2倍以上の施策の分野というのが挙げられています。また、施策の数は、人吉市34に対して、本町は何と104もあるのです。八代市は、ちなみに政策においては本町の2倍以上あるわけですが、施策の数は101でしたので、本町の104よりも少ない数、つまり本町は非常に施策の数が多い町なのだなということがこれから読み取れます。ですので、施策が多いということは、それから派生する事業というのも当然多くなりまして、本町の事業数は160ほど実施計画のほうに挙げられています。

そこで、担当課長にお尋ねします。本町の総合計画は、第5次もそうなのですが、施策や事業の数が多すぎるのではないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 確かに、今の数字を聞きますと、多いような印象も受けますが、ただしこれは本町の現状と課題を踏まえた施策・事業になっておりまして、一概に他町村と比較するようなことは、私どもとしてはやっております。結果としまして、課題を解決するために、これらの施策・事業が必要なものとして考えております。

○4番（椎葉弘樹君） この施策の数、事業の数が多くなればどうなるか、これは行政評価が大変になるということを私は言いたいわけです。よその自治体が効率よく行政評価ができている一つの要因というのは、この施策の数であったり、事業の数が適正に抽出されているからだとは私は分析しています。これについては、第5次総合計画もそうなのですが、本町は事業の数が非常に多いなと思って、施策の数を調べたところ、こういう結果が出ているということですので、これは今後の課題ということで考えることはできないのでしょうか。町長にお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） いわゆる行政評価の施策の部分が多いから、確かに評価する場合には当然事務量が増えてくるというのは、御質問のとおりでございます。今回、総合計画の中に挙げているこの施策の項目数は、逆に言いますと、それだけ本町においては課題がちゃんと見えていますというふうなことで捉えても良いのかなというふうに思っ

ております。ですが、それを今回は椎葉議員がいろいろ今まで御質問いただきました5年・5年のスパンのやつを、町長の任期に合わせるということで、1期目は3年から4年という形にさせていただきまして、かなり改善をさせていただいた部分もございますので、そこは丁寧にやりながら施策の展開をやっていきたいと、かように私としては思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） これにつきましては、第5次の総合計画のほうで施策と事業の評価がされるということですので、それもしっかりと見ていきたいと考えております。

次に、施策の目標設定に着目してみます。総合計画において、施策ごとの目標値が示されておりません。施策分野の目標値は示されていますが、施策の目標値は示されていないということです。

そこで、担当課長にお尋ねします。施策ごとに数値目標を示していない理由というのは、何かあるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これは、総合戦略のときも同じような御質問をいただいたかと思うのですが、例えば複数の施策ですね、1つのものもありますが、例えば2つ、3つあった場合、これに関して2つ、3つ、複数を合わせて1つの目標を設定するとか、そういった項目もございますので、そういったところで1対1にはなっていないというような考えでおります。

○4番（椎葉弘樹君） しかし、その答弁の内容ですと、ちょっと矛盾するところが1箇所ありまして、例えば施策の分野で「情報化社会への対応」というのがあります。その施策分野の目標値は、マイナンバーカード交付率50パーセント、こういう目標値が掲げられていますが、「情報化社会への対応」には実は3つの施策が挙げられておまして、この残りの2つのというのはマイナンバーカードとは全然無関係な施策が挙げられています。だから、含めて1つの目標ではなく、私はそれぞれの施策に対して目標値があるのだと思っております。そういう対応付けが、ほかの施策の分野でも見受けられましたので、そこはしっかりと、じゃあこの目標値はこの施策に連動しているのですよといったところを見せていく必要があるのではないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） そういった視点も当然必要とは考えておまして、先ほどのマイナンバーカードにつきましては、個別の案件なのですが、決してその3つのうちの1つだけを叶えるものではなく、やはりほかの2つにも連動しているということで考えておまして、全く無関係のことではないということだけは申し上げさせていただきたいと思っております。

今後、議員おっしゃるとおりですね、やはり施策を定めるならば、それに付随する目標値も必要かとは考えておりますので、今後検討させていただければと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 実は、先ほど御紹介しました人吉市、八代市もそうです。そし

て、先進自治体もそうなのですが、施策ごとにしっかりと目標値が定められています。それに対して、達成度とかも出されています。湯前町の総合戦略においても、施策ごとにしっかりと目標値を出されておりますので、是非課長が言われるように、今後の検討課題としていただければと思います。

3つ目の施策と事業の対応付けについて、ちょっと着目してみます。実施計画に挙げられている各事業、これは施策から抽出したものなのでしょうか。

担当課長にお尋ねします。この実施計画の事業と施策というのは、対応付けが今できていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては、後ほど施策の体系図とかをご覧いただければ分かると思うのですが、大きな分野という分野別の施策、これに付随するものとして、その下に紐づけているものでございます。その施策ごとといいますと、細かく分類は、現在のところはやっていないということになります。

○4番（椎葉弘樹君） 施策の分野というのは、大きなカテゴリー的などところがありまして、実際は施策があって、その施策を実現するために、この事業とこの事業をやりましょうというのが普通の流れだと思っております。したがって、今はどっちかと言うと、この施策を飛び抜かして、施策の分野という大きなカテゴリーからいきなり事業をこなされているのですが、その間には目標の設定もなく、そして施策と事業の関連性も見えておりませんので、そこをちょっと明確に今後示していただく考えというのはないでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 議員おっしゃいますこともよく分かります。一応そういったところで、もうちょっと整理ができるように、検討はやってみたいと思います。

○4番（椎葉弘樹君） この行政評価が難しいであろう理由を、3点取り上げさせていただきました。施策や事業を実施する以上は、たとえ数が多くても、それごとの行政評価というのは必要だと思います。それはなぜかと言うと、町民の方々からいただいた貴重な財源を事業として執行するわけですから、それをしっかりと検証するのは当然のことであり、民間企業でも当然事業評価というのは当たり前のことだと思っております。

令和元年9月の一般質問において、総合計画の検証結果を町民の皆様と共有していく考えを問いまして、町長からは、今後ホームページなどで公表していきたいということでした。恐らく、4月の検証した行政評価の結果もホームページ等に掲載されると思いますが、自治体によっては条例で、町長は毎年度基本計画に係る実施状況を議会に報告しなければならないと定めているところもあるようです。

町長にお尋ねします。第5次については、10年間の総括として行政評価を行おうとしているのですが、これを毎年度、今ここまで達成したよという達成度として行政評価をしながら、達成状況を町民に見せていく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） ある程度の評価は、私もやっぱり必要だというふうには、椎葉議員と一致するところがございます。ただ、その評価の考え方といいますかね、その中身というのでしょうか、そこらへんは十分に精査した後に行わないと、現在私ちょっとあと抜きのお話をさせていただくところがございますけども、現在コロナ禍、それから災害復旧ということで、大変事務量も実は増えている部分がございますので、そこらへんも加味しながら、その在り方、やり方も含めたところで、検討させていただければと、その程度でちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 施策ごとに目標値が設定されていると思いますので、それがどのくらい達成したのだろうか、このくらい事業をやっていますよとか、そういうところの進捗状況をしっかりと町民に見せていく必要があるのだと思っております。行政の評価の見える化を、より一層推進していただければと思うところです。

要旨の3、第5次総合計画の基本構想では町づくりの将来像が明確に示されていませんが、第6次総合計画では町民が未来をイメージできる具体の将来像を示す考えはないのでしょうか、についてお尋ねします。

今回上程されています第6次総合計画の基本構想（案）では、基本姿勢が理念として3つ挙げられています。1つ目が、安全で安心して生活を送ることができる、暮らしやすいまちづくり、2つ目が、美しい自然環境、豊かな歴史などの地域資源を生かしたまちづくり、3つ目が、未来につながる人や資源を最大限に活用する持続可能なまちづくりです。そして、将来像、ビジョンに該当しますが、「マイ ホームタウン ゆのまえ」～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～、ということです。この基本姿勢の2つ目と3つ目については、地域資源を生かしたということが重複していますので、これはまとめても良いのかなというふうに個人的には思ったところなのですが、それはさて置き、将来像について2点確認させていただきます。

まず、担当課長にお尋ねします。人と自然と歴史が調和した町とは、どのようなイメージをお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 人と自然と歴史ということで、これはもう本町の財産と捉えておまして、人もすばらしい方がいらっしゃる、そして自然も豊かな自然に恵まれている、それから歴史的環境もすごく、中世文化をはじめ非常にすばらしいものがある、こういった本町の財産をそれぞれが連携しながら結び付けて、より良い町を目指していくというようなことをイメージして、この表現でさせていただいております。

○4番（椎葉弘樹君） そのより良い町といったところですね、じゃあどこまで達成すればより良い町なのかといったところが、今はまだ総合計画の中にちょっと見えていないのかなというふうに思うところです。実際、この人と自然と歴史が調和した町というのは、具体の将来像にはなっていないのかなというふうに感じるところです。実際に、

具体的にどういう町を作りたいのかというのが大事で、ここの部分はどちらかと言うと理念に該当する部分ではないかと思っております。そもそもその調和のイメージが、町民にちょっと分かりにくいのかなというところがあります。どこまで調和すれば、じゃあこの総合計画は成功なのかという具体的に目指すところが、ちょっと分かりにくいのかなというふうに感じております。

また、先ほど紹介しました基本姿勢の2つ目に、美しい自然環境、豊かな歴史などの地域資源を生かしたまちづくりというふうに、理念でもう挙げられていますので、将来像とちょっと重複している部分があります。だから、将来像として、また同じ理念を掲げるというのはどうなのかなといったところも感じているところです。そもそも日本の3分の2が山林であり、多くの自治体が自然や歴史の地域資源を持ち合わせているため、これは特化した将来像としてはどうなのかなといったところを感じます。

そこで、担当課長のほうにお尋ねします。次は、未来を創造する町、この未来を創造する町とは、どのようなイメージをお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 本町がより良くなっていくために、いろんな工夫を凝らしながら、知恵を出し合いながら、まちづくりを進めていくというようなイメージで考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 知恵を出していくのは当然のことでありまして、この知恵を出すことを将来像に掲げるというのも、実際将来像なのかなといったところを感じます。これはどちらかと言うと、町民一人一人が未来を創造していきましようという行動指針に該当するのかなと、理念的なところに位置づけられるのかなと思います。これをまとめますと、現状の将来像「マイ ホームタウン ゆのまえ」の後に続く部分、「～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～」というのは、これは果たして将来像になり得るのかといったところが、私は疑問に思っているところです。未来のあるべき姿を具体的に描くことができないと、的外れな政策や施策が展開されてしまいます。

ちなみに、民間企業の企業理念、これを確認してみますと、本当に具体的な理念が各企業様示されております。3社ほど紹介したいと思います。

まず、ソフトバンクグループです。「世界の人々から最も必要とされる企業グループ」、世界の人々から最も必要とされるといったところが、非常に分かりやすい。ワークマン、「世の中にない高機能ウェアを低価格で開発して、生活者の価値基準を変えます」、これも非常に具体的です。そして、ニトリさんなんかは特に具体的で、「3,000店舗、売上高3兆円」という数値目標を、理念として掲げられています。いずれの企業様におかれましても、成長を目指したあるべき姿を具体的に示されているところです。

それでは、湯前町はどのようなマイホームタウンを目指したほうが良いのか、アンケートの問26に、7年後のあるべき町の姿を問われていました。12月開催の全員協議会の

中では、将来像は総合計画の策定委員会の中で、町民からいただいたたくさんの方の提案の中から、ワードを拾い上げて決められたと説明を受けています。ここは本来、将来像とは、リーダーが目指したい未来のあるべき姿を具体的に示すものではないかと個人的には思っていますが、恐らく町長は町民の意見もいろいろ参考にしながら作り上げたいのだろうなといったところで、このアンケートを見ながら思ったところです。これは、私の思ったところでありまして、実際町長がどのような思いで、この問 26 で将来像のところを町民に問われたのか、そのところの町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回、私、昨日施政方針でも記述しておったのですが、8 か月間にわたりまして、策定委員会の皆様方、会議を重ねていただいたところございまして、答申をいただいております。この中で、本町の未来の将来像をどう捉えるのかと、その実現のためにはどのような視点に基づき、施策をどう展開していくのか、そしてその位置づけとなる答申書であったところございまして、その答申書の内容にも、今御質問がございましたように、しっかりと記述をしていただいております。私答申書を受け取る際にも、委員の皆様方から、この部分につきましては委員の皆様も重要な部分であったということも述べられておるところでございます。

また、町民のアンケートや策定委員会の審議の中で多く出てきたキーワードを拾いまして、そして職員のプロジェクト会議や策定委員会の中で集約し、それをまた課長会で協議し、議会の皆様方にも御意見を聴取させていただき、私の意向も併せまして最終決定させていただいたと。私この部分については、大変大事にしたいというふうに思っております。今回、この湯前の未来をどう捉えて、どう実現していくか、しっかりと議論をしていただきたくということで、これまでのプロセスと違いまして、策定委員会の委員に各種団体、それから民主団体の役員の皆様に加えまして、外部学識経験者として、熊本大学等の教授も参加していただきながら、厚みを加えて御審議していただいたということで、私としてはこの部分を非常に大事にしたいということでございます。

加えまして、基幹産業でございます農業分野におきましては、湯前町農業振興検討委員会におきまして、原案等について御審議をいただいておりますし、また教育分野におきましての総合教育会議において、同様に御審議をいただきながら策定しておるということで、非常にこれまで以上に時間を掛けながら、コロナ禍、7月豪雨災害のあった中でも、御議論をいただいたという部分がございますので、私としてはこの答申書をとにかく大事にしたいということで、今回使わせていただくと、これがプロセスの内容でございます。

○4番（椎葉弘樹君） この理念であったり、将来像の策定プロセスというのは、よく分かりました。ただ、私が考えますのは、この7年後のあるべき町の姿、この部分とい

うのは、町長の本当に目指すところというのを書いていただきたいなというのが個人的な思いというのは、先ほどお伝えしたところです。

このアンケートの最後の設問に、あなたは今後も湯前町に住み続けたいですかという良い質問がありました。住み続けたいと回答した人が、町民の皆様は56パーセントしかいませんでした。この56パーセントの数字をどう見るかといったところが、実は非常に大事なところでもあります。私的には、その56パーセントというのは、さほど高い数字ではない、今の湯前町の現状を示しているのではないかなと思うのですが、この数字を向上していくことが第6次での総合計画の使命でもあり、将来像でもあるのかなと思っております。

この56パーセントという数字と、そのマイホームタウンという策定委員会の皆様から御提案いただいたキャッチコピーを生かしながら、将来像をあえてここで御提案をさせていただきたいと思えます。これは、もう町長がそれを聞いて判断すれば良いことですので、私なりにもし将来像を書くとすればどうするかといったところをここで提案しますと、まずキャッチコピーはそのまま「マイ ホームタウン ゆのまえ」ということです。サブタイトルのところは、「80パーセント以上の人が住み続けたいと思う町」ということです。湯前町に住み続けたいという人がたくさんいる町を実現するために、地域資源を生かし未来を創造するという理念で行動することが、持続可能な町につながるのではないのでしょうか。

町長にお尋ねします。このサブタイトルの部分、ここをより具体化して、目指すところを明確にするというところで、将来像を示す考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） これまで椎葉議員の今ご異論いただきました中で、「マイ ホームタウン ゆのまえ」についてはそのまま使うし、80パーセント以上の方が住み続けられる町ということでしたかな、提案をいただいたところでもございますけども、私今回ここまで至った内容の中で、先ほど答弁させていただいたところとちょっとダブるかもしれないんですけども、この「マイ ホームタウン ゆのまえ」に関しまして、いろんな捉え方が実はここにあるのだというふうなことも、そのときおっしゃっていただいたところでございまして、その一例を申し上げますと、今湯前町にお住まいの方、そして遠くふるさとを離れまして生活をされている方、両面からそれぞれ見た場合のことでございますけども、私のふるさと湯前町であり、元気な町湯前町であり、誇れる町湯前町であり、そして何よりも成長し続ける湯前町であり、そして最後に心のふるさと湯前町であると。これらを総称した中で、「マイ ホームタウン ゆのまえ」という形で、この内容がなされてきたということでございます。

加えまして、今おっしゃっていただいておりますこのサブタイトルの部分につきましても、新しい町を創造しながら、これまでになかったものを新しく創り出しながら、ま

ちづくりをいくと。三位一体の中で、今言葉がございましたけども、人と自然と歴史、これが三位一体となって新しい町を創造していくというふうなことで捉えてあったということだったものですから、私としてはこのまま、先ほど言いましたように使わせていただいたという理由になるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今の町長の答弁によりますと、これから知恵を出しながら創り出していくというところなのですが、そうするとこの総合計画というのは、目指すべき将来像というのは具体にないということになってしまいます。ある程度、ここをこういうことで目指していきたいから、こういう施策を展開していくのだ、こういう事業を展開していくのだという流れにするのが、本来の総合計画の在り方だと思っております。今町長が言われた、知恵を出しながらというのは、それは行動的な指針でありまして、理念的なところなのです。じゃあ、どこを目指すのでしょうかといったところで、私が提案したのは、アンケート調査を取ったときに8割以上の人が湯前町に住み続けて良かったと言ってもらえる、そこがこの第6次総合計画7年間のゴールだと思っております。

町長、その将来像というのは、今のままで本当に良いとお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員が御質問いただいているのと、私の答えている部分が多分ミスマッチを起こしているのではないかなというふうに思って、大変私も恐縮しておるところでございます。

私としては、先ほどおっしゃってました3つの椎葉議員のおっしゃっている理念ですか、安全で安心して、美しい自然環境、それから未来につながると、この部分を、中身をちょっと掘り下げたところでの話になってしまうかもしれませんが、それらは地域の特性であると、それから地域が持つ力ではなかろうかと。ここらへんを、町の成長として支えるパワーとしながらやっていくのだという意味合いも、ちょっと深掘りの中にあるのだということで、椎葉議員は数値的な部分のところをおっしゃっていただいているので、非常に分かりやすい部分はあるというふうに、私も理解はいたします。

ただ、理念の違いとか、それから将来像、それから行動指針というふうな、先ほど言葉もあっておりますので、そこらへんで私が考える部分が、先ほど言いましたようにちょっとミスマッチを起こしておるということに、私も非常に表現の部分もさることながら、そこらへんがちょっと相違があっているということだけは、大変申し訳ないのですが、このままでさせていただければというふうに思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 実は、第5次総合計画がうまくいったか、うまくいってないのかなぜ分からないのか、ぼやーんとしている将来像があったからなのです。「生き活きと輝き 誇れる町 ゆのまえ」、じゃあこれはどこまでいったら、その「生き活きと輝き 誇れる町」が実現できたのか、その評価が、指標がないのです。だから、第6次総合計画も、じゃあ具体的にどこまでいったら、この第6次総合計画成功なのですかといっ

たところを、ちょっと町長に聞きたいと思います。この指標というのは、何かあるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、指標というふうなお話があったのですが、今回示させていただいておる、先ほどから質問がなされておりますけれども、この中で示してある部分がございますので、その内容を、今は5次のほうの話だったですかね。申し訳ございません。そこを正確に捉えながら、そしてそれをいかに評価していくかというかたちに尽きるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、その点も含めながら、これまでの5次の部分を反省しながら、今回は6次のほうにもその評価を加えながら、できる限りの中でやっていければというふうに、私としては思っておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時48分

再開 午前11時50分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。今回、基本計画に挙げております各目標値関係につきましては、現状そして令和5年度でございますか、目標の数値がございます。これを、先ほど言いましたように、評価を加えながら、その数値に向かって、目標に向かってやっていくというのが、先ほどおっしゃった質問の中での答えとさせていただくところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 実際、第5次総合計画、これは事業のところから積み上げていって、最終的に「生き活きと輝き 誇れる町」という将来像を提示されたわけですが、本当は将来像から政策、施策、事業というふうに展開していかなくてはいけないのです。だから、目指すべき将来像をこれから作り上げていくのですという段階で、その該当する政策は生まれないわけです。何で将来像がうまく定義できていないのかなというところを、私は本当に疑問に思っていて、第5次からですね。第6次こそは明確な目指すところ、具体的な将来像をしっかりと町長に打ち出してほしいという願いで、今回の一般質問、最終3回目の一般質問ということでやっているわけなのです。理念の考え方、将来像の考え方というのが、ちょっと町長と相違があるなといったところを、温度差を感じるところです。修正されなくても良いのですが、この後総合計画の審議もありますので、その中でもまた改めて聞きたいと思います。

ただ、町長の考えとしては、今の将来像のままでも本当によろしいですね。改めて確認します。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員もおっしゃっているように、私と同じようにミスマッチを起こしておるところでございまして、私の思いと椎葉議員の思いがちょっとミスマッチしているという表現でございまして、そこらへんを含めましても、手順あたりもしっかりやってきましたし、それから将来像が見えていないという御指摘も受けておるわけでございますけども、私としてはもうこのままでさせていただきたいと、かように思っておるところでございまして。

○4番（椎葉弘樹君） 最後に、1点だけ確認します。町長が考える湯前町の将来像、これは今の総合計画に書いてある、地域資源を生かして一人一人が未来を創造するという、この途中の段階の理念なのですけども、本当に将来像、考えはないのでしょうか。町長にも考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私としては、もうこのままという形でお願ひしたいと思ひますし、何よりも本町におきましては、安全安心で、そして住み続けたい町という形でも思っておりますので、このままでお願ひしたいというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） これ以上質問をしても、多分堂々巡りを繰り返すだけだと思いますので、私の質問はこれで終わりますが、やはり町長としては、せつかく町長として当選されて、この町を良くしていこうという思いであれば、具体的にこういう町を目指したいのだという強い思いを示していただきたかったなというのが、今回の一般質問の総評となります。

結びになりますが、第6次総合計画の策定に御尽力いただきました皆様方に感謝をするとともに、これからの総合計画を生かしたまちづくり、私もちょっと厳しくチェックをしていこうと今この席上で思ったところですので、第5次の総合計画の評価も含めまして、毎年度しっかりとチェックをしていきたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、7年後の町の未来を創造するためにやるべきこと、椎葉議員の一般質問につきまして、これより関連質問を許します。

○5番（森山 宏君） 関連してと申しますか、ちょっとこの基礎となるアンケート調査、このアンケート調査っていうのは誰が作成されたのか、業者が作成したのか、またこの問いかけ方、設問の仕方というのは自分たちで考えられたのか、業者が考えられたのか、よそがしているからうちもしたというふうな捉え方でアンケートをされたのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これは、私どもで考えております。それはすなわちどういったことを、ご意向をお伺ひしてこの意見に反映させたいかということを考えながら、自前で作成したものでございます。

○5番（森山 宏君） 自前でということ、大変御苦勞をなされたと思ひますけども、

この文言ですね、何々分野とか言われても、ちょっと精通した方なら分野とかいうのが分かると思うのですが、設問の仕方で、また誘導文でちょっと結果は随分変わってきます。ですから、逆に言うと、自分たちでされた分は良いのですが、設問の仕方で結果は数値的にはものすごく変わってきますので、いろんなどころの設問を見られて、そしてこういう何々分野という分け方は行政では分かるのですが、一般の方で何々分野というふうに専門的に言われても、これは別の分野かなというふうになりますので、もうちょっと分かりやすいような設問の仕方を、アンケート調査のやり方を望みます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、7年後の町の未来を創造するためにやるべきことについての関連質問を終わります。

以上で、椎葉議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時57分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第1、一般質問について、一つ、くま川鉄道の完全復旧に向けての取り組みについて、山下議員の質問を許します。

○9番（山下 力君） 私の一般質問は、小学校、中学校、高校生、その保護者の皆様に部分運行、全面運行の再開時期について、長谷町長から発信をしていただきたいというのが質問の趣旨でございます。理由として、再開時期のアナウンスが遅れば遅れるほど、児童、生徒、保護者の皆さんが悩み、高校進学先に影響が出るのではと心配しておるからでございます。

国鉄時代の湯前線の廃線が決まった昭和の終わり、郡市民に当時の14市町村に、そして議会に、地域に鉄道を残すという強い使命感があり、盛り上がりが高まりました。そして、第3セクターくま川鉄道として、平成元年10月1日に運行を開始しました。

当時、5高校生の学びの足として位置づけられ、開業以来、赤字経営ではありましたが、14市町村が負担して、教育の機会を守ってきたくま川鉄道が、今年の7月4日未明の豪雨により、5車両の浸水、球磨川第四橋梁の流出等、甚大な被害を受け全線不通になり早8か月、関係者の素早い対応で、今年の7月20日から代替輸送として平日上り7便、下り6便で沿線高校生を対象にバス運行が始まりました。しかし、850人の利用者、そして、その保護者から不便である、学校への送迎に負担が増しているというような声

があるのが現状だと思います。そのような中、部分運行、全面運行の再開時期に関心が高まっております。

ここで、私に寄せられた保護者の声から何点か申し上げますと、高校生の保護者の方からは、特に部活をやっている上球磨の生徒は、湯前駅前朝一番の6時発、そして帰りも最終9時5分着と遅くなり、食事、入浴、勉強、睡眠の時間が十分に取れない。また、日曜、祝日は保護者の送迎が必要になり、生徒はもとより保護者にとって負担が大きい。それから、定期券の助成はできないか。

それから、中学生の保護者ですけれども、向こう3年ほど全面運行再開ができないのであれば、管外の高校を考えている、悩んでいる。毎日送迎しているが、月に数回送迎できない日があるため、定期券を購入し、送迎と定期券購入の負担が大きいと。それから、兄弟で高校に通学している。下校時間が違うときは2回迎えに行くことがある。

小学生の保護者からは、高校は人吉市内を考えていますので、全面運行の再開を期待しています。全面運行の再開の時期が遅ければ、人吉市内に下宿させ通学させるか、地元を離れて熊本市内等の高校へ進学させることも検討しているというような声が届いております。

町長にここでお尋ねしますけれども、今申し上げました一部の保護者の声を聞かれまして、素直な感想というか、所感をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今山下議員のほうから冒頭、これまでの状況関係、それから住民の声をお聞きしたところでございます。くま川鉄道につきましては、本地域におきまして大変多くの人々が行き交います主要なインフラでございました。

また、まちづくりの拠点としての役割や、そして乗車目的で訪れました観光客の皆様方が、地元の商店街や観光施設を利用するなど、地域経済の循環や観光施設等にも貢献してきたところでございまして、非常に今回の災害につきましては、本地域におきまして大変大きなダメージを受けたのではないかと、経済的損失又は皆様方に対してのこのくま川鉄道が走っている間におきまして、活性化の手段としておったのですけれども、それも今途絶えておるということで、早期な復旧を実現してまいりたいと、かように今思ったところでございました。

○9番（山下 力君） 町長の感想を聞きましたけれども、当然10市町村長、そしてくま川鉄道の関係者にも、バス運行ダイヤへの利用者からの不便の声、保護者の送迎に係る負担等が重荷になっているという声はいろいろ届いていると思います。県当局の助成がありまして、今年も4月1日からバス運行が継続されると思いますが、保護者からの声、届いた声を検討され、少しでも利用しやすい運行ダイヤに改正されているのか、また不備なところはいろいろ改善されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今のような保護者様からの声を反映するかたちとしま

して、まず9月1日の日なのですけども、その日から人吉駅とかあさぎり駅の窓口の対応の時間を延長しております。定期券等を購入しやすいような体制の強化を図っているところでございます。

それから、あとは10月なのですけども、一部やはりバスが侵入できない停留所とかもございますので、そういった最寄り駅が使えない方に関しましては、定期券等の変更申請をされて、区間の変更をされたりとか、そういうことの対応を行っているところでございまして、あとは大きなことで申しますと、11月には土曜日の運行の開始を始めておられます。これは正に今議員おっしゃいましたとおり、部活動ですとか時間外授業とか、そういったことに対する対応かと思われれます。

それからまた今般は、これはちょっと利便性の問題とはちょっと離れるのですが、春休みとか入試期間中ですとか、こういったことについても合うように、授業の内容とかに合わせて見直しを行っているところでございます。

また、くま川鉄道におかれましては、やはり高校等との連絡を密にしながら、そういった保護者様のお声を反映するべく、できる限りの対策を行っているということで聞いております。

○9番(山下 力君) 7月の20日からバス運行がされまして、いろいろ走り出しながらの対策ということで、改善ということで、なかなかうまく利用者に利便性のある運転ダイヤではなかったかと思えますけれども、ずっと続けることになっておりますので、そういった不備なところは声を聞いたところ、自分たちで気付いたところは、今後も改善しながら利便性を上げていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど保護者の声を届けましたが、その中に、毎日送迎しているが、月に数回送迎ができない日があると。そのとき定期券がないと乗車できないので、月に数回しか利用しないのに定期券の購入が必要になってくると。それが負担になっているという声もあります。この声に対応できないかなというふうに思っております。これについて、町長か担当課のほうからお答えをいただきたいと思います。

○企画観光課長(本山りか君) 確かに議員おっしゃいますとおり、当初におきましては定期券をお持ちの方とか、あとは回数券をお持ちの方、それは10回分の乗車券になるのですけども、これをお持ちの方しか実は乗車ができなかったということがあったのですが、これも声を反映いたしまして改善を行っております。具体的に申しますと、乗車券ですね、1日乗車券についても、あさぎり駅、それから人吉駅のほうで御購入をいただけるようになっております。ただし、これが2日間有効ということでございますので、限定がございまして、そういったところで。大変失礼いたしました。片道については当日限りの乗車券、往復につきましては次の日も含めて2日間有効ということで、そういった随時の乗車券の販売もいたしているということで聞いております。

○9番（山下 力君） 私が聞いた人から話を聞きますと、いわゆるそういう今課長が答弁したような話を知っておられませんでした。ということは、やはり周知が徹底していないのではないかというふうに思います。

それと、片道はその日限りというようなことは少し改善していただいて、例えば10枚綴りなら10枚綴りで販売して、それを使うというようなことをしていただければ良いのではないかとこのように思っておりますので、今後改善をしていただきたいというふうに思います。

○企画観光課長（本山りか君） すみません、ただいまの御質問の中で、一応回数券という乗車券もございまして、10回使えるのですが、11枚綴りとなっております。これにつきましては、3か月間の有効ということになりますので、こちらの御利用も可能ということで聞いております。

○9番（山下 力君） そのようないわゆる対策をとっておられるのであれば、やはり周知を徹底していただきたいというふうに思います。

それから、保護者の声として、いわゆる定期券の助成ができないかというのもありました。質問を予定しておりましたけれども、先日の3月8日の全員協議会で、助成することにして令和3年度の当初予算に3分の1の284万5,000円を計上していると説明がありました。教育委員会のほうで話し合いをされ、その答申を教育長と町長で協議されて助成をされたと思います。そのことに対しては、関係者は非常に喜ばれていると思います。ただ、助成額について、運行再開までと、その再開後の助成額に差をつけることも考慮できたのではないかと。ということは、議会の意見を聞く機会を作っていただいて、そして助成額を決めていただければなというふうに思ったところでございます。

そこで、定期券の助成について、ちょっと提案というか、町長の見解、教育長の見解をお聞きしたいと思いますけれども、いわゆる今回予算計上された284万円は、いわゆる町長の任期いっぱいまでの助成なのか、それともその後も継続して助成されていくのかをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今回御提案させていただいております中身につきましては、一応5年というかたちで提案をさせていただこうかというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） ここでちょっと提案ですけれども、私はいわゆるくま川鉄道発足以来、初めて災害によって不通になった特殊事情があるのですよね。ですから、復旧までの助成額と復旧後の助成額に差をつけていただけないだろうか。私は、復旧までは50パーセントぐらいはどうだろうか、そして復旧後は今提案されている33パーセントでと考えておりますけれども、この提案に対して、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 私先ほど申しましたように、今回御提案させていただいている分につきましては、3分の1の助成というかたちでございますので、まずこちらのほうを御可決いただきました後に、今御提案いただきました復旧前でございますかね、これが50パーセント、それから運行開始後が3分の1というかたちでの御提案、33パーセントでしたか、御提案であったのですけども、そこらへんは今御質問いただきましたので、私としてもなるべく力を入れておきたい部分でございましたので、今回その財源につきましては敬老祝金の中から、スクラップアンドビルドでございましたか、そちらの財源を使わせていただいたという部分もございますので、この財源等の部分を少し研究させていただきまして、次回の議会の定例会でも、その前にでも全協等がございましたならば、その時点で財源等の確保ができたならば、また御提案させていただくことで、前向きにそこは検討させていただければというふうに思っておるところでございます。

○9番（山下 力君） いわゆる今回の災害は想定されなかった未曾有の災害なのですよ。ですから、いわゆる高校生を持っている家庭によっては、ちょっと想定外の負担が増えているということでございますので、私も提案だけではなくて財源のほうも考えたのですけども、いわゆる人材育成基金、果実型ですけども、あります。これは、平成3年に、故平川町長が条例を制定された基金でございます。これは、その当時町長から聞いておりましたけれども、いわゆる今からは人材育成が大切であると、そういうことで自分は制定したのだという話をされております。

ちょっと失礼な言葉を使いますけれども、「和人。」和人は町長ですよ。「こういうときに使うため基金制度を制定したと、何ば躊躇しとつか。」と、栄一ちゃんの声が町長聞こえないですか。どうぞ町長今夜ですね、平川家に行って、仏さんに手を合わせて、使わせていただきますと話をされて来たらどうでしょうか。是非、復旧までは50パーセント、復旧後は33パーセントの定期券の助成の実現をいただきたいと思いますので、重ねて決意を聞かせていただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） ただいま山下議員のほうから、その財源については人材育成基金があるということで、今私もお話をお聞きしましたので、これは条例で多分基金条例があったというふうに思っておりますし、総額で6,000万円ばかりあったのではないかというふうに思っておりますので、この使い道の在り方、この目的にちゃんと沿っているかどうかというのも見る必要がございますし、ほかの財源等もできないかというのも加えまして、先ほど答弁しましたように、前向きに検討させていただくということでお答えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今故平川栄一町長のお話もございましたので、私もそういうつもりで平川町政の部分も担っているのだというふうな思いもございまして、しっかりとこの分については協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○9番（山下 力君） とにかく今負担が重荷になっている保護者の期待に応えていただきたいと思います。

それから、このとりあえず33パーセントの助成ですけれども、今の現高校生は、1か月か、3か月か、6か月か、1年の定期券を購入されていると思います。例えば、今年の正月、2月に半年、1年の定期券を購入された方がおられると思います。その人たちに対して、4月以降の助成はどうなるのか、担当のほうで検討されていると思いますのでお聞かせください。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ、4月1日以降で日割りをしまして、4月1日以降の購入分の適用分に関しましては、助成する予定で考えております。

○9番（山下 力君） そのようにして、いわゆる今保護者の声を大切に受け止めていただいて、応えていただきたいというふうに思います。後で聞きますけれども、再開時期が大変重要になってくると思っております。

次に、再生協議会についてお尋ねをいたします。まず本山課長、くま川鉄道取締役会と再生協議会の違いを、ちょっと簡単に説明をいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） くま川鉄道取締役会におきましては、会社の運営、そういったことについての協議を行う場と考えておりまして、そしてまたその決定をやっていく組織と捉えております。

それから、くま川鉄道再生協議会におきましては、今度の災害を受けまして当然設立された協議会でございます、その役割としましては、災害復旧費の負担割合ですか、上下分離方式、それから国等への要望活動、それから長期運行計画の策定、そういったものを役割として、設立されたものと考えております。

○9番（山下 力君） くま川鉄道株式会社の諮問機関ではないのですよね。今言われたとおり、別の再生協議会で今言われた4点を協議していくと。それをくま川鉄道のほうに上げるという仕事を、再生協議会で行うということですよ。

それから、再生協議会に議会関係者がメンバーに入っていないと、そういう事実があります。何か理由か背景があればお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今回の再生協議会につきましては、先ほど課長が答弁したところでございまして、加えまして、くま川鉄道の取締役会でございます10市町村の首長によるメンバーも構成しておるということでございまして、この再生協議会での決定事項に関しましては、くま川鉄道が実施いたします復旧作業がスムーズにつながれるということと、それから反対に会社側として、必要と考えられます支援等につきましても取締役会で共有することができる。それから、協議会におきます協議内容の絞り込み等も行うことができるということで、スピード感を持って協議が進められるということもございまして、加えまして、熊本県におきましてもこの再生協議会の中に入っていた

いておるのですが、国との交渉協議をはじめといたしまして、これは被災いたしました南阿蘇鉄道の復旧におきます経験を踏まえた上で、くま川鉄道についても同様な支援策を期待することができるということで、今の現況になったということでございます。

○9番（山下 力君） 地方自治制度は二元代表制が採られております。いわゆる民意を受けた首長と議会が、地域の重要な課題について議論を重ねて解決していくというか、それが地方自治の柱になっていると思います。そして、首長と議会は、住民に対して直接責任を負う制度であると思います。

また、復旧には多額の予算が必要になります。また、管内の地域の活性化とか教育にも影響が出ると予想されます。ですから、くま川鉄道の復旧の話合いは重要な課題であると思いますので、いわゆるメンバーに議会関係者を入れるべきと私は思っております。もう一度町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁しておりますように、再生協議会におきましては災害復旧に必要な災害復旧の負担割合、それから上下分離方式、それから国等への要望、そして長期運行計画等が協議されるということでございます。

特に、議会におきましては、この災害復旧の市町村負担につきましての予算又は補正予算等も御審議していただくということでございますので、この点についても、まず御理解していただければならないのかなというふうに私としては思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 無理は言いませんけども、この機会を捉えて首長たちの間にも、この二元代表制という、これを再認識していただきたいと思うのですよ。いわゆる私たち以上に、10市町村長は二元代表制を理解され、認識されていると思うのですよ。ですから、この件だけではなくて、いわゆる二元代表制はこういうものだということを、一応町村会でも結構ですから、協議をしていただいて、認識をしていただきたいと言いますのも、最近では議会のほうも首長のほうが上という感じで、ちょっと遠慮しているところがあるのですよね。首長のほうは、議会はちょっと自分たちより下というような捉え方をされているのではないかと、これは私の私見ですけども。いわゆる地方自治法が改正されて、関係は対等でございますので、そこをお互いが認識することが必要ではなかろうかというふうに思っておりますので、町村会でも失礼ですけど、1回そういう協議をしていただいて、再認識をしていただきたいというふうに思っております。

それから、くま川鉄道の今後の方向性と部分運行、全面運行の再開時期について質問をいたしたいと思います。今郡市民、特に、小中高校生保護者に、方向性と運転再開時期を発信することが重要だと思います。特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業が今年の7月20日閣議決定がなされ、それを受けて8月27日、くま川鉄道取締役会で被害額や復旧費等の算出はできていないが、復旧費の97.5パーセントを国が実質負担する支援

制度を活用して、出席した10市町村長で採決した結果、賛成多数で鉄道事業での復旧を決めておりますので、方向性については鉄道事業でいくという発信がされておりますので、関係者は安心安堵をされていると思います。

そこで、鉄道事業についてお尋ねをしたいと思います。その前に、部分運行と全面運行再開については後ほど質問をいたします。その前に、鉄道事業についてお尋ねをいたします。

全面復旧には、およそ46億円、全面運行再開までは第四橋梁復旧工事着手後3、4年掛かると報道がされております。この報道に大きな違いがないか、確認をさせていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） 私どもも報道等によりまして、そういったことで承知しているところでございます。大きな違いはないものと考えております。

○9番（山下 力君） いろんな話を聞きますと、いわゆる第四橋梁、これはいわゆる施工方式が変わってくれば、相当金額が上がるのではないかという話もありますので、今の時点では分かりませんので、ここはあえて今日は聞きませんが、復旧費は上がるのではないかというふうに私は思っております。

それから次に、流出した第四橋梁の撤去を出水期までに求められております。この進捗状況をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 現況の部分でございますけども、ようやく今御質問がございました第四橋梁につきましては、業者が決まりましたところでございまして、それから加えまして、これからの設計ですね、コンサル、これも業者が決定したと。現状としては、今ここまででございます。

それから、工期が、ちょっと私がこちらに資料を持ってきていないのですけれども、多分5月ぐらいまでの工期期間ではなかったかなというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 本山課長、今の町長の答弁で間違いはないですか。まだ何もしていないという答弁ですけれども。

○企画観光課長（本山りか君） 第四橋梁ですね、鉄橋につきましては、もう工事のほうの発注が終わっております。工期のほうは2月から5月末ということでお伺いしております。これは発注済みということでございます。あと、測量設計、そちらのほうは今設計をやってございまして、その着手はできておるのですが、ただ詳細設計はこれからというような段階でございます。失礼しました。地質調査を今やっているところということですね。

○9番（山下 力君） この第四橋梁の撤去作業が、いわゆる完全復旧の第一歩になる重要な工事、作業だと私は思っております。ただ、河川工事は、今回は川辺川、球磨川

のいわゆる水嵩の問題、あるいは流量の問題等々で、いわゆる計画どおり撤去工事ができるか心配をいたしておりますけれども、この件については心配が要らないという状況ですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほど御説明しました鉄橋の工事につきましては、あくまで橋脚等の落ちた部分の撤去ということになっております。その件につきましては、問題なく竣工するものと考えております。

○9番（山下 力君） この質問も今からのことですから分かりませんが、先ほどちょっと触れられました地質とか測量とかが終わって、いわゆる新しい第四橋梁の工事が始まる時期はいつ頃か、まだ分かりませんか。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほど着手をいたしましたと御報告しました地質調査ですね、そのようなものが終わりますと、その後当然詳細な設計に入ることになります。これを令和3年度中ぐらいに終わらせる見込みで、そういったスケジュール感で進めていくということで聞いております。

○9番（山下 力君） じゃあ、着工後3年から4年ですから、それからすると大体全面運行再開の時期が分かるということですよ。じゃあ、それはまだ分からないところですので、今日は問いません。

次に、復旧費の97.5パーセントを国が実質負担する支援制度を活用して復旧に取り組みたいとありますが、この実質負担とは、を説明いただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今回、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業という国の制度を活用しまして、実施を行う予定としております。それで、これにつきましては、総事業費のうち消費税は補助対象外となりますが、これは後々別の事業によりまして、ほぼ全額が還付される見込みとなっております。

また、その消費税を除きます総事業費のうちの半分、2分の1についてを国が負担しますということでございます。といいますと、その残りの2分の1、これのほうを地方自治体で負担するということになるそうです。そしてまた、その地方自治体の負担を、例えば南阿蘇鉄道ですとか、これを以前活用されている自治体の例を見ますと、そのうち県のほうでその半分以上を御負担いただくような、これはあくまで今の流れなのですが、そういったことで御負担いただきますとすれば、残りの2分の1ですね、これが市町村の負担ということになります。すなわち市町村負担といいますと、これをまた10市町村で負担をするということになってまいります。ただし、これには負担割合をまた決定していく必要がございますので、これらについてを再生協議会の中で協議をしていくということになります。

そしてまた、その負担しました市町村負担分につきましては、補助災害復旧事業債という地方債を活用することになります。これが、充当率とかもございまして、90パーセ

ントから 100 パーセントの充当率ということになります。このパーセンテージにつきましては、先ほどの要件ですね、いろんな長期運行計画を立てるとか、そういった要件をクリアした時点で、その充当率が決まります。その上で、それに対してなのですが、それに対してもまた後々、これは後々というお話ですが、交付税での措置があるということになります。それがまた充当率がありまして、95 パーセントですとか、そういった割合が出てまいります。先ほど議員がおっしゃいました 97.5 パーセントの実質負担というのはそういうところで、最大限というところで御理解いただければと思っております。

○9番（山下 力君） 今説明があったかと思えますけれども、一時地元が、県と 10 市町村で約 50 パーセントを負担することになります。財源を聞こうと思いましたが、先ほど補助災害復旧債を借りるということで、いかれることももう間違いないですね。今発言されましたから。

○企画観光課長（本山りか君） はい。一応その方向性につきましては、今申し上げました国の事業でございます特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業、これを申請する方向に向けて、再生協議会で今検討をしているところでございます。

○9番（山下 力君） じゃあ次に、いわゆるこの復旧事業を活用した場合に、上下分離方式の導入が前提になっております。この上下分離方式について説明をいただきたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） 上下ということですので、上の部分についてですけども、こちらは鉄道事業として、鉄道事業をやるというその経営のほうになります。それから、下のほうなんですけど、こちらが施設整備の管理の面ということで、整備に係るものということで御理解いただければと思ひまして、その方式がでございます。

この国の事業を活用するには、上下分離方式を採用することが条件となっておりますので、さらには下の管理の仕方、これもいろいろございまして、一括して何らかの組織が管理をするのか、それから部分的に管理をするのかとか、そういった方式にも様々ございます。くま川鉄道でいいますと、その構成員を誰がやるのか、その新たに立ち上げたりする組織を誰が構成していくのかというようなことを、これについても今後再生協議会のほうで、どういった方式を採用するのかというのを検討していく必要があるということでございます。

○9番（山下 力君） いわゆる下のほうということは、線路等の保全管理を含めて、自治体が担うということになると思ひます。将来にわたってその保全管理を背負うこととなりますので、いわゆる負担が生じると思ひます。今までと、下のほうを担うこととなりますので負担が発生します。ということは、負担が増えるのかどうなのかをお聞かせください。

○企画観光課長（本山りか君） ご承知かとは思ひますが、現在くま川鉄道の運営に関

しましては、安定化補助金というので負担のほうをさせていただいているのですが、それとあまり変わりはないのかなというところで、ただし負担割合については今回再生協議会の中で、まだこれから決めていくということでございますので、流れる的には負担の割合とかは、負担率によっては町村の負担は変わってきますが、流れについては同じようなかたちになるのではないかと考えております。

○9番（山下 力君） 今課長の答弁の中で一つちょっと町長に伺いますけれども、いわゆる利用者が少ない町村もあります。負担割合の話合いになりますと、そういうところからいろいろ意見が出ないように、やはり上のほうの町村のほうが、そういったところに配慮したまとめ方をする必要があるのではないかというふうに考えておりますので、そこのところの基本的な考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 先ほどの負担割合のところ、1点ちょっとお話をさせていただくところでございますけれども、上下分離の条件を満たすことができましたならば、現在行っております国庫の補助率が3分の1から2分の1に、確か嵩上げされるのではなかったかなというふうに思っております。経営安定化補助金を財源として、させていただくというかたちになろうかなというふうに思っておるところでございます。

それから、今御質問いただいている分につきましては、かなり利用がなされている市町村と、それからくま川鉄道から接点といいますか、つながりがないところの地域もございまして、いろいろ意見があるのは確かでございますので、私もその点につきましては首長様方にお話をさせていただきながら、そして納得のいくかたちで、いろんな負担割合の案もいくつか出させていただきまして、事前に調整をするなりということで、再生協議会の職員にも伝えておるところでございますので、そこらへんも十分計らいながら、配慮しながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） いわゆるくま川鉄道の復旧に、総論賛成、各論意見ありにならないように、十分配慮した協議をしていただきたいというふうに思います。

それから、長期運行計画を策定することになっております。これは、いわゆる利用者の高校生だけではなくて、高校生を頼りにするだけではなくて、人口減少あるいは高齢化が進む管内でございますけれども、やはり郡市民の利用も呼び掛けることが重要になるのではないかと思います。いわゆる第3セクターくま川鉄道が発足するときは、郡市民の間で、特に老人会の乗ろう運動、あるいは地区の子供会がそういったことに、積極的にくま川鉄道に乗って応援したというか、協力したといういきさつもあります。

今回も、やはり行政や議会が音頭を取って、郡市民のそういった力を借りる必要があるのではないかというふうに思います。これに対して、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 山下議員、そのとおりでございますので、これから長期計画作成していくわけでございますけれども、その様式等についてはまだ全然示されていないわ

けでございますけども、今くま川鉄道が残りましたのは皆様方の乗ろう運動によりまして、特に本町におきましては、こちらから川上ということで、相当皆様方が乗ろう運動を展開されまして、そのときは多分老人会の皆様方のパワーがかなりあったのではなかろうかというふうに私記憶をしておりますので、そういう意味で、例えばでございますけども、今現在、高校の4校の皆様方のPTAあたりにもお話をしながら、乗ろう運動の展開とか、例えばクラウドファンディングなり、そういうふうな観光面も含めながら、皆さんと共にやはりくま川鉄道を存続させるのだと、このパワー、力を結集して、未来にわたって、このくま川鉄道の線路を守っていくと、こういうことでやっていかなくちゃいけないかなというふうに思っておりますので、今後の長期計画の中に盛り込ませていただくというかたちでも、私考慮していきたいと、かように思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 是非リーダーシップを発揮していただきたいと思います。

次に、まだはっきり分かりませんが、全面運行再開までに4・5年、3・4年時間を要するかなと思います。そのときに、管内の地域の経済あるいは教育に影響が出ると想定されます。

ここで、本山課長と中村教育長に、それぞれの立場で私見を含めて見解を伺いたいと思います。

○教育長（中村富人君） 私教育行政の責任者でございますので、中学生の進路指導という側面から、この問題の見解、私の私見をまず述べてみたいと思います。

結論としますと、できるだけこのくま川鉄道の復旧を急いでほしい、そういうことが結論でございます。特に、この復旧の影響を受けるのは、できれば人吉球磨の高等学校にというような平均的な家庭への影響が大きいのではないかとというふうに考えます。このことを、その理由、背景等には多面的に考察していく必要があるように感じております。以上です。

○企画観光課長（本山りか君） これまでも、駅周辺を拠点としまして、いろんな取組をやってきております。イベントにつきましても、駅周辺において漫画フェスタ等も実施しておりますし、まんが美術館も隣接することから、そこは本町における観光の拠点ということで位置づけた活動を行ってきたところです。確かに、その活動を行うことによりまして、地域経済への波及効果は十分にあったということで考えておりますので、やはりそういった駅の賑わい、これがなくなることは非常に寂しい、本町にとっては非常に影響が大きいものと考えておりますので、そういった面でも、くま川鉄道は早く復旧するように努力をしていかなければならないと思っております。

○9番（山下 力君） 今回は、課長が答弁された地域経済への影響については、ちょっと問いません。教育長のほうにもう一度お尋ねいたしますけれども、いわゆる私見の

中で、多面的に考察していく必要があるという発言がありましたので、そのこのところをもう少し具体的に詳しく説明をいただきたいと思います。

○教育長（中村富人君） 先ほどまでの質疑、それから討論の中で、このくま川鉄道の取組、いわゆる住民一体となった機運を高めよう、そういうことが議論になりました。そういうことについて、いわゆる教育面から、先ほど申し上げました教育行政の立場から、皆さんに御理解をいただきながら、その一助にできればと思います。そういうことで、3点ほど申し上げてみたいと思います。

まず1点目が、現在の高校進学の際下の動向というのは、熊本市に集中している一極集中というのが大きな流れでございます。また、最近では熊本だけではなくて、鹿児島、宮崎等もございまして、いわゆる郡市外への流出というのが次第に大きくなっております。このことに、いわゆる先ほども冒頭申し上げましたけども、平均的な家庭と言いましたが、そういうところのご家庭が、くま川鉄道の運休というのが影響を受けるのではないか、そういうことが第1点目でございます。

第2点目は、それにも関係しますが、高校のいわゆる授業料無料化の件でございます。あまりご存じないかも分かりませんが、平成の22年に高校の授業料無料化という法律が通りまして、当時公立高校は1万円程度の無料化、私立高校については同程度補助して、後はその保護者がというようなことでスタートしてまいりました。令和2年度から、いわゆる私立高校の授業料についても、ほぼ認められるような状況になりました。つまり、郡市内のいわゆる保護者にとってみれば、郡市外に出るということは、寮とか、あるいは下宿代とか負担する必要がございますが、従来と比べると非常に負担が減ってきたという状況もございます。当然従来から、例えば学業面とかスポーツ面とかで郡市外に出る生徒はずっといたわけでございますが、何度も申し上げますように、一般的などころでも、こういう運休が続けば郡市外の私立という流れが予想されます。

それから第3点目でございますが、これは私の個人的な経験から言えることなのですが、実は14・15年前に、私は天草で仕事をしていたことがございます。その頃ちょうど天草の高校が再編の時期で、廃校がたくさん続いておりました。現在本校6校が天草では廃校になっております。その当時、天草の中学生が30パーセントを超える子どもたちが、いわゆる天草から出ておりました。とてもびっくりしました。それは高校が無くなる、それから少子化、そういう悪循環の中で郡市外に出ていく、そういう流れができておりました。その点からこの郡市内を見ると、この郡市内の4高校、現在ございますが、いわゆる人吉盆地でございます。地形的に、お盆の真ん中を1本のくま川鉄道が通っておりまして、その中に普通科をはじめ、農業、商業、工業の高校がございまして、駅から近いところに位置しております。とっても条件が良いと。そういうことで、この人吉球磨の高校には一定の子どもたちが進学しておりまして、そのことがいわゆる熊本県が

行っておりました再編協議会で人吉球磨地区が一番遅れました。そういうことだったのではないか、これは私がそう思ったところでございます。この運休が続くと、先ほどから申し上げておりますように、流れが郡市外へというのが出てくるのではないかな、そういうことを感じているところでございます。

ただ、今3点申し上げましたが、これは別個にあるわけではなくて、今申し上げましたように、それが有機的に結びついておりまして、そういうことで考えていただければと思うのです。いずれにしましても、やっぱり早期の復旧を求めるには地域住民のまとまりというのでしょうか、気運といいますか、そういう高まりが必要だと思いますので、その折に高校進学の問題も併せて考えていただければ有り難いと思っております。以上です。

○9番（山下 力君） いわゆる復旧が長引けば、今教育長が言われたような問題がいろいろ発生してくるということでございます。これは教育長としては言えない立場でございますので、私から申し上げますと、私が取った情報ですよ、間違いかもしれませんが、いわゆる熊本市内の高校から、特に私立高校から、管内の12中学校か一部の学校かは知りませんが、良い条件で生徒の勧誘に来ておると、これを管内中学校の保護者に見せたら、管内の高校に行く人がおるだろうかというぐらいの条件を出して、勧誘に来ておるといような話も聞いております。そういった今の教育長の話、そして私の自分の情報ですけれども、これらを聞いて、町長、遅れば遅れるほど影響が出るということに対しての見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） このくま川鉄道につきましては、地域交通の要でございまして、このくま川鉄道が無くなりますと地域の活性化の光が無くなってしまふ、動脈を失うと。それから、この球磨・人吉の地域のシンボル、一体感も無くなってしまふのではないかと。そして、地域交通も後退していくものというふうにも思っておりますし、何よりもこの地域が一層過疎化に拍車を掛けるのではないかとこのふうにも大変心配しているところでございます。

今御質問がっております高校進学の際の人吉球磨管内から他地域への流出と申しますか、これも当然考えられるところでございますので、この点も配慮いたしまして、実は先ほど冒頭の山下議員の質問もございましたのですが、高校生の通学費の一部助成等につきましても、実はこの点も考慮したところで御提案させていただいているところでございます。これらを理由にしまして、しっかりとこのくま川鉄道の再生については、なるべく早く、早期という言葉で良いか分かりませんが、頑張っていきたいというふうにも思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 教育長、最後ですけれども、いろいろ影響について話がなされました。締めとして、まとめとして、何かあれば考えをお聞かせください。

○教育長（中村富人君） 教育長を超えた私見になるかも知れませんが、高校生がこのくま川鉄道の利用者の大部分を占めておりまして、そういう状況は皆さんご存じのとおりだと思います。そういうくま川鉄道の重要性を、本当に地域住民の方が再度認識して、早期の復旧を是非高めていただきたい、これが最後の思いでございます。以上です。

○9番（山下 力君） 先ほど町長のほうから触れられましたけれども、これも私の独自の集計ですけども、今年の管内12中学校の卒業生は約770人と見ております。4高校の進学、今日後期の試験が実施されておりますけれども、4高校の前期の合格者と後期の出願者を足して、それに管内の各種学校に行かれる人もおられますので、最終的には660人くらいが管内かなと。110人くらいが今年は管外の高校に行かれるのではないかと。パーセントでいけば14パーセントになるわけですが、そうして遅れれば遅れるほど、このパーセントが上がっていくことは間違いないと思いますので、そこを分かりきっておられますけども、重ね重ね急いでいただきたいというふうに思います。

ここで、今日の1番の質問ですけども、全面運行の再開時期について町長からアナウンスをしていただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 大変難しい質問でございまして、今年度中に復旧工法等の国の協議をしまして、詳細設計というかたちになろうかというふうに思っておりますし、私の私見というかたちでお答えさせていただきたいわけございまして、工事自体につきましては2、3年の期間が必要ではないかというふうに聞いておりますし、よって運行開始までは3年から4年ほど掛かる見込みではないだろうかというふうな話を聞いているところでございます。その点十分、先ほどから答弁しておりますように、ここらへんをいくばくか早く工事を完了できるよう、関係機関と協議をしながら、私なりにしっかりと頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） なかなか全面再開時期について、何年何月再開というのは今のところは発言できないと思いますけれども、やはりいろいろ問題がありまして、保護者、児童・生徒に安心感を与えるためには、やはり話し合いをして、早い時期に再開時期を郡市民に示していただきたいというふうに思います。その発信が、アナウンスが遅れれば遅れるほど親は考えると思いますので、その点は十分お分かりの上、対応をいつか出していただきたいと思います。

次に、部分運行についてですが、くま川鉄道の永江社長は昨年11月、部分運行の再開は令和3年度中に何とかやりたいと、長谷町長は昨年12月25日の再生協議会設立時の報道陣の申し入れというか問いに、今年の8月頃までには何とかしたいという発言をされております。それから2か月半経っておりますので、社長と副社長の見解の違いを、ちょっと大きい幅がありますので、ここでもう一回、町長の再開時期についての時期をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今御質問されました、私去年の12月25日でございましたか、再生協議会後の新聞社の皆様方のぶら下がり取材のときにお答えした分でございます、その時期に部分運行関係については、私その時期を希望しての、期待しての発言であったということで、御理解をいただきたいと思います。その点で永江社長との異見があったということで、私はあくまでも早いほうが良いということで夏頃を目指したということでの発言だということで、申し添えておきたいというふうに思っております。

それから、この部分運行に関しましても、クリアすべきところがございますので、この条件が全て整ったところでの運行が可能になってくるということでございますので、実はまだその点につきましてもクリアすべき部分の条件が整っていないということでございますので、現在では私もちよっと難しい部分がございますので、令和3年度中を目指したいというふうに、ここでは申し上げておきたいというふうに思っております。

○9番（山下 力君） 時期はまだなかなか言えないということですが、いわゆる部分運行には、車両が3両必要になると社長は発言されております。そのほかに、肥後西村・湯前間の線路等を含めて、鉄道施設の保守整備も必要になってくるのではなかろうかと。また、新しく施設の建設も必要であるという話も聞いております。そういうことについて分かる範囲で、車両の問題、それから肥後西村・湯前間の区間の状況、それとまた新しい施設等々考えておられれば、簡単に説明をいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） まず、車両についてなのですが、今回部分運行するに当たりましては、最低でも3両必要ではないかということがいわれておまして、今車検等の整備を行ったり、傷んだ部分がどう改善できるのかというようなことを検討いたしておるところでございます。この3両の車両の整備ができた時点ということが一つの条件になります。

それから、部分運行するとなりますと、第四橋梁のところを除くということになりますので、湯前駅から肥後西村間、これが対象になるかと思いますが、ここは比較的被害が少なかったと。ただし、この間で踏切が3か所ほど、それから路線の復旧ですとか電気系統の修繕も必要になってくるというようなこととお伺いしております。

また、部分運行期間中に、車両ピットという保管庫と申しますか、そういったところが必要になりますので、それは新たに建設の必要があるということになるらしいです。

そういったことがありますので、それらの条件がクリアできて、さらにはそういった工事費に係る資金面での問題、こういったことをクリアするというような条件が整ったときに、初めて部分運行が再開できるということになるということでお伺いしております。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時09分

再開 午後2時19分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第1、一般質問の途中です。発言を許します。

○9番（山下 力君） 部分運行に関して、車両が3両必要ということでございますので、人吉市からその3両の輸送をする必要がありますよね。ちょっとイメージでいいですから、人吉市でこういうかたちで積んで、どういうルートで、どこに降ろすという説明をいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 車両の輸送につきましては、基本、輸送ということで、時間帯については夜間になる見込みになっております。そして、運搬車につきましては当然特殊車両となりますので、そういったことも含めまして、通行の許可申請なるものを行う必要があるということでございまして、夜中の時間帯に、通行に支障がない時間帯を選んでの輸送になるというイメージでございます。

また、運搬につきましては、人吉駅のところでクレーンを使って車両を運搬車に載せまして、先ほど申しましたとおり、夜間に運び、輸送先につきましてはあさぎり駅、ここでクレーンを使って降ろすかたち、そういったイメージになるかと思っております。

○9番（山下 力君） おかどめ幸福駅ではなくて、あさぎり駅ですかね。

○企画観光課長（本山りか君） はい。あさぎり駅ということで聞いております。

○9番（山下 力君） それから、部分運行が再開されれば、いわゆる肥後西村から人吉までのバス輸送があります。これについて、現状での課題はどのような課題があると思えますか。

○企画観光課長（本山りか君） 課題としましては、今の代替バスの停留所、こちらについては高校で申しますと、中央高校で運行しておりますので、そこから歩いて行っていただいたりとか、そういったところがございます。

○9番（山下 力君） いわゆる人吉に行かれる方も、多分バスはそういう場合には部分運行になれば、バス輸送は肥後西村からだと思っておりますよ。そのときに、人吉高校生、球磨工業生が、ちょっといろいろあそこで時間がまた掛かるのではないかという心配があるのですよ。そういう場面での課題はないですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 当然そういった乗り継ぎに伴います時間の滞在時間とか、そういったことが考えられますことから、今そちらへんも含めて協議を行っている段階でございまして、よりそういった支障というか、待ち時間等の解消に向けて検討を行っているところと聞いております。

○9番（山下 力君） まだ時間がありますので、一つ検討・協議を重ねていただいて、

いわゆるスムーズに流れるようにお願いをしておきます。

最後に、今くま川鉄道が通っておりませんので、不通になっておりますので、いわゆる踏切で停車せずに通過する人が多いのですよ。停車する人もいますよ。それを警察が取り締まりをやっておいて、いわゆる一旦停止違反で検挙される件数が最近多くなっております。その検挙された方、罰金 9,000 円を払った方の話では、何とかならないのかという話なのです。これについて、何か情報があればお聞かせください。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては、道路交通法上、どうしても踏切がある箇所については止まるということが法規で定められておまして、これを何らかの手続きによって変更を行うことは、今のところ手段としてはないということでお聞きしております。

○9番（山下 力君） そういった情報を旬報・広報で流していただきたいと。どうせ通らないのだからという人もいるのですよ。法律がありますということ流していただければというふうに思います。

今回は、部分運行にしる全面運行再開にしる相当なお金が掛かります。今日は復旧費について、あるいは負担割合については質問いたしましたが、くま川鉄道の全面運行再開、これを一日でも早く開始をされることを祈念いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、くま川鉄道の完全復旧に向けての取り組みについて、山下議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○8番（金子光喜君） 利便性についてお伺いさせていただきます。今現状、代替バスが通っておりまして、言われたように子どもたちはそれに乗って通学しているわけですが、特に人吉の鬼木ですかね、で乗降しております人吉高校の子どもさんですけども、バス停とかが使えなくて、いわゆる今まで使っていた相良藩願成寺駅ですかね、そこについてはバスが行けないということで、県道の通っている鬼木のところ、あそこの店舗の駐車場を利用したかたちで、お借りして乗降していることを聞きました。私も目にしたことがあるのですけども、特に雨の場合、屋根がないところにずっと立っておりますし、かなりの人数の生徒さんがそこに待っておられますので、非常に不便を感じておられるようでした。

また、実際保護者の方から、どうにか雨の降る季節になったときには対応していただけないかというふうなお話もございましたので、恐らく協議はされているのかなとは思っています。非常に子どもたちは不便を感じておりますし、実際先ほどありました部分運行になったとしても、全面復旧があるまではどこかを利用して乗降すると思いますので、雨の場合の対応等を含めて、現状どういう対応を考えておられるのかをお答えいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） おっしゃるとおりのような支障も現状あっておるかと思うのですが、ただし、大型バスを利用しておりますことから、あのくらいの道のスペースがあるところでないと、そして、また学校の最寄りというところで、一番そういったいろんな条件を加味したところでの停留所の設定となっております、雨のときの屋根のないところということもございますが、ほかの要件を踏まえたときに、あそこが一番適当であるということの判断の下に設定がされておりますので、またそういった保護者様の声、そういったことがどのように反映できるかということも含めて、くま川鉄道のほうに申し入れをしていきたいと思っております。

○8番（金子光喜君） よその敷地をお借りしての乗降ということで、十分分かるわけですが、雨の場合ですけど、期間がそれなりに長いので、その店舗の御理解をいただきながら、もしよければ雨を避けるような屋根が作れないかというような話もございます。これはどこが負担するのかとか、いろいろ協議する必要があるかと思っておりますけども、その雨をよける施設の必要性というのもしっかり御理解いただいて、御協議いただけるような体制づくりをお願いしたいということで、本日の関連質問で言わせていただきたいと思っております。是非何らかの対応をしていただくことを求めたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 今金子議員のほうから、雨天時におきます待合所というのでしょうかね、そういうような御発言があったのですが、今止まっておりますところにつきましては、現在市道が今改良舗装ですか、歩道整備がなされているということで、車の出入り等があるということで、これは実は私くま川鉄道の社長のほうに問い合わせをしたのですが、現況そのような発言が出てきているという話だったのですが、なかなか今答弁しましたようなかたちで難しいということでございますので、そういうふうな御意見もまた伺いましたので、もう一度確認はさせていただきますけども、大変状況としては厳しい状況にあるということだけは御理解いただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 課長からの答弁で、再確認なのですが、山下議員からも言われましたけども、部分運行する場合にどこでというところがあったと思います。課長の答弁で、あさぎり駅というふうに特定されましたけども、あさぎり駅に作るのはピットは分かります。複線、3線かな、ありますので、あそこにピットを作るのは分かると思っておりますけども、車両ですね、多分自走できる車両を全部持つてくると思うのですよ。そのときに、あさぎりの地形、幅員を考えたときに、夜間走行で前後車両に先導車というのを付けないといけない、道交法でこれは決まっております。これをするときに、交差点が狭いとトレーラーは曲がってきません。多良木の場合がそうだったです。あさぎり、また信号機から何か撤去してしないといけないというのはほとんど無理だと思

ますし、そういうのを机上で考えた人間は、その撤去費用、それと仮設費用というのを考えておられるのか。多分これをするときに、97.5の対象外ですよ、補助外。ですから、できるだけ掛からないような工面というのは考えておられないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 森山議員、大変詳しいお仕事柄でございましたので、今そういう御質問をいただいたのですが、具体的に今考える時点でございますので、正確には答弁になっていないかもしれませんが、最短ルートで、当然大型の特殊車両運搬車を持ってくるということで、交差点あたりもそこが左折なり右折なりできるところ、それからおっしゃっているような支障木なり、それから信号機なりのところですね、高さ等の制限等もあるのかなというふうに今思っておるところでございます。

加えまして、経費面につきましても、今どれだけ掛かるのかというのはまだ見積もりしていないのではないかなというふうには思っておりますので、今いただきました御質問の内容等につきましては十分反映させながら、スムーズにいくようなかたちでしていきたいと、現時点ではそういうふうにお答えさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（森山 宏君） 十何年前だったですかね、隣接の多良木町で、した事例があります。これは県のほうも昨年見えたときにはご存じではなかったもので、もう事例がありますので、それを参考になさって、それをすると、申請書類とかというのも分かると思うのですよ。ですから、先行事例を基に安価で適切な対応を望みます。

○2番（西 靖邦君） 山下議員の要旨の2、部分運行についてのちょっと関連質問ですけれども、先ほど車両ピット、多分整備ピットと思うのですけれども、その整備ピットをちょっと逆の発想で、ピットを作ったらやっぱりお金も掛かるし工期も掛かります。逆の発想で、上のほうの要は架台を設けてそういうふうな整備の仕方もあることはできないのでしょうか。そしたら金額も下がりますし、工期も短くなります。部分運行も早くなると思うのですけれども、そのへんどうでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどの森山議員の答弁と一緒になるかと思うのですけれども、まだその点につきましても、どのようなかたちで設計書になるのかというのもまだはつきり分かっておりませんので、なるべく安価なようなかたちでの設計にさせるようなかたちで、今いただきましたので、対応させていくということで答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 今休止路線の肥後西村から湯前間の鉄道の保全の件なのですが、昨年ですかね、本町におきましては町民総出で除草作業とかをやってもらって何とかきれいになっております。ほかの町村、前の記事でも読みましたけれども、くま川鉄道の職員が除草作業をしたというふうな記事も載っておりました。早く今年夏頃か

ら部分運行が始まるということですが、本町の取組が、本当に住民皆の願いが一致したのだなというふうに思っております。

また今後、もう1回、2回は部分運行まで除草作業の時期があると思いますけども、本町の取組をほかの町村にも広げるようなこともされてみてはいかがかなというふうに思っておりますが、いかがでしょう。

○町長（長谷和人君） 今吉田議員のほうからお話ございましたように、本町におきましても議会の皆様方、早朝から熱い中ですね、除草作業をしていただきまして、鶴羽の駅管内におきまして、大変短時間で作業を済ませていただいたということで、私からもお礼を申し上げるところでございます。

その時期等もまた合わせながら、この町村会でも実は、これは協議した件でございますので、そこらへんも併せて、足並みを揃えるようなかたちでさせていきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 今吉田議員のほうからも話がありましたが、保線管理ですよね。職員の方もいらっしゃると思いますけれども、工事のほう大分傷んでいるところもあると思いますけれども、その部分を除いて、今まだ健全なところの保線管理というのは今やっておられるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） くま川鉄道のほうで、何回かはやっておられるということはお伺いしております。

○3番（遠坂道太君） 何回かやっておられるということでございますが、一応大きな工事が令和3年度くらいから始まるようなかたちだと思いますけれども、やはり現状ちゃんとしているところは見て回るというかたちを取られるようなかたちを、会社のほうでもどんどん言い続けてほしいということをお願いします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、くま川鉄道の完全復旧に向けての取り組みについての関連質問を終わります。

予定されていた質問が全て終わりましたので、これで「一般質問」を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第6号 湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第6号、「湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第6号、湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を選定するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称として「湯前町高齢者生活福祉センター」、指定管理者となる法人又は団体の名称「社会福祉法人湯前町社会福祉協議会」、指定の期間「令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日」まででございます。

社会福祉法人である湯前町社会福祉協議会は、社会福祉を目的とした事業を実施されており、地域福祉の増進を図ることを目的とした高齢者生活福祉センターの現在の受託法人でございます。

現在までの実績も評価でき、同施設の設置目的からも現受託法人が最適と考え、公募によらないで現在の受託法人を指定管理者に指定したいので、御提案するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） この社協も含めて、今回 4 施設が公募によらない指定となっております。指定管理の期間というのが 3 年ということで定められているようですが、一般的には 3 年か 5 年というケースが多いようです。

そこで、今回本町で 3 年間にしている理由についてお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 3 年か 5 年かということでございますけれども、例年 3 年で設定してきておりますので、その慣例に倣って 3 年で区切らせて指定管理をさせていただいているということでございます。

○4 番（椎葉弘樹君） 総務省のほうで、この指定管理の期間というのを調査されておりました、5 年でやっているところが 71 パーセントほどありまして、3 年のところが 15 パーセント、多くは大体 70 パーセント以上が 5 年間の指定管理の運用としています。それはなぜかと言うと、先ほど町長が申し上げられたとおりで、目的をしっかりと実績評価ができるという理由からだと思えます。

球磨郡管内においても、公募によらない 27 施設のうち、17 施設は 5 年ということで移行しているようです。本町においても、3 年よりも 5 年のほうが、周期が長くなりますので、行政の負担というのも軽くなりますし、指定管理者としても、その申請の期間が長くなるほうがよろしいのではないかと思うのですが、そこで今回、この 5 年にする考えはないのかについてお尋ねします。

○議長（倉本 豊君） 休息のための休憩を早めですが取りまして、後は休憩なしでいきたいというふうに思います。ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 4 4 分

再開 午後2時55分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員のほうから3年の期間ということで、事務の軽減が図れるのではなかろうかというふうな御意見もいただきましたし、それから他の自治体におきます実態ですか、パーセンテージちょっと忘れましてのですが、5年の分もあるというふうなお話も伺いましたので、私もそっち見ておりませんので、そこの状況も確認させていただくということと、それから今回の場合は公募によらない部分というふうな御提案もございましたし、それから公募の分も1件ございますので、そこらへんも含めて、十分今後協議させていただきながら検討を加えるということで、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、「湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第7号 湯前町農産物加工施設（塩蔵庫・本工場）の指定管理者について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第7号、「湯前町農産物加工施設（塩蔵庫・本工場）の指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第7号、湯前町農産物加工施設（塩蔵庫・本工場）の指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称として「湯前町農産物加工施設

(塩蔵庫・本工場)」、指定管理者となる法人又は団体の名称「農事組合法人下村婦人会市房漬加工組合」、指定の期間「令和3年4月1日から令和6年3月31日」まででございます。

湯前町農産物加工施設の塩蔵庫と本工場は、当該法人の支援施設として建設された経緯もございますし、当該法人の今までの実績は全国でも高い評価を得ているところでございます。施設を活用した活動・運営には意欲的に取り組まれておりますし、十分効果が期待できると考え、公募によらないで現在の受託法人を指定管理者に指定したいので、御提案するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号、「湯前町農産物加工施設（塩蔵庫・本工場）の指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第8号 湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第8号、「湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第8号、湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を選定するものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称として「湯前駅レールウイング複合施設」、指定管理者となる法人又は団体の名称「一般社団法人奥球磨スマートタウン研究所」、指定の期間「令和3年4月1日から令和6年3月31日」まででございます。

一般社団法人である奥球磨スマートタウン研究所は、奥球磨地域の地域振興等を可能にするための調査研究を行うとともに、賑わいのあるまちづくりに資する各種事業を展

開し、スマートタウンの実現を目指すことを目的として、平成 29 年 5 月 25 日に湯前町中里に設立された一般社団法人でございます。

今回、湯前町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 3 条の規定に基づき、同施設の指定管理を行わせるために公募を行い、条例第 5 条及び第 7 条の規定に基づき、湯前町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を聞き、公募により申請をされた同法人が最適と考え、指定管理者に指定したいので、御提案するものでございます。どうぞよろしくお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号、「湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 9 号 湯前町グリーンパレスの指定管理者について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案第 9 号、「湯前町グリーンパレスの指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 9 号、湯前町グリーンパレスの指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称として「湯前町グリーンパレス」、指定管理者となる法人又は団体の名称「ゆのまえ湯楽里株式会社」、指定の期間として「令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日」まででございます。

ゆのまえ湯楽里株式会社は、当該施設管理運営のために設立された第 3 セクター方式の会社であり、現在の受託法人でもございます。この施設は商・工・農業者の所得向上

など様々な観点から、地域と密接にかかわっていく拠点でもありますし、今までの事業実績も評価できますので、公募によらないで現在の受託法人を指定管理者に指定したいので、御提案するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、「湯前町グリーンパレスの指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第10号 湯前町避難防災交流施設の指定管理者について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第10号、「湯前町避難防災交流施設の指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第10号、湯前町避難防災交流施設の指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称として「湯前町避難防災交流施設」、指定管理者となる法人又は団体の名称「湯前町観光物産協会」、指定の期間「令和3年4月1日から令和6年3月31日」まででございます。

湯前町観光物産協会は、本町の観光情報の発信、地域の物産販売等による生産者の所得向上、ふるさと便やふるさと納税返礼品拡充など、本町の観光・物産事業の推進を行う組織でございます。施設の開設当初から、事務所、物産販売所の運営を行っていただいております。施設の開設当初から、事務所、物産販売所の運営を行っていただいております。実績と事業の継続性もありますし、同施設の設置目的に応じた最も効率的な運営が見込まれるため、公募によらないで現在の運営団体を指定管理者に指定したいので、御提案するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号、「湯前町避難防災交流施設の指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 13 号 町道路線の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、議案第 13 号、「町道路線の認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 13 号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

1 路線の道路を、町道の路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 13 号、町道路線の認定について、御説明申し上げます。

路線名「平町牧原線」、起点「湯前町字平町 1689 番地 3 先から字上牧原 1755 番地 3 先まで」、延長「596.2 メートル」になります。農道を町道への認定をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4 番（椎葉弘樹君） ほかの自治体によりますと、この町道路線の認定というのは、要綱や基準を定めて、こういう条件だったら町道に上げるという条件が明確化されているようです。本町においては、どの法律、もしくは、どの条例があるのか知りませんが、何に基づいて、この町道の認定をされているのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 議員おっしゃるとおり、自治体によっては要綱とか要領とかを定めてありまして、それに基づいて認定をされているというふうなかたちにな

っているかと思えます。本町におきましては、道路法上は町長の認定により認定するというようになっておりまして、要綱、要領等は定めておりませんが、いわゆる道路の幅員において、3、4メートル程度はある道路で、町道とか国県道などの主要道路に接続している生活道路、主要施設間をつなぐ連絡道路等について、町道に認定してきているということでありまして、そのようなことで、従来そのような基準と申しますか、そういったものに基づいて、町道の認定をお願いしてきているというふうな経過がございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今課長が言われた部分というのは、何かに明記されている部分なんでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 要綱、要領等の規定というかたちでの明文化はされておられませんけれども、一応、認定上の内規と申しますか、正規な要綱、要領等の制定ではないですけれども、そのようなかたちで、先ほど申した基準と申しますか、農道を町道に移す時の、選定の担当者内の基準ということで、従来からそういったことでの方針に基づいたところで行ってきているというふうなかたちになろうかと思えます。

○町長（長谷和人君） それから、椎葉議員の今の質問の中に、ちょっと漏れていた部分がございますので補足させていただくところでございますけれども、これまで町道認定関係につきましては、この議会の中でも御質問をいただいた経緯があるわけですが、団体営農ですね、圃場整備後におきます農道等につきましては、団体営農整備事業で整備を行っておるということで、いわゆる補助金のひも付きでございましたので、その減価償却等が終了しないうちには、町道認定はできないというふうな経緯がございましたので、その減価償却等が抜けた部分につきましては、随時、集落間等を結ぶような農道につきましては、町道認定が可能だという明記がございますので、させていただいていると、経緯もあることもちょっと補足させて説明させていただくところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

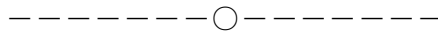
○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、「町道路線の認定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第14号 第6次湯前町総合計画基本構想の策定について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第14号、「第6次湯前町総合計画基本構想の策定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第14号、第6次湯前町総合計画基本構想の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

第5次湯前町総合計画基本構想の計画期間が令和2年度で終了するため、令和3年度から令和9年度の7年間を計画期間とする第6次湯前町総合計画基本構想を策定し、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） タブレットのフォルダ、⑤-2「第6次総合計画基本構想（案）」をお開きください。

5ページをお願いいたします。

まず、総合計画の概要につきまして、御説明をさせていただきます。総合計画は、本町の最上位計画として位置づけておりまして、基本構想、基本計画、実施計画により構成しております。このうち、基本構想は、本町が目指す将来像と、これを実現するための政策の柱、将来像の実現に向けたまちづくりの基本方針を定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

昨年7月に実施しましたまちづくりアンケートの結果を掲載しています。小・中学生の方と高校生以上の方を対象としまして、それぞれ実施をしております、アンケートの回収率は71パーセントでした。

回答の一部を御紹介いたしますと、「今後、湯前町がどんな町になればいいと思いますか。」の問いに対しましては、「医療・防災・交通安全などの体制が整った、安全で安心して暮らせる町」という回答が17.2パーセントと1番多く、前回に比べ3パーセント伸びておりました。近年の自然災害や感染症拡大など、これまでに経験したことのない出来事によりまして、安心・安全を求めるニーズが高まったものと思われま。

また、「今後も湯前町に住み続けたいと思いますか。」の問いでは、「住み続けたい」という方が56パーセント、「住み続けたくない」という方が8パーセントでした。無回答の方が36パーセントあったため、評価が難しかったのですが、「住み続けたくない」という方の理由は、仕事がない、買い物をする店が少ない、子育て支援策が他町村に比べて少ない、交通の便が悪い、医療サービスに不安がある、遊べる場所が少ない、などとなっております。町民アンケートでは、このほかにもたくさんの貴重な御意見をい

いただきました。

一方、各種町内団体の代表者や外部有識者で構成されます湯前町振興計画策定審議会の皆様には、昨年6月から12月までの間、7回にわたり、まちづくりの方向性について活発な御審議をいただきました。皆様からは、防災体制の整備強化をはじめ、産業の振興、産業後継者の育成・確保、地域を支える人づくり、各種施策の総合的・横断的展開、町民が積極的にまちづくりに参加できる環境整備などにしっかり取り組んでほしいとの御意見をいただいております。このほか、今回は特に、湯前町農業振興検討委員会、湯前町総合教育会議の皆様方からも分野別の御意見をいただいております。このように、町民の皆様はじめ、各方面からいただきました御意見を踏まえ、この基本構想（案）を策定いたしましたことを御報告させていただきます。関係各位の御協力に、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

12 ページをお開きください。

基本構想の計画期間は、第5次総合計画までは10年間としておりましたが、今回の第6次総合計画では、町長の在任期間に合わせるため、7年間に見直しを行いたいと考えておりました。令和3年度から令和9年度といたしております。

13 ページをご覧ください。

第2節に基本構想の理念と将来像を記載しています。まちづくりの理念としまして、3つの理念を掲げた上で、7年後に目指す本町の将来像を「マイ ホームタウン ゆのまえ～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～」としています。

「マイ ホームタウン ゆのまえ」には、町民はじめ、出身者の方々、町にゆかりのある方々にとって、本町がいつまでも心のよりどころである「ふるさと」であり続けたいという思いを込めています。また、本町の財産であります人、自然、歴史をうまく調和させながら、未来を創造する町を目指したいと思い、この将来像を掲げているところです。

14 ページをお開きください。

第2章「将来像実現のための基本目標」の第1節に「施策の大綱」としまして、町の将来像を実現するため、6つの政策分野別に基本方針を掲げております。今回は、冒頭に御紹介しましたとおり、住民の安心・安全を求めるニーズが高かったことから、この分野を増やしております。

6つのうち、1番目に「命を守る安心安全のまちづくり」としまして、防災消防・防疫・交通安全・防犯についての基本方針を定めています。

2つ目は「次世代につなぐ持続可能な産業づくり」と題しまして、産業振興についての基本方針を定めています。

3つ目は「ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり」と題しまして、住環境の整

備についての基本方針を定めているところでございます。

4つ目は「ささえ愛で心温まる福祉づくり」と題しまして、健康・福祉の増進についての基本方針を定めています。

5つ目は「地域をつなぐ人づくり」と題しまして、教育・人材育成についての基本方針を定めています。

6つ目は「みんなで描き育むまちづくり」と題しまして、行財政運営についての基本方針を定めているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） まず細かなところなのですが、基本計画の38ページ、Side Booksでいう38ページに、実施計画のようなのがずらっと書いてあるのですが、縦書きのところですね。その中に、学校給食関連の事業が。

○議長（倉本 豊君） まだ、そこは入っていない。

○4番（椎葉弘樹君） 失礼しました。

一般質問の再確認になります。基本構想の将来像について、一般質問の中では、修正するつもりはないということで町長の答弁をいただいたところです。この本議案審議においても、修正はしないということで考えてよろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁したとおりでございます。私の思いとしましては、こちらのほうにも策定委員の皆様方の答申書の内容が書かれているところがございますけれども、それを私としては使わせていただくということで答弁させていただきたいと、御理解のほど一つよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、反対討論からお願いします。

○4番（椎葉弘樹君） 反対の立場で、反対討論をさせていただきます。これまでの基本構想に比べますと、大分見やすく改善されていることは評価いたします。ただし、一般質問でも述べましたとおり、具体の7年後のあるべき姿、これが少しぼやけている感じがします。したがって、この基本構想においては、将来像の部分において反対という理由を指摘して、反対討論とさせていただきます。

○議長（倉本 豊君） 次に、賛成討論です。

○8番（金子光喜君） 椎葉議員の御意見も分からないわけではありませんけれども、最後にありました答申にあたっての部分と、意見書の部分、しっかり読ませていただきました。関係されました振興計画策定審議会の10名の委員の皆さん、そしてまた関係の職

員、答申を含めて10回の会議を経て作り上げられたこの基本構想ですので、私はやみくもにさせていただく上で、非常に良く出来ているのかなと感じたところです。関係された方々に、これまでの御苦勞に対して敬意を表する意味で、一人の議員として適当と認め、賛成させていただきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第14号、「第6次湯前町総合計画基本構想の策定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第15号 第6次湯前町総合計画前期基本計画の策定について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、議案第15号、「第6次湯前町総合計画前期基本計画の策定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第15号、第6次湯前町総合計画前期基本計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

第5次湯前町総合計画後期基本計画の計画期間が令和2年度で終了するため、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とするものでございます。第6次湯前町総合計画前期基本計画を策定し、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） タブレットのフォルダ、⑥の2「第6次総合計画前期基本計画（案）」の修正版のほうをお開きください。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。ファイルが2つあるのですが、右のほうになります。修正版と記してあるほうでございます。よろしいでしょうか。基本計画の前期計画（案）につきましても、基本構想と同様、各方面の御意見をいただいた上で策定いたしておりますことを、まずもって御報告させていただきます。

1ページをお開きください。

この計画の計画期間は、先ほど御可決いただきました基本構想の7年間の前期としまして、令和3年度から令和5年度までの3年間としております。

5 ページをお願いいたします。

前期基本計画の体系図を記載しております。この基本計画は、基本構想の将来像実現のため、6つの大綱で構成し、28の施策分野の下、各種施策及び事務事業を実施していくこととしております。また、施策分野ごとに、計画の最終年度であります令和5年度における目標値を設定しております。

6 ページをお開きください。

ここから10ページまでが、第1章「命を守る安心安全のまちづくり」となっています。この章では、近年の自然災害や感染症蔓延の状況を鑑みた、防災消防、防疫対策のほか、高齢者の交通事故や高齢者や子どもを巻き込む犯罪を防止するためのソフト、ハード両面の施策などを掲げております。

11 ページをご覧ください。

第2章「次世代につなぐ持続可能な産業づくり」では、農業、林業、商工業、観光業といった産業分野ごとの課題解決のために必要な施策を掲げています。どの分野においても後継者不足が課題となっているため、その解決のための施策などを掲げているところです。

20 ページをお願いいたします。

第3章「ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり」では、土地利用計画のほか、交通体系の整備、上・下水道や浄化槽の整備、住宅対策、環境衛生といった町民がより暮らしやすくなるような施策を掲げております。

31 ページをお願いいたします。

第4章「ささえ愛で心温まる福祉づくり」では、高齢者福祉、児童福祉、ひとり親福祉、障がい福祉、町民保健、保険医療について、一人一人に寄り添うような各種施策を掲げております。

44 ページをご覧ください。

第5章「地域をつなぐ人づくり」では、学校教育の振興、社会教育の振興、社会体育の振興並びに文化財保護と文化振興について、各種施策を掲げています。学校教育の振興では小中一貫教育の推進や施設・設備の整備などの施策を掲げ、社会教育の振興では青少年健全育成、読書活動の推進などを、また、社会体育の振興ではスポーツ団体の充実と活性化、体育施設の整備等の施策を掲げています。そして、文化財保護と文化振興では、未指定文化財の調査やまんが美術館事業の充実などの施策を掲げています。

52 ページをお願いいたします。

第6章「みんなで描き育むまちづくり」では、情報化社会への対応、参画と協働の推進、行財政運営、広域行政と広域連携の推進といった行財政運営を効率的・効果的に進めていくための施策を掲げています。

60 ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました各種施策に基づきます令和3年度から令和5年度までの事業計画を掲載しています。こちらは時間の都合上、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） このSide Books 38 ページに、学校給食関連の事業が書かれています。この施策の分野というのが、社会体育ということになっているのですが、これは社会体育でよろしかったでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時30分

再開 午後3時36分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） お諮りします。この議案第15号を保留し、議案第16号に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めて、次に入ります。

-----○-----

日程第10 議案第16号 湯前町情報通信関連事業整備基金条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第10、議案第16号、「湯前町情報通信関連事業整備基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。議案第16号、湯前町情報通信関連事業整備基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域の情報化を進める上で必要な情報通信基盤設備や光伝送路などには多額の費用が必要となるため、その費用の財源として基金積立てができるよう条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第16号、湯前町情報通信関連事業整備基金条例の制定について、御説明いたします。

湯前町情報化計画にも掲載をしているところではございますが、現在のIP告知端末の生産中止が決定され、行政防災情報を発信する情報通信システムを、次のシステムに移行することが必要でございます。インターネット接続サービスも、役場が行う公設公営での運営ができなくなることから、民設民営に移行することになります。それには多額

の予算となる見込みでございます。現在、総務省の交付金事業を九州総合通信局などと協議を始めたところでございますが、該当する交付金メニューが見つからないところでございます。

整備については、現行のシステムを令和5年度まで使用するとして、令和6年度での整備を見込み、そのときの一般財源を補うため、令和3年度から令和5年度に基金積立てを行うことを目的とした基金を設置させていただくために、条例の制定をお願いするものでございます。

タブレットの議案書の2ページでございます。

第1条に目的を定めております。「情報通信関連事業の整備及び更新に要する経費の財源に充てるため、湯前町情報通信関連事業整備基金を設置する。」という目的を定めております。

第2条に「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」、第3条で基金の管理、第4条で運用益金の処理、第5条で繰替運用、第6条で処分、第7条で委任を定めているところでございます。

附則としまして、この条例につきましては公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○8番（金子光喜君） ただいまIP告知端末の生産が中止されたということでお話があったのですが、更新されるまで期間がありますけれども、その間故障した場合の対応というのは非常に大変なのかなと思いますけれども、それなりにストックされている告知端末とかはあるかと思っておりますけれども、そのへん十分なのでしょうかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 現在の令和2年度の購入分の在庫も確保しておりますが、令和3年度の当初予算のほう、まだ御審議前ですが、そちらのほうにも購入の予算を付けさせていただいております。もしその予算で足りない場合は、また追加の補正でちょっとストックを考えていかなければいけません。最近の故障の状況を見ますと、やはり台数は、十分と言えるかどうか分かりませんが、それなりの確保はしていかなければならないと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 条文の内容的には特に問題ないと思うのですが、表記の揺れが1か所あって、積立てのところ、タイトルでは「み」がないのですが、第2条の文章を読みますと、「み」と「て」が送ってありますので、これはどちらかに統一されてはいかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 条文について、ここはちょっと確認させていただきたいと思っておりますので、少々お時間をいただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後3時44分

再開 午後3時48分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○総務課長（高橋 誠君） 条例のほう、かなり不慣れなところございますが、公用文に使う場合のほうで、この第2条の分については、括弧書のほう、「積立て」ということで名詞、第2条のほう、条例文の条中のほうのは「積み立てる」というふうな、平仮名が入っているところでの使い分けということで、御理解いただければと思います。

○4番（椎葉弘樹君） そうなると、土地開発基金とか、ほかの条例を見ますと、「み」と「て」が入っていたりするものもあります。じゃあ全部これ、この形で積立の漢字の部分と、「て」という部分で統一されているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 議員御指摘のとおりでございます。ほかの基金条例のほうはあります。これについても公用文の、今申し上げましたような動詞と名詞ですか、そういった「積立」と、平仮名の入った「積み立て」、こういったところは、修正をかけるようなところで考えてみたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） この光伝送路の更新とかありますけども、これは確か一番初めが自治省か何かの補助をいただいて設置したと思いますけども、これは光通信システムですかね。これを更新するということは、民間がまた引き直すこのほうに、新たに光ケーブルを引き直すという捉え方ですかね。それプラスの、これは防災無線の関連している事業だったと思いますし、この防災無線といいますか、連絡ツール、これの取扱いはどうなっていくのか。

また、湯前町におきまして、光を利用したインターネットサービスもあります。町のほうでもされていると思いますけども、この取扱い、大体事業費がどれくらいで、そのインフラ整備にかかって、今度は契約者に変更が生じるとかいう部分が出てくるのですかね。

○町長（長谷和人君） 今回御提案させていただいております情報通信関連事業の整備基金につきましては、先ほど課長が議案説明で申しましたように、現在の光を使用した情報無線につきましては、10年を経過して、老朽化が目立ってきているということで、新しいこの情報通信の機械整備が必要になってくるというのが基本でございます。今御質問いただいているのは、関連の質問になってきているということでございまして、そこらへんは老朽化が原因で、新しい情報ツールを見つけないということでの積立金であるということだけ御理解していただければと思います。詳細が必要であれば、また課

長から説明をするところでございます。

○5番（森山 宏君） 今町長が説明されて、ちょっと分からないのですが、基金を積み立てるのであれば、いかほどかという投資金額といいますか、それがあろうと思うので、1年でそのときに投資するにはちょっと多いので、事前に積み立てておこうかという意味だろうと思います。これは使途が決まっている基金ですよ。私が言っているのは、個々の端末を更新するだけなのか、光ケーブルまで入ってくるのかという、金額というか、そこまで聞いているのであって、個々の端末まで聞いているのではなくて、その線まで入ってくるのだったら、その設備規模といいますか、おおよそでも知らせていただければと。やみくもに基金と言われても、どれだけという目標がないと、ちょっと厳しいのではないかなと。

○総務課長（高橋 誠君） 説明が不十分で、大変申し訳ございませんでした。IP告知端末を含む光ケーブル、これについては、先ほど町長も申されましたように、老朽化が目立っているということで、次のシステムを考えなければいけません。IP告知端末というものが、もう生産中止が決定されておりますので、それに付随する光ケーブルも、その当時の規格がもう古うございます。今度、次のシステムに、光ケーブルが必要というときには、今のケーブルはその規格が応じていないものですから、新しいケーブルになるということでございますので、引き直すというかたちになるかと思っております。これは民設民営を考えておりますので、その民設民営で受けられたところの会社のほうが引くというふうになってくるのかなと思っております。

あと、予算規模でございますけれども、2つございまして、防災放送するシステムとインターネットを配信するシステム、これが今複合的になっていますが、これを2つに分けるかたちになると思います。防災放送をするIP告知端末の機能としては、2億5,000万円ほど掛かるという試算でございます。インターネットシステムのほう、これも民設民営になるのですが、これについても2億5,000万円ほど掛かるということで、合計しまして5億円近い投資が必要になるということでございます。これについても、総務省の補助といいますか、交付金メニューを今探しているところでございまして、その補助残についての町負担分、これについては起債が必要かと思っております。その起債に係る一般財源分を目標として、この基金を積み立てたいという目標でございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。日程11までいきたいと思っておりますので、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。時間を延長いたします。

ほかに、質問ありませんか。

○5番（森山 宏君） 今の質問に関連してですが、これは本町だけで考えてい

くべきことではないというふうを考えております。知る限りでは、上球磨におきましては、多良木町以外、あさぎり町、錦町、相良村まで入ってきて、確かそのときの事業で、みんな取り組んだ、飛びついた事業です。10年経過したら、今度は民設民営、それ意味は分かりますけども、湯前町ばかりで考えていかずに、みんな、そうするとキャパの都合で、民設民営のときに安くなるのではないかなと思ったものですから、湯前町単独で考えられているのか、隣接町村、そのときに入れられた町村との話というのはされているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 平成21年、平成22年に整備した町村というのは、議員おっしゃられますように、湯前町だけではなく、あさぎり町さん、錦町さん、相良村さん、球磨村さんですか、そういったところがあります。同じ機器を使ってございますので、先の総務課長会議ございます。そんなところでも、やはり総務課長同士の事務的なレベルでは、こういう更新の必要性を考えていまして、いろんなやり取りといたしますか、情報共有、次のシステムに移行する場合の情報共有をやっていこうということで、申合せをしております。具体的な計画については、令和3年度から、ちょっと進めさせていただきたいなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、「湯前町情報通信関連事業整備基金条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第17号 湯前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第11、議案第17号、「湯前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第17号、湯前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布により、新型コロナウイルス感染症の定義の変更及び傷病手当金の国の財政支援の延長に伴う適用期間の延長を行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 17 号、湯前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する部分になります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が 2 月 5 日に公布され、新型コロナウイルス感染症が定義に追加されたことにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 の規定にて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項の新型インフルエンザ等とみなして適用させていましたが、定義に追加されたことによりその必要がなくなったこと、また、手当金を支給した際に国の財政支援がありますが、その期間が延長されたことによる改正となります。

3 ページからの新旧対照表にて御説明いたします。

第 1 条による改正。附則第 3 条において、改正前下線部分の「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 に規定」していたものを、改正後下線部分「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」に改正するものです。

4 ページになります。

第 2 条による改正。適用期間を、令和 3 年 3 月 31 日まで延長するものです。

2 ページに戻りまして、附則において「この条例は、公布の日から施行する。」とします。

なお、本日現在、申請、情報ともにありませんので申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号、「湯前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。

ただいま、議案第 17 号、「湯前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」の審議が終了したところですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、明日 3 月 11 日午前 10 時に開きます。

議事は、条例改正、一般会計予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後 4 時 0 4 分

第 3 号

3 月 1 1 日 (木)

令和3年第3回湯前町議会定例会

[第3号]

令和3年3月11日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第15号	第6次湯前町総合計画前期基本計画の策定について
日程第 2	議案第18号	湯前町後継者対策に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 3	議案第19号	湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第20号	湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第21号	湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第22号	湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第23号	湯前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第24号	湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第25号	湯前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第38号	湯前町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第27号	令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第12	議案第28号	令和2年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第13	議案第29号	令和2年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第30号	令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第15	議案第31号	令和2年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第16	議案第32号	令和3年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番 吉田 精二
3番 遠坂 道太
5番 森山 宏
7番 味岡 恭
9番 山下 力

2番 西 靖邦
4番 椎葉 弘樹
6番 黒木 龍次
8番 金子 光喜
10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のため出席した者

町 長 長谷和人 副町長 富安智詞
教 育 長 中村富人 総務課長 高橋誠
税務町民課長 堤田真由美 保健福祉課長 高木堅介
建設水道課長 皆越克己 企画観光課長 本山りか

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第3回湯前町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第15号 第6次湯前町総合計画前期基本計画の策定について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第15号、「第6次湯前町総合計画前期基本計画の策定について」を議題とします。

本案については、ただいま質疑の途中でありましたので、質疑を再開します。発言を許します。

○企画観光課長（本山りか君） 申し訳ございません、昨日は大変失礼をいたしております。

タブレットの⑥-2「第6次総合計画前期基本計画（案）※再修正版」というファイルをお開きください。よろしいでしょうか。その74ページをお願いいたします。タブレットのページ番号は38ページになってございます。左下のほうに74ページと振ってあるページを御確認いただければと思います。

その中の区分の欄でございますが、学校教育のところの下から2番目と1番下に「給食調理業務委託」と「学校給食費補助」という事業を記載しております。これらの事業につきましては、社会体育の区分としておりましたが、ここに移動させていただきました。御承知のとおり、学校給食費は予算費目上、保健体育総務費に区分されておりますため、予算費目上の考えをもって社会体育の区分としていたところでございますが、ここでは施策分野により区分すべきものと考えを改めましたので、申し訳ございませんが、訂正をさせていただければと思います。

また、給食調理業務委託の事業費につきましても、併せて今回入力ミスが見つかりました。申し訳ございませんが、こちらも金額の訂正をさせていただいております。

なお、全体事業費には影響がございません。大変申し訳ございませんでした。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） 質疑ありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 総合計画と総合戦略は、施策が一部重複している部分があると思います。その重複した部分は、関連計画ということで、第2期総合戦略ということで掲載してあるところだと思います。ただ、この具体的な個別の施策が、どれが総合戦略に該当するのか、ちょっとそこが読み取れなかったものですから、何かそこが分かるようなものはありますか。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては、関連計画という部分に、総合戦

略のほうをご覧くださいということですが、明確な表記というのはしてございませんので、文章の中から読み取っていただくことになろうかと思えます。

○4番（椎葉弘樹君） これをなぜ確認したかと言うと、例えば錦町とか人吉市、これは総合戦略で、この施策はやっていますよというのが明記したあったものですから、分かりやすいなと思ったところです。本町においても、今それが対応づけておりませんので、できればそこが分かる形で今後お示しいただければ、私たちが総合戦略との比較がしやすいのかなと感じたところです。

あと、目標についてちょっと確認させていただきます。例えば、基本計画の6ページ、防災消防というところの自然災害対策の推進という施策があるのですが、その自然災害対策の施策というのは、目標が2つあるうちのどちらに該当するのかといったところがちょっと分からなかったものですから、そういうのが複数の分野において点在しています。

まず、この代表的なものとして、今挙げた自然災害対策の推進という施策に対する目標値について、お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） こちらにつきましては、そこに掲げております防災士の人数、SNS登録者数、これもかかわってくると考えておりまして、そこを目標値にしているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 自然災害対策の推進で、SNSが関連するのかといったところはちょっと分かりにくいなと思ったのと、あと防災士を増やす、防災士を増やせば自然災害対策になり得るのか、その関連性がちょっと見えないのですが、そこを関連性が分かるように説明をしていただけますか。

○企画観光課長（本山りか君） 防災士の人数につきましては、御承知のとおり、防災士というものは、防災に対する意識啓発というところも指導的な立場になられると思いますので、そういった指導をやっていただきたいという思いのところで、自然災害時の対応の強化ということにつながるかと思っております。一方、SNS登録者数につきましては、これは災害に対するいろんな情報を、一方的ですけども、双方で情報の共有ができるという点におきまして、自然災害の対策ということでみなして、この目標値を設定しているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） あえて言わせてもらいますと、私が今言いました1点目の自然災害対策の推進というのは、この目標値には該当していないと考えています。②の消防対策とか、自主防災組織の分については、防災士は関係していると思いますし、あと迅速かつ正確な情報提供体制の強化というのは、SNSに関連しているのだろうなというふうに読み取れるのですが、どうしてもこの①の自然災害対策の施策の内容を見てみますと、この目標値とリンクしていないのではないかというところが1点あります。

じゃあ、もう1点だけ例を挙げますと、その次のページなのですが、計画書の8ページですね、畜産業における防疫対策というのがあります。豚とか牛とか、そのあたりの防疫対策があります。そこには目標値の中に、インフルエンザワクチン接種率65パーセントとあるのですが、この防疫対策とインフルエンザワクチン接種率65パーセントというのは、関連するのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） こちらの畜産業におきます防疫対策につきましては、活動の内容としましては、石灰の配布ですとか、そういった啓発とか、そういったところになりまして、なかなか基本目標値としての成果指標というもので設定することができなかつたもので、活動指標を書くよりは、本来成果指標になるのですが、なかなかその設定ができなかつたということで、目標値としては、施策の目標としては明記をしていないところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 例えば、啓発ができていないのであれば、今現状できていないので、できるようにする、どれくらいの量の啓発をすとか、何か目標値が施策にないと、何か目標のない施策や事業というのは、あまり好ましくないのではないかというふうに感じるところです。

今2つ例を挙げましたが、ほかにも耕作放棄地の目標値であったり、ごみの搬出量の目標値が、その施策と連動しない部分がありましたものですから、あえてこの部分について指摘をしたところですよ。

あと、最後にもう1点だけ、一般質問でも触れたのですが、あまりにもやっぱり施策の数が多すぎるといったところを挙げたいと思います。例えば、山江村さんにおいては、施策数は29です。そして、人吉市さんは34に対して、本町は104ということで、3倍以上の施策数が挙げられているわけです。これは何でこんなに増えているのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） この総合計画の体系を見てお分かりのとおり、本町におきましての現状と課題、これを踏まえたところでの基本方針を設定しております。その基本方針に従いまして、施策というようなものを掲げておりますので、それだけ現状における課題の山積、そういうことに起因しまして、こういった結果になっていると考えております。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、本町は課題が山積しているから、施策数がたくさんあるのだなということで理解してよろしいのでしょうかね。やはり、この施策が多いと、事業も当然増えてきます。そうすると、それに対する行政評価というのにも手間が掛かってしまいますし、町民にとってもだんだん分かりにくいということにもなりかねません。

町長にお尋ねします。この施策の数を見たときに、本町として施策は妥当だと思いませんか。それとも、ちょっと多すぎたかなと思われませんか。

○町長（長谷和人君） 私、施策が多いか少ないかという議論ではなくて、本町においては、これだけの施策の部分を、きめ細やかにピックアップして、そしてその施策を展開していくと。椎葉議員は其中で、施策については一つ一つ評価が必要になってくるので、手間が出てくるのではないかと。それをもう少し簡素化するべきではないかというふうな御主張であるわけですが、本町においては、それだけ、各課におきまして、これだけの施策を結局洗い出してきた、これだけあるのではないかというところにたどり着いたところでございますので、決して本町のやり方が悪いというふうなことは、私としては一概に言えないのではないかと、そういうふうに私としては思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 多分ほかの先進自治体、例えば人吉市さん、錦町さんあたりは、もう総合戦略と合体して、施策をしっかりと選択と集中で絞って、少ない限られた財源の中で対応しているわけですが、本町の場合は、とりあえず課題を全部挙げて、施策もあるだけ出して、それなのに限られた財源と言いながらも、それを実行しようとする方向性が、私にはちょっと理解ができないところでありました。正に、森山議員からも指摘があったのですが、施策の分野というところが挙げられていますが、この中間の施策の分野といったところも非常に分かりにくくて、山江村さんはこの施策の分野はなくて、政策から施策に落とし込んで、施策を絞り込んであるわけです。

本町の場合は、多分施策の分野というのが、各担当課に大体、言葉は違いますが、分かれています、そういうところをワンクッション置いているものだから、各課から募集したときに、たくさんの事業が集まってくるのだらうなというふうに推察しているところです。

私はちょっとここの部分は、施策が多すぎるといったところは、本町の財源、厳しいというところと逆行しているのではないかと思うのですが、町長に改めて伺いたいと思います。それでも、やっぱり長谷町政としては、たくさんの施策を展開していきたいというお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 施策数が多いというふうなことで、それがイコール財源の確保が難しくなってくると、予算が大きくなっていくというふうなことを今おっしゃったところでございますけれども、先ほどちょっと私申し上げたのですけれども、それだけの課題があって、それを抽出しているから、その分を少しずつ、年度ごとによってはその施策の展開ができない部分もあろうかと思っておりますけれども、丁寧にすることができると。総合計画を一つ一つ見ながら、それを一つ一つクリアしていくというかたちになってくるので、施策数が多いから、イコール予算が膨らむというのは、申し訳ございません、私の私的な感覚なもので、議員の皆様方がどう思われるか分かりませんが、決して私はそういうふうにはならないのではないかなというふうに思っております。それはなぜか

と言いますと、それだけの、本町におきますパイというのがございますので、そのボリュームあたりは、私よく言っておりますけども、歳入があってこそ歳出でございまして、イコールそうというふうなことは、私としては今思っていないというところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 施策が多いということは、その多いにこだわっているわけではないのです。多いと、行政評価も大変だろうということも言っておるわけです。

そして、かつ、この施策の分野というのが途中でワンクッション置かなければいけないので、町民の方にも非常に方向性が見えにくい、分かりにくいということになりますので。だから、何でもかんでも、総花的でやる総合計画というのは、果たしてよろしいのかといったところがありまして、その一因としては、やっぱり将来像から政策に落とし込んで、政策から施策に落とし込んでといったところをしっかりとやれていれば、多分大分改善できるのかなというふうに思ったところです。これは、多分また町長とのミスマッチの部分がありますので、このへんで質疑は止めたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 第6章の「みんなで描き育むまちづくり」ですか、この中において、情報化社会への対応の中において、目標値というのが掲げてあります。目標値というこの数字というのは、マイナンバーの交付率のことなのですよ。それと、この目標値にいく前に、行政事務の効率化というふうになってはいますけども、マイナンバーカードの交付率が目標値に挙がっている、ここのマイナンバーカードの交付率というふうに行き着くとか、目標値が令和5年度に50パーセントを目指すというふうな、持っていく過程、目標値を設定したといういきさつをちょっと説明していただければと思います。

○企画観光課長（本山りか君） こちらにつきましては、情報の収集ですとか、共有ですとか、そういったことに対して、このマイナンバーカードの取得は非常に効果的であるということで考えておりますので、情報の発信とか、そういうところですね、それを活用するとか、そういったところで、この目標値を定めているところです。

○5番（森山 宏君） このマイナンバーカードを取得することによって、利便性とか効率性が良くなるというのは、行政事務だけの話ですよね。取得者があるのは、道交法でいう免許証を返納された方が、身分証明書代わりにするというのがあります。これに諸情報が入って、マイナンバーが情報を得るというのは、取得者が情報を得るというメリットはなく、行政事務のほうが縦割りの垣根をなくして、情報を共有できる。搾取とは言いませんけども、情報の関連課において、縦割りじゃなくて閲覧できるというシステムがマイナンバーだと思います。

加えて、今厚労省だったですかね、自治省だったかちょっと分かりませんが、健康保険のカードとも連動しますということがいわれております。そして、取得を目指す

ために、ポイントという飴も与えてあります。ですから、これが情報化っていいます取得者に対する情報の提供のカードではなくて、行政屋さん、執行屋さんのほうの効率化だけのカードだとは思いますが、このメリットとか普及率を令和5年度で50パーセントを目指すという目標値の定め方も分かりませんし、もしも地域住民に対して、これを持っていたほうが良いですよと言うのであれば、もうちょっと設定を上げて、普及率をできるだけ100パーセントを目指すのが普通だと思いますけども、いかがですかね。

○企画観光課長（本山りか君） マイナンバーカードにつきましては、今議員おっしゃいますとおり、健康保険で活用できたりとか、あとはいろんな補助、そういった医療保険に絡む助成制度、そういったものの事務の効率化、それは利用される方の利便性の向上にも寄与しているところでございます。そういったところで、マイナンバーカードを取得されることによって、住民の利便性が高まる。決済システムに関しても、その効果があるということで、ここの章につきましては情報化社会への対応ということで掲げておりますことから、そういった情報化社会がどんどん進んでいく中で、それに向けた対応としましては、マイナンバーカードの取得を高めまして、そういった町民の方の利便性向上にもつなげていきたいということで、この目標値を設定したところでございます。

○5番（森山 宏君） 各取得者に対して、情報を与えていただけなのであれば、この目標値というのを令和5年度に50パーセントではなく、これを持っておいたほうが良いのですよという普及をできるだけ効率化といいますか、取得のパーセンテージを上げる目標というよりも、これを住民に対して推し進めたほうが良いとは思いますが、このマイナンバーというのは、今申告をやられておるとは思いますけども、必ずマイナンバーというのは必要になっております。これは、国民背番号制度の一端になっておるとは思いますけども、このマイナンバーを執行部側が利用するだけではなく、取得者に対して、情報を与えるというふうな意味合いを強く進めて、目標値をもうちょっと上げて、2年後に何ぼではなくて、もう早急に普及に努めるように、周知かたがたよろしくお願ひします。

○企画観光課長（本山りか君） 議員おっしゃいますとおり、町民の方の利便性向上にも必ず寄与するものと考えておりますので、国は100パーセントを目指すということでやっておりますが、3年後の段階的措置としまして、現状14.9パーセントというものを、まずは50パーセント程度に高まるように、行政としては啓発を行っていきたくお願ひしております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 基本構想に続き、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、PDC Aができていないということを指摘します。これまでの第5次総合計画10年間の行政評価を見ないまま、第6次総合計画がスタートすることになります。本来は、第5次総合計画の教訓を生かして、第6次に反映させるのが筋だと思っております。

あと、森山議員からも指摘がありました。施策と目標値が対応していないということも指摘しておきたいと思っております。施策ごとの目標値や指標がないと、適正な行政評価ができません。

そして、とにかく施策の数が多すぎるということです。ほかの自治体に比べて、3倍程度の多さです。これは、多分施策の抽出レベルが本町は違うのかなというところも推測しているところです。やはり、これからの多種多様な時代は、総花的な事業展開ではなく、施策や事業を選択と集中で行い、行政評価や事業実施の負担などへの影響を軽減していく必要があると考えています。

それと、あと総合戦略との対応付けが明確に示されていません。ほかの自治体の総合計画を参考にさせていただきたいと思っております。執行部の皆様には、今回の反対討論を前向きに捉えていただきまして、行政の生産性向上と町民への分かりやすさなどを追求していただきたいと思っております。

以上のことから、反対討論とさせていただきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第15号、「第6次湯前町総合計画前期基本計画の策定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第18号 湯前町後継者対策に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第18号、「湯前町後継者対策に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第18号、湯前町後継者対策に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

後継者対策について、支援制度の見直しを行うため、現行条例の廃止を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 平成12年の本条例制定以来、本条例に基づく助成制度によりまして、後継者支援を行ってまいりました。しかし、後継者不足問題は年々深刻さを増しており、本町の産業振興におきます最優先課題であると認識しています。そのため、より効果を高められるような新たな事業に見直しを行いたいと考え、本条例の廃止を御提案するものです。

本条例に基づく助成制度の対象者は、産業の後継者又は経営者となっており、農林業者及び商工業者が対象となっています。そのうち、農業者向けには、既に農業後継者等支援事業を実施し、この事業による支援を行っておりますことから、新たな事業では、商工業者向けの類似の事業を整備したいと考えています。

新たな事業の内容につきましては、当初予算審議の中で、改めて御提案をさせていただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、「湯前町後継者対策に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第19号 湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第19号、「湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第19号、湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国の関連法律の改正により、現行条例に条ずれが生じたため、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 議案の2ページをご覧ください。

別記としまして、本条例の一部を次のように改正するとしております。

第3条第1項第2号中、「25」を「26」に改めるものです。これは、この条文に引用しております「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の改正に伴いまして、条ずれ対応を行うものです。

附則としまして「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

3ページをお開きください。

新旧対照表を掲載しています。中ほどの（2）の2行目になりますが、下線を引いておりますところが今回の改正箇所です。「第25条」となっているものを「第26条」と改正するものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、「湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第20号 湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第20号、「湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第20号、湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染対策として、オンライン診療・電話診療が拡充されており、医療機関への支払い日が従来の方法と異なることから、町への医療費助成の申請が6か月を経過してしまうことがあるため、現行の条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） おはようございます。よろしく願いいたします。

資料はタブレット⑩議案第20号をご覧ください。

今回の改正は、子ども医療費の助成の申請につきまして、申請期限の例外規定の拡大を図るものでございます。

3ページの新旧対照表により、御説明いたします。

第5条は「助成の申請」についての規定でございます。第5条第2項では、子ども医療費の助成の申請期限を「保険医療機関において診療を受けた日の属する月の末日から起算して6か月を経過した以後においてははすることができない。」とし、ただし書で「養育医療費の自己負担金についてはこの限りでない。」としておりますが、提案理由にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン診療ですとか、電話診療が拡充されております。管内の医療機関ではない熊本市内等の医療機関への受診をオンライン等で行った場合、医療機関への支払い日が診療日から相当後になる場合が想定されます。このようなことから、例外規定に「やむを得ない事情があると町長が認めるとき」を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） これは、実際にこういう問題が発生しているということでの改正なのでしょうか。それとも、今後そういう想定がされるから、予防としてされていく条例改正なのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） これにつきましては、実際熊本市内の病院を定期受診されている方が、子どもさんがおられまして、電話診療をされたと。その次の機会に支払いをとということがありまして、その次の診療が半年近くなるというような事例がございました。今後もこういうことが起こり得るということでの対策でございます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 20 号、「湯前町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 21 号 湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案第 21 号、「湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 21 号、湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町第 8 期介護保険事業計画を、令和 3 年度から令和 5 年度までの計画での策定をすることでございまして、第 1 号被保険者の保険料率を定めるため、現行の条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 資料はタブレット⑫議案第 21 号をご覧ください。

第 8 期介護保険料につきましては、これまでの各種介護予防事業の取組に併せまして、各公民分館における「いきいき運動クラブ」の活動などの効果によりまして、要介護・要支援の認定者数及び認定率が抑えられております。それから、第 8 期計画期間における 65 歳以上の第 1 号被保険者数の推計値が、第 7 期計画時点の推計よりも減り方が鈍くなっておりまして、多くなっております。このようなことから、第 8 期の介護保険料基準額につきましては、月額 6,200 円、年額 74,400 円を据え置くことといたしました。

3 ページの新旧対照表により、御説明いたします。

第 5 条は「保険料率」を定めており、第 1 項から第 4 項まで、保険料率の適用期間を、それぞれ第 8 期介護保険事業計画期間の令和 3 年度から令和 5 年度までに改めるものでございます。

2 ページの改正文をご覧ください。

附則第 1 条は「施行期日」を令和 3 年 4 月 1 日とし、第 2 条では「経過措置」を定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号、「湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 22 号 湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 22 号、「湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 22 号、湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 資料は、（修正）⑬議案第 22 号をご覧ください。

今回の改正は、3年に1度、介護報酬に係る改定が行われることに併せまして、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」による各基準省令の改正に伴いまして、本町の基準条例を改正するものでございます。また、同様の理由により、次の議案第 23 号から第 25 号におきましても、各基準条例を改正するものでございます。

それでは、主なものについて御説明いたします。

7 ページの新旧対照表をご覧ください。

「基本方針」を定めた第 3 条では、事業者に対し、第 5 項に高齢者虐待防止の推進としまして、必要な体制整備と従業者に対する研修の実施措置を、第 6 項に厚生労働省が

調査・分析し公表した介護保険等の関係情報を活用し、適切かつ有効に居宅介護支援を提供する努力義務の規定を追加するものでございます。

次の第6条第2項は、管理者の要件を主任介護支援専門員だけではなく、介護支援専門員も可能とし、12ページから13ページの附則におきまして、経過措置を設ける改正でございませう。

8ページをご覧ください。

第7条第2項は、質の高いケアマネジメントの推進として、利用者に対し、作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの割合などについて説明を行う規定や、生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応について、点検・検証する仕組みを導入する規定を設けるものであります。

第16条第1項第9号は、運営基準において実施が求められているサービス担当者会議について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等のICTを活用しての実施を認める改正でございませう。

10ページをご覧ください。

第22条第4項は、事業所の適切なハラスメント対策を求める規定を設けるものでございませう。

第22条の2は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に必要な居宅介護支援が継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画の策定や研修・訓練の実施などを義務付ける規定を設けるものでございませう。

次に、11ページをご覧ください。

第24条の2は、事業所に対し、感染症の発生及びまん延等に関する取組として、対策会議の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務付ける規定を設けるものでございませう。

第25条第2項は、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所の掲示だけではなく、閲覧可能なファイル等で据え置くことなどを可能とする規定を設けるものでございませう。

第30条の2は、高齢者虐待の発生又はその再発防止のために必要な措置を講じることを義務付ける規定を、新たに設けるものでございませう。

12ページをご覧ください。

第34条は、記録の保存等に関する見直しとして、事業者の業務負担軽減等を図る観点から、事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するための規定を設けるものでございませう。

5ページの改正文では、附則第1条に「施行期日」令和3年4月1日等を、第2条から第4条までは経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号、「湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 23 号 湯前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、議案第 23 号、「湯前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 23 号、湯前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地域密着型サービス事業及び介護予防支援事業に係る人員・設備・運営などに関する基準等を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは説明いたします。資料は、タブレット⑭議案第 23 号をご覧ください。

議案第 23 号につきましては、先ほどの議案第 22 号で説明した内容以外の主なものについて、御説明いたします。

21 ページをご覧ください。

第 7 条第 5 項第 1 号から第 8 号まで、及び 25 ページから 27 ページにかけましての第 48 条は、人員に関する基準について、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人

材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、オペレーターの配置基準等の緩和に係る改正でございます。なお、第 57 条から第 152 条にかけまして、勤務体制の確保等の関係条文にも同様の改正を行っております。

次に 30 ページをお願いします。

第 60 条の 13 第 3 項は、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける規定を設けるものでございます。なお、第 124 条から第 188 条にかけまして、勤務体制の確保等の関係条文にも同様の改正を行っております。

次に、第 60 条の 15 第 2 項は、非常災害対策が義務付けられている事業者に対し、避難訓練等の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとする努力義務の規定を追加するものでございます。

40 ページをご覧ください。

第 102 条第 2 項は、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効果的運営に必要であると町が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定を設けるものでございます。

51 ページをご覧ください。

第 164 条の 2 及び第 164 条の 3 は、施設入所者の栄養ケアマネジメントの充実と口腔衛生管理の強化を求める規定を追加するものでございます。

54 ページをご覧ください。

第 181 条は、ユニット型施設におけるケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1 ユニットの定員を、現行の「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とし、ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する改正でございます。

16 ページの改正文をご覧ください。

附則第 1 条は、「施行期日」令和 3 年 4 月 1 日を、第 2 条から第 10 条は経過措置を定めております。

なお、現在本町には、この条例に該当する事業所はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号、「湯前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 08 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 8 議案第 24 号 湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、議案第 24 号、「湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 24 号、湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは説明いたします。資料はタブレット⑮議案第 24 号をご覧ください。

議案第 24 号につきましては、2つ前の議案第 22 号で説明しましたものの、介護予防支援に関する同じような内容でございます。

6 ページの新旧対照表におきまして、第 2 条で高齢者虐待防止の推進、第 19 条第 4 項で事業者の適切なハラスメント対策、それから第 19 条の 2 で業務継続計画の策定等、第 21 条の 2 で感染症の発生及びまん延等に関する取組、それから第 22 条第 2 項で運営規定等の掲示、第 27 条の 2 で高齢者虐待防止と再発を防止すること、第 32 条第 1 項第 9 号で ICT を活用した取組となります。内容は同じですので、ここでは省略させていただきます。

4 ページの改正文をご覧ください。附則第 1 条は「施行期日」令和 3 年 4 月 1 日を、5 ページの第 2 条から第 4 条は経過措置を定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 24 号、「湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 25 号 湯前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、議案第 25 号、「湯前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 25 号、湯前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは御説明いたします。資料は、タブレット⑩議案第 25 号をご覧ください。

議案第 25 号につきましては、これまで説明しました内容以外のものについて説明いたします。

13 ページをご覧ください。

第 11 条第 1 項は、管理者の配置基準を緩和する改正でございます。

次に、21 ページをご覧ください。

第 72 条は、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し規定で、条件付きで例外的に夜勤職員を 2 人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする改正でございます。

9 ページの改正文をご覧ください。

附則第 1 条は「施行期日」令和 3 年 4 月 1 日を、第 2 条から第 5 条は経過措置を定めております。

なお、現在本町には、この条例に該当する事業所はございません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 25 号、「湯前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決され

ました。

-----○-----

日程第 10 議案第 38 号 湯前町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、議案第 38 号、「湯前町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 38 号、湯前町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

敬老祝金の財源を、令和 3 年度に創設する高校生の通学定期券補助金の財源として活用させていただくため、祝金の額の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは御説明いたします。資料は、タブレット（追加）議案第 38 号をご覧ください。

3 ページの新旧対照表により、御説明いたします。

第 3 条第 1 項は、「祝金の額」を定めており、現行の 1 万円を 6,000 円に改めるものでございます。

2 ページの改正文をご覧ください。

附則で「この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。」としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） この敬老祝金の条例につきましても、今までは 80 歳以上の方に、1 万円の商品券を差し上げておられたということでございます。それを 6,000 円に下げ、その 4,000 円を高校生の通学の定期券のほうに回すということでございますが、昨日も山下議員からも質問がありましたように、やはり高校生の今後の人材育成にもなるかと思いますが、高校生の場合はそちらのほうの基金あたりの調整をしていただき、今後、今年はこのようにやっても私は反対しませんが、やっていただき、今後検討されるのか町長にお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 今回お願いいたします条例文、それから高校生の通学費の補助関係につきましては、私、日頃から歳入ありきというふうなことで、スクラップアンドビルドという言葉も使わせていただいておりますので、そこらへんについては、今後、十分皆様方と協議しながら、その対応を行っていきたいというふうに思っております。

○3 番（遠坂道太君） 私が言いたいのは、今までやっぱり年寄りの方も楽しみしておられたことが、やはり老人会のほうに相談されたかもしれませんが、やはり楽しみにしていた中で減額ということになると、孫のために良いかと言われる方もいらっし

やるかもしれません。でも、先々、先ほども言いましたように、どこかで調整をされて、支給をしてあげるといってお考えはないのか、そのへんお伺いします。

○町長（長谷和人君） ちょっと今日の御質問と私違うことを答弁させていただくかもしれませんが、担当のほうに各町村のことをちょっと調べさせたのですが、本町のように毎年度、お祝金というかたちで支給されているところもございましたし、隔年で、例えば70歳、80歳とか、そういう10年刻みで支給されているというふうなこともございました。そこらへんも含めて、検討していく必要があるのかなと思ったのですが、今遠坂議員がおっしゃったように、これまで毎年9月でございましたか、支給をさせていただいたということで、対象者の方、楽しみにしてらっしゃったという部分もございましたので、そこらへんは一気にいくのはどうなのかなというふうなことも思いまして、今回はこういうかたちで減らさせていただいて、その財源を高校生の方のほうに使わせていただくというふうな結論に至ったところでございます。

ただ、今日は詳しくは申しませんが、今後、そういうふうな隔年という部分もあるのかなというふうなこともございますし、行財政の改革の部分から見ますと、その部分もあるのかなということで、これは検討課題とさせていただきたいというふうにも思いまして、あえて今こういうかたちで説明をさせていただくところでございます。

○3番（遠坂道太君） 町長の言われることは分かります。ほかのところを見ますと、そういう隔年でやっているところもありますが、湯前町は湯前町としての捉え方で考えていただければというふうに思っておりますし、やはり今現在80歳以上の方が、年金を貰っておられる方も、最低ラインの年金がほとんどでございます。やはり、今まで貰ったこの商品券につきましても、年末や正月あたりで使われておられた方も非常に多いのではなかろうかと思っております。そういうことも思いながら、町長また今後検討していただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 遠坂議員のおっしゃるとおりでございます。私も本来であれば、前から申し上げておりますように、皆さん既得権益というのが、1回貰い始めますと、皆さんそういうふうに貰いたくなるわけでございますので、私も今回は財源の分配をするためには、当然どこかを、身を削らなくてはいけないかなというふうに思いまして、御相談しながらしたところ、私が当たらせていただいたところの皆様方、快く「えーおどま要らん」というふうなこともおっしゃった方もいらっしゃいました。しかし、最後は、皆さん方は賛成していただきましたので、今回、私決して、お年寄りあたりからそういう楽しみを奪い取ろうとか、そういうことではなくて、やっぱり将来の担い手に投下させていただきたいという気持ちで、今回御提案させていただいているということを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） この財源について、高校生の通学の定期補助の財源確保のために、この敬老祝金の財源を少しお貸しいただくというかたちになるかと思います。数ある本町の事業の中で、この敬老祝金に着目された理由というのは何でしょうか。

○町長（長谷和人君） 実は悩んだのですよ。それで、見ていましたら 700 万円がございましたか、予算がございまして、その中で、いろいろ調べていましたら、本来であれば、この敬老祝金等につきましては、当初発足した時点では、年間 1 万 2,000 円ほどあったのです。そして、それを途中から今の 1 万円に下げたという経過もございましたので、先ほど遠坂議員にもちょっと答弁したのですが、若い世代の方に、お年寄りのほうの一部を、ちょっと負担を、申し訳ないけど使わせていただいて、その負担分を高校生の定期券にすることができないかということで、私もそこで着目して、今回御提案したということで、御理解していただければというふうに思います。

○4番（椎葉弘樹君） 湯前町の敬老祝金支給条例の目的のところ、敬老の意を表すとともに、その高齢者の福祉の増進を図るという部分がございました。この福祉の増進を図るといったところが、恐らくこの総合計画の中にも戦略として、高齢者の福祉の事業ということで挙げられている中で、今回 1 万円から 6,000 円といったところの金額設定が果たして妥当なのかといったところをちょっと気にはしているところです。

この 6,000 円に減額しても、高齢者の福祉の増進を図れるとお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） それは金額ということで着目するならば、減りましたので、その分につきましては、福祉の増進という大きな目標からいくと、そこは少し後退したのかなというふうにも、私も思います。

しかし、長寿を祝しというのが実は前にございまして、これは皆様方が健康で、この 1 年間お過ごしされたということで、そのお祝いをとという部分もございましたので、そこは私、気持ちでいかなくはいけないのかなというふうな思いもございましたので。それと、先ほどちょっと一つ抜けたところがあったのですが、この 700 万円というのは、実は真水なのです。一般財源なのです。ですから、使いやすかったということがございましたので、ここに着目させていただいたということでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほど遠坂議員がおっしゃったように、この毎年支給する方法と、節目、節目の支給のやり方が、自治体によって異なっているという部分があると思います。参考までに、本町のように毎年支給されている球磨郡管内の町村というのは、どこがあるのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 人吉球磨管内の町村におきまして、毎年実施しておりますのが、湯前町、それから山江村、山江村は 70 歳から 5,000 円となっております。それから、球磨村が 80 歳から、毎年は以上です。

それ以外では、人吉市が 88 歳時点で、多良木町が 70 歳と 88 歳、次に 100 歳、相良村が 88 歳と 100 歳、五木村は 100 歳のときだけ、あさぎり町が 80 歳、90 歳、100 歳、水上村が 80 歳、90 歳、100 歳という状況です。

○4 番（椎葉弘樹君） この敬老祝金を創設した平成 20 年当時は、平均寿命が、男性が 76 歳で女性が 86 歳くらいだったのですが、今では 1 歳ずつ繰り上がっている状況で、80 歳以上の元気なお年寄りも増えてきているというのが現状です。

当時 600 万円くらいの敬老祝金の予算だったのが、今では 700 万円近く、100 万円ほど上がってきております。恐らく、そういうところも加味されてのことでもあるのではないかなと思ったのですが、今後はやはり、その 700 万円の財源、それを例えばやり方を、仕組みを変えていくとかいう、そういう方向性がやっぱり見えてこない、なかなか今回は一律削減させていただくというところだと、高齢者の方、ずっと入って来る人と入ってこない人がいるのではないかなと思ったものですから、そこは丁寧に町民の方々にも説明をしていただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回、私、施政方針の中で、このことも実は述べさせていただいてまして、そのときに御理解をお願いしたいという文面を書かせていただいたところでございますので、今回、私、4 月 1 日もホームページで御挨拶させていただきますので、そこについても御協力、御理解のほどお願いいたしますということで書かせていただきたいと思います。それから、機会あるごとに、こういうことでさせていただきましたので、御理解をお願いいたしますというふうなことも申し上げて、深めていきたいというふうに思っているところで、丁寧にいきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号、「湯前町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 27 号 令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

について

○議長（倉本 豊君） 日程第 11、議案第 27 号、「令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 27 号、令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 68 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、4 億 4,965 万円とするものでございます。

主な補正につきましては、保険事業費など、年度末であり、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 27 号、令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、御説明いたします。

8 ページをお願いいたします。歳出から説明いたします。

款 3 国民健康保険事業費納付金については、保険税の見込みによる減、保険基盤安定繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金の額確定等により、項 1 医療給付費分、項 3 介護納付金分をそれぞれ財源更正しました。

款 5 保健事業費については、特定健診に係る費用に不足が見込まれますので、71 万 5,000 円を増額しました。

款 6 基金積立金は、利子額が確定しましたので、不用額 2 万 9,000 円を減額しました。

次に、歳入について、7 ページをご覧ください。

款 1 国民健康保険税については、今後の収納見込みにより、合計 6 万 3,000 円を減額しました。

款 5 財産収入については、積立金利子額確定により、3 万円を減額しました。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金については、額の確定により、節 1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）を 134 万円の増、節 2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を 44 万 6,000 円の減、節 4 国保財政安定化支援事業繰入金を 16 万円減額し、合計 73 万 4,000 円を一般会計からの繰入れとしました。

款 7 繰越金については、前年度繰越金 4 万 5,000 円を財源とするため、計上いたしました。

以上、歳入歳出合計それぞれ 68 万 6,000 円を追加する補正予算となります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号、「令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 28 号 令和 2 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第 12、議案第 28 号、「令和 2 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 28 号、令和 2 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 431 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,733 万 7,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、公共下水道維持管理費など、年度末であり、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。また、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） タブレットのほうの議案第 28 号をご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

款 1 下水道事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費につきましては、65 万 3,000 円の更正減額となります。節 4 共済費につきましては、市町村共済組合負担金として 2,000 円を計上しました。節 18 負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流流域下水道事業工事負担金 14 万 5,000 円を計上しました。流域下水道事業令和 2 年度補正対応として、雨天時侵入水対策計画策定 2,000 万円、下水道施設耐水対策工事 1,500 万円、幹線管渠点検調査 1,600 万円、災害対応資機材の備蓄整備 400 万円の合計 5,500 万円に

対する町村負担金になります。節 26 公課費につきましては、消費税及び中間申告納付後の不用額を更正減額しました。

また、款 2 下水道維持管理費、項 1 維持管理費、目 1 公共下水道維持管理費につきましては、節 10 需用費、光熱水費としてマンホールポンプ電気料の不足が見込まれるため、3 万円計上しました。また、節 12 委託料につきましては、350 万円の更正減額になります。下水道公営企業法適用のための準備段階における計画として、「湯前町下水道事業地方公営企業法適用基本計画」として、現在計画書を取りまとめ作業中ですが、職員により策定のため、更正減額しました。節 18 負担金補助及び交付金は、下水道接続補助金 20 万円を実績により更正減額しました。

次に、款 3 基金積立金につきましては、節 24 積立金に基金積立金利子として、1 万 9,000 円を計上しました。

次に歳入になります。

8 ページをお願いいたします。

款 1 使用料及び手数料につきましては、現年度分使用料 105 万 2,000 円を更正減額しました。

次に、款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金につきましては、一般会計事業費繰入金 242 万 9,000 円を更正減額しました。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、実績により 370 万円を更正減額しました。

款 5 町債につきましては、球磨川上流流域下水道事業債 40 万円を計上しました。

款 6 財産収入につきましては、積立金利子として、8,000 円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

失礼いたしました。途中で誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

歳出のほうの基金積立金の基金積立金利子につきましては、利子として 9,000 円の補正額となります。申し訳ありませんでした。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号、「令和 2 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 29 号 令和 2 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 13、議案第 29 号、「令和 2 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 29 号、令和 2 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 93 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 8,295 万 7,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、保険給付費の補正、地域支援事業費の補正など、年度末であり、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは御説明いたします。資料は、タブレット⑳議案第 29 号をご覧ください。

今回の補正は、全項目にわたりまして、年度末までの実績を見込み、不用額につきましては更正減額し、不足が見込まれますものにつきましては、追加計上をしたものでございます。主なものにつきましては、御説明を申し上げます。

事項別明細書歳出から御説明いたします。

9 ページをご覧ください。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、節 18 負担金補助及び交付金の介護サービス給付費は、要介護 1 から 5 までの認定者を対象とした介護サービス費のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与などの居宅介護サービス給付費が当初の見込みより増加しておりますので、関連して居宅介護サービス計画給付費も増加します。そのため、不足見込み額を増額しております。介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設介護サービス給付費のほか、地域密着型介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費は、見込みにより減額しております。

次の項 2 介護予防サービス等諸費、節 18 負担金補助及び交付金の介護予防サービス給付費は、要支援 1、2 の方の介護予防サービス給付費で、状態の維持改善と予防を目的としたサービス給付費であります。介護予防短期入所生活介護などの介護予防サービス給付費が当初の見込みより増加しており、関連して介護予防サービス計画給付費も増加

します。不足見込み額を増額しております。地域密着型介護サービス給付費と介護予防福祉用具購入費は、見込みにより調整して計上しました。

10 ページをご覧ください。

項5 特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の所得が低い要介護者の方が、施設サービス等を利用した場合に掛かる食費・居住費について、負担限度額を超える分を町が負担するものでございます。施設介護サービス給付費の減額に関連しまして、要介護の利用者に係る特定入所者介護サービス費を更正減額しました。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、節18 負担金補助及び交付金は、総合事業対象者の訪問介護、通所介護サービス利用に係る給付費に代わりまして、第1号訪問事業負担金及び第1号通所事業負担金を実績見込みにより減額計上しました。また、これに関連しまして、目2 介護予防ケアマネジメント事業費、節12 委託料は、介護予防ケアマネジメント委託料も更正減額しました。

11 ページをご覧ください。

項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費は、新型コロナウイルスの影響により、公立多良木病院から健康運動指導士の派遣ができなかった分、及び水中運動教室の参加者が少なかったため、委託料の更正減額をしました。

款4 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費は、目1 包括的支援事業費のほか、目4 在宅医療・介護連携推進事業費、目6 認知症総合支援事業費、目7 地域ケア会議推進事業費について、上球磨地域包括支援センターへの委託料が減額変更となりましたので、それぞれ更正減額しました。

12 ページをご覧ください。

款5 基金積立金は、介護保険給付基金の利子分を計上しました。

次に、歳入について御説明いたします。

7 ページをご覧ください。

款1 保険料、項1 介護保険料は、本年度の調定見込額に基づき調整し計上しました。

款3 国庫支出金、8 ページの款4 支払基金交付金、款5 県支出金、款7 繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、介護給付費、地域支援事業費、調整交付金に係るものにつきましては、国・県・支払基金への変更申請に併せて、調整し計上しました。

7 ページの款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 保険者機能強化推進交付金及び目6 介護保険保険者努力支援交付金は、各市町村・保険者が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、それぞれの評価指標の達成状況、評価指標の総合得点に応じて交付されるものであります。交付決定額に基づき増額計上しました。なお、本町の評価指標の総合得点は、県内においては推進交付金が4位、支援交付金は3位となっております。ただ、

この交付金につきましては、第1号被保険者数に応じて配分されるため、交付額全体としては合計で266万7,000円となっております。

目8介護保険災害等臨時特例補助金は、令和2年7月豪雨において家屋の全壊と半壊の被災をされ、本町に転入された4人の方の介護保険料の減免に係る国庫補助金2万7,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 10ページの中ほどにあります款2項5目1のところ、一般財源36万5,000円という金額があります。この金額というのは、当初予算では一般財源からはゼロとなっていて、今回一般財源から支出されている理由について、まず伺いたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） この財源内訳につきましては、各歳出で充当する項目が決まっております、歳入の充当の割り振りを調整しております。この一般財源というものにつきましては、その割り振りの関係で、繰越金の部分がここにちょっと入ってきている状態でございます。一般財源が純に増えたわけではなくて、実際には、各国・県支払基金の交付金、それから町の負担金が当たることになります。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） この目1の部分だけ見たときに、更正減額してあったものですが、更正減額なのに、なぜ一般財源からプラスにしなくてはいけないのかなというのがちょっと分からなかったものですから、それは充当の関係ということですね。

あともう1点ですね、その上にあります審査支払手数料の一般財源のところ、△3と書いてあります。ここは、一般財源は当初予算も1号補正もゼロ、ゼロときているのですが、ここで△3というのは、どのように見ればよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） この審査支払手数料につきましても、給付費の国庫負担金等の対象になります。こちらにつきましても、同じ歳入をいくつもの項目に分けるものですから、そこのところで、プラスマイナスでこういう数値になってしまったものだと思っております。ちょっと分かりにくいですが、この介護保険の歳入の充当の割り振りがかなり煩雑でありまして、ここはちょっと私簡単に説明が、ずっとやっていたのですが、なかなか説明が難しいところなのですけれども、ここもちょっと詳しく確認したいと思います。システムの関係上でというのもあるのではないかと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） このへんは、総務課長もお詳しいところだと思うのですが、予算でゼロできていて、最後の決算見込みで△を入れられるというところが、果たして会計上よろしいのかといったところは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第13、議案第29号、令和2年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、審議の途中です。発言を許します。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほどの審査支払手数料の一般財源がマイナスになっている点について、御説明いたします。

この歳出、審査支払手数料を3万円増額しております。この財源につきましては、歳入のほうでいくつか項目がございまして、介護保険料の特別徴収分、それから保険料普通徴収分、介護給付費負担金、調整交付金、介護給付費の支払基金の交付金、それから県の介護給付費負担金、町からの介護給付費負担分の繰入金、それから低所得者保険料軽減繰入金というものを、この審査支払手数料の財源の内訳としております。今回、歳入のほうで保険料特別徴収はプラス21万1,000円、普通徴収は減額でマイナス13万2,000円、調整交付金がプラス1万7,000円というふうにしまして、この一般財源内訳のマイナス3,000円につきましては、町の負担分の介護給付費繰入金をこの保険料、また調整交付金の増額した分で、一般会計繰入金のほうを減らしたということになります。

そういうことで、財源の割り振りによって、この予算書の一般財源の欄が、マイナスになるということがいくつか出てくるところでございます。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） そうしますと、決算のときには、この財源の内訳というのは、マイナスということが表示されるということで理解してよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 決算では、それぞれの、その歳出に対する割合の分の財源内訳が出てきますので、マイナスは出てこないですね。それぞれの国・県支払金、あと町の負担分、保険料が財源内訳になりますので、決算ではそういうことになります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、「令和2年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 30 号 令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 3 号) について

○議長（倉本 豊君） 日程第 14、議案第 30 号、「令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 30 号、令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 220 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,397 万 7,000 円とするものでございます。

主な補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） それでは、議案第 30 号、令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

8 ページをご覧ください。歳出から御説明いたします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金について、節 18 負担金補助及び交付金を、保険料収入見込みにより被保険者保険料負担金を 105 万 8,000 円の減、実績見込みにより保険基盤安定負担金を 114 万 9,000 円減額しました。合計 220 万 7,000 円の減としました。

次に、歳入になります。7 ページです。

款 1 後期高齢者医療保険料については、見込みにより、目 1 特別徴収保険料を 213 万 5,000 円の減、目 2 普通徴収保険料を 107 万 5,000 円増の合計 106 万円を減額しました。

款 3 繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金については、実績見込みにより 114 万 9,000 円を減額しました。

款 5 繰越金については、前年度繰越金 2,000 円を財源とするため、計上いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ、220 万 7,000 円を減額する補正予算となります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号、「令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 31 号 令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 15、議案第 31 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 31 号、令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、上水道工事に伴います消火栓設置工事負担金を計上するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） タブレットのほうの議案第 31 号をご覧ください。収益的収入及び支出の補正になります。

第 2 条、第 1 款、第 1 項、営業収益 7,424 万 2,000 円に 582 万 5,000 円を追加し、8,006 万 7,000 円とするものです。

8 ページをお願いいたします。

令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）見積の基礎により、御説明いたします。

収益的収入、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 2 受託工事収益、節 3 他会計工事負担金 582 万 5,000 円を計上しました。本年度実施の配水管布設工事に伴う田上地区消火栓設置工事 7 箇所に必要な費用を一般会計から収入するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 32 号 令和 3 年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第 16、議案第 32 号、「令和 3 年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

新年度の予算案については、先に町長から予算編成方針の説明があったところです。

ここで、本案の審議の方法をお諮りします。最初に、事項別明細書の歳出から、款ごとに説明を求め、質疑は款、一部項ごとに行います。次に、議決に付された各表と歳入全科の説明及び質疑をし、付属調書等の説明は省略します。最後に、予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑をすることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、最初に、事項別明細書の歳出から、款ごとの説明、質疑は款、一部項ごとに行い、次に、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入の説明と質疑をし、最後に予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑をすることにいたします。

最初に、事項別明細書の歳出、款 1 議会費の説明をさせます。

○議会事務局長（西村洋一君） 款 1 議会費を説明いたします。タブレットの 27 ページからご覧ください。

令和 3 年度予算額として、6,938 万 2,000 円を計上いたしました。令和 2 年度と比較して、86 万 2,000 円の減額となっています。令和 3 年度一般会計予算の歳出総額に占める割合は、2 パーセントとなっています。

減額の主な理由は、当初予算作成に対しまして町長より示されました通常事業費の予算を 10 パーセント削減の達成のために、議員個人で受講します特別研修に関する費用を、年間 10 人から 5 人としまして、2 年に分けて計上することで、達成に向けてしたからでございます。

それでは、節 1 報酬から順に御説明します。

節 1 報酬から節 4 共済費までは、議員の皆様及び議会事務局職員の人件費関係を計上

しました。節4 共済費の中の議員共済負担金は、議員年金制度廃止に伴います共済給付金の給付に要する費用を支払っているものです。年々減少しておりまして、令和2年度と比較して、49万7,000円減の927万4,000円を計上しました。

節8 旅費は、本会議、全員協議会、常任委員会、特別委員会が対象となります議員会議出席に伴う費用弁償82万3,000円、それ以外の会議出席や出張に伴う費用弁償213万5,000円、事務局職員の普通旅費47万6,000円を計上しました。

節9 交際費は、令和2年度から10パーセント削減の63万円を計上しました。

節12 委託料は、会議録電子データ化業務委託料として130万円計上しました。令和元年度に明治時代、令和2年度に大正時代の会議録をマイクロフィルムに永久保存しましたので、令和3年度は昭和初期の会議録を行う予定であります。

節18 負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡の町村議会議長会負担金など、各種協議会負担金を計上しております。

以上で議会費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日3月12日から3月14日までの3日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月12日から3月14日までの3日間を休会とすることに決定しました。

ここでお諮りします。ただいま、議案第32号、令和3年度湯前町一般会計予算、議会費が終わったところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、3月15日午前10時に開きます。

議事は、一般会計予算を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後1時16分

第 4 号

3 月 1 5 日 (月)

令和3年第3回湯前町議会定例会

[第4号]

令和3年3月15日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 議案第32号 令和3年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	高橋誠
税	務	堤田真由美	教育課長	北崎真介
保	健	高木堅介	企画観光課長	本山りか
農	林	稲森一彦	農業委員会事務局長	中園誠二

開議 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第3回湯前町議会定例会、第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第32号 令和3年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第32号、「令和3年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、款1議会費の質疑が終了したところです。続いて、款2総務費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） おはようございます。28ページでございます。款2総務費を御説明申し上げます。

款2総務費全体は、5億5,684万5,000円を計上しました。前年度と比較して、887万4,000円の増でございます。歳出に占める構成比は、16.2パーセントになります。以下、目ごとに主なものを中心に御説明申し上げます。

目1一般管理費につきましては、2億2,385万9,000円を計上しました。前年度と比較して、472万7,000円の減でございます。節ごとに主なものを御説明いたします。

節1報酬195万3,000円は、情報開示審査会ほか、各種審査会の委員報酬、また会計年度任用職員1名の報酬を計上しました。

次に、節2給料5,002万4,000円は、町長・副町長及び総務課等の職員の給料を計上し、節3職員手当等7,375万6,000円についても、同様に、町長・副町長及び総務課等の職員の期末手当ほか、時間外勤務手当、日直手当など、諸手当を計上しました。なお、時間外勤務手当には、行政区担当職員制度を導入することから、増額での計上をいたしました。

次に、29ページです。

節7報償費14万8,000円は、区長会開催の出席における謝金を計上いたしました。

節8旅費186万6,000円は、費用弁償にて、情報開示審査会などの各種審査会の費用弁償ほか、町長及び職員の出張における普通旅費を計上いたしました。

次に、30ページでございます。

節9交際費、町長交際費は、前年度比10パーセント減の180万円を計上いたしました。

次に、節11役務費236万6,000円は、切手、お悔やみ電報のほか、電子会議等通信費に、会議用タブレット端末通信費33台分の経費を計上いたしました。

次に、節12委託料2,637万7,000円は、職員健康診断委託料、電算運用支援委託料、職員の業務に使用している総合行政システムに係る電算関係の保守経費等を計上いたし

ております。社会保障・税番号制度システム改修委託料 118 万 8,000 円は、ロタウイルス予防接種など、健康管理システムの標準レイアウトの改修、個人住民税システム改修を計画しております。

次に、31 ページでございます。

令和元年度にリニューアルしたホームページ保守委託料 59 万 4,000 円のサーバー利用を含む障害対応と軽微なシステム修正に対応する経費を計上しました。

次に、グループウェア保守委託料 13 万 2,000 円は、職員のパソコン上で稼働させているスケジュール管理、メールの送受信等の機能をもつソフトでございますが、令和 2 年度は新ソフトへの移行経費を終了したので、減額の上、計上しました。

次に、区長業務委託料 849 万 5,000 円は、令和 2 年度から、特別職の非常勤職員であった区長の制度、身分の改正に伴い、区長報酬を委託料のほうに予算更正を行ったものですが、23 名の区長と個別に委託を行っております。行政区の連絡調整のほか、旬報や広報等の配布業務が主な委託業務となっております。

次に、例規整備支援業務委託料 198 万円は、国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が今後承認されると考えております。地方公務員の定年の段階的引上げが令和 4 年度から開始されるということでございますので、多岐にわたる条例や規則の関係例規の整備を委託して行うものでございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料 3,325 万 6,000 円でございます。職員の通常業務に使用している総合行政システムに係る電算関係経費等が主なものでございます。そのうち、電算機器リース料の 1,059 万 2,000 円は、電算関係の庁舎内サーバー機器、職員用パソコンの使用料が主なものでございます。

次に、総合行政システム A S P 使用料 1,273 万 8,000 円は、職員が扱う総合行政システムで、システムベンダーの会社とクラウド化しておりますので、その基本ソフト、専用回線、データセンター使用料になります。なお、今回増額になっておりますが、各課に、この使用料を振り分けておりましたが、今回令和 3 年度から業務の効率化ということで、この契約業務を一般管理費のほうで集中させたいということで集約させたところでございます。

次に、ソフトライセンス使用料 90 万 5,000 円は、会議用タブレット端末の文書共有システム「S i d e B o o k s」のソフト使用料が主なものでございます。

続いて、32 ページでございます。

節 17 備品購入費は、会計室の電算機器であります O C R 機器の経年劣化による更新での購入が必要なため、計上しました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金になりますが、473 万 7,000 円を計上しました。県町村会負担金などを計上いたしておりますが、個人番号制度中間サーバー整備負担金 281

万 5,000 円を計上しました。これは、国が東日本と西日本の 2 箇所を設置する中間サーバーに接続するもので、令和 2 年度に次の新システムに更新されましたので、地方自治体の負担が減額で示されました。自治体規模により負担率は異なって算出されておりますが、国庫補助金と交付税措置による算入で対応されることになっております。

次に、目 2 文書広報費につきましては、546 万 7,000 円を計上しました。主なものは、広報誌・旬報紙の作成印刷に要する経費、また町例規データベースシステム保守委託料を計上しております。

節 10 需用費には、広報紙印刷費、旬報印刷製本費をそれぞれ計上しました。前年度比較にて、減額の計上でございます。また、本町の「広報ゆのまえ」は、担当者の積極的な取組において、先の熊本県広報コンクールにおいて、8 年連続、町村の部で第 1 位に選ばれております。これは大変名誉なことではございますが、現在、国の大会に県代表としてエントリーされているところで、その結果に期待しておるところでございます。

次に、節 12 委託料は、町例規データベースシステム保守委託料 223 万 1,000 円を計上しました。

33 ページでございます。

目 3 財政管理費につきましては、496 万 5,000 円を計上しました。

統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料は、新地方公会計の連結財務諸表、町の財務状況を表す財務書類を公表するものでございますが、国は統一的な公会計モデルの導入要請で、本業務委託の中でその要件を満たすもので、新方式の貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表 4 表を普通会計の決算書を基に作成委託するものでございます。また、併せて、統一的な基準による財務諸表作成にも関係する固定資産台帳管理システム保守業務委託料を計上いたしております。

次に、節 24 積立金は、当初予算では全て存目計上いたしております。今回新たに、情報通信関連事業整備基金積立金を計上しました。

次に、目 4 会計管理費につきましては、会計事務に要する経費を計上しました。

次に、目 5 財産管理費につきましては、2,526 万 2000 円を計上しました。前年度と比較して、1,088 万 9,000 円の減額でございます。

節 1 報酬ほか、職員手当、共済費、旅費については、会計年度任用職員である町長車運転手の報酬を計上しました。

次に 34 ページです

節 11 役務費の 669 万 7,000 円については、電話料 123 万 4,000 円で、昨年度予算の 437 万 4,000 円から減額しておりますが、これは従来まで電話機器の使用料分も、この役務費に含まれていたため、今回使用料に分けて組み替えてございます。

次に、節 12 委託料は、町有施設解体工事設計業務委託料 50 万円でございます。これ

は、馬場地区にある旧旧南部保育所の建物、また潮ため池そばの旧小川邸倉庫の解体を予定するものでございます。

次に、公共施設個別計画作成支援業務委託料存目 1,000 円でございます。農林振興課、企画観光課、保健福祉課のそれぞれの課の関係の公共施設の個別計画策定、またその下の総合管理計画作成支援業務委託料と併せて、見直しの上、作成を考えたいところで計上してございます。

また、町有施設LED化調査業務委託料も存目 1,000 円でございますが、今後、小・中学校や公民館、消防詰所、庁舎など、改修箇所の調査、改修工事の概算費用、電気料金の削減効果など、調査を考えたいところで計上してございます。

以上、各種計画については、財源等を考慮して補正予算にて対応を考えているところでございます。

次に、35 ページでございます。

節 14 工事請負費、福祉センター屋外通路改修工事 231 万円は、テント張りのゲートボール場がございしますが、万が一の大規模災害時にほかの自治体や各種団体から大量の支援物資を受け入れた場合の一時屋外保管場所として、トラックやフォークリフトの乗り入れが可能となるよう、舗装工事を一部行うものでございます。これは球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、補助率 3 分 2 を活用して行うものでございます。以上でございます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 同じページの公有林管理費です。

目 6 公有林管理費につきましては、9,075 万 9,000 円を計上しました。町有林の維持管理に要する経費が主なもので、令和 2 年度と比較しまして、3,073 万 8,000 円の増額となりました。

主な増額の要因として、町有林整備事業で、令和 3 年度は間伐を計画し、また、新規の作業道の開設と令和 2 年度の豪雨災害による作業道 5 路線の補修を計画し、委託料の増額が主な要因です。

節 11 役務費に、町有林 834.22 ヘクタール分の森林災害保険料 310 万 9,000 円を計上しました。

節 12 委託料に、8,469 万 9,000 円を計上しました。内訳といたしまして、町有林造成事業委託料は、6,151 万 7,000 円で、間伐 49.66 ヘクタール、下刈り 25.24 ヘクタール、除伐 5.47 ヘクタール、作業道開設 1 路線 1,500 メートル、作業道補修 5 路線 220 メートルを計画しております。

J T の森造成事業委託料は、530 万 5,000 円で、下刈り 21.79 ヘクタールを計画しています。

次に、J R 九州商事の森造成事業委託料は、1,037 万 7,000 円で、人工造林 4.21 ヘク

タール、防護柵設置 1,684 メートル、下刈り 4.93 ヘクタールを計画しています。

それから、公有林管理委託料として 350 万円を計上しました。

また、令和 3 年度は新たに、林道台帳整備及び森林分析委託料として 400 万円を計上しました。これは、現在の台帳は手書きであり、起終点の位置、林道敷地内の構造物設置などの表示もなく、災害復旧工事等の履歴も管理できていませんので、レーザ測量により林道台帳を整備するものです。また、森林分析委託は林野庁による航空レーザ測量が実施されており、このデータを基に町内の私有林の森林資源解析等を行い、森林経営の効率化を図るものとしています。なお、林道台帳整備及び森林分析委託料の財源は、森林環境譲与税を充て、今後 5 年間で整備する計画としております。なお、議案説明資料として「森林環境譲与税の年度別計画」と「林道台帳整備及び森林解析」の資料を添付していますので、ご覧いただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。

節 13 使用料及び賃借料に、森林GISシステム使用料 46 万 2,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、145 万 6,000 円を計上しました。この中で、JTの森、JR九州商事の森づくりなどに要します経費としまして、144 万円を計上しました。

節 21 補償補填及び賠償金は、令和 3 年度で実施する作業道開設において、一部国有林敷地内を利用するための立木補償費が一つと、また、令和 3 年度では国有林内の分収造林契約地において、間伐搬出を計画しており、この売払いで国有林分として支出するものの計 40 万円を計上しました。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく 36 ページでございます。

目 7 交通安全対策費でございます。916 万 6,000 円を計上しました。交通指導員の活動経費、交通安全対策に要する経費を計上しております。

節 7 報償費、交通指導員報償費 349 万 8,000 円は、これまでの実績ベースを勘案して計上してございます。

節 10 需用費の光熱水費は 235 万円の計上で、外灯などの電気料でございます。実績の電気料を勘案して計上しております。

次に、節 14 工事請負費 200 万円は、交通安全施設設置工事として、町道の区画線、カーブミラー新規と取り換えを予定しております。また、LED防犯灯設置工事 130 万円については、ふるさと応援基金いわゆるふるさと寄附金を充てて活用させていただき、学校生徒通学路を主体に、区長様方からの地区要望箇所を考慮して 20 基を計上しました。今後もふるさと納税の状況を見て、計画的に実施してまいります。

節 18 負担金補助及び交付金 38 万 4,000 円は、各種協会等の負担金を計上しました。

次に、37 ページでございます。

目 8 防災諸費は、607 万 4,000 円を計上しました。

節 8 旅費の自主防災組織訓練に伴う費用弁償は、風水害の自然災害を想定した図上訓練を実施させていただきたく、26 地区から 4 名を選出していただき訓練を計画したいと考えております。

節 10 需用費、消耗品費 116 万 4,000 円は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、補助率 3 分 2 を活用した事業を計画しておりまして、防災備蓄品の購入、具体的には、保存ごはん等の防災食料品など、期限が切れてくるものを主体に購入したいと考えております。また、避難所運営での新型コロナウイルス感染拡大防止も考慮したところで、効果的なものを抽出して、予算の範囲内で補充する形で、備蓄も含めて必要なものと考えたいところがございます。また、自主防災組織の図上訓練用の消耗品類も含んだ予算計上でございます。

次に、節 11 役務費は、令和 2 年 7 月豪雨災害の経験を基に、通信手段の複数回線を確保するという考えの下に、これまで総務課で管理していた防災用の衛星携帯電話 1 台はありますが、これに追加する形ではございますが、公衆電話回線の不通となった場合、住民と役場との非常用携帯電話回線、いわゆるガラホと呼ぶのでしょうか、1 台を追加配備したいと考えております。また、役場対策本部と災害現地調査に向かう職員との山間部での通信で、どうしても山間部の深い谷などで、デジタル無線電波では通信が途絶えることから、携帯電話回線の電波も両方利用可能となる、状況によってどちらとも切り替わるハイブリッド型のハンディ無線機を追加配備でお願いするものでございます。

次に、節 17 備品購入費の災害時備蓄用備品購入費 287 万 7,000 円は、令和 2 年 7 月豪雨災害の経験を基に、避難所用備品で、高齢者や足腰等の身体に不安を持たれる方に、避難所用ベッド、ワンタッチ式の屋内簡易テントの追加、避難所でのスマートフォンの複数台の充電に必要な充電装置の購入を計画してございます。これも球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、補助率 3 分 2 を財源として活用するものでございます。以上です。

○企画観光課長（本山りか君） 目 9 企画調整費は、7,325 万円を計上しました。企画振興係の人件費、地域おこし協力隊の人件費のほか、移住定住促進、計画策定、ふるさと納税、公共交通に係る費用が主なものです。

節ごとに、主なものについて御説明いたします。

節 1 報酬に計画策定審議会報酬を計上しました。これは、国の法律制定が遅れた影響により、前年度策定する予定を見送ってございました過疎自立促進計画策定のための審議会開催分と、総合計画及び総合戦略の検証のための審議会開催分となります。

同じく、節 1 報酬に地域おこし協力隊報酬を計上しました。これは、移住定住促進に携わっていただく協力隊 1 名分を募集したいと考え計上しているものです。報酬のほか、協力隊活動費としまして、旅費、パソコンや車のリース料、家賃などをそれぞれ計上い

たしました。また、協力隊の活動拠点としまして、お試し住宅を活用したいと考え、節 11 役務費に携帯電話利用料、インターネット使用料、節 17 備品購入費にパソコン、プリンター、携帯電話の購入費等を計上しております。協力隊任用に係る費用は、特別交付税で措置されます。また、耐震強化のため、節 10 需用費の修繕料の中に、耐震シェルター設置費用を計上しております。

38 ページをお願いいたします。

節 7 報償費にふるさと納税返礼品代を計上しました。ふるさと納税に係る費用は、このほか、節 11 役務費に返礼品の発送費用、ポータルサイトの決済手数料、節 12 にポータルサイト業務委託料などを計上しております。

令和 2 年度は、係新設による体制強化によりまして、返礼品の数の 3 倍増をはじめ、ポータルサイト掲載写真の刷新、ポータルサイトの 1 増、決済システムの 1 種類増などの取組ができました。令和 3 年度は、国の定める募集費用の限度額を遵守しながらも、ポータルサイトを更に 1 つ増やすことにも取り組みたいと考えております。一方、企業版ふるさと納税につきましては、令和 2 年度に地域再生計画の認定申請を行いましたことによりまして、令和 3 年度からの 4 年間募集が可能となる見込みでございます。企業にとって魅力あるプロジェクトの立案を行いまして、町への御支援をお願いしてまいりたいと考えております。

令和 2 年度は豪雨災害に伴いまして、出身者の方々をはじめ、全国の皆様からたくさん温かい御支援をいただき、感謝に堪えません。返礼品により感謝の意をお伝えしていくことはもとより、町が発展していくことで、そのご恩に返していくことを念頭に取組んでまいります。

39 ページをお願いいたします。

節 12 委託料に町勢要覧作成委託料を計上しました。町勢要覧は前回策定から 6 年が経っているため、内容を更新したいと考え計上いたしました。紙媒体で 100 部作成するとともに、WEB 上での公表とデータ更新が随時できるような形での作成委託を考えております。

節 18 負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金（企画分）は、存目計上しております。これは、人吉球磨観光地域づくり協議会への派遣職員の減員によるもので、現時点での負担がないため存目計上としております。

人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金は、令和元年 8 月に供用開始されました人吉球磨スマートインターチェンジの整備に係る起債償還が始まることによりまして、増額となっております。償還は令和 16 年度まで予定されております。令和 8 年度までの負担見込み額は、議案説明資料を掲載しておりますので御確認をお願いいたします。

住宅リフォーム、空き家リフォーム事業につきましては、移住定住促進を図るため、平成30年度から令和2年度まで行ってまいりました。3年間の内部事業検証及び住民の方々や議会の皆様からの御意見等を踏まえまして、令和3年度からは一部見直しを行った上で継続実施をしたいと考え計上しております。

住宅リフォーム補助金は、申込み件数が3年間ともに予算額を大幅に超えましたことから、より多くの皆様に御利用いただけますよう、また、他自治体の補助額等も勘案した上で、補助限度額を50万円から30万円に見直したいと考えております。予算額は、採択件数を3年間の申込み平均件数の12件として算出し、360万円を計上しております。

空き家リフォーム等補助金は、3年間の実績を踏まえ、空き家改修の補助限度額50万円と家財道具処分の補助限度額10万円は、それぞれ現状維持として考えています。ただし、空き家解体の補助限度額につきましては、実績として大きな空き家を解体されるケースが少なく、費用が100万円に満たないケースばかりであったことを勘案いたしまして、補助限度額を100万円から80万円に見直したいと考えております。予算額は、採択件数をリフォーム2件、解体2件、家財道具処分3件として算出し、290万円を計上しております。

くま川鉄道経営安定化補助金は存目計上としております。今後、例年計上しております経営に係る補助金のほか、災害復旧に係る費用負担割合が決定されまして、補助金請求がありました時点で、併せて補正をお願いすることになります。災害復旧に向けた協議の内容につきましては、随時、議会の皆様と情報共有をさせていただきながら、予算の対応を行ってまいります。

40ページをお願いします。

肥薩線利用促進・魅力発信協議会負担金は、前年同様の1万円を計上しております。令和3年度は、豪雨災害からの復旧に向けた要望活動が主な事業となる予定です。

昨年度計上しておりました球磨郡結婚対策推進協議会負担金は、令和2年度に予定しておりました事業がコロナ感染症拡大や豪雨災害の影響によりまして全く実施できなかったため、その財源を繰り越して、令和3年度の事業を実施することになりました。そのため、存目計上としております。

くま川鉄道再生協議会負担金としまして、運営費分と人件費分をそれぞれ計上しました。くま川鉄道再生協議会では、災害復旧費負担割合についての協議のほか、国の補助金申請要件であります上下分離方式のあり方や長期運行確保計画の策定並びに国・県、その他関係機関への要望内容などについて協議を行うこととなっております。運営費負担金は、協議会事務所借上げに係る費用、要望活動に係る職員旅費など、事務局運営費に係る負担で、27万4,000円を計上しております。負担割合は、人吉球磨10市町村の均等割となっております。人件費負担金は、構成市町村から協議会に派遣されました職員3

名の人件費に係る負担金で、79万3,000円を計上しており、くま川鉄道経営安定化補助金の負担割合で算出されております。詳しくは議案説明資料を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、目10地域活性化事業費につきまして御説明いたします。地域活性化事業費につきましては、34万6,000円を計上しております。

節ごとに主なものについて御説明いたします。

節18負担金補助及び交付金は、イベント実行委員会補助金を存目計上といたしました。例年計上しております漫画フェスタ実行委員会補助金につきまして、コロナ感染症拡大の状況が不透明であること、また、漫画フェスタは全国からお客様がお出でになることなどを考慮いたしまして、開催の有無の決定につきまして、もうしばらくお時間をいただきたいと考え、存目計上としております。

一方で、現在、くま川鉄道の部分運行に向けての協議がなされておまして、令和3年度中に部分運行が実現しました折には、コロナの状況を見ながらではありますが、記念イベントの実施について検討を行いまして、実施すると決定いたしました時点で補正をお願いしたいと考えております。

奥球磨広域連携推進協議会負担金は、前年度と比べ20万円の減額をいたしました。これまで熊本市内におきまして、奥球磨物産展という事業を行ってまいりましたが、それぞれの構成町村では物産振興のための体制強化が図られており、行政支援の一定の役割は終了したものと考え、物産展開催費用を減額したものです。今後、本協議会におきましては、観光・物産分野のみならず、協議会の本来の目的に沿ったほかの分野での連携についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく40ページでございます。

目11情報通信管理費につきましては、光ケーブルを活用した行政情報、防災情報を伝達させる情報通信システム機器等の維持管理費等に要する費用2,348万6,000円を計上しております。

41ページをご覧ください。

節12委託料1,113万8,000円は、光ケーブル幹線系統の光伝送路保守委託料、また庁舎内の情報センター機器、各家庭のIP告知端末機器保守、光伝送路電柱移転に伴う保守委託、ブロードバンド機器保守等を計上しております。

ICT講習会業務委託料92万円は、主にシニア層を対象としたICTタブレット、またパソコン、スマホなどの操作に関する相談会の開催に要する委託料を計上しました。

次に、節13使用料及び賃借料737万1,000円は、ブロードバンド回線接続使用料、光伝送路電柱共架料などを計上しております。

次に、節14工事請負費123万2,000円は、宅内IP告知端末機器設置工事費で、新築

など新規世帯への設置工事を計上しました。

節 17 備品購入費 300 万円は、I P 告知端末などの購入費を計上しました。

次に、目 12 諸費につきましては、1,260 万 7,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金には、人吉球磨広域行政組合運営費負担金ほか、各種協議会の負担金、職員研修費等を計上しました。

42 ページでございます。

この中で、職員研修費は、前年度より減額して見積もっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策も考慮した上で、WEB 研修・オンライン研修での受講のメニューも選択するなどの工夫も考慮しました。また、人事評価研修、ハラスメント研修の実施なども考慮していきたいと考えております。

次に、目 13 災害復旧管理費につきましては、1,131 万 6,000 円を計上しました。建設水道課、農林振興課のそれぞれの災害復旧係が使用するプレハブ事務所の経費、公用車リース料、パソコンリース料などが主なものでございます。

なお、会計年度任用職員として、土木技術の方 1 名、事務補助 1 名、計 2 名の方の雇用に要する経費を計上いたしております。以上でございます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 43 ページからになります。

項 2 徴税費について御説明いたします。

目 1 税務総務費については、前年度比 736 万 1,000 円減の 3,798 万 2,000 円を計上しました。職員等 7 名の人件費、物件費等の経費が主なものになります。減の主な要因は、職員の異動や利用料の一部が総務管理費へ一括計上となったことにあります。

節 11 役務費に主に計上のとおり、税務係で所有しています軽自動車車が車検となっておりますので、かかる経費を計上しています。

節 12 委託料に、家屋評価業務委託料 55 万 4,000 円を計上しています。当初においては、過去 3 年間の調査棟数にて計上しています。年末ごろには実績が確定してまいりますので、不足が見込まれる場合など、補正予算にて対応させていただくことを申し添えます。

同じく委託料に、軽自動車税システム改修業務委託料を存目計上しています。軽自動車に関する車検や登録などの手続きが、令和 5 年 1 月からの電子化運用開始に伴い、令和 3 年度からの改修が必要となるため計上していますが、まだ財源措置について総務省からの正式な通知がありませんので、通知があり次第、補正予算にて対応することとしています。54 万円程度になる予定です。

44 ページ、節 13 使用料及び賃借料については、令和 2 年度まで計上していました登記済通知書入力支援システム利用料、共通納税システム A S P 利用料については、令和 3 年度から総務管理費にて一括計上となりました。

節 18 負担金補助及び交付金については、令和 2 年度と同じ内容にて計上しています。

節 22 償還金利子及び割引料については、町税還付金及び加算金に、過去 3 年間の実績を基に算出した 58 万円を計上しました。

次に、目 2 賦課徴収費については、徴収に要する経費として、前年度比 7 万 2,000 円減の 63 万 1,000 円を計上しました。各税の口座振替への移行をお願いするとともに、納付書等印刷物の在庫管理、単価管理を行い、経費節減に務め、無駄を省き、収納率向上につなげてまいります。

45 ページになります。

項 3 戸籍住民基本台帳費については、職員等 3 名の人件費をはじめ、戸籍住民基本台帳事務に要する物件費、経常的経費 2,611 万 6,000 円を計上しました。前年度比 360 万 8,000 円の増となりました。主に人件費、委託料の増によります。

節 1、節 3、節 4、節 8 に会計年度任用職員 1 名の人件費分を、窓口業務に従事いただくために計上いたしました。

節 3 職員手当等、細節 9 時間外勤務手当等を 8 万円と節 11 役務費の通信費を 7 万円増額しました。マイナンバーカード交付事務を強化するために計上いたしました。今までの申請方法に加え、役場窓口で本人確認を行い申請し、マイナンバーカードの受領を、本人限定受取郵便とする申請時来町方式の実施と平日の時間外交付の実施を計画していますので、その費用分となります。

本町のマイナンバーカードの交付率は、2 月末現在で 18.46 パーセントとなっており、町の計画から 3.3 パーセント、熊本県平均から 7.6 パーセント、郡市平均から 3.3 パーセントと下回っている状況にあります。国は、令和 4 年度末には、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しており、町でも令和 3 年度末で、交付率 30.9 パーセントを目標としていますが、達成するにはまだまだ周知の必要があるところです。

ただいま、役場税務町民課窓口において、職員が役場のタブレットを使い、写真を撮って申請を行う取組も始めており、多くの利用がされているところです。是非、御利用いただければと思います。

情報提供としまして、今月末日までの申請に限り、マイナポイントがもらえる手続きをすることができますので、早めの申請をお勧めいたします。

節 12 委託料で、住基ネットワークシステム機器保守料については、前年度比 103 万円減となっていますが、機器保守料の一部、住基ネットワークシステムサポート料約 57 万円と住基ネット連携システムサポート料約 46 万円が総務管理費へ一括計上されたことによるものです。また、戸籍情報システム改修業務委託料として、203 万 5,000 円を計上していますが、戸籍事務へのマイナンバー制度導入による改修となります。国の補助対象となっていますので、歳入の款 14 国庫支出金に同額を計上しています。

節 13 使用料及び賃借料が、令和 2 年度より 66 万 2,000 円減となっておりますが、住基ネット連携システム A S P 使用料が、総務管理費において一括計上となったことによるものです。

節 17 備品購入費に、マナンバーカード専用プリンター購入費用として 45 万 1,000 円を計上しました。カード記載の 4 情報、住所・氏名・性別・生年月日に変更があった場合、手書き対応をしていましたが、にじみ等が生じ、記載が不鮮明になっていたため購入するものです。

節 18 負担金補助及び交付金に、個人番号カード等関連事務負担金 137 万 7,000 円を計上しています。これは、個人番号カード関連事務及び認証業務関連事務に要する費用を住民基本台帳人口の割合で案分された額を、全国各市区町村が地方公共団体情報システム機構へ支払うものです。年度末の実績により額の確定となります。国庫補助にて満額措置されます。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく 46 ページでございます。

項 4 選挙費でございます。

目 1 選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の活動経費として、19 万円を計上しました。

次に、目 2 選挙啓発費は、明るい選挙推進委員の活動経費として 6 万 2,000 円を計上しました。

次に、目 3 衆議院議員選挙費は、今年度実施される選挙でございます。節 1 報酬から節 13 使用料及び賃借料まで、選挙管理委員会の開催、期日前投票、また当日の投開票日の経費について、必要な経費をそれぞれ計上いたしました。

47 ページでございます。

目 4 町議会議員選挙費は、廃目としています。

次に、項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費の 2 万 4,000 円につきましては、市町村民経済計算負担金などの負担金を計上しております。

続きまして、目 2 指定統計費につきましては、経済センサス調査ほか、学校基本調査、工業統計調査について、必要な事務経費をそれぞれ計上しておりますが、国・県の委託金の詳細が確定次第、年度中の補正予算で対応を考えております。以上でございます。

○監査書記（西村洋一君） 48 ページをご覧ください。

項 6 監査委員費、目 1 監査委員費は 118 万 2,000 円を計上いたしました。年間の監査実施計画に基づき、全国、熊本県及び球磨郡の監査委員協議会の研修会への参加経費を計上しております。地方自治法に定められております決算審査、定期監査、例月現金出納検査に係る経費等も計上いたしております。以上で、監査委員費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） 以上で、款 2 総務費の説明が終わりました。

款 2 総務費の質疑は項ごとに行うこととし、まず、項 1 総務管理費の質疑を行います。ページは 28 ページから 42 ページです。発言を許します。

○2 番（西 靖邦君） 29 ページですけども、節の職員手当等でございます。その右側の一般職日直手当でございますけども、これが昨年度は 156 万円、今年度が 227 万円で増額になっていきますけども、このへんの理由は何かございますか。

○総務課長（高橋 誠君） 日直手当につきましては、通常の土曜、日曜、祝日の日直手当に併せまして、災害発生時については、この手当の中から手当を出してございます。夜中に警報発生した場合に自主登庁した場合、そういったものを勘案しております。例年、この日直手当については、この災害関係が増えてきている影響もあるのでしょうか、年々増えてきてございます。そういうことで、補正対応ということも考えられますが、もう当初予算からちょっと実績ベースで上げさせていただいたことが一つでございます。

それと、先ほど説明しましたが、行政区担当職員制度というものが、失礼しました。それは時間外でした。

一応、日直手当については、その災害関係のことを勘案しての計上となっております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1 番（吉田精二君） 34 ページの役務費ですけども、電話料が前年と比べまして、大分安くなっておりまして、これと 35 ページの I P 電話サービス利用料、合わせたところで前年並みの金額になるかと思えますけども、私が知る限り I P 電話につきましては、電話料が掛からないからというふうな触れ込みだったと思えますけれども、I P 電話サービス利用料というのは、やはりここは、使用料は払うことになるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 役務費のほうの電話料の中に、これまで I P 電話のサービス料、また I P 電話の機械そのもの、そのシステムも入ってございました。これは、通常だと役務費に入るべきところではなく、この 35 ページの I P 電話サービス利用料、この中に電話機の機器も含めた、システムを含めたところでの使用料ということで、今回別々に計上をさせていただいたということでございます。34 ページの電話料につきましては、外部との固定電話の、通常の家賃用と同じでしょうけども、代表電話等の電話料ということで、純粋な通信費ということで、計上させていただきました。

○2 番（西 靖邦君） 総務管理費の 34 ページ、節 12 の委託料なんですけども、委託料の一番下に町有施設解体工事設計業務委託料とあるんですけども、これはどのようなものですか。解体工事をするために、設計書等を作成するというふうなものなのですか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほども説明をしましたが、今回、空き家じゃないですけ

ども、公共施設として利用していない建物が2箇所ございます。旧旧南部保育所と旧小川邸倉庫、これにつきましての解体、概算の見積りでやはり相当な金額がかかるという見積りでございまして、これを指名競争入札等々の、正式な解体をする上では、やはり設計をした上での積算を行った上で入札にかけたいという考えでの、この設計業務委託料の計上でございます。

○2番（西 靖邦君） 設計業務委託料の中には、アスベストの調査とかの項目も入れられるわけですね。

○総務課長（高橋 誠君） そういった有害物質の件も、当然この中に入れて積算をさせていただきたいと。職員のほうでできれば良いのですが、やはりこういった専門知識を要するものについては、この業務委託料のほうで、きちんと設計をさせていただきたいと考えております。

○2番（西 靖邦君） 総務管理費の目7の交通安全対策費、ページは36ページです。節10 需要費の中の被服購入費とありますけども、これは、要は帽子とかも入っているのですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 被服購入費につきましては、交通指導員さんの任期2年ですけども、各地区総会によって、新しくなられる方、また交代される方、継続される方おられますけども、新規になられた方への、交代の際の制服の購入費を、今回5人分を想定した上で計上したところでございます。

令和元年度では冬服を更新しましたが、令和2年度では夏服を更新したと。また、今回交代等があれば、その交代された方の制服、冬服、夏服、帽子も当然その中に入っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） ページが38ページ、節11の役務費の地域おこし協力隊事務所用携帯電話、それと39ページにも地域おこし協力隊事務所が出てくるのですが、説明では、お試し住宅を事務所として利用したいというふうなことでした。それで、今までお試し住宅の実績も含めて、今後お試し住宅についての進め方、在り方をどのように考えていらっしゃるのか説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） お試し住宅につきましては、これまで実績のほう、実際お泊まりいただいた方がなかったというような状況でございます。その一つの要因としまして、大きな原因としましてが、やはり耐震性の問題がございました。今回、耐震シェルターというところで、設置費用を計上させていただいております。そのことによりまして、ここの活用を図っていきたいということで考えておりまして、ちょっとこの検討が遅れまして、どのような方策でというのが遅れて、今回の御提案に至った経緯もございまして、大変反省はしているところでございますが、今回そういった耐震性を満

たしまして、お試し住宅としての利用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

一方、協力隊の活動拠点として、この住宅を活用したいと考えております。これにつきましては、地域おこし協力隊さんを、募集を行って、移住定住の促進に係る全ての業務についてを、そこを拠点としてやっていきたいということで考えております。この移住定住の御相談等につきましては、やはりプライバシー性もありますことから、役場の庁舎内も考えられるところでございますが、こういった拠点を設けることによって、きちんとした個別の対応ができるということで考えております。この住宅のほうの活用を、今後は推進を図りまして、移住定住促進を図ってまいりたいと考えております。

○1番（吉田精二君） ということは、また新たに、お試し住宅に試しで泊まりたいという方がおられる場合は、もうそれはないというふうなことでよろしいですか。新たにどこかを作るというふうなことを考えていますか。

○企画観光課長（本山りか君） お試し住宅につきましても、ここで泊まりいただくような、現在の要綱を踏まえたところで、ここを活用していくということで考えております。新たなものは考えておりません。

○4番（椎葉弘樹君） まず、先ほどの吉田議員の質疑の続きなのですが、例えば泊まりをしたいという方がいたときには、中にある備品等はそのまま残したまま、お貸しされるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） そのすみ分けは、御利用があった時点では、きちんと分けられるように整備のほうは行ってまいりたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） どのような整備をお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） お泊まりいただいた際に、日用備品と生活を最長1か月できるものでございますので、1か月間その御利用がもしありますとすれば、その期間は、相談体制につきましては、例えば役場ですとか、先ほどの発言の内容で、個別に対応ができるようなところを利用しながらやっていきたいと思っております。当然、個人情報等の取扱いもございますし、そういった備品の、例えばパソコンの設置の状況ですとか、宿泊の御利用がありました際は、そういったところをきちんと確保しながら、切り分けて活用を図っていきたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 別の質問をします。31ページの総合行政システムASP使用料についてお尋ねします。これまで4課で使われてきた家屋評価共通納税そして住基ネット災害時要支援者支援、これら4つの課のASPサービスを1つに統合されたということです。令和2年度の予算で見ますと、この4つの合計が大体91万円ほどでした。

今回、令和3年度の統合したASP使用料が1,273万円ということになっています。この金額の差というのは、どこから来ているのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○総務課長（高橋 誠君） 椎葉議員の質問のほうでございました。続きでございますが、電算システムのASP使用料につきましての、統合して増えた理由でございますけれども、先ほど税務町民課の課長のほうが申しあげましたように、一般管理費のほうに、このASP使用料を集合させたという説明のほか、子ども子育て支援システム、これは保健福祉課のシステムになりますけれども、その分と、教育課の教育システム、災害時要支援者支援システム等も入ってくるところでございます。まだ説明はしておりませんが、そういった説明でございます。

あと、支援者システム、新規分でございますけれども、これは被災者支援システムと申しまして、災害が起きた場合の罹災証明書等を発行するためのシステムでございます。そういった新規のシステムが入った上での、総合して1,200万円ほどのASP使用料となっております。

○4番（椎葉弘樹君） 昨年度の予算では、このASPの前は、電算システム使用料988万円が計上してあったのですが、私はもしかしたら、この電算システム使用料の分も、これに足し合わせての1,200万円なのかなと思ったものですから、今の答弁だと、いろんな細々したシステムを合算した分としか見えなかったものですから、以前の電算システム使用料も含めたところと考えてよろしいのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 説明が不十分で大変申し訳ございませんでした。議員おっしゃられますように、以前の電算システム、総合行政システム988万6,000円ほどでございます。それを含めた上で、先ほど申しました、各課をまたいでいるシステムASP使用料を統合した上での予算計上でございます。議員のお見込みどおりでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 35ページ、使用料及び賃借料、この中において、IP電話サービス利用料、先ほど質問ありましたけれども、IP電話という認識というのが、ちょっと私が思っている限り、IP電話は、相手がIP電話だったら、その通話料はただとかいうのがIP電話と思っていたのですけれども、年間に使用料が300万円を超えるようなIP電話って、どういうシステムですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申しましたように、このIP電話サービス利用料の中に、庁舎内、また出先機関の電話機器のリース料も入っております。そのほか、

I Pサービスをするためのシステムのサーバーの使用料等ありますけれども、になります。I P電話関係は、公共施設間の電話通話、そういったものを、公共回線を使用せずに無料でサービスを受けられる、そういった業務に使用する分のほうが、考え方のほうが多い使用料になってございます。

○5番（森山 宏君） そういう各公共施設関係での利用が無料になるからということ は分かります。それと、子機、サーバーも含めて、これはリースですか。リース料が300万円ということですかね。というのが、普通の企業においては、確かに子機で20幾らとか、30幾らとかいう番号が付いているのがありますし、その中に携帯も含めて子機で通話ができたりとかいうシステムもあるし、これも初期投資だけで電気代とか通話料はかかっていきますけども、初期投資だけで済んでいって、減価償却というかたちだったと思いますけども、年間300万円といたら、ものすごく大きい金額だとは思いますが、今ある子機、それと出先の子機ですか、そのリース料というのが300万円ということですか。

○総務課長（高橋 誠君） 各課にI P電話機を設置してございます。これを業務で、各課同士、出先機関同士で使用するわけでございますけれども、公共施設間内でのサービスでございます。システム使用料であったり、I P電話の100台分だったと記憶しておりますが、その保守といたしますか、メンテナンスも含んだ上での使用料ということで認識しております、そういったところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 31ページのホームページ保守委託料59万4,000円についてお尋ねします。昨年度は、ホームページのドメイン管理使用料というのが10万円、要はホームページのアドレスを管理する部分ですね、それが10万円計上されていたのですが、令和3年度予算にはこれがありません。まず、この無くなっている理由というのをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） ドメインについては2つ、y u n o m a e - m a n g a . c o mとy u n o m a e - k a j i r i . c o mというドメインがあったと思います。この2つのドメイン管理料も含めて、このホームページ保守委託料の中に含んだ上での計上になってございます。

○4番（椎葉弘樹君） そうしますと、ホームページの委託料が59万4,000円上がっていますので、この中にドメイン使用料が含まれているとしますと、昨年度よりホームページ管理料というのは16万円ほど安くなっております。この年間のホームページ保守委託料が16万円も安くなっているのは、これは担当課の努力によるもののでしょうか。何が要因なのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申し上げました2つのドメイン管理料に併せまして、この中にはサーバー利用料金、システム保守を含んだ上での計上になってございますが、

このホームページをベンダーのほうに、再度見積りを取ったときの年間保守委託料ですかね、が見積書等になってございます。ベンダーのほうでも、やはり内容を精査してくれというお願いは担当のほうからしていた結果の、この計上になってございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 39ページの、企画調整費の中の負担金補助及び交付金ですかね。その中に、地方バス運行等特別対策補助金というのがございます。どのような計画で、また目的で存目を組んであるのか、内容の説明をお願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） この地方バスの補助金につきましては、例年計上させていただいているものでございますが、産交バスさんのほう、路線バスで運行されておりますが、その端的に申しますと、赤字の分の補助金ということになります。

○7番（味岡 恭君） これは、やはり存目で上げるのですか。今まだ分からないから、存目ということかもしれませんが。

○企画観光課長（本山りか君） この補助金につきましては、毎年、前の年の10月から翌年の9月の実績によりまして計上させていただくものですので、例年ですと、9月とか12月の補正をお願いしているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 昨年度の予算が大体分かっておりますので、そのあたりで大体予算を組んでいたほうが良いのではないのでしょうか。存目というのも、これ最終的にはかなり金額が上がりますよね。

○企画観光課長（本山りか君） 議員おっしゃいますのもよく分かるところでございますが、やはりこれは非常に、要因が様々に複雑でございまして、当町のみ負担金ということではなく、人吉球磨のその路線バスの状況によりまして、収入、支出のほう、年度によって差がある場合もございます。そういったことも踏まえて、やはり実績を見たところでの計上ということで、例年やってきているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 40ページの節18の負担金補助及び交付金ですが、地方創生推進交付金に係る移住者助成金ですけれども、昨年度100万円、今年度も100万円組んでありますが、これは昨年度、実績等はあったのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 本件につきましては、昨年度の実績はなかったところでございます。

○3番（遠坂道太君） なかったということでございますが、よければ存目等での上げ方も考えては良かったのではなからうかというふうに私は思っているところですが、そのへんにつきましては、課長はどういうふうに思っているのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては、実績が上がる見込みになってきたときに計上ということで、する場合もあるのですけれども、スケジュールの間隔により

まして、当初から組んでおかないと間に合わないケースもございますので、一応当初から組ませていただいているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 一応、予算はこのように組んでおられます。このように移住者の方の、湯前町に来てくださいというふうなかたちの捉え方のPR等とか、そういうかたちの取組は、今現在どのようなかたちで取り組んでおられるのかお伺いします。

○企画観光課長（本山りか君） ご存知のとおり、ホームページの中に、移住定住に特化した専用のポータルサイトを設けております。そちらのほうで、町に移住定住されることよってのメリット等を打ち出しているところでございまして、まずそのサイトのほうの御紹介をさせていただくとともに、それから対外的にも移住フェア等に参加しまして、そちらのほうでの情報発信、それからお電話等いただいて、町の状況などを御確認されるときには、担当職員のほうで、そういった内容のほうもお伝えをしいて、そういうことで対応させていただいております。

○3番（遠坂道太君） ホームページ等でやっておられることは私も知っておりますけれども、やはりこのへんの全国的に、湯前町というかたちの流し方がまだまだ足りないのではなかろうかと。また、魅力的なものが、まだ足りないのではないかと感じております。その部分をやはり見つけて、ホームページ等においてもPRしていくということをお願いをしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 30ページの電算運用支援委託料868万6,000円についてお尋ねします。これは昨年度に比べますと、300万円以上上がっております。当時の委員会調査でも、57業務のシステムということで伺っておりますが、300万円以上上がっている理由についてお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほどのASPシステムの使用料ですね、それと同じ理由になってございますが、ほかの課にまたがる電算運用支援委託料、こういったものも集約してこの中に含めているものでございます。説明が足りずに、大変申し訳ございませんでした。

○4番（椎葉弘樹君） そうしますと、今回集約をかけたことで、その費用対効果、昨年度から今回、どのような効果があると見込んでおられますか。

○総務課長（高橋 誠君） 金額的なものの比較では今回ございまして、事務の効率化という観点から一課にまとめたところでございます。これによって、この運用支援委託料の契約事務であったり、先ほど申しましたASP使用料の契約事務であったり、それを一本化することで、業務の効率化を図ると。また、契約書の紙代も含めてですけども、そういったものも含めて効率化できないかという担当者の思いでの業務効率化だけの話でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 恐らく、すごく効率化するのだらうなということは分かります。ただ、金額的には結局どうなったのかということだけお知らせいただきたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 金額的には、それぞれの課の法改正に伴う電算運用支援委託料が発生したり、そういったものについては、金額的なものは、メリットとしてはないところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（黒木龍次君） ページで、30ページと42ページ、町長交際費、それから職員研修費というのが、相対的10パーセント程度減額して予算計上をされているというふうなことでございますけれども、この10パーセント減額する必要が私はないと思うのですよね。こういうのは必要経費というふうに私は理解しておりますけれども、10パーセント減額したその理由、相対的な予算計上で、10パーセント減額というふうなことでなっていると思うのですけれども、これは減額する必要があったのか、理由をお聞かせ願いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今、一つ町長交際費のほうの御質問いただきましたので、そちらのほうは、私のほうからお答えさせていただくところでございますけれども、今回、当初予算の編成に対応いたしまして、今黒木議員の御質問の中にも実は回答があったところなのですけれども、経常的な経費の部分につきましては、10パーセントカットせろという編成方針が基本としてあったところでございます。加えまして、今回は、令和2年度も含めてでございますけれども、なかなか交際費等の活用をする部分が、非常にできなかった部分も加味いたしまして、今回は10パーセントカットと。加えまして、前回の款1の議会費の中でも、議長交際費につきましても御協力いただきまして、10パーセントカットしていただいているところでございます。

私のほうも、町益にとって大変有益な部分につきましては、活用させていただくということで基本的には思っておりますので、それに見合うような活動もさせていただきたいというふうに思っておりますし、足りない場合については、補正も含めたところで検討をさせていただけないかと、そういう思いで予算を計上させていただいたところでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 職員研修費につきましては、先ほど申しましたように、新型コロナウイルスにおいて、研修が令和2年度は減ってきております。この研修の考え方でございますけれども、職員研修、職員個人のスキルアップのための研修、また職員全体で受けるグループワーク的な集団研修と申しますか、その2種類に分かれますけれども、個人で受ける研修につきましては、福岡市であったり、東京都であったりということで、出張を繰り返しておりましたが、今回コロナ関係で、今ウェブ研修のほうが多くなってございます。先の地方創生臨時交付金の第3次のほうでも、ウェブ研修、ウェブ会議、そういったも

のをできるように、パソコンの配備を今回させていただく。それをした上での、今度、令和3年度は、職員研修のスタイルがウェブ研修、オンライン研修のほうを活用させていただきたいというところで、全体的な研修の数は、スキルは落とさないつもりで私は考えておまして、研修費の減額したのは、旅費的なものを少しでも削減したいという思いからの計上でございます。

○6番（黒木龍次君） 町長交際費並びに職員研修費については、要するに、町長交際費も費用対効果で、要するに湯前町のほうに、それなりの効果があれば使っていて、不足が生じる場合には増額も検討していただきたいと。

それから、職員研修費については、総務課長が今答弁されたとおり、職員のスキルアップにもつながる経費だと私は思いますので、これを減額するのではなくて、職員のスキルアップのためにも減額せずに、精一杯の費用対効果で、職員のスキルアップにつなげていただくというふうなことで、これを減額するのではなくて、職員にどんどん勉強していただいて、要するに町民のサービスアップのために、職員に精一杯の勉強をしていただいて、町民のサービス向上に努めていただくというふうなことで、これを減額するのではなくて増額をして、もう少し勉強していただくような効果を狙ってやっていただきたいというふうに私は思うのですが、そのところはどういうふうにお考えか答弁をお願いいたします。

○町長（長谷和人君） 今黒木議員から、大変励ましといたしますか、もう少し活用せろということで、気合いを入れさせていただきました。ありがとうございます。この部分につきましては、単純に行革の一環として、当初予算の予算編成の中で、今10パーセントカットという部分も私先ほど答弁させていただいたところでございますけども、先ほど言いましたように、町益のために、町民の皆様方のために、活性化の手段としての大事なトップセールスの中での予算というふうに私認識しておりますので、機会があるごとに、その部分については積極的に実は活用させていただいておりますし、これからもそういうつもりでおりますので、先ほど答弁しましたように、予算等の必要な場合につきましては、また増額補正あたりもさせていただければということで、一つ御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、職員研修費につきましても同様に、コロナという部分もございまして、なかなか、この令和2年度におきましても、対象となる東京又は福岡あたりの研修先が、なかなか研修の受入れあたりが難しいという部分もございまして、それができなかったという実績もございましたものですから、その実績を勘案しながらも、ウェブ会議という手段もございまして、そこらへんも活用させていただきながら、スキルアップのほうはさせていただきたいというふうに思っております。当然、それは住民の皆様方の公共サービスにつながるものというふうに思っておりますので、その点につきましても、

そのウェブ研修というかたちになりますと、多分旅費も、行くよりもかなり安価な状態になるのではなかろうかなということも予想されますので、それなりの予算措置でまた対応させていただければということで、御回答させていただくところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 40 ページです。節 18 の負担金補助及び交付金ですが、出会いの場の創出事業補助金につきましてお伺いいたします。一応、存目計上してあります。令和 2 年度については、御説明もありましたけれども、コロナの問題でいろんなイベント等もできなかったということでございますし、球磨郡内での取組が、最初湯前町はそれに乗ってやっている事業ではなかろうかというふうに私は解釈しているところでございます。町独自で今後取り組んでいかれるのか、その部分について、民間のそういうあたりの関係機関を利用した中で取り組んでいかれるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今御質問の出会いの場の創出事業でございますけれども、こちらにつきましては、正に今議員から御提案がございましたとおり、民間の方々が主催される事業に対しまして、行政として補助をするものを想定しております。一方ですね、行政のほうで主催してやります事業につきましては、球磨郡の 9 町村で協定を結んでおります協議会のほうで、結婚対策推進協議会のほうで実施をしてみたいと考えております。今後も引き続き、総合戦略にも明記しておりますとおり、結婚対策に対しましては重要な施策と捉えておりまして、あらゆる角度から取組を行ってみたいと考えております。

○3番（遠坂道太君） 民間での持込みの企画ということで理解したいと思っておりますし、それに関して補助金を出すといったかたちでの捉え方でよろしいでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、そのお考えと同じところで進めてみたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 33 ページの湯前町情報通信関連事業整備基金積立金についてお尋ねします。今存目計上になっておりますが、今年度の積立見込額というのは考えておられますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） この整備基金につきましては、今後多額な金額がかかるというところで、それに伴う一般財源に目標を置いて積立てを計画するところでございまして、これが令和 6 年度整備を考えますと、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度と、3 か年で積立てを目標としております。その一般財源分をこの 3 か年で割ると、3,000 万円程度になりますでしょうか。それを目標として、積立てをさせていただきたいところ

でございますが、令和3年度につきましては、今後6月、9月になるかと思いますが、その付近の実質収支を見させていただいて、この3,000万円に近いところで目標を置いて、積立てをさせていただきたいということで、補正の対応で考えたいと思っております。これには、将来、令和6年度の整備を考えますと、やはりその計画により近い基金の積立てを目標としてさせていただきたいと考えております。実際の実質収支を見ないと分からないところがございますので、御理解願いたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） これにつきましては、本年度は最初の年ですので、金額も恐らく見えていないところもあるかと思えます。次年度以降ですね、やはり計画的にしっかりと積み立てていく必要があると思っております。ほかの基金のように、残ったら積み立てるのではなく、当初から金額をしっかりと確定していく、予定していくということで、来年度以降は、そういう考えはありますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今回、3月議会で基金条例を提案して、御可決いただきましたので、今回この当初予算には存目計上となりましたが、やはり令和4年度の当初予算等々でも、この付近を考えてみたいとは思いますが。ただし、財政的なところが、今見えないところがございますので、ここはやはり努力して、基金に、なるだけといいますか、計画的に積めるように考えたいとは、担当とは話してございます。

○2番（西 靖邦君） 34ページの総務管理費、節の11の役務費に、町有建物災害保険料とありますけれども、これは庁舎だけなのか、庁舎の建物だけの保険料なのですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 町有建物につきましては、庁舎以外でもございます。保健センターであり、まんが美術館、また消防詰所等も町の建物の一つになってございますので、それらを複合した一体を含めたところでの保険料になってございます。

○2番（西 靖邦君） 建物だけでしたら、今パソコンとかいろんな高い機器がございますよね。そのへんの保険の加入とかは、お考えはないのですか。パソコン、すごい機械ですよ。金額張りますからね。そういうときの、火災、人災とか天災とかあったときに、そのへんの加入のお考えはないのですか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど言いました不動産的な公共施設のほかに、そういったパソコンであったり、落雷等ございますよね。そういったときに故障する、そういったものの補償も含めた上での、この金額での保険料となっております。

○3番（遠坂道太君） 先ほどの椎葉議員の関連なのですが、一応積立てをしていかれるということで、総事業費として先週報告いただきましたけれども、金額どれくらいだったのですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 概算の概算という言い方で良いでしょうか、今ざっくりとしたところでの事業費はあります。これは、情報化計画のほうにも載せておりますし、先の全員協議会でもお示したように、まずは行政防災放送関係の予算と、インターネ

ットを民設民営にする予算、それぞれ最大で、合わせて5億円というところで見込んでおります。これは、詳細設計したわけではございませんので、一応概算ということであり
ります。

○3番（遠坂道太君） 5億円と、相当な金額になると思います。それを令和6年度までに積み立てるということになりますと、相当な金額になるのではないかと思いますけれども、これは総務省の事業に特化していくというかたちになると思いますけれども、現在、先週も御報告いただきましたように、総務省関係では今のところないような話を聞きましたが、実質的に本当に調査されているのか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、九州総合通信局等の御指導も仰ぎながら、今まで補助メニュー、交付金メニューを御紹介いただいたところでございますが、このメニューが令和2年度で切れるとは思いますが、その継続的な補助メニューの創設があるかどうか、その可能性があるかどうか、またない場合は町長に御相談したいと思っておりますけれども、または町村会の要望事項としても取り上げていただきたいようなことも、私としては考えてみたいと思っております。ただ、この補助メニューがない場合につきましては、町の一般単独の起債に頼るしかないと思っております。その起債の一般財源部分についての積立てをさせていただきたいと考えております。

○3番（遠坂道太君） 金額も相当なものですから、やはり事業を国のほうで立ち上げてもらうというようなかたちの取り方を、やはり町長のほうからも、町村会あたりと、やはり今現在扱っているところが何か町村かあると思います。そこはやっぱり一緒にならないと、こういう交渉もできないのではなからうかというふうに思っているところでございますので、そのへん町長としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 今総務課長が答弁したとおりなのですが、本町におきましては、一旦整備が完了しているということで、新規の部分については補助事業のメニュー等が実はあったのですね。ところが、うちは再構築というかたちになってまいりますので、その分につきましては、対象のメニューがなかったということで、九州総合通信局さんのほうにもお尋ねしておりますし、私のほうも実は地元代議士のほうにお願いいたしまして、新たな補助メニューを制度化していただけないかと、そういう要望も実はしておるところでございます。

今後そこらへんも探りながら、国の動きあたりもよく見ながら要望するなり、本町と同じ町村が球磨郡内でもあと2、3町村あったと思っておりますので、一緒になって再整備、再構築のほうに、何とか補助事業の採択ができないかということで、動かしていければというふうに思っております。ただ、その場合につきましても、先ほどから答弁しておりますように、補助事業が全部100パーセントではございませんので、その補助裏を、

町単独、一般財源を充当しなくてはならないという部分がございますので、その分のための財源での基金だということで御理解していただければというふうに思っております。

○8番（金子光喜君） 関連になるかと思えますけれども、令和6年度を目指してIP告知端末の更新が予定されているということでございますけれども、300万円の機器購入費が計上されております。それまでの故障とかに対応するためにされているということで聞いておりますけれども、この機器に関しては修理とかは全然できないわけでしょうか。実際、様々な故障の原因があると思えますけれども、精密機械ですので難しい部分もあるかと思えますけれども、修理して使うような対応というの必要なのかなと考えておりますが、これまでに更新したのものに関しても、修理したら使えるものがあるとか、そういうものはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 私が情報担当していたときに、修理を試みてみました。ですが、修理とほぼ同じ価格で新品が買えるということでございましたので、もう新品を購入するほうに回っております。

この故障の原因につきましては、今現在は老朽化によるものが多いかなと思っております。それ以前は、落雷による、もう基板自体が全部駄目だったとか、そういった自然災害ですね、そういった故障が多かったと思っております。また、操作、電源の入れ間違いでというような故障だったと思えます。そういった場合には、もう修理が利きませんので、新品購入というかたちでございます。

今後、そういった故障等、生産がされないということでございますので、なるべく在庫を見ながら確保を行っていきたくと、財源を見ながら確保していきたくと思っております。少なくとも、令和6年度の改修までには、何とかこのシステムを持たせなければならぬ、このIP告知端末の使用で行政防災放送をやっていかなければいけない、そういうのを考えますと、やはり在庫は確保したほうが良いと考えております。

○8番（金子光喜君） 在庫が十分足りるのかどうかという不安もございますが、同じ機械を導入している自治体はほかにはあるわけですし、その自治体がうちより早めに新規の整備ができたのであれば、中古が出てくるのかなという思いが、普通に考えるとあるわけですが、そのへんの情報の共有といいますか、やり取りというのを進めていく必要があると思えますけれども、答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 郡内のシステムで、湯前町とほかに、同じシステムを使っています。うちの在庫がない場合は、他町村にお借りしている場合もございます。そういった議員がお見込みどおりの在庫といいますか、それが出てくる可能性もあります。そこら付近は情報を連携しながら取り組んで、あと3か年ですか、そういったものやっていきたくと思っております。

○議長（倉本 豊君） 次に、項2徴税費、項3戸籍住民基本台帳費、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費は一括して質疑を行います。発言を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 45ページの住基ネットワークシステム関連が、合計で200万円ほど上がっております。まず、本町には、あと何名のカード所有者がいるのかについてお尋ねします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 本町には、2月末現在で703枚ですので、703人分ということになります。

○4番（椎葉弘樹君） 結構な数の多さに、今ちょっと驚いたところですが、総務課長にお尋ねします。これは、マイナンバーカードに移行していくと、住基カードというのは返却するようになっていると思いますが、この住基カードが無くなったら、住基ネットワークシステムというのは要らなくなるのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） この住基ネットワーク関係は、今のマイナンバーのほうも兼ねておりますので、こちらのほうはそのまま残ってまいります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、あと総括もありますので、総務費の質疑をここで終わりたいと思います。

昼食のため、休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時01分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

続いて、款3民生費の説明を求めます。ページは、48ページから55ページです。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、款3民生費を御説明いたします。

民生費は、8億6,651万6,000円を計上しました。令和2年度と比較して、1,345万7,000円の減であります。歳出に占める構成比は25.2パーセントになります。以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心に御説明いたします。

目1社会福祉総務費につきましては、3億4,477万5,000円を計上しました。令和2年度と比較して、1,047万8,000円の増であります。増の主な要因は、50ページの節19扶助費、障害者介護給付・訓練等給付扶助費、障害児通所事業扶助費などの増によるものです。

49ページから50ページにかけて、節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金2,226万円、高齢者等移動支援助成金727万円などを計上しました。なお、50ペー

ジの高齢者等移動支援助成金につきましては、予算の性質上、令和2年度までの節19扶助費から節18負担金補助及び交付金に移動しております。

50 ページから 51 ページにかけて、節19扶助費は、障害者総合支援法等に基づく障害者支援のための扶助費を、令和2年度の実績見込みに基づき、1億9,935万9,000円計上しました。障害者の居宅介護、生活介護、施設入所、共同生活援助、就労継続支援などに要する経費である障害者介護給付・訓練等給付扶助費は、利用者数の増により、令和2年度と比較して、294万円増の1億4,438万円を計上しました。障害児の放課後等デイサービスや児童発達支援事業などに係る障害児通所事業扶助費については、事業所及び利用者の増により、令和2年度と比較して、1,060万4,000円増の3,566万6,000円を計上しました。

51 ページの節27繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金4,933万7,000円を計上しました。

目2老人福祉費につきましては、高齢者の福祉施策を検討するための会議開催経費、敬老祝金、高齢者の自立した生活を支援する高齢者生活福祉センターの指定管理料、敬老会開催及び各地区老人クラブ活動補助金、老人福祉施設入所措置費、及び介護保険特別会計への繰出金など、令和2年度より1,512万4,000円減の1億6,121万4,000円を計上しました。減の主な要因は、節7報償費、敬老祝金、節12委託料においては、令和2年度に計画策定がありましたので、その分が減額となっております。節19扶助費、老人福祉施設入所措置費なども、人数の減により主な減の要因となっております。

節7報償費の敬老祝金については、先に御可決いただきました敬老祝金支給条例の改正により、令和3年度からこれまでの支給額1万円を6,000円とし、令和2年度と比較して、280万円減の420万円を計上しました。

節12委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料などを計上しました。

節18負担金補助及び交付金の地区老人クラブ補助金は、令和3年度の全老人クラブ会員数を1,100人と見込み、1人当たり1,000円の110万円を計上しました。また、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金は、地域医療介護総合確保基金を活用した熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業により、特別養護老人ホーム福寿荘において、既存施設の多床室プライバシー保護のための改修や看取り環境の整備などを計画されており、その間接補助金を存目計上しました。

節19扶助費は、養護老人ホーム入所措置費として、人吉球磨管内の3箇所の養護老人ホームへの令和3年度入所者10人を見込み、令和2年度と比較して、480万円減の2,400万円を計上しました。

節27繰出金は、介護保険特別会計への繰出金1億1,745万1,000円を計上しました。

目3社会福祉施設費につきましては、老人憩いの家及び年輪館などの維持管理費とし

て、節 10 需用費の修繕料に 27 万円を計上しました。

○税務町民課長（堤田真由美君） 続きまして、目 4 国民年金費について御説明いたします。国民年金事務に係る経常的経費として、36 万 6,000 円を計上しました。前年度比 28 万 1,000 円の増となっています。

節 12 委託料に、令和 2 年度税制改正に伴う 2 つのシステム改修の費用が、増の主な要因です。

目 5 後期高齢者医療費については、前年度比 26 万 1,000 円減の 9,644 万 5,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金となります。6,864 万 5,000 円を計上しました。うち、療養給付費負担金は、過去 3 年間の湯前町の医療費実績により、熊本県全体での医療費の伸び率を用いて算出した額となります。

節 27 繰出金、2,432 万 5,000 円は、後期高齢者医療保険特別会計へ繰り出すものです。以上です。

○保健福祉課長（高木堅介君） 次に、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費については、子ども・子育て協議会及び児童虐待等の対策に係る会議開催経費、学童クラブの運営補助金など、7,962 万 8,000 円を計上しました。

節 7 報償費の出生祝金は、出生児 1 人当たり 15 万円の 20 人分を計上しました。

54 ページの節 12 委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料など、前年度と比較して、1,485 万 1,000 円減の 2,029 万 4,000 円を計上しました。主な減の要因は、公立多良木病院に 4 町村共同で委託している病児・病後児保育事業の事務局変更に伴い、令和 2 年度まで湯前町が事務局として計上していた委託料の減であります。令和 3 年度は、負担割合による湯前町の負担金を、節 18 負担金補助及び交付金に計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童健全育成事業補助金、病児保育事業補助金、放課後児童クラブ支援事業補助金など、子育て支援のための各種補助金など、5,586 万円を計上しました。令和 2 年度と比較して、1,562 万 3,000 円の増であります。主な増の要因は、放課後児童健全育成事業補助金、放課後児童クラブ支援事業補助金の増です。

学童クラブの運営に係る放課後児童健全育成事業補助金は、令和 2 年度途中からの慈光学童クラブ 1 支援増開設及び湯愛学童クラブの利用定員増などにより、令和 2 年度と比較して、1,007 万 5,000 円増の 2,867 万 9,000 円を計上しました。

学童クラブにおいて障害児を受け入れるために、専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための放課後児童クラブ支援事業補助金は、慈光学童クラブでの専門職員配置と湯愛学童クラブの専門職員増員により、令和 2 年度と比較して、575 万 3,000 円

増の760万円を計上しました。

また、出産育児特別定額給付金は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、湯前町の独自支援として実施しました出産育児特別定額給付金において、交付金の制度上、対象外となる令和3年4月1日生まれの出生児2名分を見込み、20万円を計上しました。

目2児童措置費は、慈光こども園及び湯前保育園の運営費、児童手当など、令和2年度当初予算と比較して、936万5,000円減の1億8,336万1,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、慈光こども園及び湯前保育園の運営費、広域入所運営費負担金を、それぞれ入園見込み児童数などにより、1億3,758万6,000円を計上しました。湯前保育園は4月当初の入所児童60名を見込み、慈光子ども園は1号認定8名、2号及び3号認定30名の計38名を見込み、令和2年度実績見込みを基に計上しました。広域入所運営費負担金は、8名分を計上しました。

節19扶助費は、児童手当4,577万5,000円を計上しました。

目3母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成金など、45万3,000円を計上しました。

項3災害救助費は、災害の発生に備え、災害被害者の救助、救護に係る費用を令和2年度と同額の計上としております。

以上で、款3民生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款3民生費の質疑を行います。ページは、48ページから55ページです。

質疑ありませんか。

○7番（味岡 恭君） 53ページの療養給付費負担金6,478万9,000円というのが、説明がありました。この負担金については、医療費の負担は過去3年間の額が基準だと思うのですが、毎年かかる医療費は極めて重要だと思うのですが、湯前町の場合、負担金は他町村に比べて大きいほうなのでしょうか、お尋ねいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 後期高齢者医療の医療費は、湯前町は少ないほうです。

○7番（味岡 恭君） これはやっぱり過去3年間の医療費の負担額が少ないから、負担金が少なくなるということ解釈してよろしいでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、そういうことになりましたが、一応これは熊本県全域の医療費の伸び率も掛けてきますので、そちらのほうが大きくなると、ちょっと大きくなる場所も出てくるのですが、これについては翌年度に精算が来ますので、そこで確定するということになりましたので、一応、広域連合のほうで伸び率を換算したところで、この負担金というのが算出されてきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） ページは、51 ページです。老人福祉費ですけど、その中の節 12 委託料で、昨年度は高齢者見守りシステム委託料が発生していたのですが、今年はなぜないのか、そのへんについてお伺いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 高齢者見守りシステムにつきましては、タブレット端末を利用しまして、見守り側と見守られる高齢者側に端末を置いて、朝起きられたらタッチしてもらって安否を確認できるというようなものと、テレビ電話等を活用したシステムでございました。これにつきましては、開発元の会社のほうで、そのシステム自体のサーバーの老朽化ですとか、あと維持のほうで継続できないということで、令和 2 年度で事業が終了となったものでございます。

○3番（遠坂道太君） 今後はどのようにされるのですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今後につきましては、タブレット自体はまだございますので、タブレットを利用して見守りシステムのようなものが、例えば活用できるようなアプリとかがあれば、そういうのを活用したいと思っております。それ以外にも、例えば電話をかけるとか、そういうことでも対応したいと思っております。

タブレットにつきましては、やはり例えば、これまでは一旦停電になりますと、インターネットの接続が切れてしましまして、高齢者の方で自ら復旧というのが難しい部分もございましたので、タブレットだけにこだわらず、いろいろな見守りの在り方、また活用できるシステム等を、令和 3 年度に検討したいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 順番をちょっと間違ってますね。現状、令和 3 年度に入ります。そうすると、今からタブレットを利用してされると言われておりますし、電話とかも言われましたけれども、今はどのようにして、またこのシステムは今度で終わりということで確認してよろしいですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） これまで利用しておりました見守りシステムにつきましては、本年度で終了となります。現状としましては、まず見守りシステムによる以前から、民生委員の方による訪問であったり、あとシルバーボランティアの方が月に 1 回、2 回程度、独居の高齢者宅は見守りをされております。こういうことは今後も継続して行われますし、地区によりましては、区長さんが旬報・広報などを 1 軒、1 軒配る際に、見守りということもされているところもございます。今後につきましては、現状、タブレットによる見守りは一旦停止しておりますけれども、それ以外の見守りというのは、今申しましたとおりに行われております。

○3番（遠坂道太君） 一応、民生委員の方とかが巡回していると。それは、毎日ではできないと思います。やはり、確実に確認が取れる方法を、今後町としても、よそがやっているからこういうふうにするのではなくて、独自の方法を考えていただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 今遠坂議員が質問されたように、私もちょっと聞いてみたいことがありますので、まず1点目、3年前に事業化されたタブレットを使った見守りシステム、これで大きい金額が初期投資されて、運営費で2年間ですか、運営費といいますか、委託料を払っておられたと思います。単純で、これは瑕疵担保とかいう瑕疵の部分には抵触しないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 1点だけちょっと、今見守りシステムの件で、遠坂議員、森山議員の質疑があつているところですが、私がちょっと1点補足説明させていただくところがございますけれども、後から課長に答弁させますが、今回の見守りシステムにつきましては、要支援の方々で、台数が限られておりまして、実は、今回の場合は試行をする期間で、今回の見守りシステムを入れさせていただいているところがございます、今回、そういうことで3年でございますか、結局実証実験が一旦終わったということで、まず御理解していただきたいというふうに思っております。

それに加えまして、今回3年間におきます見守りシステムの中で、民生委員、それから事務局、それから高齢者福祉センターでございますか、そして要支援者の方、4者の中で見守りながら運営を行ってきたと、ソフトを行ってきたというかたちでございます。それによりまして、メリットなりデメリット等もあるだろうというふうに思いますので、そこを十分検証した後、今後どういうふうにやっていくかということでの、令和3年度におきましての検討をさせていただけないかと、かように私としては思っているところがございます。それだけちょっと補足説明をさせていただきたいというふうに思います。あとは、課長のほうに答弁をさせます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 見守りシステムの整備につきましては、国庫補助事業を活用しまして、タブレット端末とシステムの設定等の経費を活用しております。これにつきましては、3か年間の実施、実績報告が必要でございます、これにつきましては、令和元年度分の利用実績までで終了しているところです。ですので、国庫補助金等の返還等は発生しないところであります。

○5番（森山 宏君） 言っているのは、たまたま本町が実証試験の自治体選ばれたという結果だとは思いますが、結局このタブレットもまだ全部回収されていない、回収中ということをお聞きしました。

それと、今度課長のほうから、このタブレットを生かせないかというふうに考えておると。これが1月で終わっているのであれば、もう2月、3月動いていますよね。これというのは、タイムラグあつてはいけない事業だと思いますので、今度検討しますではなくて、この機械を使ってこういう実証をしたけども、事業が終わったので、見守りの事業自体はタイムラグがあつてはいけないと思いますし、機械を使ったのが駄目なので

あれば、従前に戻るなりして、見守りシステムという、システムというのですかね、組織というのは検討しますではなくて、今現在も進行形で行っていかねばならないというふうに考えております。今から検討するのであれば、またタイムラグが出てきます。今現在は、前回の答弁では、シルバーボランティアとちょっとボランティアですかね、今度予算化されている部分でしょうけども、そういうので対応していきまずではなくて、今現在もしていただきたいと思っておりますので、将来のことはいいのですが、現状はどうして、来年度はどうしていききたいということだけお答えください。

○保健福祉課長（高木堅介君） 現状では、先ほども言いましたように、民生委員の方とか、シルバーボランティアの方の見守りがあります。システムを使ったというのが今できませんので、今まで見守りシステムを設置しておられた高齢者宅につきましては、保健福祉課から1日1回の電話で安否確認等を実施したいと思っております。システムを活用したものににつきましては、いろんなやり方、アプリの種類ですとか、あと実際にタブレットを使ったものが本当に高齢者の方の操作について難しい部分もございますので、それが良いのか、そういうのも併せて、令和3年度にはそういうことを検討したいと思っております。

○5番（森山 宏君） 課長、言っているのは、タブレット、町長のほうでは回収のほうにと。課長のほうではまた新たなソフトを入れたりとか。というのが、これは実証実験で、この機械を使ったやつは終わっているわけでしょう。補助も何も新たにやるわけでもないし、速やかに回収するべきであって、そしてタブレットを使ってどういう効果があったとかというのは、多分補助事業ですから、事業結果報告はされていると思っておりますけども、またそれを使ってとか課長はおっしゃっていますけど、今からのではなくて、今現在をどう取り組んでいかれるかというのを質問しているのであって、これは検討しますではなくて、もう今現在も時間が経過するのと一緒に実質動いていっているのですよね。3月というのも動いているので、タブレットを使っていない前のシステム体系でいきますとおっしゃっていただけるのか、またタブレットを何のかんのというふうに、タブレットはもうないと考えて、現状はどうしていくということを明確にちょっと、やっていますくらい言ってください。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、タブレットの利用が終わりましたので、これまでの民生委員、シルバーボランティアによる見守りに戻っております。タブレット利用者に対しましては、先ほども申しましたけど、1日1回の電話をかけての安否確認ができたかと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 52 ページの老人福祉費の扶助費の老人福祉施設入所措置費、前年度が2,880万円、今年度が2,400万円、500万円程度減額になっております。減額予算

になった要因は何なのかお尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） この老人福祉施設入所措置費につきましては、通常の特別養護老人ホームではなくて、養護老人ホームになります。令和2年度当初では12名の予定でしたが、令和2年度の今の見込みで10名に減っておりますので、令和3年度は1人20万円の2名分の1年分ということで、480万円の減になるものでございます。

○7番（味岡 恭君） 当初の説明で10名とあったのですが、それはもう確定しているのですか。今からまた予約とかいろいろ出てくるのではないのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） この養護老人ホームにつきましては、予定がその都度あるわけではございませんで、通常の特別養護老人ホームへの入所ができない方、そういう方ですので、対象となる方がいつ出るか分かりません。なので、まずそういう御相談があった場合に、人吉球磨管内全体での入所判定会議等もありまして、そこで入所が決定していきます。その事前の段階で、また1人、2人と増える場合に、補正予算で対応していきます。

○7番（味岡 恭君） 意味は分かるのですが、大体湯前町が昨年度は12名だったということは、令和3年度も12名程度でいくのではないのでしょうか。不安定のように、やっぱり需要バランスで、その年、その年で変わるのですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 毎年12名というわけではありませんが、対象となる方がおられた場合に措置していくものでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 51ページです。節7の報償費ですが、在宅ねたきり高齢者等介護者手当につきましては、令和2年度は120万円の計画でありまして、令和3年度は90万円ということで、75パーセントになっております。その減額となっている理由につきまして、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） この在宅ねたきり高齢者等介護者手当につきましては、在宅で、自宅で1年以上介護されている方で、その月の半分以上、在宅で生活されている方の介護をした場合に対象となるものでございます。

まず、令和2年度の実績を基に、この令和3年度の見込みをしております。在宅で介護をされている方、寝たきり等に相当する、いろんな基準項目があるのですけれども、やはり介護度の高い方がメインになります。在宅で頑張って介護されているのですが、やはり自宅での介護が難しい場合に、特別養護老人ホーム等への入所などがありまして、令和2年度までの予算では120万円程度としておりましたが、現在では、令和2年度の見込みにより比較しまして、予算は減額しております。

○3番（遠坂道太君） 今説明いただきましたけれども、今後やはり考えられるのは、老人が老人を介護するというのが増えてくるというふうに心配がなされるわけござい

ます。今後、在宅の寝たきりの場合もありますけれども、やはり年寄りが年寄りを介護していくというかたちの中での、そういった方向づけ、助成あたりの計画あたり、町長ちょっと答弁をお願いいたします。

○町長（長谷和人君） この制度につきましては、在宅におきます老老介護、若しくはそこにお住まいの息子さん夫婦あたりが、年間通して御両親を看ていただくという、どういうふうにして表現したらいいでしょう、その労に対する慰労という性格の予算でございますので、それにもう少し肉付けしろというふうなお話であれば、ここににつきましては、令和3年度で検討してみたいと思いますし、他町村もどうなっているかという部分もちょっと調べさせていただければというふうに思っております。大変皆様方、家庭の中で介護しながら、そして通常の生活をされているということで、大変不自由な生活をされている部分もあるというふうに私も理解をしておりますので、そこについては、先ほど申しましたようなかたちで、ちょっと調べさせていただければというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 皆様ご存知のとおり、よくテレビ等でも報道があります。80何歳の方が、奥さんがそういうふうな、いろんな問題も、介護の苦労というのがあります。そういったかたちの捉え方も考えながら、先ほど町長が言われましたように、ほかの町村あたりも調査をされ、いろんなかたちでの取組の方向をお願いしたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、次に、款4衛生費の説明を求めます。ページは、55ページから60ページです。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、款4衛生費を御説明いたします。

衛生費は、1億8,219万9,000円を計上しました。令和2年度と比較して、137万7,000円の減であります。減の主な要因は、令和2年度に実施しました保健センター空調更新工事の減であります。歳出に占める構成比は、5.3パーセントになります。以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心に御説明いたします。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、環境衛生係担当職員2名の人件費、住民の各種健診及び保健事業に係る諸経費、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金、子ども医療費助成金など、5,482万2,000円を計上しました。

節1報酬、節7報償費及び節8旅費に、乳幼児等の各種健診や健康づくり推進委員の報酬、講師謝金、費用弁償などをそれぞれ計上しました。

56ページをお願いします。節10需用費、光熱水費は、令和2年度の保健センター空調更新工事により、LPガス代を大きく削減することができ、令和2年度と比較して、56

万 2,000 円減の 143 万円を計上しました。また、栄養指導室のガスコンロが経年劣化のため、令和 3 年度は 8 台中 4 台を交換することとし、保健センター全般の維持管理修繕等も含め、69 万 8,000 円を計上しました。

節 12 委託料は、妊婦健康診査委託料のほか、保健センターの維持管理に係る委託料、新生児聴覚検査委託料など、353 万 6,000 円を計上しました。

57 ページをお願いします。節 18 負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金のほか、各種協議会や共同運営事業の負担金など、1,769 万 3,000 円を計上しました。公立多良木病院企業団負担金は、病院事業分と介護老人保健施設事業分を合わせて、1,669 万 6,000 円を計上しました。令和 3 年度は、不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する特別交付税措置が新たに創設されたことなどにより、令和 2 年度と比較して、590 万 3,000 円増となりました。

節 19 扶助費には、高校 3 年生までの子ども医療費助成金について、直近 3 年度分の実績を基に、1,440 万円を計上しました。

目 2 予防費につきましては、各種がん検診や総合健診及び各種予防接種委託料など、3,685 万 7,000 円を計上しました。

令和 3 年度は、これまで保健センターにおいて集団接種で実施していた高齢者の季節性インフルエンザ、日本脳炎、二種混合、BCG の予防接種について、個人がかかりつけ医などで受ける個別接種に変更することといたしました。これにつきましては、一つ目に予防接種法の原則である個別接種に沿って実施すること、二つ目に、密集を避け、様々な感染症の感染リスクを回避すること、三つ目に、かかりつけ医などで都合の良い日時に接種が可能となり、住民の利便性向上を図ることができるなどの理由から、個別接種に変更するものでございます。

これまで保健センターで実施しておりました集団健診につきましては、同じように、密集の回避や駐車場不足解消などの理由から、令和 3 年度の会場を農村環境改善センターに変更することといたしました。

節 12 委託料は、5 月に実施する集団健診及び各医療機関で行う総合健診の委託料と、各種予防接種委託料など、3,530 万 9,000 円を計上しました。基本健診（生活保護受給者等）委託料には、新規事業として、20 代から 30 代の若年層の健康状態の把握と受診後のフォローを行い、健康づくりを推進するとともに、40 歳からの特定健診受診へつなげることなどを目的に、自己負担金 2,000 円で基本健診を受けることができる委託料 20 名分、18 万 6,000 円を含めまして 20 万 5,000 円を計上しました。また、高齢者の季節性インフルエンザ予防接種なども含めまして、各種予防接種委託料 1,268 万 4,000 円を計上しました。予防接種の種類は 16 種類になります。

59 ページをご覧ください。節 18 負担金補助及び交付金には、子育て支援施策の新規事

業としまして、インフルエンザワクチン接種補助金を創設し、126万8,000円を計上しました。インフルエンザワクチン接種補助金は、生後6か月から18歳までを対象とし、医療機関で受けた予防接種費用のうち、自己負担額1,000円を控除した額を償還払いにより補助するものでございます。対象者の約4割に当たる192人分、83万5,000円を計上しました。

目3環境衛生費につきましては、環境保全及び衛生管理に係る経費659万7,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金、水上斎場分につきましては、待合室利用収入の減などにより、44万4,000円増の416万2,000円を計上しました。また、合併処理浄化槽設置補助金は、5人槽3基分、198万6,000円を計上しました。

目4は、新たに新型コロナワクチン接種事業費を設け、ワクチン接種に向けた経費2,622万6,000円を計上しました。

節1報酬、節3職員手当等、節4共済費、節8旅費に、会計年度任用職員2名、6か月分の経費をそれぞれ計上しました。また、節1報酬、節7報償費、節8旅費に、ワクチン接種に向けた会議の際の医師、看護師の報酬、費用弁償などを計上しました。

節3職員手当等の時間外勤務手当等は、通常業務を行いながらワクチン接種関係業務に当たらなければならないことや、国が新たに導入するワクチン接種履歴等を把握するシステムに、接種情報を接種日に毎日入力する必要があるため、その日数と時間、担当人数を基に計上しました。

節10需用費は、ワクチン接種の際に使用するガウンや手袋などの消耗品及びディープフリーザー、超低温冷蔵庫の電気料を計上しました。

節11役務費は、接種券や日程等の通知に係る通信費と医療機関での接種費用を国保連経由とした場合の支払い事務手数料を計上しました。

節12委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,723万2,000円などを計上しました。

節13使用料及び賃借料は、接種会場の改善センターにおいて健康管理システムを使用するためのパソコンリース料を計上しました。

節17備品購入費は、接種会場で使用するパーテーション及び停電時においてもディープフリーザーに電源を供給することができる非常用モバイル蓄電システム購入費を計上しました。

項2清掃費、目1塵芥処理費は、ごみ収集運搬業務委託料、人吉球磨広域行政組合負担金など、4,317万5,000円を計上しました。

節12委託料は、ごみ収集運搬業務委託料689万7,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合へのごみ処理負担金として、令

和2年度より49万7,000円減の3,600万6,000円を計上しました。また、ごみ処理容器設置事業補助金として、令和2年度と同額の27万円を計上しました。

目2し尿処理費は、汚泥再生処理センター運営等に係る負担金を計上しました。し尿処理負担金として、令和2年度より25万9,000円減の1,452万2,000円を計上しました。

以上で、款4衛生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款4衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

○8番（金子光喜君） 58ページの予防接種委託料についてお伺いさせていただきます。先日の補正予算のときにもお伺いしたわけですが、予防接種の中に、子宮頸がんのワクチン接種が今年度補正で上がってきておりまして、もともと存目計上されておりまして、細かく表示されていたわけですが、本年度はまとめて表示してありまして、その分どうなっているのかが分かりませんでしたので、そのへんまず質問させていただきます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 予防接種委託料には、16種類まとめてございます。その中の子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、8人の3回分を計上しております。なお、この予防接種委託料を一つの項目にまとめましたのは、例えば医療機関から、いろいろな予防接種の請求書がまとめて1枚で届きます。これを、これまでのワクチンごとの予算を組んでおりますと、一つの請求書に、例えば10のワクチンがありましたら、それを別で全部支出してございました。これが、かなり手間がかかりまして、この事務事業の改善というところで、1本にまとめさせてもらいました。中身の管理については、これまでと同様に十分行ってまいります。

○8番（金子光喜君） 要は、分けられていた経緯があったから、今回改めて子宮頸がん予防ワクチンを取り上げさせていただいたわけですが、子宮頸がんワクチンは、国のほうが積極的な勧奨はしないというかたちでこれまで来ておりました。約5年ぐらいですね。その5年の間、ほとんど接種はされておられません。本町の子どもさんの中でも、恐らくされなかった人がほとんどだったろうと思います。その前の2年間か3年間ぐらいは国が勧奨を始めまして、全員の接種がされていたと記憶しておりますけども、急にそういうかたちになりましたので、接種を受ける安心感と、接種をしたときのリスクと、そのへんどちらが良いのかとか、しっかりとした情報提供が十分できていたようには思えません。そのへんで、今年ですかね、近頃子宮頸がんワクチンの接種はしたほうが良いという傾向が出てきてまして、昨年補正で上がってきたのかなと思います。

今年も8人というかたちで計画されているようですが、果たして8人の方が接種されるだけで良いのかということです。本来であれば、対象者には全員接種してもらうのが私は一番良いのかなと思いますけども、いろいろ考えるとあられると思いま

すので、接種されない方もおられるのかもしれませんが、しっかりそのへんのリスクと、ワクチンを打つことの安心感との、そのへんについての情報提供はしていく必要があると思いますけども、予算のほうにも10代の若者向けの保健指導が入っておりますので、そのへんで併せてされるのかなと思いますけども、そのへんのどういう経緯で考えておられるのかということ、ちょっとお知らせいただけたらと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 子宮頸がんワクチンにつきましては、今金子議員が言われたとおり、副反応であったりとか、これまで積極的な勧奨ができていなかったというところがあります。これにつきましては、今もあまり変わってはいないところです。接種をかなり推進するという状況でもありません。

今年度対象の方にも実施していることなのですが、詳しく書いたパンフレットを同封しまして、それに説明文も添えて送っております。対象年齢が決まっておりますので、その期間にできなかった人につきましては、総合健診などでの子宮がん検診ですね、そういったところも用意してございますので、まずこの対象者の方には、そういったことで、きちんと内容を理解していただいて、接種を希望の方には接種をしていただく。その対象期間から超えてしまった方につきましては、ほかのところで検査、早期発見だったり、そういうことで対応していきたいと思っております。

○8番（金子光喜君） 本来であれば、受けていたはずであろう方々が漏れていることは、しっかりご本人さんも家族の方も御理解いただいて、対応いただくことが必要だと思います。またこれからも、課長言われたように、情報提供というのをしっかり進めて、できる限り接種者が増えることを私自身としては希望しておりますので、十分な対応をお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 57ページの扶助費、不妊治療費助成金ですね、そのことでお尋ねいたします。昨年度の利用者数はどのくらいだったのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和2年度につきましては、1名の方が治療の申請をされております。

○7番（味岡 恭君） 不妊治療費助成金の助成割合は、今湯前町はどのくらい出しているのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時00分
再開 午後2時13分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○保健福祉課長（高木堅介君） 不妊治療費助成金につきましては、予算総額 47 万 5,000 円です。内訳としましては、特定不妊治療の 30 万円を 1 件、7 万 5,000 円を 1 件、一般不妊治療 10 万円を 1 件としております。これにつきましては、県の助成事業がございまして、県の助成事業における助成額が 15 万円又は 30 万円の場合は、1 回の治療につき 30 万円を限度に助成します。県の助成額が 7 万 5,000 円の場合は、同額の 1 回につき 7 万 5,000 円を限度に助成することとしております。

それから、県の助成事業、一般不妊治療及び人工授精につきましては、その人工授精等の費用を超えない範囲で、10 万円を限度に助成するとしております。令和 2 年度の方につきましては、自己負担分は全て助成しております。

○7 番（味岡 恭君） どうもありがとうございます。今私が言いたかったのは、もし助成金が少なかったら、全額助成すべきじゃないかということが言いたかったわけです。そのへんをよく啓発して、町民に知らせていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3 番（遠坂道太君） ページは、60 ページです。塵芥処理費、節 18 の負担金補助及び交付金ですが、広域行政組合負担金のごみ処理につきましてお尋ねいたします。昨年度は 3,650 万 3,000 円、今年度は 3,600 万 6,000 円ということで 49 万 7,000 円の減少となっているところがございますが、ここ数年ですね、徐々に減ってはきているように思いますけれども、今後生ごみの対策というのをどのようにお考えになっているか、そのへん伺いたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 生ごみにつきましては、これまでも旬報、広報等で、まず家庭において、ごみに出す際には、水切りをきちんとして出してくださいということで啓発しているところです。これは、水分を含んだままですと、重量もかさみますし、処理場での焼却にも影響があるということでもあります。生ごみの量を減らすというのは、併せまして、このごみ処理容器設置事業補助金がありますので、これにつきましても、年に 2 回ほど案内をしまして、コンポストの容器の購入と、あと電気式の生ごみ処理機の購入費用の補助を実施しておりますので、こういうことで生ごみの量を減らすという取組をしております。

○3 番（遠坂道太君） やはり今後、家庭での水切りあたりの徹底、やはり旬報等でも再度やっていただくほかないと思いますし、このコンポストあたりの需要も、昭和 60 年代ぐらいから非常に家庭のほうに増えたわけなのですよね。その中で、取組も非常に多かったものですから、その前よりもその時代ときは、相当生ごみが減ってきたようなかたちだったのですよ。近年になって、それ以上減っていくようなかたちが見えてこないものですから、ほかのやり方等についても検討するべきではないかと思うわけでございます。今後やり方についても、先進地のところもございまして、そのあたりも見ながら

取組方法を考えていただければと思います。その部分、町長どのようにして考えを持ってられるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） やっぱり各家庭におきまして、今遠坂議員もおっしゃっていただいたのですが、水切り等の徹底も必要でもございますし、それからやはり若者の世代になりましてから、食生活がもう変わってき始めているということで、丁寧にやっぱりそこを、忙しいという各家庭におきまして、忙しいという生活実態もあるのかなというふうに思いますので、そこは同じことを何回も繰り返すかもしれませんけども、そこらへんの徹底をお願いするというのが一番なのかなというふうにも思っております。

それから、毎年区長様方をお願いいたしまして、クリーンプラザのほうにも、現場のほうを視察していただくようお願いしておるところでございますので、そこらへんのきっかけにさせていただくようなかたちで、今後とも継続的にお願いしてまいろうかというふうに思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 一つのやり方といいますか、今町のほうでも各畜産事業者の方が堆肥センターお持ちでございます。そういったほうに、生ごみを持ち込まれる方策等は考えてられるのか、町長そのへんについてどう思いますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、突然の御提案をいただいたところでございますけども、その堆肥センターまで持っていくまでの仕組みというのですかね、そこらへんもあるようでございますので、当然お近くの方でしたら問題ないのかなと思いますけども、かなり深掘りをしなくてはいけない部分がございますので、今お聞きしましたので、いきなり答えろと言われてもなかなか難しい答えがありますけども、とにかく生ごみの減量化という部分からいきますと、一つの着目点なのかなということでお答えさせていただければというふうに思います。

○3番（遠坂道太君） 申し訳ございません。いきなり町長にお伺いしたわけですが、やはりこれも一つの手ということで、御理解していただきたいと思います。私もいろいろ経験をしてきましたので、やはり一番早いのは、堆肥と混ぜるのが早いかなというかたちをとったわけですので、今後とも良い方向のやり方を考えていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 59ページの目3環境衛生費、節18負担金補助及び交付金の中で、先ほど合併処理浄化槽設置補助金というのが198万6,000円上がっておりますけども、先ほど5人槽が3基分と言われましたけど、3基分の根拠はどこから出ておるのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） この合併処理浄化槽設置補助金につきましては、主管

課は建設水道課になりますが、5人槽3基分につきましては、令和2年度と同程度で、3基分を見込み計上してあります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 60ページのすばらしい項目があったので、詳細をお聞きします。備品購入費で、非常用モバイル蓄電システム購入費というのがあります。これは皆さんが欲している蓄電池のことかなとは思いますが、モバイルとか付いていますので、どういう品物か、またこれが全額コロナの国庫金だからということで計上されているのか、まず中身を教えてください。

○保健福祉課長（高木堅介君） これにつきましては、超低温冷蔵庫ディープフリーザーがございますけれども、電源は通常の電源から取ります。通常のコンセント、アース付きの3極の挿し口になりますが、そこで取るのですけれども、停電の際は、今ですと冷蔵庫の電源も落ちてしまいます。それを防ぐために、通常の壁のコンセントと超低温冷蔵庫の間に、この蓄電システムを設けて、壁からの電源からまず蓄電システムに常時充電している状態になります。その蓄電システムに超低温冷蔵庫の電源を挿し込んで、通常は一般の電源が供給される仕組みになります。いざ雷ですとか、そういうもので停電になりますと、一般の100ボルトの元の電源は切れた瞬間に、この蓄電システムの電源が供給されるシステムでございます。超低温冷蔵庫の機能をそのまま維持できるというものでございます。

○5番（森山 宏君） 想定内の答えだったですけれども、俗にいう蓄電池ですね。蓄電池というのでおっしゃられた分は、多分本町にも装備されているとは思いますが、無停電対応システムのことだろうとは思いますが。まず、この規格ですね、アンペアと、容量的に、例えば本町で置いている無停電の場合は、パソコンが何時間分、サーバー含めて何時間分は対応できますというのが、よくこれだけ持ちますよとかいうのが売り込みに来ていると思うのですよ。そこで、アンペアとか容量がありましたら、具体的に何日分持ちますとか、何時間分持ちますとかいうのをお知らせください。

○保健福祉課長（高木堅介君） このモバイルシステム、蓄電システムにつきましては、新型コロナワクチンの対応で、いろんな売り込みも来ております。一つのメーカーのもので申しますと、電池容量としまして、4キロワットアワー、計画出力は1,500ワットとなっております。万が一の停電の際にも、ワクチンの冷蔵庫や冷蔵庫を、先ほど申しました仕組みによりまして、一つのメーカーのもので、約15時間電源供給ができるというものになります。

○5番（森山 宏君） 課長、アンペア数と、結局1,500ワットって言われたら、あまりにもちょっと、極端な話、ドライヤーを皆さんお使いだと思いますけども、ドライヤーと何かほかのものを使ったら飛んでしまうぐらいのワットですよ。ですから、キャパ

的にちょっと少ないかなと。ましてや15時間ぐらいしか持たないのであれば、ここに災害備蓄用で発電機もあります。これで1時間か何かすると発電機でも対応できますし、多分発電機は20アンペアか30アンペアあったと思うので、そっちでも対応できると思います。蓄電池というのは、太陽光発電とかなさっている方は特に一番欲しい機器だと思いますし、ましてやこれだけ高額だったら、15時間ぐらいしか持たない蓄電池のかなと思って、あと1回詳細をお願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） この一つの例でいきますと、先ほど言いました計画出力1,500ワットでサージ電流60アンペアです。今言われたように、保健福祉課でも当初は発電機で対応できると考えておりました。ただ、停電は真夜中に起きる可能性もありますので、1回、1回その際に、真夜中だとタイムラグが生じてしまいます。誰か職員が行って、発電機を起こして繋いでということが必要になりますので、真夜中での停電にも対応できるように、瞬時に電源を供給できるようにということで、必要と考えております。

○5番（森山 宏君） 60アンペアと聞いて安心しました。そして、もう一つ、これは超低温、70度ですか、ドライアイスが溶けない温度、これは市中にも出回っていますし、こういう冷凍庫というのは実質あるのですよね。冷凍庫の話はしません。ただ、この蓄電池において、これがコロナ対策で来るのであって、超低温で、これがワクチンが変わったら、今度のファイザー製のでも20度でも良いですよというのも出ております。今はこれかもしれないですけど、将来的に変わっていく可能性があると思うのですよね。先のことを言っても始まりませんが、これがコロナのあれで国庫金からいただいたと。収束してほしいのですが、これが常態化した場合、これの無停電構想で、せつかく60アンペアあるのだから、いつまでもコロナでいったら縛りがあると思うのですよね。これ以外には使用してはならないとかいうやつが来るのではないかなと思うものですから、いつまでとか、あとほかに準用できるようなことも考えておられるのですかね。

○保健福祉課長（高木堅介君） 国庫補助の対象になります。あと、ワクチン接種が令和3年度に、一般の方によりやく始まるということで、秋ごろにはワクチン接種が終わる見込みと考えております。その後につきましては、通常の温度といたしますか、そういうことになると、あまり使わなくていいようになるかと思えます。ほかのことに流用というのは、ちょっと補助金要項なりを確認しまして、災害に備えたシステムということで、活用できないかなとは思っています。

○5番（森山 宏君） この超低温という1社のワクチン対応だけのシステムですので、この蓄電というのは、もうみんなに汎用性がある電気ですから、汎用性があると思います。これは多分国庫金だから縛りが来ると思いますけども、令和3年度で終わるようであれば、せつかく箱物があるのですから、無停電の補助的な電源としても、うまく準用

できるように早急に考えてください。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、次に進みます。

款5農林水産業費の説明を求めます。ページは、61ページから69ページです。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） それでは、款5農林水産業費について御説明いたします。タブレット資料は61ページからになります。

款5農林水産業費は、総額で1億8,480万円を計上しております。令和2年度と比較しまして、2億1,123万6,000円の減となっております。一般会計歳出予算総額に占める割合は、5.4パーセントです。

項1農業費、目1農業委員会費について御説明いたします。ページは、同じく61ページからになります。

農業委員会費につきましては、2,689万3,000円を計上いたしました。令和2年度と比較して、32万5,000円の減となっております。減額の主なものは、節3職員手当等の時間外勤務手当や、節10需用費の消耗品費等の減によるものです。

節1報酬から節4共済費につきましては、農業委員8名及び農地利用最適化推進委員7名の報酬並びに事務局職員2名と会計年度任用職員1名分の人件費等の経常的経費を計上しました。

61ページから62ページにかけては、節8旅費につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の費用弁償並びに委員出張に伴う費用弁償と普通旅費を計上しました。

62ページの節12委託料と節13使用料及び賃借料に、農地台帳システムと農政業務支援システムの保守委託料とリース料を計上しております。

以上で、目1農業委員会費の説明を終わります。

○農林振興課長（稲森一彦君） 次に、目2農業総務費につきましては、4,674万8,000円を計上しました。令和2年度と比較しまして、84万4,000円の減額となりました。

農林振興課職員給与などのほか、節1報酬、節8旅費の費用弁償に、農振整備促進協議会委員9名の2日分、人・農地プラン検討委員会委員3名の2日分と、会計年度任用職員の人件費7か月分を計上しました。

次のページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金では、球磨川漁協への稚魚放流補助金として10万円を計上しました。

経営所得安定対策、担い手育成等を協議・執行していきます湯前町農業再生協議会の補助金128万9,000円は、国からの経営所得安定対策推進事業、県からの水田産地化総合推進事業、また町単独事業として、新規就農者、後継者などの育成、支援に努めてい

くこととしております。

また、令和3年度は新たに、新嘗祭献穀事業負担金14万9,000円を計上しました。これは、振興局単位の持ち回りで、10年に1回の単位で担当地区となり、令和3年度は球磨地域が担当となります。開催に当たり、費用が500万円の負担となり、JAが費用の2分の1を負担し、残りの2分の1について、開催地の錦町が100万円とし、錦町以外の市町村が令和2年度の水稲作付面積割りで負担することとなりました。また、議案説明資料として、新嘗祭献穀事業のスケジュール等を添付していますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、目3農業振興費につきましては、9,390万7,000円を計上しました。令和2年度と比較し、384万1,000円の減額となりました。主な減額の要因は、節20貸付金の農協預託金を減額し計上したことによるものです。

節1報酬22万7,000円、節8旅費の費用弁償7万2,000円、委員において町長が特に認める者として、広く知識などをお持ちの方を委員として委嘱を行っており、この委員の出張に伴う費用弁償14万3,000円を計上しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策等により、思うように委員会が開催できませんでしたでしたが、令和3年度には、諮問に対し答申ができるように進めていきたいと思っています。

次のページをお願いいたします。

節12委託料は、36万円を計上しました。これは、令和2年度も水稲の試験栽培を実施しましたが、令和3年度は委託農家や委託場所も拡大し、データ等の確保、また、令和2年度は湯前産の米として販売もしていただいております。また、令和2年度は湯前産の米として販売もしていただいております。また、節15原材料費に、試験栽培用種子購入費として6万6,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金に8,728万5,000円を計上しました。主な内訳としまして、農業用廃プラスチック類処理対策補助金26万8,000円を計上し、中山間地域等直接支払交付金は第5期目の取組となり、1集落は協定を行わないようになりりましたが、新たに別の1集落が取組を開始され、協定面積が約2.6ヘクタール増加し、383.86ヘクタールで3,135万5,000円を計上しました。環境保全型農業直接支払交付金は、環境に優しい農業に交付されるもので、約47ヘクタール分で、令和3年度より国の交付金単価が下がるため、536万1,000円を計上し、農業次世代人材投資事業補助金は、就農後4年目の方と新規就農者1名の方、計2名分の300万円を計上し、多面的機能支払交付金は農地維持・資源向上共同活動及び長寿命化を含めまして、3,385万2,000円を計上しました。

町の単独補助事業である農業機械・施設等導入補助金は、事業の要望があり、要望内容の審査等を行いましてから、補正予算にて対応をさせていただきたいと思います。

農業後継者等支援補助金は、国の農業次世代人材投資事業に該当せず、町単独事業に

なるものですが、令和2年度に新規就農された方が2名おられ、令和3年度は就農2年目となり、192万円を計上しました。

湯前版中山間地域直接支払補助金につきましては、令和2年度において、2集落が新たに取り組み5集落となり、326万1,000円を計上しました。

次のページをお願いいたします。

県水土里情報利活用協議会負担金は、令和2年度と同額の13万8,000円を計上しました。土地情報システム、オルソ画像等を農地情報として活用するものです。

強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金は、国の事業で、該当した場合は補正にて対応することとしており、当初予算では存目計上としております。

果樹振興事業補助金、鳥獣被害防止柵事業補助金、作物規模拡大等支援事業補助金、農耕車資格取得補助金、農業研修事業補助金、高齢者園芸施設導入事業補助金は、町の基幹産業である農業を持続的、発展的に行っていただく町単独補助事業です。事業の要望があり、要望内容の審査等を行いましてから、補正予算にて対応をさせていただきたいと思っております。

有害鳥獣捕獲補助金につきましては、シカ500頭、イノシシ180頭、サル10頭、カラス50羽、アナグマ100頭分で、令和2年度の実績を参考に、727万円を計上しました。

熊本県農業制度資金利子等補給費助成金は、新型コロナウイルス対策緊急支援資金に伴い、県と町が利子補給等を行うもので、令和3年度分として15万1,000円を計上しました。

節20貸付金は、農協預託金になります。近年は新規の借入れも少なく、農協さんとも協議を行い、500万円を計上しました。

次に、目4畜産業費につきましては、780万1,000円を計上しました。令和2年度と比較しまして、195万円の増額となりました。主な増額の要因は、農業公社の事務所を畜産センターの建物内の一角に移転させるようにしており、移転先である畜産センター内の改修に係る費用を計上し増額となりました。

節7報償費に、各種品評会の賞品代22万5,000円を計上しました。

節10需用費の修繕料は、畜産センター内の一角の和室18畳の広さを改修する費用と、併せまして、畜産センター全体の照明をLED化するなどの予算300万円を計上しました。また、農業公社の移転に伴い、水道、電気料の光熱水費も増額し、9万3,000円を計上しました。水道、電気料につきましては、令和2年度までの料金を基準に、超過した分は農業公社から別に収入することとします。また、議案説明資料としまして、畜産センターの改修の平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金に、439万9,000円を計上しました。主なものとしまして、

料金の4分の1を補助する酪農ヘルパー制度補助金に、過去の実績などを参考に100万円を計上しました。

畜産奨励補助金につきましては、繁殖素牛、乳用牛素牛、肥育素牛導入事業等で、令和2年度の実績を参考に334万2,000円を計上しました。

次に、目5農地費になります。農地費は、293万3,000円を計上しました。令和2年度と比較して、3,604万8,000円の減額となりました。主な減額の要因は、平成30年度から令和2年度までの継続事業であった植木地区用水路改修工事は、令和3年度への繰越しとしておりますが、完了することになること、また、新たに深田2地区排水路工事を計画しておりますが、当初予算では存目計上としており減額となりました。

節10需用費の修繕料は、農道・排水路などの維持管理的な修繕、改善に要します経費で、昨年度より50万円増額の200万円を計上しました。増額の50万円は、令和2年度までは節14工事請負費で雑工事として例年計上していたものを、節間の更正を行い、豪雨等による災害時にも早急に対応できるようにするために、50万円の増額を行っております。

節12委託料は、30万2,000円を計上しました。深田2地区排水路改修工事測量設計業務委託料と農村地域防災減災事業ハザードマップ作成委託料は、令和3年度は潮ため池のハザードマップ作成を計画しております。それぞれ県へ要望をしておりますので、額の確定後に、補正予算にて対応をさせていただきたいと思っております。

節14工事請負費は、深田2地区の老朽化によるブロック積の排水路改修工事として、県へ事業の要望をしておりますので、額の確定後に、補正予算にて対応をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、議案説明資料としまして、深田2地区排水路改修工事の施工箇所的位置図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次のページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金につきましては、県土地改良連合会負担金は、一般賦課金1万円と、特別賦課金は存目計上しました。また、県営農村地域防災減災事業負担金は、第二蓑谷ため池整備事業に県が事業実施に要する町負担金となり、存目計上としました。事業費が確定しましたときに、補正にて対応をさせていただきたいと思っております。以上です。

○教育課長（北崎真介君） 67ページをご覧ください。目6農村環境改善センター管理費につきましては、309万4,000円を計上しました。改善センターの維持管理に要する経常的経費が主なものでございます。昨年度より1億6,747万5,000円の減となっております。減の主なものとしましては、令和2年度に実施しました農村環境改善センターのトイレタイル修繕や改修工事関連の監理業務委託料、工事請負費があったためでございます。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルスの予防接種会場となるなど、これまで以上に多種多様の利用が計画されており、今後も町民の皆様に、より親しみやすく利便性の高い施設となるよう、様々な関係者の皆様方と連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。以上で終わります。

○農林振興課長（稲森一彦君） 同じページの目7干害対策費につきましては、存目計上しております。

次に、68ページの項2林業費、目1林業振興費につきましては、341万8,000円を計上しました。令和2年度と比較し、465万3,000円の減額となりました。減額の主な要因として、森林環境譲与税を財源として、町有林を含む民有林の森林管理・経営など、適正な森林整備を進めるため、令和2年度は湯前町森づくり構想作成を行い、この予算を500万円計上しておりました。本年度は、森林所有者に対し、森林の経営意向を把握するための調査と民有林内の路網改良を行う計画をし、予算を200万円とし、節12委託料で減額となりました。

節12委託料200万円の内訳としまして、森林経営意向調査委託料100万円は、森林経営管理法に基づく森林経営意向調査を計画し、約300名の森林所有者に対し、森林経営に関する意向を把握するための調査です。次に、民有林内路網改良業務委託に100万円を計上しました。路網のコンクリート舗装等の改良を行い、林業基盤を強化するものになります。森林経営意向調査委託、民有林内路網改良業務委託につきましては、森林環境譲与税を財源としており、森林の経営意向を把握し、また、豪雨災害等への備えとなる森林や路網等の整備に努めてまいります。

節18負担金補助及び交付金に、118万5,000円を計上しました。主なものとしまして、上球磨地区林業振興推進協議会負担金は、湯前・水上の林業振興等に関し、先進地視察や有識者を招聘し地元での研修会等を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策により開催できずに、令和2年度の事業費を協議会で繰り越すこととなり、令和3年度予算は存目計上しました。

上球磨森林組合が実施します労働安全大会や作業班育成対策研修事業負担として、湯前・水上林業者大会負担金6万2,000円を計上しました。

林業・木材産業振興施設等整備事業補助金、くまもとの森林利活用最大化事業補助金は、それぞれ存目計上しました。事業の要望申請があり採択された際に、補正をお願いしたいと思います。

球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金は、令和2年度の実績を参考にし、令和2年度と比較し、110万円減の90万円を計上しました。

奥球磨みらいのもり創造協議会負担金は、林業成長化地域創出モデル事業において、補助対象とならない経費分を、協議会会員である行政、各林業事業体から、それぞれ2

万円を負担するものです。

食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金は、存目計上としております。民間が行う竹林整備等になり、事業の要望申請があり採択された際に、補正をお願いしたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

節 24 積立金は、国からの森林環境譲与税の一部を積み立てるもので、令和 3 年度の譲与税額は 615 万 6,000 円を見込んでおり、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 公有林管理費の林道台帳整備及び森林解析委託料で 400 万円、款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 12 委託料で、森林経営意向調査委託料 100 万円、民有林内路網改良業務委託料 100 万円の計 600 万円を活用することとしており、残りの 15 万 6,000 円を積み立てるものです。

以上で、款 5 農林水産業費の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 5 7 分

再開 午後 3 時 0 9 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

これから、款 5 農林水産業費の質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） 農業委員会のことを再度聞きたいと思いますが、先週私もお尋ねしましたが、集積率なのですね。将来的にどれくらいまで考えておられるのか、そしてどのような方策で取り組んでいかれるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 熊本県が県として目指すのは、80 パーセントほどを計画してありますが、以前遠坂議員の質問に答えました昨年度 1 年間の集積面積が 53.7 ヘクタールで、集積率が 49.5 パーセントになる見込みです。これにつきましては、農業委員、推進委員それぞれで、地区割で班を編成しまして、今年に入りましてから、口頭契約の農地をちゃんとした契約にしてもらうような活動を始めております。

○3 番（遠坂道太君） 口頭の契約のほうをまとめていくということも一つの手だと思いますけれども、今後、やはり担い手のほうに土地を集積していく場合、どのような方策を考えておられるのか、それについてお尋ねします。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 今申したように、農業委員と推進委員さんの活動の中で進めていきたいと思っております。

○3 番（遠坂道太君） 作物の集積というの、一つの考え方ではないかということ

考えていただければ、今後の集積率もアップするのではないかと思います。それと、やっぱり土地利用のかたちの取組方法も考えるということをしながらか、この目的の予算も、集積率を上げれば、この部分の数字も十分上がってくるのではなからうかと思ひます。それについて、どのようにお考えか。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） すいません、作物に関する集積というのは、あまり考えておりませんでした。今後、各委員さんと相談しながら進めていきたいと思ひております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 63 ページの負担金補助及び交付金というところで、湯前町農業再生協議会補助金とございます。これも、平成 31 年度だったですか、質問したかと思うのですが、これは何年度から始まったのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） これにつきましては、主に転作関係の事業を推進したり、またその中で担い手等の育成を図っていくような事業となっております。湯前町農業再生協議会というふうな名称になってからは、すみません、はっきりとは覚えておりませんが、もう 14、15 年前だというふうにお思ひております。

○7番（味岡 恭君） 再生協議会というのが始まってから、かなりの年数が経っていると思うのですよね。その中で、この頃、新規農業者の後継者育成とかいうことでやっておられますけれども、活動の結果、どうだったかというのは、検証はされたのかお尋ねをいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど申しました 14、15 年前から、この協議会が始まったということとございます。これにつきましては、確か平成 30 年度ですか、山下議員からの一般質問もございました。担い手等とか、新規就農者等への事業を、その中でも改めて図っていくというようなこととお話ししたと思ひます。

令和 2 年度につきましても、予算のほうは計上いたしましたか、新型コロナ感染症対策ということで、なかなか若手の方が集まっていたかき、勉強会なり、研修会がちょっとできておりません。令和元年度に 1 回開催いたしましたけれども、令和 3 年度におきましても予算をお願いしておりますので、この中で若手の方にいろいろ集まっていたかき、勉強会なり、今後活発にしていきたいというふうには思ひているところでございます。まだ検証という段階はできておりません。

○7番（味岡 恭君） 今説明ございましたが、近年補助金の申請者がいかほどぐらにおられるのかをちょっとお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今、補助金の申請者というふうにおっしゃられましたか、反問権でもう 1 回内容のほうをお願いしたいと思ひます。

○7番（味岡 恭君） 補助金というよりも、この再生協議会の助成金ですか、補助金

ですか、これの利用者というか、それは近年で何名くらいおられるのですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 補助金の申請者ということではなくて、協議会がございます。協議会が活動するための補助金ということになっております。

○7番（味岡 恭君） その協議会のほうの利用というのは、大体1年間で、金額にしてどのくらいあるのですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 本年度も昨年度と同じように、120万円ちょっとの予算を上げております。これにつきましては、再生協議会の総会又は臨時総会をいたします。あと転作関係ですね、転作関係の推進委員さん、各地区の農家組合長さんに担っていただいておりますけれども、そういう方への、現地確認であったり、会議等への出席の費用、あと転作確認のためのそれぞれ消耗品であったりとか、パソコンのリース料であったりとか、そういうようなものの費用というふうになっております。

○7番（味岡 恭君） 先ほども聞きましたけど、コロナとかいろいろなことで中止とか、しなかったということが多々あるような話も聞きましたが、これで金額ちょっと多すぎるのではなかろうかと思っているのですが、いかがなのでしょう。

○農林振興課長（稲森一彦君） 予算総額120万円ちょっとということでございます。この中の10万円ほどを、担い手のほうへの研修会であったり、勉強会のほうの費用としております。令和2年度につきましては、そういう研修会等がコロナ関係のほうでちょっとできなかったということで、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 65ページの有害鳥獣捕獲補助金についてお伺いさせていただきます。その関連で、狩猟免許取得の支援補助金も出ておりますけれども、まず狩猟免許についてですけど、免許の場合、講習会を受けてからの受験となると思いますけれども、その講習会は予定どおりといいますか、何回か開催される予定なのでしょうかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 狩猟免許のほうの講習につきましては、県のほうの主催でされますので、恐らくされるものだろうというふうにしか、ちょっと今のところお答えできません。申し訳ございません。

○8番（金子光喜君） 開催されるだろうというところで、存目で計上してあると思いますけれども、しっかり免許取得を支えていく体制というのは、そのまま強力で押し進めていくべきだろうと思います。

ここに、鳥獣害の補助金もありましたけども、駆除のですね、今年度の補正でも出ておりましたが、かなり捕獲数が減っておりました。理由として、災害で林道が使えないとか、山に入られないという理由が挙げられておりましたが、今年もほとんど変わりませんので、非常に厳しい条件の中で狩猟等もされるのかなと思います。しっかり猟友会

といたしますか、狩猟者の方々との打合せを密にしながら、少しでも鳥獣害をなくするための取組というのは継続的にして、していくべきだと思いますので、せっかくこれだけの予算を組んでありますので、しっかり捕っていただけるような体制を構築してください。お願いします

○農林振興課長（稲森一彦君） 確かに、まだ林道なり、作業道なり、山の中の路網等が整備されるにはちょっと時間がかかりますので、鳥獣害被害対策におきましても厳しいものがあるかというふうに思っております。

あと、予算のほうでございませうけれども、3月のほうでも更正減額させていただきました。そもそも予算につきましては、例年の実績を参考にして計上しておりますが、その中に、余分にといたしますか、予算に不足が生じないように計上しておりますので、また猟友会の方にもいろいろと御苦勞をおかけしておりますが、今年度も猟友会の方ともまたお話ししながら、鳥獣害被害のほうには当たっていきたいというふうに思っております。

○9番（山下 力君） 農業委員会事務局長にお尋ねをいたします。農地について、権利を有する者の責務、農地法第2条の2にあるわけですが、この法律の説明をいただきたいと思っております。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 農地法第2条の2には、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないということが記載されております。今山下議員が言われましたとおり、それを直訳しますと、農地の権利を有する者の責務ということで、農地を農地として守る、存続させるための努力を行っていくべきという趣旨だと思っております。

○9番（山下 力君） 今説明があったとおり、農地の所有権、いわゆる賃借権を有する者が、農地法第2条の2の責務を果たさず、法律に触れる農地になった場合の農地は、どのような農地を指すのか、2つ、3つ、例を挙げて説明をいただきたいと思っております。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 普通に考えれば、作物の耕作がされていない農地、すなわち雑草などが伸びて、耕作放棄地となっている場合が該当すると思われまゝ。ただ、定期的な草刈りが行われて、すぐに耕作が再開できる状態の農地については、これに該当しないとされています。

○9番（山下 力君） 農業委員会、農業委員あるいは農地利用最適化推進委員の役割があるわけですが、農地法の第30条にあります。いわゆる役割に、その他を含めて6項目あるわけですが、その中の一つに、農地の利用状況の調査というのがあります。現在、どのような調査が、農業委員会として毎年行われているのかお聞かせください。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 農地法第30条の利用状況調査につきましては、毎年8月に実施しております農地パトロールがこれに当たると思っております。ただ、このと

きには、委員全員集まりまして町全体をパトロールしますが、通常業務として、委員さんたちには点検等、無断転用等を含めたところの活動をしていただいているものとおっております。

○9番（山下 力君） では、今まで、そういうパトロールをされて、これはちょっと第2条の2に触れるなという農地の例があれば、お聞かせください。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 8月に行っている農地パトロールにつきましては、大体荒廃農地等の発見とか、そういうあたりになっております。遊休農地になっている明確な線引き等はありませんので、委員さんたちの感覚において挙げてもらい、それを職員が確認し、また11月、12月で再確認をするという活動をしております。

○9番（山下 力君） 今日はそれ以上言いませんけれども、今後ですね、いわゆる就農者の高齢化あるいは就農人口の減少、あるいは後継者不足、そして農地の集積等々で、いわゆる規模拡大をされる農家が増えると思います。その規模拡大をされた農家が、この農地法の第2条の2に触れないで、しっかりと責務を果たしていただくよう、農業委員会として指導とか対応を考えておっていただきたい、そういう話合いをしていただきたいというふうに、今日は要望をしておきます。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） はい、ただいま頂きました意見を総会等でも語りまして、農業委員、推進委員一丸となって進めていきたいと思っております。

○9番（山下 力君） 町長にお尋ねをいたしますけども、湯前町農業振興検討委員会、昨年は災害とかコロナで5回の開催予定が少なかったというふうに聞いております。しかし、この検討委員会の目的は、本町の基幹産業である農業の課題解決のため、また本町の農業の振興施策、長期計画推進に必要な調査及び検討をするという目的があります。町長の農業政策の基本となる目的ではなかるうかというふうに思っております。今年度も、5回ほどの開催の予算が組まれております。今年度の検討委員会に対する諮問事項でもいいですし、どういうことを頑張っていただきたいという考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今回、令和2年度におきましては、7月豪雨それからコロナ禍ということで、会議開催がちょっとできなかったということで、これにつきましては、昨年中に議会の皆様方にもお話をさせていただいているところでございます。令和3年度におきましても、その取組の内容が実はまだ中途半端になっておるという状況でございますので、引き続き今年度につきましても、一つには、農業公社の立て直しにつきましてのビジョン、これにつきましても、公社の理事会でもんだやつを検討委員会の中にお願ひいたしまして、その中でまたいろんなアイデアをいただきながら、肉付けしていくというのが一つでございます。

加えまして、今山下議員からも御発言がございましたのですが、未来の農業に向かってどんなものを作り出していくのかと、その内容につきましても諮問を申し上げてお

りますので、その答申のほうも、随時会議を諮りながら、行わせていただこうかと、かように今のところは考えておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 64 ページでございます。農業振興費で、委託料ですが、昨年から水稻の試験栽培をされておられますが、品種はびかまるですが、昨年度栽培されての検証をされておられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 昨年度は、4戸の農家、1ヘクタールというところで、試験栽培を行っていただいております。まず、反収についてですけれども、4箇所圃場の中で、1名の方が豪雨災害により土砂が入ってきた、また病虫害等の被害もあったということでございましたが、一番とれておられる方で、反当たり 582 キログラムの収量がっております。

あと、米のほうで食味といわれるものが、16 から 17 パーセントということでしたが、少し高めであったということでございました。ただ、食べても粘り気があって、冷えてもおいしいという評価もいただいております。

それと、刈り取る時期が 10 日ほど早かったのではないかというふうな、試験栽培された方からの御意見もございました。これにつきましては、私たちのほうの反省点でもあります。4戸の農家さんと、私たちも入って、一緒にこの4戸の農家さんの圃場を見て回る、また収穫時期であったりとか、そういう判断等も、また皆さんでしていくというようなことが必要ではないかと、それが評価としてあるということで考えております。

○3番（遠坂道太君） とれた方は 9.7 俵ということで、非常に立派な数字だというふうに私は思っているところでございますが、やはり試験栽培ということであれば、移植から、そのへんの追跡を、生育の追跡をして、やはり場所も違うわけなのですよね。そのへんを考えると、調査をしていただければと思います。また、本年度は何名の方が、また予定されていらっしゃるのかということをお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和3年度につきましては、令和2年度より1人か2人、またお願いしたい。面積的には、1.5ヘクタールから2町弱、試験用の種籾が入り次第だと思いますが、1.5倍から2倍ぐらいの面積と、5人から6人ぐらいの方をお願いしたいというふうに思っております。

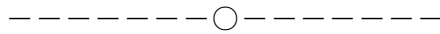
○3番（遠坂道太君） 肝心なところを聞いたかったですけれども、販売単価あたりは分かりますでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時33分

再開 午後3時34分



○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和2年産におきましては、4人の方をお願いしたわけでございますけども、等級的には2等米ということでございました。ただ、2等米ということでございましたけれども、通常よりは高く引き取っていただいたということで、金額まではちょっと申し上げられないというふうに思います。

○3番（遠坂道太君） 単価のほうは差し置いて、やはり試験栽培で生産補償がないわけですので、ある程度まで相場よりも高いほうの値段で引き取っていただくのが普通だと思っております。今後とも、やはり町の一つの品種としての立ち上げでございます。そして、販売のPR等も考えていかれると思いますが、それにつきまして町長どのようにお考えになっておられるか伺います。

○町長（長谷和人君） 今回お願いしました生産農家につきましては、初めての試みだということで、大変御苦勞をおかけして、何とか1年目が終わったところでございますけども、その中で、今回売り先が実はもう決まっておったというのが、今回非常に私としては安心感を持ってやったところでございますし、それから、前の森山議員の御質問にもお答えしたのですが、熊本県も実は入っていただきまして、その試験データ等についても整理をしていただいているということでございます。単価の面についても、取っていただきました方のほうが、農家の方が儲からないといけないというふうな思いでございましたので、高い値段で取っていただいたということがございます。

今回のこのびかまるにつきましては、令和2年の7月豪雨ということで、人吉球磨、本町におきましても災害が発生したということで、福岡のほうに、このびかまるを持って、湯前の米だということで、福岡のある銀行のほうに今回の米も持って行かれて、PRをしていただいているというふうな相乗効果も実はあったところでございます。私としましては、ブランド化というの狙っているところでございますが、要は課題点が実はございまして、今年になってですか、去年のうちだったですか、実は法律が変わってきております。種苗法ですか、これが変わっております、これまででしたらば、この種苗法につきましても、ある程度種籾の採取がフリーなところがあつたのですが、この法律によりまして、それがちょっと難しい状況になってきていると。申し訳ございません、私も詳しくはまだよく分かってないものですから、要はこの種籾をいかにして確保するのか、これが大きな課題点ではなからうかなというふうに思っております。そこらへんも踏まえながら、2年目につきましても、面積もさせていただきますし、それから今回、4人の生産者につきましても、それぞれ違う生産地で試験栽培をしていただいております。

今回につきましても、そういうかたちで、できましたらば、町内全域にわたって試験

栽培ができないかというのも、ちょっと探してみたいというふうに思っておりますので、何とかブランド化に向けてしたいのですけども、課題点もいくつかあるということで、お答えさせていただければというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 一応、今の町長の答弁を聞きますと、やはり年数がかかるような感じに思いましたのですけども、種子の問題ですね、これは筑波の種子だと私は聞いております。それを今のところ採取できるというかたちとっておりますけども、できれば栽培される方の人数を早めに増やしていくかたちをとって、今後の取組をしていただければというふうに思っているところでございます。今日は、これで質問は終わりたいと思います。

○5番（森山 宏君） 65 ページの農耕車資格取得補助金について伺います。これは、俗にいう自動車運転免許証ですか、あそこに記載されてあるのに大特車がないと、私たちの認識不足で、170センチメートル以上のロータリーがはまっていたら無免許運転になるとばいということをご最近聞いたわけで、ほとんどの方が慌てて、大特免許を取りに行かれていますというのが実情だと思います。そして、本町においては、農大のほうにおいて申請をして、多分抽選だったと思うので、何名かが行かれたと思いますけども、ほとんどの方が大特免許を持っておられる方というのは少ないと思うのですよ。慌てて取りに行かれた方もおられます。抽選に漏れたから、この次とっておられる方が、もしも何か取締りが、ほとんどないと思うのですが、事故を起こした場合には無免許運転になります。ですので、去年の実績と、それと資格者というのはどのくらい把握されているのか、まずお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） ちょっと手元のほうに資料がございませんので、令和2年度に補助金の申請をされた方は5、6名おられたと思います。中には、抽選漏れであったりとか、あとキャンセルが出てきたから、また受けられたというふうな方もおられたというふうに聞いております。

○5番（森山 宏君） この農大枠が8月以降だったかな、枠があって、県内の管内分けてからあるのですけども、大特に限っては、多分年間100何十名分しかないと思うのですよ。湯前町の場合には、農大で受けた部分に関しての補助をします。そして、別の管内だったのですけども、一律1万円補助すると。というのが、無資格者をなくすためにそういう取組をされているのですよ。抽選に漏れたから、あなたは来年、その間は乗れないわけですよ。

それに加えて、今度はけん引免許というのがあります。750キログラムを超えたら、けん引免許が要りますよね。このときに、大特を持っていないと、けん引免許を受けられません。これも、やはり抽選なのですよ。けん引は、民間は八代まで行かないとないのですけども、まず大特に関して、農大の抽選漏れの方に補助をするという考えはないの

か、それと、けん引免許というのも出てきますので、そっちの部分の補助も考えておられるのか伺います。

○農林振興課長（稲森一彦君） この農耕車資格取得ということでございます。これは農業振興の観点から、農林振興課のほうで考えておりますので、農耕車に限るということになろうかと思えます。現在のところは、農業振興を図るということで、農耕車に限るということで、農林振興課のほうでは考えているところでございます。

○5番（森山 宏君） 課長の答弁は分かるのですが、抽選漏れとか、結局、俗にいう農耕車を所有はされているけども、これに乗ったら違反ばいというのが、ここ2、3年で判明したわけです。ですから、ほとんどの方が無資格でした。去年慌てて取りに行って、非常に盛況だったという話も伺っております。農耕車で考えていただいて、抽選漏れのときに、漏れた方、また希望される方に、補助というのは考えておられませんかということです。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほどと大体同じような答弁になろうかと思えます。漏れた方ということでございますけども、あくまでも私たちが考えているのは農業振興ということで、トラクターであったりということでございます。仮に、漏れた方といいますが、大型といえ、農耕車以外も対象の免許取得になろうかと思えますので、そうなった場合、汎用性がちょっと広がってくるかと思えます。農業の分野からちょっと離れたところになってくるかと思えますので、というところで事業名も農耕車資格取得というふうにしておりますので、現在のところは、この農耕車資格取得というところで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 66 ページの農地費の委託料になります。農道等管理委託料ですけども、どこの管理をするとかいうことは決まっているのでしょうか、お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） どこの場所というふうには、限定はしておりません。また、住民の方から、例えば用水路の詰まりがあるとかというようなことが、お問合せがあるかと思えます。中には、多面的でしていただかないといけないところもあるかと思えますので、そういうところを判断しながらしていきたいと思えます。現在のところ、場所を特定して、どこということでは予算を組んでいるということではございません。

○8番（金子光喜君） であれば、しっかり手入れが必要な農道に関しては、農家の方から問合せがあれば、対応できる場所は対応していくということでよろしいのですね。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、また現地も確認しながら、そういう対応をしていきたいというふうに思っております。

○8番（金子光喜君） できれば、今年の作付けの前くらいには、旬報等で農道等の不備について、手入れが必要なところがあれば、役場に御相談くださいなりの告知をして

いただければと思いますけれども。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、またそういう対応を、農林振興課ばかりでなく建設水道課も関係するかと思しますので、そういうところは連携しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） お諮りします。議案調査のため、明日3月16日を、休会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月16日を、休会することに決定しました。

ここで、お諮りします。ただいま、議案第32号、令和3年度湯前町一般会計予算についての審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、3月17日午前10時に開きます。

議事は、一般会計予算を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時48分

第 5 号

3 月 1 7 日 (水)

令和3年第3回湯前町議会定例会

[第5号]

令和3年3月17日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 議案第32号 令和3年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	高橋誠
税	務	堤田真由美	教育課長	北崎真介
建	設	皆越克己	企画観光課長	本山りか
農	林	稲森一彦	社会教育係参事	日高優子

建設水道課主幹 伊藤賢一郎

開議 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第3回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ただいま、款5農林水産業費の質疑が終わったところです。款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（本山りか君） 69ページをお願いいたします。

款6商工費は、6,101万5,000円を計上しました。目1商工総務費から御説明いたします。

目1商工総務費は、1,205万4,000円を計上しました。商工観光系の人件費になります。

目2商工振興費は、2,047万3,000円を計上しました。商工振興に係る事業費及び施設管理に要する事業費となります。主なものについて、御説明いたします。

節7報償費に、展示体験販売施設愛称募集に係る賞品代1万円を計上しました。ルールウイング複合施設のうちの一つであります同施設は、設置後3年を経過いたしました。今後、より住民の皆様に親しんでいただくために、愛称を募集したいと考えています。応募いただき採用させていただいた方への賞品代として計上したものです。

節12委託料、避難防災交流施設指定管理料は、令和2年度に比べ、20万2,000円の減額計上をしました。昼間の時間帯に従事する職員の人件費は、町会計年度任用職員の報酬の見直しに伴い増額いたしました。夜間に従事する職員の人件費は令和2年度までの実績を考慮し、減額いたしました。そのため、全体では減額計上となっております。

ルールウイング指定管理料は、令和2年度に比べまして、28万1,000円の増額計上をしました。増額の理由は、職員の人件費について、町会計年度任用職員の報酬の見直しに伴い増額したものです。

70ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金の商工会補助金は、前年度に比べ、50万円減額の600万円を計上しました。商工会からの要望中、魅力アップ事業費としまして50万円が上がっておりましたが、この事業につきましては、後ほど御説明いたしますJAPANブランド事業補助金の内容と見合わせながらの対応をさせていただきたいと考え、減額しております。

湯前町小規模事業者持続化補助金は、存目計上しております。この事業は、全国商工会連合会が実施する小規模事業者持続化補助金事業に申請し、採択された小規模事業者に対する町の上乗せ補助で、国の採択が確定した時点での補正をお願いする予定としております。なお、令和2年度から、国の要綱が改定され、年度内に複数回の募集がなさ

れるようになりました。そのため、令和3年度におきましては、年度内に複数の補正をお願いすることになります。

人吉球磨しごと創生連絡協議会負担金は、令和2年度まで計上しておりました人吉球磨企業誘致連絡協議会の名称が変更になったものです。この協議会は、平成20年に発足以来、企業誘致を目的として、雇用の場の創出を目指してきました。しかし、ここ数年は働き方が多様化しており、単に企業誘致を推進するだけでなく、地域住民の人材育成による起業支援、地域への人材流入の創出なども複合的に推進していくことが必要になっております。そのため、移住・起業・就業へと取組の拡大を図り、雇用創出を更に推進していくこととなりました。そのため、事業内容としましては、多様な働き方等に関する調査・研究及び情報の交換、しごとの創出のための情報発信、しごと創生に資することを目的とした研修などとなっています。

JAPANブランド事業補助金は、令和2年度当初予算に計上しておりました全国展開支援事業補助金の名称が変わったものです。令和2年度におきまして、湯前町商工会が申請を予定されておりました事業に対する補助金です。令和2年度は、コロナ感染症拡大の影響により申請を断念されておりましたが、令和3年度に改めて申請予定とのことで、もし事業が採択された場合は、国の補助残分を町にお願いしたいとのご意向であるため、存目計上としております。

湯前町事業承継サポート事業補助金は、本定例会の2日目に可決いただきました湯前町後継者対策に関する条例の廃止に伴い、この事業に代わる商工業者向けの新規事業として存目計上しております。商工業の振興におきまして、後継者対策は重要課題と捉えておりますことから、商工事業所の事業継続、廃業回避、スムーズな事業承継を後押しするため、担い手育成と産業技術の伝承の取組に対する支援を行いたく、御提案するものです。事業概要について、御説明させていただきます。

この事業では、事業承継のための知識や技術習得に必要な期間に、月額給付金を支給することで支援を行いたいと考えております。給付金の対象者は、就業時年齢が50歳未満で、事業承継に強い意志を有している方、また、事業承継計画を策定しておられるか、策定予定の方、そして、商工事業所への就業が主たる仕事である方、また、商工事業所に就業して3年以内の方、5年以上継続して就業する意志のある方、町税等の滞納をしていない方としておりまして、今申し上げました要件全てを満たす方を対象にしたいと考えています。

また、給付額でございますが、就業1年目には月額10万円、2年目には8万円、3年目には6万円にしたいと考えておりまして、支給期間は、最長3年にしたいと考えております。給付金は、給付の基準日であります申請を行った日から6か月を経過するごとに支給することといたしまして、その間の就業実績を踏まえて支給することとしており

ます。

なお、この内容は、農業者向けの担い手対策事業であります農業後継者等支援事業補助金との整合を図りながら、考案したものとなります。

また、この事業を実施するためには、商工会の御協力が不可欠です。商工会との連携を密にし、御理解と御協力を賜りながら進めていくことにより、商工業者の計画的で確実な事業承継を促進してまいります。

詳細につきましては、議案説明資料を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策商工業者経営持続化支援金は、存目計上としております。国の第3次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業として、ほかの事業とともに、4月以降の補正をお願いする予定としております。

節20 貸付金の商工会預託金は、500万円を計上しました。令和2年度に比べまして、500万円の減額計上となります。近年、国・県等の融資制度が充実してきていることに伴い、町預託金の利用は減ってきております。ここ5年間の新規貸付数は、3件の750万円にとどまっております。そのため、既存の貸付残高を考慮しつつ、段階的に縮小し、その財源は別の商工施策に振り替えていきたいと考えております。

次に、目3 観光費の御説明をいたします。

観光費は、2,848万8,000円を計上しました。主なものについて、御説明いたします。

節1 報酬に、地域おこし協力隊の報酬を計上しています。昨年10月に着任した協力隊1名の継続任用に係る報酬です。引き続き、観光振興、情報発信、物産振興などの任務を行っていただきたいと考えております。協力隊に係る費用は、このほか、職員手当等、共済費といった人件費をはじめ、活動費も計上しております。活動費の主なものとしましては、協力隊自らの提案事業であります「花のあるまちづくり事業」や「桜ライトアップ、紅葉ライトアップ」などの季節ごとのイベント開催に係る費用を、消耗品費などに計上しております。協力隊の人件費及び活動費は、原則として全額、特別交付税で措置されます。

なお、費用がかからないため予算計上はしておりませんが、観光情報等の発信のため、協力隊により、昨年10月にInstagramを開設していただきました。令和3年度もこれによりまして、引き続き情報発信を行っていただくこととしております。ちなみに、現在のフォロワー数は既に400人近くになっています。

節12 委託料に、グリーンパレス指定管理料を計上しております。令和2年度と比較しまして、55万7,000円の増額です。これは、コロナの影響によるグリーンパレス公園の収入見込みを減額としたことが主な要因です。ただし、この積算は、コロナの影響を十分に反映させたものではございません。加えて、湯楽里本館に対するコロナの影響は、

全く反映していないところです。令和2年度に、地方創生臨時交付金を活用しまして支援金を交付しておりますが、コロナの状況次第では、再度の資金不足に陥る事態も想定されます。湯楽里の経営状況につきましては、随時議会の皆様に御報告を申し上げながら、対応を図ってまいります。

グラウンドゴルフ場樹木伐採委託料を存目計上しております。これは、グラウンドゴルフ場の国道側斜面に立っております樹木伐採につきまして、検討を行いたいと考え計上しております。

湯楽里高圧設備改修工事設計業務委託料を存目計上しております。湯楽里本館上り口駐車場内及び合宿棟前に設置しておりますキュービクル並びに合宿棟下に設置しております気中開閉器が、更新時期を超過しておりますため、設計業務委託を検討したいと思いい計上しました。位置図と写真は、議案説明資料としまして掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金の町観光物産協会補助金は、コロナの影響による令和2年度の事業繰越金や基金積立金の状況を勘案しまして、令和2年度と比較して、60万円の減額計上としております。

湯前町観光案内人協会活動補助金は、コロナの影響による令和2年度の事業繰越金を勘案し、令和2年度と比較しまして、10万円の減額計上としました。

人吉球磨観光地域づくり協議会負担金の事業費分は、地方創生推進交付金事業の2年目の取組に係る負担金となります。本協議会は、令和3年度に観光庁登録の観光地域づくり法人、すなわち登録DMOを目指すこととしております。また、事務費分の負担金は存目計上としております。令和2年度の本協議会への派遣職員の人件費の実績が確定しまして、負担金が請求された折には、補正をお願いする予定としております。

以上で、商工費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款6商工費の質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 71ページの人吉球磨観光地域づくり協議会負担金293万円についてお尋ねします。総合計画の実施計画の中では、この金額が393万円となっているわけですが、当初予算では293万円になっています。これは、当初予算のほうが正しい数値と考えてよろしいでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、当初予算の数字のほうが正しくございます。実施計画につきましては、確認をさせていただきます。すいません。

○4番（椎葉弘樹君） 令和3年度から、登録DMOというかたちで、広域型の観光事業が推進されていきます。本町が今回支出する負担金分なのですが、これは令和4年度までの対応と考えてよろしいでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 現時点につきましては、国の交付金を活用しておりま

して、3か年の計画ということで、令和2年度、令和3年度、令和4年度までということで、今は計画が進んでいるところでございます。その後につきましては、またこれから、途中で協議を行って決定をしていくというような運びになるかと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 令和2年度から令和4年度までの総額が1,500万円以上ということで、本町だけでかなりの投資額となっております。予算編成方針が町長のほうから示されましたが、この予算編成方針の中に、広域的な連携を図っていくということでありました。令和3年度、本町はどのような連携を図っていく考えでしょうか。町長のほうにお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） このDMOにつきましては、令和2年度の中で、コロナと、それから7月豪雨によりまして、事業費というのも実は下げているところでございまして、計画どおり、ちょっと当初どおりには動かなかったという部分がございます。

今回、予算を上げさせていただいておるのですが、そのDMOにつきましては、正式に新たな法人を設立するというかたちで、今動きをさせていただいているところでございます。この中に、詳しくは課長のほうから答弁をさせますけれども、上球磨部会と中球磨、下球磨でございましたか、下球磨と上球磨だったですかね、部会がございまして、この中で地元の地域資源を利用した、いわゆるお土産品とか農産物あたりの部分も、今民間で実は作成していただきまして、販売のほうも実はつながっているところもございます。そういう諸々なやつを、先ほど言いましたDMOあたりがこれから設立されますと、本格的にここが主体となって動いていただくというかたちで、本町もそれに乗っていかうというふうなところでございます。詳しくは、ちょっと課長のほうから説明をさせるところでございまして、内容をちょっとお願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 観地協の取組で、やはり民間主導ということが大きな動きになっておりまして、現在上球磨ブロックのほうでも連携した取組を進めているところでございます。その内容につきましては、旅行商品の開発ですとか、又は食べ物ですね、これの開発、それはデザインを統一化して、その統一化したものによって発信を行っていくということで、統一性を持って、一つのコンセプトの下に、連携して取組を行っているというような状況でございまして、今後におきましても、そういった統一コンセプトの下に、まずはこの地域そのものを、人吉球磨を売っていかうと。それから、各町村にも波及効果が生じるように、まずはスケールメリットを生かしていくというような意味合いを持ちましての連携ということの取組を進めてまいりたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 参考までに、その上球磨ブロックの検討組織と申しますか、その中には、町の指定管理者とか、そういうところは入っているのでしょうか。それは全然関係なく、任意の団体の集まりなののでしょうか。上球磨ブロックの集まりというところ

ろが見えなかったものですから、参考までにお示しいただければと思います。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては、団体、個人を問わず、この取組に対して御賛同いただいた方、この方々が参加をしておられるところでございます。観光物産協会とかもお呼びかけをしまして、例えば旅行商品づくりですとか、食に關してもございますが、そういったところもお呼びかけをしながら、今具体的に、そのブロックのほうに参入をされているわけではございませんが、その時々で、やはり御協力を仰ぐ場面もございまして、実際そういった連携した取組は行っているところでございます。

すみません、先ほどの椎葉議員の実施計画との整合性につきましてでございますが、先ほどの金額につきまして、当初予算に計上しておりますものは、観光地域づくり協議会に対しての、町としての負担金でございます。一方、実施計画に掲載しておりますものにつきましては、また別の財源をもって実施する事業の事業費も含んでいるということになりますので、その違いが出てきているということでございます。よろしいでしょうか。

○4番（椎葉弘樹君） そういう見込みがあるのであれば、当初から組んでおく必要はないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） それで、別の財源で、負担金ではなく、県とか、そういったところからいただく金額になりますので、協議会のほうにそのままダイレクトに算入される金額ということで、実施計画はそれも含んだところの事業費の合計額を掲載しているということで、御理解いただければと思います。

○3番（遠坂道太君） 商工振興費の節18の負担金補助及び交付金ですけども、先ほど本山課長のほうから御説明いただきました湯前町事業承継サポート事業補助金ですが、新しい事業でございますが、その中で、町内の商工業の関係の方で、どの程度の方を模索されておられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） これからこの予算を御可決いただきました時点で、商工会、それから事業者様のほうにも、こういった制度を制定いたしましたということで周知をいたす予定でございますが、そこで具体的には調査をかけたいと思っております。この要項で、先ほど御説明しましたとおり、3年以内に就業された方も含みます。私どもがちょっと想像するに、既に該当される方がいらっしゃるのではということで考えております。大体、事業費規模として想定しておりますのは、年間お二人程度ではないかということで、今想像はしているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今課長言われたように、年間2名ということであれば、事業所等も結構ございますが、やはり伝統的なことをやっておられる、その中で、それを継承していくということで、やはりよそから来てやられるという方も、そういうふうに認めていただくということになるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） この事業につきましては、親族内承継、それから第三者承継、御家族以外の方が承継をしていただく場合も該当するというところで考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 71 ページの観光費につきましてお伺いしたいと思います。この節 18 の負担金補助及び交付金ですが、湯前町観光案内人協会活動補助金ですが、先ほど課長から、令和 2 年度はコロナの関係で事業ができなかった。そのために減額をしまったということでございますけれども、減額をすることによって、本年度からの活動に支障はないのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 令和 2 年度につきましては、コロナの影響によりまして、計画されておりましたイベント等の実施が叶わなかったということで、その分が財源として残っておられるところでございます。この財源を令和 3 年度に繰越しをされまして、今回 10 万円の補助金となりましたが、それと足し合わせると、令和 3 年度の事業には支障がないということで、協会のほうからは御理解をいただいているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 71 ページの委託料の湯楽里高圧設備改修工事設計業務委託料、存目で上がっております。先ほどの説明で、キュービクルということで説明がありましたが、元々湯楽里の大規模改修のときにすればよかったのではないかと、施工すればよかったのではないかとということで、これは老朽化のほうで交換なのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これは、更新時期が耐用年数の加減で決まっております。それが既に超過をしているというふうなことが、点検報告の結果、出てきております。これはちょっと大規模改修の時点でも話題に上ったところではございましたが、やはり優先順位等を考えまして、そのときは見送りをしております。ただし、更新の時期は迎えているということで、これは超過しているのですが、これは対応していくべきということで、財源を見ながら、今回また改めて御提案させていただくという運びになったものでございます。

○7番（味岡 恭君） 工事に伴うところの休館等はないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 先般、新聞等で私も拝見させていただいたところなのですが、近隣の類似施設におきまして、そういった工事があっていることをお聞きしました。その際は、やはり閉館をされておまして、期間につきましては 1 週間程度ですかね、そこらへんで聞いていたところでございます。

○7番（味岡 恭君） ですから、大規模改修時に、同時に改修しておけば、そういう休館等はしなくても良かったのではないかと思うのですが、そのへんの今後の対策とし

て、お考えはいかがなのでしょう。

○町長（長谷和人君） 今味岡議員から御質問がございました、大規模改修の際に、いっぺんにやったほうが良かったのではないかというふうなところだったのですが、その時点におきましては、実は保安協会からの今回の指摘がございまして、現時点においては、改修して更新したほうが良いのではないだろうかというふうな言葉が、実は文章の中に出始めておったものですから、それで今回、委託の存目をさせていただいたのですが、要は1年で終わるような金額ではないわけです。これから、いわゆる委託をお願いする場面もあるのではないかなと思うのですが、工事の場合については、多分1年では終わらない。かなりの額が必要になってくるのではなかろうかと。

話を聞きますと、キュービクル以外に、本館まで結びます回線ですね、これも新しいルートを入れ替えたほうが良いのではないだろうか、そういうふうなことが入ってきておりますので、そういうのも含めまして、総合的にそこを勘案しながら、改修あたりを短期間で終わらせるような工法で、場合によっては1年ではなく、事業費もかなりかかるのではなかろうかと。まだ完全に見積ってはないところがございますものですから、その場合については、ちょっと複数年かけて実施しなければならないのかなというふうなことで、今思っておりますものですから、極力今御質問がございましたように、休館の期間等を短くする、場合によっては、先ほど言いましたようにルートを新しくするとか、そういう格好で、その期間が短くなるようなかたちでお願いできればというふうなところがございますので、ようやくここにちょっと着目させていただいて、改修をさせていただくということでの存目ということで、御理解していただければということでございます。

○7番（味岡 恭君） 今町長の説明にもありましたように、大規模改修が終わったばかりで、今コロナも流行っておりますし、湯楽里を休むということであれば、宿泊等も休まなくてはいけないということであろうと思います。そういうことを考えれば、やはりなるべく休館は短くしていただいて、早急にやっていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款6商工費の質疑を終わらして、次に、款7土木費の説明を求めます。ページは、72ページから75ページです。

○建設水道課長（皆越克己君） 款7土木費について御説明申し上げます。ページのほうは、72ページから75ページになります。

土木費につきましては、前年度より1,356万8,000円増の1億3,736万6,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は、4.0パーセントになります。

次に、項、目ごとに御説明いたします。

72 ページ、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費につきましては、前年度より 596 万 9,000 円増の 3,756 万 9,000 円を計上しました。職員 5 名分の人件費など、経常的経費が主なものです。

73 ページをご覧ください。

節 13 使用料及び賃借料に、積算システム等使用料 86 万 5,000 円ですが、昨年度に補正計上しました電子製図システム使用料の通年分の計上による増加になります。コピー使用料に 29 万 7,000 円を計上しています。既存機種が古くなり、保守対応の面で、新たにリース契約による使用とするための増額になるものです。

節 18 負担金補助及び交付金に、各種期成会負担金を計上しています。うち、主要地方道坂本人吉線改良貫通促進期成会負担金は、令和 2 年度は、期成会の運営は繰越金で運営されておりましたが、令和 3 年度は 3,000 円を計上いたしました。

また、ブロック塀等耐震化支援事業補助金として、80 万円を同額計上しました。

また、耐震改修等補助金は、2 件分 200 万円計上いたしました。ブロック塀等耐震化支援事業と併せ、周知を図り、利用増進に努めたいと思います。

土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は存目計上しています。

次に、項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費につきましては、前年度より 66 万 6,000 円増の 849 万 8,000 円を計上しました。町道の維持管理に要する経費、除草作業、修繕や原材料費、機械借上料等に係る経費を計上しています。この中で、節 12 委託料に道路維持管理委託料 228 万円を計上しました。前年度比 58 万円増額しています。これにつきましては、道路側溝などの堆積土砂の除去に係る経費に充てる費用とします。

維持管理以外の予算につきましては、次のページにかけての説明になります。節 12 委託料に、農道の町道移管に係る道路台帳作成業務委託料につきまして、2 路線、751 メートル及び上里古城線の修正で、160 万円を計上しています。また、橋梁点検業務委託料、橋梁補修詳細設計業務委託料、橋梁補修工事監理業務委託料及び建物等調査業務委託料は存目計上しております。

また、74 ページ、節 14 工事請負費につきましては、町道維持補修工事として 100 万円、町道舗装修繕工事及び橋梁補修工事は存目計上としています。2 月の全協の際に御説明申し上げましたとおり、先の補正予算及び繰越明許費として御可決いただきました事業と別に、令和 3 年度事業要望の事業につきましては、内示後、調整の上、補正計上させていただきたく思います。

次に、項 3 河川費、目 1 河川総務費につきましては、河川の維持等に要します経費になります。前年度より 50 万 1,000 円増の 185 万円を計上しました。

節 12 委託料につきましては、都川排水樋管操作委託料 5 万円、河川管理委託料に、県

管理河川委託として昨年度同額の 65 万円を計上しました。また、新たに河川敷内支障木伐採委託料として、50 万円を計上しました。令和 2 年 7 月豪雨の際の河川増水による危険箇所の応急対応として、中猪地区の国道 219 号から湯楽里へ向かう都川に架かる橋から、下流側の中溝取水堰までの区間の河川敷地内にある支障木の伐採を予定しております。

75 ページをご覧ください。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費につきましては、下水道特別会計への繰出金として、前年度より 238 万 3,000 円増の 8,043 万 5,000 円を計上しました。

目 2 街なみ環境整備事業費につきましては、廃目としています。令和 3 年度は、引き続き事業を実施することとしていますが、関係する担当課において予算計上することといたしました。

次に、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、前年度より 405 万 6,000 円増の 901 万 4,000 円を計上しました。主な増の要因は、節 14 工事請負費に、町営住宅解体工事費 460 万円を当初計上することによるものです。町営住宅の維持管理、修繕等及び住宅整備に関する経費が主なものになります。

節 10 需用費には、修繕料として 360 万円を計上しています。

節 12 委託料は、住宅維持管理業務委託料の中に、住宅管理業務分として 13 万円を含め、33 万 1,000 円を計上しました。また、道路維持費説明の際も触れましたが、今年度事業要望中の事業につきましては、今後、補正計上させていただく予定としています。このため、地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託料は存目計上しております。

節 14 工事請負費については、町営住宅解体工事費として 460 万円を計上しております。上牧原住宅、元町住宅、森重東住宅の各 1 戸の計 3 戸を予定しております。

最後に、当初予算事業位置図を 17 番の番号でタブレットに掲載しておりますので、参考として御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款 7 土木費の質疑を行います。

○1 番（吉田精二君） 74 ページの河川総務費の委託料で、河川敷内支障木伐採委託料ですけれども、以前の説明の中で、あの区間の中に私有地分が入っているという説明があったと思いますが、その分の伐採についてはどのようにお考えでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、予算計上しておりますのは、先ほど申しましたとおり、河川敷内というところで基本的に考えております。当然ながら、隣接しておる箇所においては、民間の方の土地の中に樹木もありますので、その点につきましては、事業実施前において、皆様方に、その実施予定の内容について話をさせていただきまして、一緒に事業実施というかたちでの御協力をお願いしたいということで、推進を図っ

ていきたいなということ考えておるところです。

○4番（椎葉弘樹君） 今の吉田議員の関連で、そもそも私有地の竹木というのは、個人の管理の範ちゅうだと思っております。今回、その河川敷に対してだけ、私有地の部分を町が対応するというところは、どのような法的根拠があるのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 説明不足の点は申し訳ありません。基本的に、私有地につきましての管理については、もちろん所有者、管理者の方が管理していただくということなのですが、事業を実施するに当たり、一緒にしたほうが当然ながらきれいにもなりますし、ということで、一緒にしていただけないでしょうかということで、私有地の管理部分については、所有者の方、管理者の方が対応していただく、費用面等も含めてのことになりますけれども、というかたちの想定でお願いできないかということで進めたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） あと、道路とか歩道とかに、危険な竹木があった場合、これも多分風水害があったときに影響するのではないかとといったところも、じゃあうちの私有地も一緒にやってもらえないとか、そういう話も出てくるのではないかとこのところをちょっと懸念しております。今回、その河川敷に限定するのか、それとも今後は危険なところをパトロール等して、それも一緒に、今後事業として継続してやっていくのか、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） まず、昨年、令和2年7月豪雨災害等での増水等の件もあり、以前からその地域については、河川の中に覆い被さっている状態でもありましたので、まず早急に対応しなければならないなということで、令和3年度に、こういってかたちで進めさせていただくというふうなかたちをしたいと思います。

今後、町内のほかのところですが、優先度、危険度、非常に高いというふうなことで、もしそういったことで一体的に進めていかなければならないところがあれば、今後とも考えていかなければならないとは思いますが、まずは最初に申したとおり、民間の民地のほうにつきましては、所有者の方々の権利もありますし、管理する義務もありますので、そのことについては、通常お知らせもしておりますけれども、管理については、支障が出ないように管理をお願いしますというふうなお知らせも、引き続き継続してやっていかなければならないと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 73ページの節13 使用料及び賃借料の積算システム等使用料とありますけれども、これは諸経費とか歩掛とか、単価データのシステムによって、その設計金額を算出するための積算システムなのですか。また、これは月にしましたら7万2,000円ですけれども、その7万2,000円の中には、毎月のサポート料とかも入っているのかね。

○建設水道課長（皆越克己君） お尋ねの点につきましては、電子製図システム、それから単価データの使用料とも含めたところでの使用料になります。

○2番（西 靖邦君） ということは、それは町が発注するための設計金額を算出するためのものですよね。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、当然単価データ等も使用してまいりますので、そのようなことになります。

○3番（遠坂道太君） まずは、吉田議員、椎葉議員の関連になりますけれども、一応、支障木の撤去ということではありますが、民有地については民有地の方がするというような話になりますが、こういうあたりは、災害の予防ということで、強制的にするというようなかたちの考え方はできないのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） お尋ねの点で、今までも大雨等、台風等であった場合について、道路沿いの立木が倒れてきて、交通に支障があるといった場合につきましては、緊急避難的に対応をしなければならないという点で、対応ができるようなことですが、一般的に通常の所有関係等においては、勝手にするようなことはなかなか難しく、また現実的にそのようなことまで広げたところでの対応というのも難しいところがありますので、その点については管理者、所有者の方での管理ということで、できればお願いをしたいというふうなことになるかと思えます。

○3番（遠坂道太君） 何年か前も、そういう話があったと私は聞いているのですよね。その中で、本当に支障木であるということは分かりきっているわけですよ。それを、やはり住民の方、所有者の方に理解を求めた中での町の取組というのを、姿勢を出すことが必要ではないかと思えます。そのへんにつきまして、町長どういうふうにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回の中に、支障木というふうな表現をしているのですが、現地見ていただければお分かりかと思うのですが、支障竹ですよ。竹のほうほとんどでございまして、河道を塞いでいるような現状になっているわけでございます。これは、12月でございましたか、遠坂議員のほうも、この件につきまして一般質問をされておりまして、中山間地域の何か事業みたいなやつの実施できないかというふうなお話をお伺いしたところでございまして、その後、地元の区長様とも実は協議をさせていただきまして、その中で、所有者の皆さんも高齢化があったというふうなこともございまして、あの事業については、とても取組ができないというふうなお話もお伺いしたところでございました。

加えて、先ほど課長が説明しましたように、6月の出水期が実は近づいておりまして、そちらのほうも伐採をしていただけないでしょうかというお話も、実はさせていただいたところでございますけれども、そこがなかなか叶うことができないというふうな状況

で、今もそういうかたちで河道を塞いでいるというふうなことでございまして、今回、特にあそこの都川につきましては、写真等も残っておりますけれども、塞ぎまして、国道219号側のほうにもオーバーフローして、交通止めをしたというふうな状況もございましたので、ここは非常に緊急度が高いということだけで、私は予算化させていただいておるとのことだけは御理解していただければと思っております。

通常分については、今課長が答弁したように、所有者の方又は管理者の方で、きちんと管理していただくというのが原則だというふうに私は思っておりますので、この点については、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 町長の言われることは、十分に理解しているところでございます。私の一般質問の中で言いましたように、対岸が自然護岸で、町の管轄になるわけですね、町の管理部分に。今後、県のほうにもどんどん要望をされていると思います。その中で、やはり呼びかけていって、対岸側も補修をするということも今後やっていただければというふうに思っているところでございます。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃいました分につきましては、私も実はそういうふうに、可能な限り河川の整備ができないかということで、県のほうにも実はお願いしておったのですが、なかなかあそこは整備区間であるということで、お話ができなかったのですが、今回新聞で見ましたときに、まだ議会の関係でお話には行っていないのですが、二級河川の整備あたりが、基本方針として河川整備が上がってきそうな記事でございましたので、そこらへんの意向も踏まえながら、要望して、できる限り堤防の整備ができないか、そこらへんも探らせていただきたいというふうに思っておりますので、議員各位も是非その際には、要望関係については御協力をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○3番（遠坂道太君） 先ほどちょっと言い忘れたのですが、除去するところは中溝の取入口から湯楽里に行く橋までというお話でございしますが、その上の除去のほうは検討されていかれるのか、そのへんについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○建設水道課長（皆越克己君） その上流側につきましても、ある程度河川のほうに入ってきている部分もあるということも確認しておりますので、今後更に調査したところで、必要であれば、次の年についても検討していきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 地域の住民の方も、やはりそういうような要望が強うございますので、そのへんは十分に取り組んでいただければと思います。

○8番（金子光喜君） 河川の管理つながりで、お伺いさせていただきます。都川のことですが、流木についてです。まず1点、見えるところに関してはかなり流木の撤去も進んでいるような感じはしますけれども、いわゆる見えないところ、都川の下城から下流ですよね、そのあたりの対応については、今後どうされるのかお伺いしますこと

と、併せてもう1点ですけれども、湯前保育園の上流部に河川管理用の道路がございまして、そこが陥没しておりました。なかなか通行ができずに、営農に支障が出てくる時期になってきますので、そのへんの対応について併せて御答弁願います。

○建設水道課長（皆越克己君） 都川の流木、下流域ということですが、一応、県のほうで土砂搬出等につきましては、今年度既に終わっているということで、一般質問の際にもお答えしたかと思っておりますけれども、議員がおっしゃられたとおり、下流側の球磨川の合流地点までの区間につきましては、現状確認いたしまして、今後どういう対応ができるのかということも検討してまいりたいと思っております。

それと、陥没した管理用道路、保育園に隣接しておりますけれども、河川災害のほうで、県のほうが復旧のほうは実施されるということで、近いうちに工事発注等も予定されているのかなど。はっきりとした時期までは確認しておりませんが、その部分につきましては、年度の早いうちに工事等着手ができるのかなどと思っておりますので、その点につきましても、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○8番（金子光喜君） 答弁を聞きまして、正直腹立たしい思いがいたしました。河川管理用道路につきましては、営農に非常に必要な、重要な道路だと認識しております。農家の方に関しては、迂回して通っておられたり、そこに行くときは、必ず通らなければならない農家の方もおられます。そのへんの事情を鑑みますときに、早急な対応というのが必要だったかと思っております。いまだに何もされていないのは、農家の方は非常に憤慨されるのかなどと思っておりますけれども、しっかりとした対応を求めます。

また、下流部のまだ除去ができていない流木に関しましても、早急な対応というのを、県のほうに強力で申し入れていただくように希望いたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 3月22日に開札の予定のところ、都川の野中田地区のほうの開札が予定されておりますので、その部分に入っているのかなというふうなことで、確認をしたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 73ページの節18負担金補助及び交付金で、耐震改修等補助金に200万円上がっておりますけれども、これは耐震改修と一般の改修工事があると思っておりますけれども、そのへんのすみ分けのチェックリストとかはあるのですか。これは耐震改修工事、これは一般の改修工事だという、そのへんの補助金交付のすみ分けといいますか。

○建設水道課長（皆越克己君） この耐震改修におきましては、昭和56年5月以前に建築された木造建築等につきましては、現状の耐震基準に不足する可能性があるということで、耐震診断に基づいて行う対象物件になりますけれども、その対象についての補助ということで、対象になった場合について、補助対象として実施していただくということになります。

○7番（味岡 恭君） 今の西議員の質問に関連するのですが、その耐震改修等補助金、何件くらいの利用者がおられるのでしょうか。それと、ブロック塀が今 80 万円程度の補助金がありましたよね。それも去年度の利用者がどれくらいおられたのか。

○建設水道課長（皆越克己君） 耐震改修のほうにつきましては、令和 2 年度 1 件の実績でございました。ブロック塀につきましては、0 件でした。

○7番（味岡 恭君） 予算のほうは、昨年度と一緒の 200 万円、ブロック塀も昨年度と一緒で 80 万円ということで予算化されております。その中で、昨年度と同じような補助金を予算化されておりますが、その改修等補助金については、1 件についてどのくらいの金額か分かりませんが、昭和 56 年以前の建物ということですが、それも何か緩和する考えはないのかをお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） これにつきましては、県のほうの事業の内容というものがあまして、その要項、制度に合ったところで対応しているところでありまして、町の単独ということではありませんので、なかなか緩和というところにつきましては、難しいところがあるのかなというふうなことを思っております。

○7番（味岡 恭君） そのあたりは県と御相談をさせていただいて、事情を説明すれば、今地震がととても多発しております。その関係もありますので、やはり県あたりにも相談して、いくらか緩和して利用度を増やす。このままだったら今年もゼロかもしれませんよ。そうならないように、1 件でも、2 件でも耐震化していくと。ブロック塀についても、恐らくないだろうと思うし、そのへんは何か予算を見直すべきではないだろうかと思います。少し下げるとか、緩和するとかいろいろあるのではないかと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 申し訳ありません。耐震化の件につきましては、耐震基準の不足しているものが対象ということで、これについては変わらないのかなと思っております。ブロック塀の件につきましては、初年度については実績として上がってきておりますけれども、令和 2 年度はゼロというところで、お知らせのほうは十分ではなかったのかなというところも含めまして、令和 3 年度においては、お知らせのほうにも力を入れていきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 今の味岡議員の分で 1 点補足させていただきますけれども、昭和 56 年だったと思うのですけれども、旧耐震がそこまでございまして、新しく新耐震が始まったのが昭和 57 年からでございます。これ以前に建てられた建物を新しく新築するとか、そういう場合につきましては、この事業の採択が乗るわけでございますものですから、これを緩めるといのは、法律がそういうふうになっているものですから、そこは一つ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○7番（味岡 恭君） 当初のときには 50 何年でもよかったのでしょうか、年年、年数を加えていっているのですから、そのへんも緩和していくべきではないかと思います

ので、そのへんは県とも相談して、今地震が多発しておりますので、そのへんも何か方法があるのではなからうかと思っておりますので、そのへんも考えていただければと思います。

○町長（長谷和人君） 新耐震についての対象は、これはしょうがないわけでございますので、なるべく皆様にこの制度を利用していただきまして、新しい住宅に、耐震を備える住宅を整備していただくということで、ここは積極的にPRさせていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○3番（遠坂道太君） ページは74ページです。道路維持費ですが、その節14の工事請負費で、町道舗装修繕工事で存目上がっておりますが、課として、町として町道の傷み具合がひどいようなところの把握をされているのか、それについてお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） この舗装修繕工事につきましては、交付金事業に係る部分で、年次計画によって、順次取り組んできているところです。今年の国の第3次補正によるところで、当初要請していたところは補正対応としておりまして、令和3年度実施予定のところにつきましては、今度の令和3年度の補正対応で、実施を補正のほうで計上させていただきたいというところで予定をしているところになります。

○3番（遠坂道太君） 私が今聞いたのは、各地区そういう傷みの激しいところがあるでしょう。そういうところをちゃんと把握しておって、それに対して年次計画に基づいて、補正が来たらそういうのをやっていくというふうなかたちを私はお伺いしたかったのですが、そういう把握はされていらっしゃるのか。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、路線の状況の調査というのを行っておりまして、その傷み具合の優先度を選定したところでの事業の実施というところで、現在まで行っているところです。

○3番（遠坂道太君） 私も何年前に一般質問で行ったわけですね。ここは、その地区の区長さんからもいろいろと話がありまして、行ってもらえないかということで話もしておりました。それからもう何年か経っております。その中で、一つも進んでおられないということが、私は不思議に思っているところです。やはり、区長会からも話が出ているということであれば、そういう生活に支障があるということであれば、それを優先的に行うということが前提ではなからうかということをお伺いしているところでございますが、そのへんにつきましてはどう思われますか。

○建設水道課長（皆越克己君） 町内全域で、調査をかけて実施するという事で申し上げましたけれども、一応、全線的に、一度に、延長的にも長くできてくれば、短期間のサイクルで済むかと思えますけれども、予算的にも、工期的にもちょっと難しいところがありますので、優先度の高いほうからという部分で順次取組をさせていただいているところです。地区、地区において、もちろん全て必要と思われる、そういった箇所もあろうかと思えますけれども、その期間について、期間的に大分経つけれどもというふうな箇所もあろうかと思えますけれども、現状においては、そういったところから、交通量の多いところからとか、そういった部分で、順次計画的に取組を進めている状況になります。

○3番（遠坂道太君） 車の通りが激しいところ、やはり人間の通りが激しいところが先ではないかと思うわけですね。そのあたりも踏まえたかたちで検討しながら、今後取り組んでいただければというふうに思います。町長、そのへんにつきまして、どのように判断をされますか。

○町長（長谷和人君） 今オーバーレイ関係につきましての御質問が上がっているところでございますけれども、今遠坂議員がおっしゃったように、傷みのひどい部分については当然行政区ごとにありますので、特に重量物あたりが入っている町道等につきましては、非常に傷み具合がひどいというところがございますので、今国の補助金ですね、交付金を活用させていただきながら舗装をやり直させていただいておるということでございますし、それから去年、一昨年でございましたか、各区长様方に要望あたりも取らせていただいておりますので、鋭意そこは今年度も実施させていただきたいというふうに思っておりますので、把握させていただきたいというふうに思いますし、それから担当課におきましても、道路の状況等も随時確認しながら、その傷み具合等によっては優先度を高くするとか、そういうかたちで整備させていただくということで、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 町長から答弁をいただきました。ありがとうございます。そして、今現在、水道関係の工事を行っているわけです。やはり、そういういろんな工事が入った中でのが、非常にひどいということがいわれるのではなかろうかと思っております。先週も申しましたように、やはり工事の後のかたちの舗装をしっかりとやっていただくようお願いをしたいと思います。

○5番（森山 宏君） 今の遠坂議員の関連質問ですけども、一応確認ですけど、この舗装の修繕とか、オーバーレイとかいうのをするためには、まず路面性状調査をしないと、そういう補助事業というのはいけないとは思っていたんですけども。

○建設水道課長（皆越克己君） 調査におきましては、そういうようなかたちで、表面上、見えない部分の状況の判断というのにも必要になってまいりますので、そういった調

査をかけながら、そういったところで傷みがひどいであろうという路線につきまして、優先的に順次取り組んでいるというふうな状況になります。

○5番（森山 宏君） 路面調査ですね、これを全路線するとなると、膨大な費用がかかりますけども、業者が九州に2社くらいしかないと思いますが、この路面調査というのは、確か8年くらい前に質問したときにも聞いたのですけども、これは毎年やられる分か、5年に一回とか、その中において、へこみ具合とか段差とかいうのが、全て路線を調査しないと、逆に修繕工事とかの補助事業に対する申請ができないというふうに伺っておりました。この路面調査をしてなかったら、まず修繕とかいう方向にはいかないとは思いますが、ましてやこれ毎年やられているのか、それと路面調査というのは5年に一回なのか。災害とは別にして、システムは、舗装の修繕というのは、そういうふうには思っておりましたけども、それで間違いないですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 平成25年度に、全路線のほうの調査がありまして、その後に主要路線の調査というところで、ピックアップしたところでの調査をやっておりまして、それに基づいたところで実施しているというふうな現状です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（黒木龍次君） ページの75ページなのですけれども、町営住宅の解体工事、それに委託料で地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託料というふうに上がっておりますけれども、確かこの住宅解体、これは3軒とおっしゃったですかね。それと、その後に委託料が上がっているということは、要するに、何軒分くらいの優良住宅の設計委託料を上げるつもりなのか、そこのところをお答え願います。

○建設水道課長（皆越克己君） 住宅解体におきましては、古い住宅の退去された住宅につきまして、順次、解体工事を行っているところです。上牧原、それから元町、森重西、各1戸のところですが、そこに当たるところです。設計委託につきましては、前、住宅施策の中で御説明申し上げましたとおり、里団地横にありますところの元JR用地であったところ、旧国鉄用地であった部分に予定をしております、その存目計上というところで、今後補正の中で上げさせていただきたいなというところで、一応6戸の予定で計画を進めていきたいというふうなことで思っておるところです。

○6番（黒木龍次君） そしたら、6戸建築予定だということであれば、優良住宅であれば、要するに若い人たち、単身とは違う、こういう人たちを予定として入れる、そればかりではないでしょうけれども、住宅に困窮する人たちも入れなくてはいけないだろうと私は思うのですけれども、そういうふうな目的で建設するというふうなことでよろしいのですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 地域優良賃貸住宅というのは、単身とか、町営住宅、公営住宅ではなくて、ある程度の所得層の方を対象としておりまして、いわゆる若年層

のファミリー向けというふうなことでの考えになるかと思えますけれども、そういった方々を対象にした住宅を予定しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 黒木龍次議員の関連ですが、工事請負費の中で、解体費で460万円ということですが、3戸の住宅を取り壊して、その跡地については、どのような利活用を考えておられるのかお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 古い住宅地域については、そのようなことで、退去された後に解体ということですが、まだ住宅の中でも住んでおられる方がいらっしゃいまして、そのようなことで、一体的な活用と申しますか、そういったことにつきましては、まだすぐすぐということではなくて、計画的に時間を置いてでないといけないというふうな部分もございますので、そのあたりについては、特に上牧原住宅等につきましては、今後のことも含めまして、現居住者の方々の意向の確認等も行いながら、今後の計画については検討していくというふうなことになるかなと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今、3地区の町営住宅、上牧原、ここは2戸くらいいらっしゃるのですかね。そして、森重が6戸。何軒おられるのか、そのへんについてまずお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 上牧原につきましては、まだ6戸に入居されているかと思えます。元町につきましても、3戸の方がまだ入居されております。森重西につきましては、学校近くにある住宅ですが、2戸あったうちの1戸が出られて、1戸というかたちですが、まだ1戸の方がまだ入居されているというふうな状況になります。

○3番（遠坂道太君） 10戸の方について、御説明等はもうしてあるのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 今10戸と言われましたけれども、上牧原につきましては6戸というところで、上牧原住宅地域につきましては、以前にもアンケートを聞き取りということで行っておりますけれども、まだ完全ではなかったということで、今後に向けて、また改めて意向等確認の調査等も行っていかなければならないと思っております。

○3番（遠坂道太君） 予算を460万円上げて、まだ話合いがある程度進んでいないということであれば、実質的に年度内にこれができるのかというのが疑問に思うわけですが、それにつきましてはどのように考えておられるのか。

○建設水道課長（皆越克己君） この解体につきましては、解体をするということでの解体工事3戸分ということの460万円になります。先ほど黒木議員からありました地域優良賃貸住宅の存目につきましては、それとは別の場所で今後計画を予定しているかたちになりますので、現在の公営住宅の活用等につきましては、そのようなことで、現在

住んでおられる方々の意向を確認しながら、今後検討していくというふうなことで進めてまいりたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 今の遠坂議員の件は、要は解体するところは交渉できているかという話なのですが、実際は、もうそこには今住んでおられないところの解体を今年度予定されているということによろしいのですよね。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、そこは住んでおられないところの解体になります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく75ページでございます。

款8消防費の説明を申し上げます。消防費は1億2,045万1,000円を計上しました。前年度と比較して、630万7,000円の増であります。歳出に占める構成比は、3.5パーセントになります。

目1常備消防費については、上球磨消防組合負担金8,754万1,000円、それと県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金38万7,000円を合わせて、8,792万8,000円を計上しました。令和2年度と比較して、560万円の増となっております。

主な増の理由は、令和2年度において、上球磨消防署の庁舎建設、指令台システム、旧庁舎解体、訓練棟、外構工事全ての工事が完了する予定でございます。令和3年度につきましても、公債費の償還分、建設時にお借りした償還分に対する町村負担金の増となっていることと併せまして、新型コロナウイルス感染症対応の消耗品や備品購入費の経費負担分が増となっております。

なお、今申し上げました新型コロナウイルス対応分は、構成4町村で、地方創生臨時交付金3次分に対応することとして協議を終えております。

次に、目2非常備消防費ですが、2,089万5,000円を計上しました。消防団の活動経費です。

節1報酬で、消防団員年報酬798万6,000円を計上しております。

76ページでございます。

節8旅費の訓練手当は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度に開催が計画されていた球磨郡操法大会、また熊本県操法大会の中止が決定されております。また、ラップ吹奏大会も令和4年度に延期が決定されるなどで、訓練手当ほか関係する経費を減額して計上しております。しかし、非常呼集訓練、規律訓練、知識習得訓練等の経費は、継続してしっかりと予定させていただきたいと思っております。

次に、目3 消防施設費については、1,162万5,000円を計上しました。消防施設等に係る維持管理経費を計上しているところでございます。

節10 需用費の消耗品費159万6,000円は、消防ホース、消火栓ホースの購入のほか、デジタル無線の劣化したスピーカーマイクなどの購入が主なものでございます。

77ページをご覧ください。

節14 工事請負費の防火水槽設置工事の存目計上は、財源として、県の補助率3分の2である球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金を活用するものでございまして、令和3年度は2箇所の設置工事を計画してございます。補助金の調整が整い次第、補正予算でお願いしたいと考えております。

次に、節17 備品購入費は、小型ポンプ購入1台198万円と、軽自動車の積載車1台352万円の購入を予定しております。なお、歳入のほうの財源は、電源立地地域対策交付金440万円を充当させていただくものでございます。

次に、目4 水防費につきましては、それぞれ存目計上しているところです。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款8 消防費の質疑を行います。75ページから77ページです。

○2番（西 靖邦君） 77ページの節14の工事請負費、先ほど防火水槽が2箇所ということでございましたけれども、この2箇所で、補正予算どのくらいの金額になるのでしょうかね。

○総務課長（高橋 誠君） 1基650万円を予定しておりまして、2基で1,300万円を今予定しているところでございます。ただし、状況によっては増減しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番（西 靖邦君） この防火水槽、補助の関係とかいろいろありますから、これは耐震型のやつですよ。

○総務課長（高橋 誠君） 一応、耐震も含めた既製品のもので、40トン級の水槽を考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 75ページの非常備消防費ですが、報酬で、現在の団員数と機能別団員数をお伺ひしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 現在の一般団員は173名でございます。また、機能別の団員94名でございます。合わせまして、267名の団員が今現在の状況でございます。

○3番（遠坂道太君） 私も機能別団員のほうに今在籍しているのですが、やはり機能別団員の年齢等も徐々に上がってきているような状態だと思います。活動するところが非常に少ないようなかたちが見受けられるところでございます。今後は、やはり機能別団

員も活動できるようなかたちのシステムというか、そこをどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 機能別団員さん、我々より先輩の方が多数いらっしゃる、先輩団員さんが残っていただいているといたしますか、加入されているところでございます。一般団員の訓練が一番重点的に置いておまして、機能別団員さんにもそういった講習等は必要になってくるかと思いますが、火事がないことを一番願うところでございまして、出動がないところが一番願うところでございますけども、ただ、こういった機能別団員さんの協力があってこそその町の消防活動かなと思っておりますので、その付近は十分配慮させていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 毎回お話ししているわけですがけれども、団員の報酬に関して、お伺いさせていただきます。本町は近隣の町村に比べますと、結構良いかたちでお支払いいただいているというのは理解したところです。ただし、先月でしたか、総務省のほうから、団員報酬の引上げということを打ち出してあったと思います。全国的な消防団員の減少というのが大きな理由ということで書いてありましたけれども、本町にしても同じようなかたちで、年々団員が減少しておまして、大きな課題かなと思っております。そのへんに関して、団員に対する手当を増額する流れというのが総務省から提示されておりましたので、現時点で構いませんので、どういうふうなかたちで対応を考えておられるのかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 各消防団の部のほうで勧誘等はしていただいております、令和3年度の入退団式を今後予定するところでございますが、退団1名、新規入団は今のところ0名ということで、非常に私のほうも残念といたしますか、今後の消防団の確保としては、一番危惧しているところでございます。議員言われましたように、団員の報酬関係、国のほうからも、やはり見直しといたしますか、配慮するようなことで言われておりますので、今後私たちの町の団員確保としては、報酬のあり方等々も審議していく課題、大きな課題になってくるかとは思っております。これはやはり全国的なところもございまして、近隣町村の動向も含めまして、大きな課題になってくると思っております。

○8番（金子光喜君） 非常に厳しい状況というのが、私にも伝わってきておまして、現団員の負担というのもそれぞれ大きくなっていくのかなと思います。そこで、やっぱり機能別団員といたしますか、その方々に対する対策というのも、しっかりしていく必要があるのかなと思います。機能別団員の報酬に関しては、上げてくれとか、そういう話はないかと思っておりますけども、しっかりどういうかたちで、町の防災の要としての消防団員を確保していくのかということを議論していく必要があると思っておりますので、十分な御

検討を希望します。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 今、団員の減少が続いております。消防組織法の第1条に、消防は、施設及び団員を活用して、町民の生命、身体及び財産を守るとあります。消防責任は市町村にあります。町の責任者は町長であります。

そこで、町長にお尋ねしますけれども、いわゆる湯前の人口規模、あるいは面積等規模で、いわゆる責務を果たすためには、消防団員、先ほど課長の説明では、機能別と一般合わせて267名と言われましたけれども、どれくらいの団員を常時確保していく必要があるかということを知りたいので、町長の考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 現況267名でございましたか、いるわけですけども、7月豪雨災害におきましては、想像を絶するような激甚な災害が発生して、その時点でも消防団の皆様方が活躍いただきまして、人災等はなかったということで安堵しているところがございますけれども、その規模につきましては、総務省あたりが示している分があるのかと思っておりますけれども、何とか現状維持を確保したいというのが私の思いでございますし、加えまして、常備消防でございます上球磨消防署ですね、ここらへんの充実もやっぱり必要になってくるのではなかろうかなと、そういうふうなことも今思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 現状くらいを維持したいということですが、団員の減少、なぜ減少するのかという分析は、どのようなことをされておられるかお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 分析というまでではないわけですが、私が考えているのは、当然、少子高齢化というのが第1の原因ではなかろうかと思っておりますし、それから加えまして、地元に残っていただきまして日中農作業等をしていただく場合については、即、その対応ができるわけがございますけれども、お勤めの皆様方が町外に出られるというかたちで、人吉球磨圏域内でお勤めの方も相当いらっしゃるということで、その生活実態が非常に変わってきているというような部分も非常に複雑にしている部分があるのかなというふうに思っております。この際、先ほど出ました機能別団員の皆様方、一度消防をリタイアされて再度復活していただいているということでございますので、やっぱりここらへんの機能別の充実というものは是非必要なのかなと。当然、訓練等は行っていないわけがございますけれども、そこらへんも含めたところで、常時機械の操作ができるというふうなこともこれから必要になってくるのかなと、そんなことも今思ったところでございました。

○9番（山下 力君） 今まで歴代の町長が、消防団員の確保について、いろいろ発言されて勧誘されたことはないと思うのですよ。多分、今まで地域の消防団の幹部の方が、若い人が帰ってきたり、卒業したりしたら、消防団に入れというような勧誘の仕方です。

まで来ていると思うのですよね。今回、もう一步踏み込んで、町長もいろんなところで、消防団員の確保の必要性を、やはり若い人というか、機能別団員の経験者に対して、そういう呼びかけをする必要があるのではないかというふうに思いますので、それについての町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） おっしゃるとおりでございます。私もその部分につきましては、当然、団員数が減ってきている現状でございますので、できる限り皆様方、こういうふうにしてお残りいただいた方又はUターン、Iターン等で帰っていただきました皆様方等には、そういう機会がありましたら、積極的に発言させていただきまして、お一人でも、お二人でも加入していただくということで、私も先頭に立って行いたいというふうに思います。

加えまして、消防団の皆様方とも連携をしながら、幹部会等もございまして、そこらへんもこれまで以上に積極的にお願いいたしますということで、呼び掛けていきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款8消防費の質疑を終わります。

次に、款9教育費の説明を求めます。77ページから96ページです。

○教育課長（北崎真介君） 款9教育費について御説明いたします。ページは、77ページから96ページまでとなっております。

教育費につきましては、総額で3億5,846万4,000円を計上しました。一般会計予算に占める割合は、10.4パーセントになります。

次に、項・目ごとに御説明いたします。

項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、前年度より4万4,000円増の86万9,000円を計上しました。教育委員の報酬、費用弁償等の経常的経費が主なものでございます。増の要因は、2年に一度開催の九州地区市町村教育委員大会が開催されるため、その研修費を計上したことによります。

78ページをご覧ください。

目2事務局費につきましては、4,872万4,000円を計上しました。前年度より121万7,000円の増となります。教育委員会事務局職員の給与等人件費のほか、経常的経費と英語指導助手に伴う必要経費を計上しました。増の主なものは、産休の職員が復帰したことによります。

節7報償費では、小中学生夢創出事業謝金30万円を計上しました。これは、小中学生に触れる機会の少ない一流のスポーツ選手や芸術家等に来校してもらい、将来の夢を持つきっかけづくり、その可能性を高めることを目的としております。

79 ページをお願いします。

節 8 旅費には、その講師の旅費 10 万円を計上しております。

節 18 負担金補助及び交付金には、昨年からの小中学生英語検定料補助金 46 万 9,000 円に加え、定期代の 3 割程度の補助として、高等学校等通学費補助金 284 万 5,000 円を計上しました。また、修学旅行に対しまして、一人当たり小学生 1 万円、中学生 2 万円と、各々補助を行う小中学生修学旅行補助金 105 万円、同じく小中学校の入学祝金としまして、入学者一人当たり小学校 1 万円、中学校 2 万円として、小中学生入学祝金 89 万円を計上しました。

令和元年度から始まりました県の補助金制度を拡大した形で実施しております英語検定料補助金は、今後も、学校等と連携しながら、受験者数を増やし、英語教育及び学力向上の一助となるよう努めたいと思っております。今後も、これまで以上に英語教育を推進し、小学生の英語への興味と学習の定着、中学校への円滑な連携、中学生への高度な英語教育が提供できるよう、小中一貫教育を進めていく中で取り組んでまいりたいと思っております。

また、前々から要望が多かった定期券の補助、修学旅行の補助金を創設し、子育て世代の負担の軽減を図っていくところでございます。

目 3 学校施設整備費につきましては、節 12 委託料には、湯前小学校外部改修工事監理業務委託料 200 万円を計上しました。

節 14 工事請負費に、湯前小学校外部改修工事 1 億円及び湯前中学校鉄骨構造改修工事 350 万円を計上しました。令和 2 年度に実施しました中学校校舎の改修工事と同様、屋根防水及び軒庇パネル、ALC 鋼板や外壁鋼板パネル等の更新、外部建具等の一部更新等により、雨風の侵入を防ぎ、排水の適正化を行い、長寿命化を図るということでございます。これまで御説明してきましたとおり、令和 2 年度に実施しました設計を基に本年度実施するというところで、今後も計画的に、また有効的な整備を図っていきたいと考えております。

80 ページをご覧ください。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費につきましては、3,870 万 9,000 円を計上しました。小学校経営に要します経常的経費が主なものでございます。前年度に比べ、33 万円 5,000 円の増となりました。

増の主な要因としましては、県の補助により前年度途中に追加された特別支援教育支援員等の継続による節 1 報酬の会計年度任用職員の増、また、前年度計上しておりました節 10 需用費の消耗品費に、教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書等の減、及び節 13 使用料及び賃借料に計上しておりました 5 年に一度発生する校務支援システムのライセンス料等、また、節 14 工事請負費の放送設備改修工事による減等の差額によるものでござ

います。

82 ページになりますが、心豊かな児童の人間形成を図るため、節 17 備品購入費の図書費に、ふるさと応援基金から 10 万円上乘せした計 60 万円を計上しております。

目 2 教育振興費につきましては、306 万 4,000 円を計上しました。準要保護・特別支援児童に係る扶助費が主なものでございます。

また、節 12 委託料に、総合学習等での稲作を対象とした農業体験学習委託料 15 万円を、前年度と同様に計上しました。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費につきましては、4,370 万 6,000 円を計上しました。中学校経営に要します経常的経費が主なものです。前年度に比べますと、415 万 8,000 円の増となりました。

増の主な要因は、小学校の会計年度任用職員と 1 名を組み替えたため、節 1 報酬の会計年度任用職員報酬と、それに伴う節 3 職員手当等の会計年度任用職員期末手当の増に加え、教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書等を節 10 需用費の消耗品費に計上したことによります。

83 ページをご覧ください。

節 10 需用費の消耗品費に、今申しました教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書等 269 万円を含む 678 万 5,000 円を計上しました。

節 12 委託料においては、校内樹木管理委託料を、通常の剪定、清掃、消毒のほか、処分費の増、及び校舎周りの大きくなった樹木等にも対処するため、増額して 60 万円、また、84 ページになります。校舎清掃委託料を 111 万 7,000 円計上しました。前年度におきましては、校舎、体育館の床の清掃、ワックス仕上げ、窓ガラス清掃業務を委託しましたが、本年度は、エアコン洗浄業務で、別の業務を委託するというところでございます。

また、小学校と同様に、新型コロナウイルス対策として、密を避けるということで、修学旅行バス運行委託料として存目計上しましたが、85 ページになります。小学校の場合には、九州内での 1 泊 2 日であるのに対し、中学校費の場合は、修学旅行の実施が秋以降であるということ、また、行き先が飛行機を使用した遠方となるため、節 21 補償補填及び賠償金に、修学旅行キャンセル料を存目計上しました。

目 2 教育振興費につきましては、180 万 9,000 円を計上しました。準要保護・特別支援生徒に係る扶助費が主なものでございます。また、総合学習において、例年、その活動が高い評価をいただいております伝統芸能継承関係の経費及び立志式や芸術鑑賞に係る講師謝礼等に 14 万 7,000 円を計上しました。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費につきましては、2,129 万 5,000 円を計上しました。社会教育に関する職員の給与等の人件費など、経常的経費が主なものでございます。前年度より 721 万 2,000 円の増となります。その主な要因は、会計年度任用職員及び職

員の人事異動に伴います人件費の増によるものでございます。

86 ページになります。

これまで節7 報償費において、地域未来塾等謝金と地域学校協働活動に伴う謝金と分けて計上しておりましたが、補助対象が同一ですので、地域学校協働活動に伴う謝金として統一しましたが、節8 旅費においては、講師により距離等の相違が見られるため、管理のため本年度は別計上をしております。

海洋センター所在自治体の偉人マンガ制作事業を進める上で、関連経費を、節7 報償費及び節8 旅費、87 ページになります。節12 委託料に、それぞれ存目計上しました。先日、内示が来ましたので、今後補正をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

節18 負担金補助及び交付金は、補助金については、各団体等精査し、減額し、その他は概ね10パーセント減としました。

目2 公民館費につきましては、1,129万3,000円を計上しました。公民分館長の会議謝金と分館管理委託料、その他公民館の維持補修に要する経費が主なものでございます。前年度と比較しまして、145万4,000円の減となっております。その主な要因としましては、88 ページをご覧ください。節10 需用費、光熱水費の減及び節18 負担金補助及び交付金のうち、補助金を削減したことによります。

89 ページになります。

今年度の分館施設整備補助金は、2分館からの施設整備の申請により、網戸設置工事、台所周りの改修などの経費24万6,000円を計上しております。これからも、地域各分館の環境整備を図ってまいりたいと思っております。

目3 文化財保護費につきましては、316万2,000円を計上しました。指定文化財の保全等に必要経常的経費が主なものでございます。前年度と比較しまして、196万円の減となります。減の主な要因としましては、前年度の節12 委託料に城泉寺休憩所及びトイレ建設工事設計業務委託料があったことと、90 ページをご覧ください。節18 負担金補助及び交付金に計上しております補助金の減によります。

節12 委託料の民俗文化財記録作成委託料は、これから継承が困難となってくる場合に備えて、町指定無形文化財の映像や楽譜作成など、2年ほどかけて実施していく予定でおります。新型コロナウイルスの影響で前年度実施できませんでしたので、令和3年度こそは実施したいと考えております。

また、御大師堂保存修復工事設計監理業務委託料と城泉寺トイレ等整備工事監理業務委託料、節14 工事請負費に御大師堂保存修復工事、城泉寺トイレ等整備工事に、それぞれ存目計上しました。今後、国庫補助の交付決定等あり、また、予算計上の準備が整いましたら、補正をお願いしたいと思っております。

節 18 負担金補助及び交付金に、地域文化財振興補助金 20 万 6,000 円を計上しました。文化財の管理を行っていただいている各地域に委託料としてまとめて支払っていたものを、その性格に応じて、節 12 委託料と分けて計上したものでございます。両方の合計総額では、昨年度同様で変更ございませんので、減額とはなっておりません。

目 4 美術館費につきましては、1,658 万円を計上しました。まんが美術館の運営管理、まんがコンクール等に要する経費が主なものでございます。前年度より、272 万 3,000 円の増となっています。主な理由は、アーカイブ事業に従事していただく会計年度任用職員及び、91 ページになりますが、社会教育の分野において、各種事業の補助しながら、主体的に活動していただくための地域おこし協力隊の報酬等の人件費及びそれらに係る住宅借上料等、諸経費の計上による増によるものでございます。前年度から取り組んでおります文化庁のメディア芸術アーカイブ推進支援事業の対象の一環で、今御説明しました会計年度任用職員及び地域おこし協力隊の方々にも、様々な業務をお願いしたいと考えております。

節 11 役務費に、収蔵資料デジタル化作業手数料 100 万円を計上しました。これは、作品の中で、A3 サイズを超えるスキャンを委託する費用となります。A3 以下の作品につきましては、点数も多く全作品を委託するより人件費とスキャナーを導入したほうが有利でしたので、92 ページになりますが、節 17 備品購入費には、その高機能スキャナーのほか、業務用掃除機の購入費用として 54 万 9,000 円を計上しました。

前年度に計上しておりました節 12 委託料の特別展事業の委託料は、本年度は計上せず、作品の借用等での企画展等を開催する予定であります。新型コロナウイルスの影響で、具体的な開催時期や期間は調整しながら、年間 5 回ほど行うよう進めております。

今後、まんが美術館としての方向性とイメージを具現化していき、また、皆様に親しみやすい美術館として、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ただいま、款 9 教育費の説明の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 0 時 5 9 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款 9 教育費の説明の途中です。

○教育課長（北崎真介君） 予算書は、92 ページの中段からでございます。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費につきましては、2,240 万 7,000 円を計上しました。社会体育に関する職員の人件費、スポーツ推進委員の報酬、費用弁償等の経常的経

費が主なものでございます。前年度比較で、918万7,000円の減となりました。減の主な要因としましては、職員人事異動に伴う配置替えのため、人件費が減となったことによるものでございます。

また、前年度、節1報酬に計上しておりましたスポーツ推進委員報酬を、制度改正により、節7報償費のスポーツ推進委員謝金に組み替えました。

93ページをご覧ください。

節18負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルスの影響により、前年度初開催予定が延期となった奥球磨駅伝大会負担金130万円、同じく中止となった公認奥球磨ロードレース大会負担金360万円、また、全国スポーツ大会等出場奨励金を、例年の実績等を勘案して49万円計上しました。その他、補助金は概ね10パーセント程度減額して計上しました。

また、節10需用費の消耗品費には、各種ボール購入費用として、小学校運動活動消耗品費4万9,000円を含む21万7,000円を計上し、委託料60万4,000円を含む84万5,000円を、節12委託料に計上しました。平成30年度の試行から数え、令和3年度では4年目を迎えるところですが、今後も留意して、参加者の増加を図り、児童の健全な発育と体力向上に努めてまいりたいと思っております。

目2体育施設費につきましては、1,357万2,000円を計上しました。体育館、プール、グラウンドなどの社会体育施設の維持管理に要する経費です。節1報酬においては、これまでのセンター事務員を会計年度任用職員とし、また、センター管理人賃金を委託するため、節12委託料に組み替えております。前年度比較で、100万7,000円の減であります。その主な要因としましては、前年度におきまして改修しましたB&G海洋センタープールと同時に、プールの水中掃除機、また、老朽化著しい女子更衣室の棚の購入、計125万2,000円を、節17備品購入費に計上していたことによります。

94ページをご覧ください。

節12委託料には、例年どおり、プール監視業務委託料309万円、海洋センター外部清掃等委託料56万4,000円、また、先ほど御説明しましたセンター管理人委託料271万3,000円など、海洋センターをはじめとした諸体育施設の維持管理に必要な経費を計上しました。

今後も海洋センターを軸とした健康教室など、関係各機関と連携を図りながら、継続した住民の健康づくりを進めてまいりたいと思っております。

95ページになります。

節18負担金補助及び交付金には、地域おこし企業人負担金を存目計上しました。これは、地方公共団体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かし、地域単独の魅力や価値の向上等につながる業務に従事しても

らうためのものがございます。人件費や本人発案事業経費など、特別交付税措置がありますが、まだ決定しておりませんので、存目計上しております。

この95ページから96ページにかけてになります。

目3給食費につきましては、2,777万4,000円を計上しました。給食施設整備の維持管理費のほか、給食運営委員の報酬、費用弁償等の経常的経費が主なものでございます。前年度より、50万5,000円の減となっております。主な要因は、節18負担金補助及び交付金の学校給食費補助金は、対象予定児童・生徒の増加により増となった一方、節11役務費の各種手数料をはじめ、節12委託料、節13使用料及び賃借料など、精査し、見直しし、減額計上したことによるものです。

学校給食費補助金は、保護者の負担軽減を図るとともに、気候に左右される野菜や乳製品等の価格変化にも対応し、児童・生徒への栄養価も考慮され、質の高い、安定した給食の充実を図るためのものです。調理業務の委託体制になって本年度で5年目になり、学校給食の運営も安定してまいりました。これからも、児童・生徒に安全安心で安定したおいしい給食に取り組んでいきたいと思っております。

以上で、教育費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） 款9は、まず、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費の質疑を行います。

○3番（遠坂道太君） まずお尋ねしますが、78ページの教育費の中の教育総務費、事務局費の中の報償費でございます。先ほど課長からも説明をいただきましたけれども、小中学生夢創出事業謝金で30万円と、旅費で10万円組んであります。先ほどお話を伺いますと、小中学生が今後夢を持つことができるような人のお話とか、そういう体験を聞かせたいというような話でございました。その中で、本年度から取り込まれるというふうになっております。今年度はどのような方を考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 最初は、スポーツ選手がどうかという話もございましたけれども、やはりいろんな芸術関係もございまして、ほかにもそういった学校が要望するところがいろいろありますので、小中学校と、新学期になって、新しい先生方と話し合いをして決めていきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 新年度になって、先生方と話し合いをされると申されましたが、やはり児童・生徒からお伺いしてみたらどうかと思います。やはり、子どもたちもいろんな考えを持っているかもしれませんので、そのへんについて担当課長はどのように思っておられますか。

○教育課長（北崎真介君） はい、おっしゃるとおりで、もちろん先生方と相談するというのも、子どもたちの希望とか、そういったものを踏まえたところで、検討して、話

合いをしていきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 当町出身でも、やはり芸能人であれば中原さんもいらっしゃいますし、いろいろと俳優でもおられるとは思いますが。やはりいろんな方のつながりをうまく利用した中で、今後取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 79ページの目3学校施設整備費、節14工事請負費、湯前小学校外部改修工事、1億円の概算予算が上がっていますが、多分中学校の外部改修工事の請負締結金額が8,965万円だったと思います。1,035万円の増となっておりますが、これは小学校の改修工事の校舎等の延床面積と、中学校の改修工事の済んだ床面積と、小学校の校舎等の改修工事の床面積が大きいということなのですか。大きいから、予算が上がっているのですかね。そのへんお願いします。

○教育課長（北崎真介君） 延床面積でいきますと、小学校のほうが若干少なくなっております。やはり、児童と生徒の大きさが違いますので、規模的にも少し小さくなっております。

○2番（西 靖邦君） 少ないのに1億円の予算というのは、その中学校の改修工事の内容が、外部、屋上がありますけれども、それ以外にも出てくる可能性があるということで、この1億円の予算を組んでいるのですか。

○教育課長（北崎真介君） はい、元々基本設計を2年前に行っております。それから、本年度実施設計ということでやっております、中学校のほうの工事を踏まえまして、いろんな反省もございます。そういったところも踏まえたところで、概算の1億円ということで計上したところでございます。

○2番（西 靖邦君） 多分小学校が、延床面積が少ないのは分かります。それと、小学校も階高も違うし、中学校の階高も違います。何でか申し上げましたら、やっぱり小学校と中学校の蹴上げの高さが違いますからね、階高も違うと思います。ということは、多分小学校の外壁の補修面積は本当に少ないと思います。改修工事ですから、改修工事をやりながら、トイレのやり替えをしないといけないとか、そのへんが出てくると思いますけれども、このへんの予算の組分けですね、そのへんがやっぱりはっきりしてもらわないことには、ちょっと1,035万円もどうなっているか、そのへんが心配でした。

○教育課長（北崎真介君） おっしゃるとおり、小学校と中学校では階高とかが違いますので、一概には言えないのですが、やはり中学校のほうでも実際開けてみて、またその下にある鉄骨が損傷していたとか、そういったこともございますので、最大限見られるところで、1億円というところで上げておったわけでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） ページ数 80 ページと 82 ページの小中学校の学校管理費の報酬で、ちょっとお尋ねをいたします。会計年度任用職員の報酬と期末手当が、昨年度より多額の予算が組まれております。理由と内容の説明を求めます。

○教育課長（北崎真介君） さっき少しは説明したのですが、昨年度は小学校のほうに4人計上していたわけです。ところが、実態に合わせまして、今回組み替えまして、中学校のほうから1人、小学校のほうに下げてといいますか、小学校に異動していただいて、人数がちょっと増えたということで御理解いただきたいと思います。

○7番（味岡 恭君） 増えた、減ったとかいうことではなくて、どういうことでそうなったのかという説明を、内容を詳しくお願いします。

○教育課長（北崎真介君） すいません。まず、支援員の数が、各学年に1人ずつできれば欲しいという小学校のほうの御希望がございまして、支援を必要とする児童が非常に増えてきたというところがございまして。そういったところで、中学校のほうに4名ですの、学年1人ずつという換算で3名にさせていただいて、小学校のほうに5名というところをお願いしていたところでございまして。

それから、今回県の補助で、令和2年度で補正をお願いしたところがあるのですが、県の補助で人件費 100 パーセント補助というところで、もう1人支援員を増やすことができましたので、そういった部分の増加が見込まれているところでございまして。

○7番（味岡 恭君） 先ほどちょっと説明を受けたのですが、町民に分かるような説明をしていただきたいと思うのですが。何のために会計年度任用職員を使うのだということを、詳しく町民に分かるようにしないと。私たちはあらずじを聞いているから大体分かるのですよ。だから、町民に分かるように、もう1度説明をお願いします。

○教育課長（北崎真介君） 支援のほうにも、特別支援クラスというのが、自情学級とあって、情緒関係ですね、そういった方と、知能の関係の方と、そういったクラス分けができております。それによって、対応する担任の先生でも、ちょっとなかなか手が回らないと。そこで、一緒に通常学級に入って授業を受ける科目もございまして。そういったときに、やはり補助で付いていただく先生がどうしても必要になるというところで、本町の場合は増員をお願いしているところでございまして。

○7番（味岡 恭君） 他町村も同じように増えているのだらうと思いますが、今回予算書を見ますと、一般財源のほうがかなり出ております。他町村も出ているのだらうと思います。やはり、県あたりに要望をして、交付金を増やしてもらったり、一般財源が非常に厳しいときですので、そのへんの考え方はどうなのでしょう。

○教育課長（北崎真介君） 今回、コロナ関連で、県のほうが補助を付けていただいたところで増やすことができたわけなのですけれども、なかなかどの市町村も支援員不足に陥っているということで、本町は本当に恵まれて、かなりの人数の支援員をお願いで

きているというところでございます。ですので、どこの町村も本当は必要としているのですが、実際は、例えば湯前小学校と同規模であれば、3名ぐらいしかいらっしやらないという学校も結構ございます。もちろんそういったところで、何で少ないかという、どうしてもそういう県の補助がないと、国の補助がないというのが現状でして、もちろんこちらからも働きかけはやっておりますけれども、なかなか厳しいところでございます。

○教育長（中村富人君） いわゆる働きかけというところの御質問だと思います。教育委員会関係でも、教育長連絡協議会というのが球磨郡市でもありますし、県でもございます。その中で取りまとめて、国のほうへ、そういう公費の増額について、そういうのを本年度も行っております。さっき課長申し上げましたように、どこも厳しい状況でございまして、そういう働きかけも、是非これ、できれば交付金というかたちではなくて、いわゆる教職員と同じ並に、国と、それから県からの補助金等で雇ってもらえないかと、そういう要望もしております。

また、今日の午前中に、町長からも、特別支援の御助言をいただきましたけど、私が答えるべきところではございませんが、そういうふうに町長部局にもあっているように聞いております。以上です。

○町長（長谷和人君） 私も加えまして、ちょっと答弁させていただくところでございますけども、支援が必要な子どもたちが、児童が多くなってきているということで、その対する加配の支援員さんが必要だということでございまして、その場合につきましては、地方交付税措置あたりが、確か3名ぐらいだったと思いますが、申し訳ございません、私が間違っていたら訂正しなくてはいけないのですが、措置の中でできているのが多分3名だったと思いますが、それ以外については、今課長が申しましたように、県の事業があるということで1名確保はできているわけで、残りは全部一般財源であるということでございまして、郡の町村会のほうでも要望は国のほうにお願いしておりますし、それ以外につきましては、私個人も国会議員の先生方にお願いいたしまして、是非これにつきましては交付税措置を講じていただけないかということでお願いしておりますので、引き続き、この点につきましては、私も国の交付金をいただきたいと思っておりますので、活動していきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方も是非これにつきましても、御協力と御支援のほどをよろしくお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○7番（味岡 恭君） 災害も大変な時期だと思うのですが、極力努力をして、補助金をいただきますように努力をしていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） すいません、味岡議員と被りますけども、課長、中学校が4人

から3人になって、小学校は3人から4人になったと。総計は7名で変わらないわけですかね。

○教育長（中村富人君） 先ほどの味岡議員とちょっと関連するのですが、昨年度と違うというところですね。本年度と昨年度の当初予算を比べて、額が大きいという御指摘があったと思うのですね。当初予算のときには、中学校4で、小学校3でしたが、それを途中で9月に組み替えて、総数は変わりませんが、中学校から小学校のほうに異動してもらって、小中学校の合わせた数は変わりませんでした。組み替えるというのをさせていただきました。そして、それに加えて、10月にいわゆるコロナ対策で、先ほど課長が申しあげましたように、100パーセント補助対象になるので、雇用してもよいというのがありましたので、それを受けまして、昨年度の途中から1人プラスになりました。

本年度は、そのプラスになった分は合わせておりますので、昨年度の当初予算に比べますと、特別支援教育の支援員は1プラスです。これは、昨年度の9月だったでしょうか、9月以降はずっと1プラスのままになっている状況です。ですので、当初予算は、中学校は減りましたが、昨年度は当初予算では、小学校は少なかったのですよね。でも、組み替えましたので、途中から大きくなりまして、本年度の当初予算と比べると、特別支援教育の支援員の報酬は昨年度よりもうんと大きくなっております。2人分大きくなっています。その代わり、昨年度の当初予算と比べると、中学校は1減です。

○5番（森山 宏君） 総計7名から8名になったということですよ、1プラス。

○教育課長（北崎真介君） 申し訳ありません。昨年度の当初予算は、小学校、中学校それぞれ4名ずつで当初予算組んでおりました。それを実態に合わせて、5名と3名に振り分けて、昨年予算を組み替えて、変わっていただきました。その上に、コロナ関係の予算で、1名補正で対応したところで、実際合わせて総数は9名となっております。小学校が6名、中学校が3名、現在はそういったところで、当初予算もそのように組んでおるといことでございます。

○5番（森山 宏君） 結局、総数で言ったら、1名プラス分を予算化したと。それと、1名増に関しては、900万円ばかり増えていますよね、1,000万円近く。1人で、これだけ人件費で変わるものなのかと思ひまして、再度の質問です。

○教育課長（北崎真介君） 会計年度任用職員の制度になりまして、前歴換算とかをされるようになりまして、そういったところで、総数でそれだけ、手当とかを含めまして増えてきたというところがございます。

○5番（森山 宏君） そうすると、会計年度任用職員の前歴換算で恐ろしい数字が増えていますけども、これも全部、交付金とか補助の対象になるわけですね。増えたら増えた分の実数に対して、補助対象になるわけですね。

○教育課長（北崎真介君） 昨年、補正でお願いした1名分は、100パーセント人件費の

みでした。ほかの手当は別です。今回ですね、ここの部分が膨らんだというのは、支援員さんだけではなくて、庁務手とか学校事務員とか、会計年度任用職員を全体で8名組んでおります。そういったところの皆さんの全ての前歴換算とかを入れたところで、それぞれがベースアップしているというか、金額が上がっているということでございます。決して、その1人の分だけで、その金額が上がったということではございません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 図書費についてお伺いいたします。小学校、中学校、例年50万円の図書費を組んでいただいて、子どもたちの読書の機会の増加に取り組んでいただいて、非常に良い状況かなと思っておりましたが、今年は10万円プラスしていただいて、両校とも60万円の図書費を組んでいただいております。そのへんに関してですけども、今回ふるさと納税の基金のほうから財源を充当されて60万円ということでお伺いしております。今までは一般財源のほうから50万円出しておりましたが、ふるさと納税の基金のほうから出されるということで、ある意味寄附金としての扱いになるのかなと思います。そういった場合、よくあるのが図書を寄贈されたときに、どこからの寄贈の書籍というかたちで、本の裏表紙に書いてあったりするわけですけども、今回ふるさと納税でされたということで、ふるさと納税寄贈品とか、そういうことで、記載したかたちで提供されるのかお伺いさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） 先日そういったお話もいただきましたので、早速、学校の司書の方にお話しをして、そういったコーナーを設けてもらうように、どうでしょうかというお話はもうしているところでございます。そうすることによって、やはり寄附していただいた方にもお知らせができるというところで、非常に良い御提案だと思います。そういったところで進めております。

○8番（金子光喜君） 課長が言われるように、寄附していただいた方にも、子どもたちの読書の機会を増やすことができたという大きな成果を伝えることができると同時に、もう一つあるのが、子どもたちにふるさと納税というのを考えてもらう機会になるのかなと思います。その子たちが大きくなって、そして納税するようになったときに、自分が小学校、中学校時代に読ませていただいた本が、ふるさと納税で送られた本なのだということを理解していることで、随分変わってくるのかなと思います。この制度自体がいつまで続くのか分からないというのものもあるかもしれませんが、しっかりそのあたりの教育現場のほうで、ふるさと納税に触れていただいて、将来の納税する子どもたちへの教育につなげていただければということをお伝えいたします。

○4番（椎葉弘樹君） 79ページの高等学校等通学費補助金と小中学生修学旅行補助金、補助金の適正化の観点でお伺いします。今回追加予定のこれらの補助金については、補助金ということになっております。この補助金というのは、採択件数や金額の枠があら

かじめ決まっています、必ずしも受給できるわけではないという性質を持っています。その事業費の補助と、運営費の補助というのに分類されるのが補助金だと認識しています。一方、その助成金というのがあるのですが、助成金というのは、要件を満たせば、誰でも受給できるというものです。今回、この補助金にされている理由について、お尋ねしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） これまでも英検補助ですとか、給食費補助とか、全て補助金という名称でやってきておったものですから、こちらも補助金という名称を使ったということでございます。大きな意味は持たせておりません。

○4番（椎葉弘樹君） そこで、総務課長のほうにお尋ねします。補助金の適正化方針というのを作っていただきました。この適正化方針に従いますと、これらの補助金というのは、やはり補助金のままでよろしいのでしょうか。それとも、助成金等のほうがよろしいのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 補助金、助成金、それぞれあると思いますが、助成金につきましては、議員おっしゃられましたように、必ず貰えるものというところで、扶助費によく使われるのがこの性質のものだと考えております。今回の補助金につきましては、高等学校の通学の費用に対する補助金、もう一つは修学旅行ですかね、そちらのほうの補助金ということで、先ほど言いましたように、扶助費的な助成ではなく、就学支援をするという補助のほうでの計上で考えたというところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 補助金の分け方として、事業費への補助と運営費の補助というのがあるというふうに、以前総務課長のほうから伺いました。今回の分は、そのどちらにも該当しないわけです。昨年度も、給食費と英語検定のところでも同じような質問をさせていただきました。これは、申請があれば、必ず受けられるものではないのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時34分

再開 午後1時39分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（高橋 誠君） 補助金、助成金ありますけども、今回の補助金、定期券の補助、また修学旅行補助、これについては町長の政策的なもの、考えが入っております、事業費補助金という位置づけでの予算計上ということで、御理解いただければと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 事業費補助金とした場合に、修学旅行の分が、総合戦略あるい

は総合計画のほうに、事業として挙がってきておりません。これというのは、総合計画等で、ほかの給食費補助金等は挙がっているのですが、英語検定も挙がっていますが、修学旅行費補助だけが挙がっていないものですから、では事業費補助にするのであれば、そちらのほうにも記述が必要ではないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 議員おっしゃられますように、同じ性質の町長の思いでの補助金計上になってございます。総合計画又は総合戦略等々にも、この記述がまだ載ってきておらないところは認めます。今後見直し等も行っていくと思いますので、この高等学校等通学費補助金と併せて、この修学旅行補助金も含めて、実施計画等に挙げていくべきだと考えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 今の椎葉議員の関連でございます。新しいのが3つございまして、英語検定料補助を何年か行っておられます。小中学校においての実績と効果について、まずお伺いします。

○教育課長（北崎真介君） 令和2年度におきましては、合計23名の方が受験されております。そういった中で、合格者が、5級、4級、3級と、準2級だけが1名合格しております。3級が2名いらっしゃいます。そういったところで、実際、対象としましては、本当はもっと、半分以上の方には受けていただきたいところですが、中学校3年分だけでも23名しか受けていらっしゃいません。そういったところで、先ほど申しましたように、もっと受けていただけるような促進をしたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今、実績等の御説明がありましたけれども、23名と、やはり少なくございます。やはり、小中学校を対象に、こういう補助をしているわけですので、小学校からでも受験されるようなかたちの方向づけをされることはないのでしょうか、そのへんについてお伺いします。

○教育課長（北崎真介君） 実際小学生も、この中にも受けております。小学生、5級を8名ほど合格しております。小学校のほうは、慈光こども園のほうの学童のほうで受験されておまして、中学校になったら、もう4級とか3級に入っていくのにスムーズにいけるかなと思っております。そういったところで、もちろん小学生の受験をもっと増やしていきたいとは考えております。そういったところで、もう少し周知を図りたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 学校との連携をもう少し図りながら、先生との連携を図りながら、これについては取り組んでいただければと思います。

次に、新しい事業で3つ、町長の予算の中で出ておりますけれども、この素案について他町村の動向というのはどうなっているのか、それについてまずお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） まず、入学祝金につきましては、実際、金額的に行っているところと、商品券ですとか、祝品ですね、そういったところも含めまして、そういう類のものを行っているのは、管内では、本町以外では3団体ございます。一番高いのは3万円という、現金の3万円が一番高くございます。

それから、修学旅行補助に関しましては、本町除いて4団体行っております。今回、本町が小学校1万円としておりますが、1万円は最高額でございます。同額の村もございますけども、そういったところでございます。中学校のほうは、最高3万円と、本町は2万円というところでございます。ご存知だと思いますけれども、お隣の水上村は逆に、保護者の負担を小学校8,000円、これを超えた分は、村が負担するというようなところでございます。中学生の場合は、3万円が保護者の負担で、超えた部分は村が負担すると、ここだけはちょっと破格でございます。以上でございます。

通学費補助に関しましては、行っているのは上球磨3町村でございます。水上村は、定期1万円を上限としたところでございます。多良木町の場合は、多良木高校が無くなったタイミングで行っております。ちょっと今、多良木町の補助率を失念しまして分かりませんが、そういったところで、本町が一番遅くはなりましたけども、取り組みたいというところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今、他町村との見比べをお聞きしたのですが、金額ベースはどうでもいいと思うのですよ。ただ、その中で、これに取り組む目的と今後の効果ですね、それについてお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 一応、通学費補助以外の2つは、ふるさと納税の基金を財源としております。そういったところで、一応3年程度を見込んでおります。その後、その時点で、継続するか、またいろんな変更をするかというところで見直しをするということになると思います。

通学費補助のほうは、財源的なものが恒久的というわけではございませんけども、そういったところで、一応5年を目途に考えております。

効果としましては、やはり一番は、子育て世帯の支援でございます。やはり、小中学生、また兄弟で高校生がいたりして、保護者の方の経済的負担が非常に大きいということで行ったということで、効果としては、そういった経済的効果も期待できるのではないかと考えております。

○3番（遠坂道太君） 通学費補助のほうに5年、修学旅行補助と入学祝金が3年ぐらいという話をされております。やはり、1回出したら、これは引込みがつかないと思います。その後の人たちはどうするのか、やはり後に来る子どもたちのことも踏まえたかたちで考えて、施策というのは作っていかないといけないわけです。このときばかりというかたちでは、こういうことではつまりません。そのことは十分理解していただ

きたいと思います。町長、このへんですね、町長として、やはり若い人たちが住みよい町にしたいと、町長も施策を出しておられます。町長として、この素案を施策として作られたことについて伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回、御提案させていただいております3つの部分につきましては、まず私としては、先ほど課長が答弁したのと同じになるかもしれませんが、子育て世帯の支援を行うというのが第1の目的でございますし、加えまして、対象の学生の皆様方の心豊かな人格形成ができないかと、そういうふうな思いもありまして、今回、御提案させていただいたところでございます。今御質問いただきました、暫定的に3年と5年というふうなかたちで今取っているわけでございますけれども、それは、その時点で制度を見直す必要があるのではないかという意味もございまして、確かな財源が必要でございますので、その部分の財源も見極めながら、継続していくかどうかというような部分もあろうかというふうに思っておりますので、私は決して後ろ向きで、暫定的に3年なり5年でやめるとか、そういうことでの発想で今回御提案をしていないということだけは、ちょっと御理解をしていただければというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 今町長のほうから答弁いただきました。ありがとうございます。そのへんは私も理解したいと思っております。今後やっぱり継続できるようなかたちで取り組んでいただければというふうに思っております。

○9番（山下 力君） 図書費についてお伺いします。図書費の40万円、50万円、60万円と、図書費について、そして児童・生徒に読書の機会を与えるということに対しては、今回質問いたしません。財政が許す限り、増やしていただいて、読書の機会を増やしていただきたいというふうに思います。

今回質問したいのは、毎年40万円、50万円予算を組んで図書を購入されております。しかし、図書室が図書でいっぱいになったという話は聞いておりません。何らかの処分をされていると思うのですよね。処分されているのだったら、どういう基準で、どういう流れで処分をされているのか、お聞かせください。

○教育課長（北崎真介君） これは備品扱いですので、まず購入されたら備品台帳に記載されております。その書類を決裁に回して、2部作成しまして、1部は会計室のほうに保管ということで、もう1部のほうは原課で保管ということでございます。

もし処分となった場合、処分の基準はいろいろございます。非常に古くて、我々が小学生のときにあったような本があったりしまして、ぼろぼろになっているようなものもございまして、そういったものは司書のほうが判断して、処分するほうに回しています。処分した場合、また備品台帳の廃止台帳に記載しまして、それがまた2部作成されまして、1枚は原課、1枚は会計室のほうに収めるということで、そういった処分を行っております。

○9番（山下 力君） 小学校、中学校、また児童と生徒で、その読書のレベルも違うと思うのですよね。生徒数、児童数の規模もあると思います。小学校はこれくらいの図書が必要だと、中学校はこれくらいの図書が必要だと、それ以上は、今言われた備品扱いで処分していくと、そのように理解してよろしいですかね。小学校は何冊が基準、中学校は何冊が基準というところをお聞かせください。議案説明資料に、今小学校が1万いくら、中学校は8,000冊くらいですかね、図書があるというふうに記述があつておりますけども、それと学校の基準は違うと思いますので、そここのところの説明をいただきたいと思います。

○教育長（中村富人君） 先ほど課長が申しましたように、図書もいわゆる備品でございまして、例えば私も理科の教員でございましたが、理科は生徒数がこれくらいあったら、この備品については何台という基準があります。それに基づいて、国庫のほうから補助があるというふうな仕組みになっています。図書につきましても、児童数について、そういう基準が示されております。それを満たしているかどうか、充足率といいますが、充足率がどうかというので議論されます。行政から学校訪問等があつたときには、充足率が満たっていないので、これをちゃんと満たすように図書を充実させてくれとか、そういうのがございます。

議員からさっき御指摘がありましたように、その充足率というのも、図書を廃棄するかどうかの一つの基準になります。たくさんの図書があつても、充足率が高くても、古いもの、あるいは破損したものについては、そういうのは子どもがなかなか見ませんので、そういうのは例えば貸出等でも頻度が分かりますし、そういうのを基に廃棄をしていく。廃棄については、学校にもよりますが、もう無料でどうぞというような、そういう機会を設けるとかということでしたり、あるいは一般書籍の廃棄と、もらえないようなものは、そういう廃棄をするというのが一般的でございます。

基準は、ちょっと数は分かりませんが、さっき言いましたように、多くの備品については、例えば通常学級が12クラスあれば、基準が何台とか、備品については、そういう基準が示されておりますので、図書も充足率ということで、さっき申し上げましたが、基準があつての率でございまして、何冊というのは決まっているはずで、その数については、今は私把握しておりませんが、恐らくさっき8,000冊、1万冊でしたので、6,000冊くらいではないでしょうか。小学校は、基準が6,000冊から7,000冊くらい、それくらいをおおよそ見当いたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 81ページの小学校費の節12委託料がありますけども、小学校では校舎窓ガラス等清掃委託料、84ページの中学校費になりましたら、校舎清掃委託料となっています。予算が、中学校が111万7,000円上がっていますけども、これは同じ内

容の委託料なのですかね。校舎窓ガラス等清掃委託料、あと校舎清掃委託料、中学校で言葉がちよっと違ってはいますが、これは同じ清掃内容ですか。お答えください。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○教育課長（北崎真介君） すいません、先ほどの答弁でございます。湯前中学校のほうは、先ほど説明しましたとおり、毎年交互にワックス仕上げとか、窓ガラス清掃とエアコン洗浄、交互にやっているというところで、総じて、校舎の清掃業務ということで、そういった名称になっております。小学校の場合は、窓ガラス清掃とか、体育館の床仕上げ、ワックス仕上げとかを、これは毎年行っていますので、窓ガラスという名称を頭に持ってきてやっているところがございます。

そういったところで、中学校は毎年やるのが違うので、毎年交互にやっていくので、総体的な名称、小学校は具体的に窓ガラスを主体とした清掃をやっているということで、こういった名称となっております。そのへんを今後どうするかということは、また次の年度のときに検討したいと思っております。

○2番（西 靖邦君） それは分かりました。清掃委託料、これは年度内に何回の予算なのですか。1回ですか、2回ですか、小学校、中学校含めて。

○教育課長（北崎真介君） 年に1回でございます。

○2番（西 靖邦君） 校舎窓ガラス等清掃委託料79万8,000円上がっていますけども、年1回としましたら、これは小学校の窓ガラスというのは、ゴンドラとか使用されるのですかね。ちょっとそのへんをお願いします。

○教育課長（北崎真介君） 高所作業車は、中学校のほうが使っているようでございます。小学校のほうは、窓ガラスだけではございませんで、校舎の床清掃のワックス仕上げ、木床仕上げ剤等の清掃も行っております。また、トイレ清掃に関しましては、小便器18器の尿石水垢除去とか、大便器30器の清掃も入っております。トイレの排水管洗浄剤投入というのは、2回です。年に2回行っております。それから、排水洗浄剤を1回、それと体育館の床ワックス仕上げとか、いろんな項目を行っております。窓ガラスだけでの金額ではございませんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番（吉田精二君） 小学校費、中学校費共通なのですけども、昨年ありました校務支援システムライセンス料、今年は削ってありますが、削られた理由の説明をお願いします。

○教育課長（北崎真介君） すいません、ライセンス料が5年間のものございまして、5年間で200万円ということで、去年その更新で支出したものでございます。令和3年度を含めまして、4年間は発生しないということで、御理解いただきたいと思っております。

○1番（吉田精二君） それでは、システム自体はまだ運用されているということですね。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 続いて、項4社会教育費、項5保健体育費の質疑を行います。

○3番（遠坂道太君） 89ページの文化財保護費の中の節12委託料につきまして、お伺いします。その中で、八勝寺とか城泉寺の管理委託料関係ですね、4つほど記載してありますが、これはどこに委託しておられるのか、またどのような内容の委託なのか、それについて御説明いただきたいと思っております。

○教育課長（北崎真介君） これは、一応対象は地域の住民の方でございます。城泉寺のトイレだけが、シルバー人材センターのほうに委託しております。

○3番（遠坂道太君） 金額も面々違うわけなのですよね。それに、内容もやはり違うのだと思います。そのほかに、清掃委託料とか防犯委託料とか、そのような別の委託料関係が様々でございます。その中で、総括でも出そうと思っていたのですが、トイレ等も、やはり面々での、各部署での取組の計画がなされているというふうに思うわけです。やはり、トイレとかの管理委託料については、どこか1箇所の部署でまとめていかれたほうがいいのではなかろうかと私は思ったわけでございます。それで、中身も、委託される内容も全然違います。今後、それについてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 確かに、一つにまとめるということもあるのですが、御説明の中で、やっぱり委託料で出すところと、補助で出すところと、性質的に分けたほうが、後々の管理の部分でも、地域の方でもちょっといろんなトラブル等があったりしておりますので、そういったところでこういう分け方をしております。また、やはり自前でやっただいていらっしゃる方もいらっしゃいますので、ちゃんとそういった方のそれなりの手当てができるように、地域住民の方、地区ですね、公民分館とか、そういったところを対象に出している部分もあります。

○3番（遠坂道太君） 私が言いたいのは、管理委託料ですよ。これを一つのかたちで、トイレとかの管理とかの分け方ではなくて、地区にどうせ出すわけでしょう。その地区に対する一つのトイレとか、そういうのを一緒にしてしまったかたちでの委託料あたりの発注ができないものかというふうなかたちで思っているわけですが、そのへんにつきまして、どのように思っているいらっしゃいますか。

○教育課長（北崎真介君） 一括してというお話でしたが、先ほど申しましたが、昨年は一括して、委託料を全部まとめてやったわけですが、そういったところで、いろいろお金の問題ですので、分けたほうが良いと。ちょっといろんなトラブルがあることもありまして、そういったところを勘案しまして、節上分けておったわけです。そういったところで、我々も一本で出したほうが、それは合理的ではあると思うのですが、そういったところで、お金の問題も絡むということで分けさせていただいております。

○3番（遠坂道太君） 今取っておられることが、最善な取組だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ、それが取りうる最善の策とっております。よろしくをお願いします。

○3番（遠坂道太君） であれば、やはりほかのところあたりの見比べもして、本当にこれが良いというかたちを取っていただきたいというふうに思いますし、先ほどもありましたように、自前でやっているところも私も知っております。やはりそういったところのフォローも、やはり町としてもしていただいているとは思っていますので、今後はそのへんの一番良いやり方を再度検討していただければと思います。

○4番（椎葉弘樹君） 91 ページの収蔵資料デジタル化作業手数料、デジタルアーカイブ事業関連についてお尋ねします。これは、昨年9月の厚生文教常任委員会の折には、那須先生の作品を中心に、デジタル化するというお話でした。今回、令和3年度において、この那須先生の作品だけを対象にするのか、若しくは、これまでの入選作品も含めて対応するのかについて、御答弁いただきたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ、これは先ほど少し御説明しましたA3以上の作品のスキャンに使うということで、A3以上のスキャンをするための手数料ということでございます。と言いますのが、結局那須作品ということになるわけございまして、まずそちらを優先して行うということでございます。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、今の答弁では、令和3年度においては、那須先生の作品だけを優先して行うということで理解しました。それで、予算編成方針のほうでは、デジタルミュージアム構想事業、これが令和3年度に実施するというふうにあります。町の情報化計画の中でも、この予算150万円も、令和3年度というふうに書いてありました。このデジタルミュージアムの事業は、どの予算で実現するお考えでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 令和2年度中に、今事業を進めているところで、もう終了なのですが、実際もう令和2年度で終わるということで、令和3年度には計上しておりません。将来的に、那須作品とかそういったものが揃ったところで、併せてデジタルミュージアムを作るということで考えております。

本年度 20 万円ほど、コロナ予算関係で頂きまして、現在作成中でございます。アーカイブ事業が終了したときに、そちらと併せてデジタルミュージアムを作成したいと思っておりますが、内容的には未定でございます。日程的にも未定でございます。すいません、20 万円ではなくて、150 万円で行っております。ある程度内容は確定しているのですけども、スケジュール的なものが未定ということです。よろしく願いいたします。

○4 番（椎葉弘樹君） 質疑の内容は、その 150 万円の事業をどの予算で実現するのかというところでした。

○教育課長（北崎真介君） すいません。令和 2 年度でもう計上しておりますので、令和 3 年度には計上しておりません。

○社会教育係参事（日高優子君） 本年度、コロナのアフターコロナに向けての事業ということで、湯前町の文化財やその他の町の宝を遠隔からでも楽しめ、アフターコロナの誘客につなげるという事業の交付金を利用いたしまして、150 万円で湯前町デジタルミュージアムの一部を、文化財中心に行ったところです。内容としては、普段目に触れることのない考古学の土器であるとか、古文書、あるいは町の有名どころの城泉寺や御大師堂の文化財、中に入らないと見られないような仏像なども含まれております。それに併せて、今年度と令和 3 年度、令和 4 年度に予定しております美術館の作品のデジタル化を行いまして、併せて、町全体のデジタルミュージアムとして考えているところです。

○4 番（椎葉弘樹君） 先ほど紹介しました町の情報化計画では、令和 3 年度で 150 万円の予算だったのは、これは令和 2 年度に、既にもう取り組まれた事業だったということでしょうか。

○社会教育係参事（日高優子君） 情報化計画を策定する段階におきまして、担当のほうとやり取りをした後で、ちょっと予算措置というか、そういった事業ができますよということでありましたので、そちらのほうに関しては、先にやらせていただいたところです。

また、那須作品については、今年度の成果でも、やっぱりかなり膨大な数量に及ぶのが分かりまして、1 年、2 年で終わるような事業ではないというところで、目の前に見える予算額だけしか弾けず、そちらの計画のほうに記載させていただいたというやり取りがあったところです。

○4 番（椎葉弘樹君） では、令和 2 年度に事業が終わりましたと。それには、複数のサーバーであったり、いろんなネットワーク機材というのが必要になってくるという説明を受けていました。このランニングコストというのは、大体年額どのくらいで弾かれていますか。

○社会教育係参事（日高優子君） ランニングコストですが、まず今年度において、1 テラバイトの SSD を 2 台購入しております。金額としては 10 万円に満たないものです。

けれども、また来年度予算、すみません、間違えました。1テラバイトを2台、2テラバイトを2台購入しております。それに加えて、今後、5年ごとにデータの書き換えを想定いたしまして、SSDも永久ではありませんので、更新を考えております。

あと、それとは別に、熊本県博物館ネットワーク構想というものがございまして、湯前まんが美術館は県の博物館ネットワークセンターのほうに加入しておりますので、月々3万円で、本当は加入しないといけないクラウド型収蔵品管理システムという、データを無制限に入れることができ、リスト台帳、そしてウェブ公開まで可能なシステムというものを、県のほうで支払っていただいて無料で使えることになっておりますので、そういった意味で、二重のバックアップ体制と公開体制を確保できると考えております。

○4番（椎葉弘樹君） そうしますと、一番気になっていたのがランニングコストの部分なのですが、それほど高額な金額にはならないという結論でよろしいでしょうか。

○社会教育係参事（日高優子君） はい、そう考えております。ただ、どうしても5年ごとには、大規模記憶メディアの更新が必要になってきますので、10万円以下のあたりで必要にはなってくるかと思っています。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 90ページの節13 使用料及び賃借料で、埋蔵文化財試掘調査重機借上料が18万円上がっています。これは、場所はどこなのですか。埋蔵文化財の試掘をする必要があるところなのですかね。

○社会教育係参事（日高優子君） はい、今回恐らく賃借料で、埋蔵文化財試掘調査用の重機代ということで、2回分計上させていただいております。1回分は、御大師堂の工事に伴う防火水槽を設置するところの試掘調査でして、そちらが1件、もう1件については、特定の場所は決まっておりますけれども、文化財保護法で周知の埋蔵文化財と遺跡があると分かっている範囲を工事・掘削する場合は、届出や通知が必要になっていきます。その届出に対して、ここは遺跡のある可能性が高くなったときに、迅速に対応できるように、1回分だけ計上させていただいているもので、飛び込んでいる案件は、いつどこで飛び込んでくるかというのは分かりませんが、飛び込んできたときにはすぐさま対応しないと、こちらの予算不足で対応できないということになると、ちょっと過失になってしまうので、計上させていただいているものです。

○2番（西 靖邦君） 試掘はわかりますけれども、これは大体深さ何メートルぐらい、その埋蔵文化財に従って、1メートルとか、500ミリメートルとかいろいろあると思いますが、それは大体どのぐらいの深さを想定していただいて、重機はどのぐらいの大きさのやつを想定されているのですか。

○社会教育係参事（日高優子君） 予算計上の際は、コンマ0.25を想定しております。深さについては、やはり場所によってどうしても違いますので、一概には申せませんけ

れども、場合によっては表土からマイナス 10 センチメートルで見つかることもありますし、1メートル掘削しないと、あるいは50センチメートルのところで1枚の生活面、更にその下50センチメートルで、一つの範囲で2回も3回も掘削を繰り返さないといけないことも生じます。ただ、安全衛生基準の関係で、垂直2メートル以上は掘ることができませんので、通常2メートルで止めております。以上です。

○1番（吉田精二君） 先ほどの3番議員の質問の関連なのですが、文化財保護費の委託料、城泉寺と御大師堂の管理委託料なのですが、昨年から比べますと、半額ぐらいになっていますが、委託の内容が変わっているということでしょうか。お答えをお願いします。

○教育課長（北崎真介君） 委託の部分と補助金の部分でちょっと分けまして、委託の内容は変わってございません。補助金としての性質と、委託料としての性質と、ちょっと内容で分けたというだけで、合計的には同じになるということで、お願いしたいと思います。

○6番（黒木龍次君） これは90ページですけれども、大変有り難いことに、城泉寺トイレ等整備工事監理業務委託料ということで、設計のほうが上がっているかと思っておりますけれども、それに付随いたしまして、城泉寺トイレ等整備工事というのが上がっているのかと思うのですが、これは要するに、長年の皆さんの願望でございまして、今回こういふことで整備をしていただくということであれば、恐らく水洗トイレに対応していただくというふうなことだろうと思うわけでございますけれども、あそこの駐車場も兼ねてですけれども、前に町長にお伺いしたときは、あそこは地区の方々の申入れもあって、そのまま砂利舗装でおくというふうなお話を聞いたわけですが、舗装にするというふうな考えはないのかどうか、お聞きいたします。

○教育課長（北崎真介君） 議員おっしゃるとおり、あそこのポンプ倉庫ですとか、休憩所を造っている時に、舗装の話も出たそうなのですが、やはり地元住民の方の要望もあまして、風情がないとか、いろいろな話がございまして、舗装はしなかったという経緯があると聞いております。

今回、あそこのトイレが水洗ではございませんので、それをやはり改修して、今回、下水道につなぐということで、現地では地区住民の方に2回ほど集まっておきまして、説明会をやり、また御要望を伺ったところです。その中で、やっぱり舗装の話が出まして、舗装のほうはどうかということだったので、ちょっとあまりにも広うございまして、相当な金額がかかるということで、今回はトイレだけをお願いしたいと。ただ、将来の舗装を見据えたかたちで、トイレのほうも造りたいということで、高さとかもいろいろ検討しまして、下水道につなぐ適切な場所を一応決めて、今進めているところでございます。また、今後御要望がありましたら、やはりそういった方向に行く

のかなとは思っております。

○6番（黒木龍次君） 地区の方の希望があったら、そういうふうな舗装まで持っていくというふうなことであれば、地区の方々に十分な説明がなされていると思いますので、そののところはもうお聞きしませんけれども、湯前町にも文化財が相当数あるかと思えます。それで、トイレがない文化財というのも散財しているというふうなことで理解しておるわけですが、残りの文化財等についても、トイレの設置等は考えていないのかお聞きいたします。

○教育課長（北崎真介君） 今回設置しているところで一番新しいといえますか、水洗でちゃんと機能しているのが、御大師堂のところでございます。もちろん、ないところもございます。そういったところは、やっと今回城泉寺を改修したわけですし、あと今後いろんな御要望ですとか、そういった流れの中では、検討していくところもあるかとは思っております。しかし、今のところは、ちょっとまだ城泉寺に手をかけたばかりで、そこまではまだ検討しておりません。

○6番（黒木龍次君） 確かに、経費的に余裕がないというふうなことで、ただいま城泉寺に手をかけたところというふうなことでございますけれども、こういう文化財を回られる方々については、高齢の方が大変多いというふうなこともございますので、近い将来、是非考えて、設置するようにしていただきたいというふうに私は思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） これで、款9教育費の質疑を終わります。

お諮りします。款10災害復旧費、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費を一括して説明及び質疑を行いたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。それでは、款10から款13まで、一括説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 96ページをお願いいたします。

款10災害復旧費について御説明いたします。ページは、96ページから98ページまでです。

災害復旧費につきましては、令和2年度より6億2,579万4,000円増の6億2,583万1,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は、18.2パーセントになります。

次に、項・目ごとに御説明いたします。

項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費は、2,600万6,000円を計上しました。

節8旅費から節13使用料及び賃借料は、それぞれ存目計上としております。

節 14 工事請負費は、令和 2 年 7 月豪雨による 4 箇所の農地災害復旧工事費として、2,600 万円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、存目計上としております。

次に、目 2 農業用施設災害復旧費は、1 億 3,500 万 9,000 円を計上しました。

節 8 旅費から節 11 役務費は、それぞれ存目計上としております。

次のページをお願いいたします。

節 12 委託料は、800 万 2,000 円を計上しました。排土先の候補地の一つの測量設計業務委託料 800 万円を計上し、排土先の候補地における用地の所有権移転登記委託料は存目計上としております。

節 13 使用料及び賃借料は、存目計上としました。

節 14 工事請負費は、令和 2 年 7 月豪雨による蓑谷ため池の浚渫等 8 箇所の農業用施設災害復旧工事費として、1 億 2,700 万円を計上しました。また、排土先整備工事費は、測量設計後に額などが確定してから、補正をお願いしたいと思います。

節 18 負担金補助及び交付金は、存目計上としました。

なお、令和 3 年度に実施する農地災害復旧費と農業用施設災害復旧費の位置図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、目 3 林業用施設災害復旧費は、13 万 6,000 円を計上しました。

節 8 旅費は、13 万円を計上しました。令和 2 年 7 月豪雨災害においては、林道の路線・路体全体が被害を受け、測量の実施に通常以上の時間を要したり、現地査定における確認が困難な被災箇所の災害復旧査定測量は、平面図や標準断面図程度の必要最小限の図面をもって、簡素化で査定を受けることができるとされています。この簡素化の災害査定を受けた夜狩内線、牧良線、宮の谷線の 3 路線については、詳細測量設計を行った後に、直接国へ出向き、変更協議を行うこととなります。そのための出張旅費を計上しました。

節 10 需用費は存目計上としました。

節 12 委託料は、林道夜狩内線、牧良線、宮の谷線の災害復旧に着手するための詳細測量設計が残っており、この 3 路線については町道牧良線と接続する林道で、町道の災害復旧工事の実施や進捗の見通しを確認してから、詳細の測量設計の委託を行うこととなります。また、令和 3 年度以降に、災害復旧事業に着手するための確定通知等が県からあった後に補正をお願いすることとしていますので、存目計上としております。

節 13 使用料及び賃借料は、存目計上としました。

節 14 工事請負費は、令和 2 年 7 月豪雨による林道災害復旧工事は 5 路線であり、夜狩内線、牧良線、宮の谷線の 3 路線分は、災害復旧工事实施のための詳細な測量設計を行い、また、国との変更協議等の事務的手続き、町道牧良線の災害復旧工事の実施や進捗

の見通しを確認してから、令和3年度から実施できる林道路線の災害復旧工事の補正をお願いしたいと思います。

節18負担金補助及び交付金は、存目計上としました。

以上です。

○建設水道課長（皆越克己君） 98ページをご覧ください。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1河川災害復旧費につきましては、1億8,210万2,000円を計上しました。令和2年度比1億8,209万4,000円の増になります。事業に関する旅費、消耗品費などの経費及び修繕料、委託料、工事請負費に、それぞれ計上しました。

その主なものは、節10需用費に、修繕料として500万円を計上しました。応急対応する場合が想定されますので、その際の修繕費用に充てるものです。

節12委託料として、河川災害復旧工事測量設計業務委託料300万円を計上しました。蓑谷川に溜まった土砂、流入する土砂等の通常管理分の土砂搬出のための設計業務に要する費用を計上したものです。

次に、節14工事請負費に、1億7,400万円を計上しました。蓑谷川3箇所7,800万円、牧良川2箇所合冊6,500万円、また単独費として、蓑谷川河川掘削工事2,500万円及び災害関係の単独災害復旧費として、別途600万円を見込み、計上しました。

次に、目2道路橋りょう災害復旧費については、2億8,257万8,000円を計上しました。道路橋梁の災害復旧に要する経費を計上するものです。令和2年度比2億8,257万円の増になります。

災害復旧事務に要する旅費のほか、節10需用費に、修繕料500万円を計上しました。河川災害復旧費と同様、応急対応の際に要する修繕料として同額計上しました。

節14工事請負費には、道路災害復旧工事費2億7,750万円を計上しました。7箇所の災害現場復旧になります。その内訳になります。牧良線(4工区)2,550万円、牧良線に架かる牧良高橋4,400万円、牧良線(5工区)3,000万円、猪鹿倉横谷線(1工区)8,200万円、猪鹿倉横谷線(4工区)6,500万円、猪鹿倉横谷線(5工区)1,850万円、猪鹿倉横谷線(10工区)550万円、及び単独災害復旧分として700万円を見込み、計上しました。

以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 99ページをご覧ください。

款11公債費について御説明申し上げます。公債費は、2億7,735万3,000円を計上しています。前年度と比べまして、927万7,000円の減です。歳出全体に占める公債費の割合は、8.0パーセントになります。

これについては、過去の臨時財政対策債の10年変動金利見直しによるものも含みまして、また、過疎債、そのほか全体の地方債の償還元金と利子分を計上いたしております。

一時借入金の利子につきましては、75万円を計上しております。

次に、款12諸支出金につきましては、存目計上です。

款13予備費につきましては、40万円を計上しております。

以上、歳出の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。款10から款13までです。

○3番（遠坂道太君） 97ページですけれども、農業用施設災害復旧費の中で、排土先用地の購入等は現在発生しているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稻森一彦君） 排土先につきましては、7箇所の候補地を考えております。そのうちの2箇所について、早急に取り組めるところというふうなことで、1箇所につきましては、町有地のみということになっております。もう1箇所につきましては、資材置場の隣ということで、町有地と町有地の間に私有地が入っておりますので、そこを考えております。これにつきましては、土地名義人の方の転出先の住所に通知等を送っておりますけれども、宛先不明ということで返ってきている状況でございます。町内の方で、その親族の方をご存知という情報も入りましたので、またその町内の方にもお伺いしながら、隣接町村におられるということでございますので、そちらのほうにまたお伺いしまして、排土先の御相談を行っていきたいというふうには考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（黒木龍次君） 河川災害復旧費の中で、応急修繕料ということで500万円組んであるわけですが、これは要するに、河川の中で、まだ把握しきれない部分があるので、この修繕料として上がっているのかどうか、そこらへんのところをお聞かせください。

○建設水道課長（皆越克己君） これにつきましては、特定の箇所、部分、議員おっしゃったように、不明のところがあるのかということですが、一応、災害復旧工事等を行っている際に、対象とならない部分とか、いわゆる分かっていないような部分の対応ということでの単独分の予算計上というかたちで、計上させていただいているところになります。

○6番（黒木龍次君） そしたら、要するに、実際測量はやっているけれども、それ以外に、恐らく必要になってくる用地があるのだろうというふうなことで対応するというのでよろしいのですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 災害査定を受けておまして、災害対象として工事に取り組むわけですが、実際、工事をするに当たり、それ以外の処理しなければならない関係の工事等も発生するというふうなことで、応急的な部分での工事対応が出てくる場合のための予算ということで計上させていただいているところです。

○6番（黒木龍次君） そしたら、要するに、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費というのは、これにはそういう金額が出ていないということは、それに対応するだけの場

所はないということですので理解してよろしいですね。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、応急修繕費等々までは考えていないというところでございます。

○5番（森山 宏君） 河川災害復旧費の委託料で、登記委託料というのが存目計上されていますよね。多分、災害復旧において、基本原形復旧ですので、これは確か土地を取得するとかいう問題かなと思いますけども、災害復旧に、この土地の取得というのが入ってくるのはどういう理由ですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 実際、河川災害で対応していった場合について、状況に応じて、現場に入った時点で、土地買収の可能性が出てくる場合がありますので、そのための存目計上というかたちで、予算のほうには上げさせていただいているところで。

○5番（森山 宏君） 災害復旧の場合には、本当に特段の事由がない限り、国のほうもそういう事業を認可しないとは思うのですが、実質、土地収用しなくてはならないという事案があるわけでしょう。その確認ですけど。

○建設水道課主幹（伊藤賢一郎君） 今回の用地測量、登記等につきましては、今回詳細設計で、原形復旧が基本なのですけれども、河川の断面が不足したりとか、そういう場合については、査定上では地積関係は出てこないものですから、査定を一時受けております。用地買収に関係なく、査定を受けております。詳細設計で、断面が足りないということで、河川断面を確保するためには、やはり民地のほうにブロックを構築しなくては、河川断面が、流量が足りないという部分も発生しますので、そういった場合に対応するために、今回存目計上で登記手数料等を上げているわけでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 以上で、款10から款13までの質疑を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時03分

再開 午後3時16分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目を審議します。説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 歳入について、御説明申し上げます。11 ページからでございます。

款1町税につきましては、2億3,574万5,000円を計上しました。前年度と比較して、

605万2,000円の減であります。歳入に占める割合は、6.9パーセントになります。

項1町民税9,378万2,000円は、個人分、法人分ともそれぞれ、令和2年度調定実績に基づいて計上いたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の経済に対する影響、個人又は事業経営への影響を考慮し、95パーセントで見込んでおります。

項2固定資産税は、1億447万6,000円を計上しました。

項3軽自動車税は、1,665万6,000円を計上しました。

項4町たばこ税は、令和2年度の調定実績により、2,040万円を計上しました。

12ページです。

款2地方譲与税から13ページの款9地方特例交付金までについては、令和3年度の国の地方財政計画で示されたものを参考に試算し、実績見込みにより計上しました。なお、12ページの森林環境譲与税については、令和2年度から増額の計上となっております。

次に、13ページの一番下になりますが、款10地方交付税は、15億2,800万円を計上しました。一般会計歳入予算に占める割合は、44.4パーセントとなっております。国の令和3年度地方財政計画において、地方交付税の対前年度比、0.9兆円上回る17.4兆円を確保される計画ですので、前年度当初予算よりも上向き程度と見込み計上しました。

令和2年度に国勢調査を実施し、公式な公表数値はまだですが、前回の調査から確実に人口減になることは間違いないところでございます。交付税の算定数値に大きく影響する人口数として用いられますが、本町の人口減少が、令和4年度以降の交付税の算定に影響してまいります。

次に14ページでございます。

款12分担金及び負担金につきましては、12万8,000円を計上しました。前年度と比較して、324万3,000円の減でございます。

項1分担金、目1農林水産業費分担金は、深田2地区の排水路改修事業などの受益者分担金を計上しました。

次に、項2負担金、目1民生費負担金439万4,000円は、湯前保育園入所児童保護者負担金などを計上しました。

次に、款13使用料及び手数料は、5,252万4,000円を計上しました。前年度と比較して、356万1,000円の増であります。歳入予算に占める割合は、1.5パーセントとなっております。

項1使用料、目1総務使用料、インターネット使用料2,016万円を計上しました。

目4土木使用料の町営住宅使用料は、2,722万3,000円を計上しました。

次に、15ページでございます。

項2手数料は、戸籍住民印鑑証明手数料ほか美術館観覧料まで、令和2年度の収入調定の実績により、それぞれ計上しました。

次に、款 14 国庫支出金は、5 億 4,464 万 6,000 円を計上しました。前年度と比較して、3 億 1,725 万 2,000 円の増であります。歳入予算に占める割合は、15.8 パーセントとなっております。主な増額の要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、そして公共土木施設災害復旧事業、また小学校外部改修工事への国庫支出金の増であります。

目 1 民生費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付金 6,115 万円、障害者自立支援給付費国庫負担金 7,185 万円を計上しております。また、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 1,723 万 2,000 円、16 ページになりますが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金 2 億 5,260 万 6,000 円を計上しました。

また、項 2 国庫補助金では、目 2 民生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金 2,399 万 4,000 円は、保育園と認定こども園関係と学童クラブに関する国庫補助金を計上しました。

目 3 衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等国庫補助金 922 万 6,000 円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業分が主なものでございます。

次に、17 ページです。

目 5 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金 3,000 万円は、小学校外部改修工事への補助金でございます。

次に、款 15 県支出金につきましては、4 億 2,030 万 9,000 円を計上しました。前年度と比較して、1 億 462 万 4,000 円の増であります。歳入予算に占める割合は、12.2 パーセントです。増額の理由は、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金の増によるものでございます。

目 1 民生費県負担金は、1 億 1,857 万 1,000 円で、子どものための教育・保育給付費県費負担金、熊本県障害者自立支援給付費等負担金ほか、国保保険基盤安定制度負担金などを計上しました。

次に、18 ページの中ほどでございますが、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金は、防災備蓄品確保に充当する球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金 621 万円を計上しました。

また、水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金、存目計上分は、令和元年度から令和 3 年度まで、上限 1,000 万円を交付されるもので、令和 3 年度は城泉寺トイレ改修工事に充当を考えております。設計による工事費が固まり次第、補正予算で計上したいと考えております。

目 2 民生費県補助金 4,641 万円は、社会福祉費補助金の民生委員活動助成費補助金 16 万 3,000 円のほか、老人福祉費補助金、19 ページになりますが、重度心身障がい者医療費補助金、そして児童福祉費補助金の熊本県多子世帯子育て支援事業補助金 99 万 3,000 ほか、子育て支援に係る県補助金、障害者福祉費補助金などをそれぞれ計上しました。

20 ページです。

目 4 農林水産業費県補助金 2 億 2,753 万 8,000 円は、令和 2 年 7 月豪雨災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業費の県補助金 1 億 595 万 7,000 円ほか、中山間地域等直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金、多面的機能支払交付金を計上いたしました。

21 ページでございます。

林業費県補助金は、森林環境保全整備事業補助金 3,244 万 6,000 円ほか、間伐等森林整備促進対策事業補助金 2,276 万 9,000 円など計上しました。

項 3 委託金は、県税徴収事務委託金 450 万円ほか、統計調査費委託金、衆議院議員選挙費委託金などの県委託金を計上しました。

次に、22 ページでございます。

款 16 財産収入は、1,894 万 7,000 円を計上しました。

項 1 財産運用収入につきましては、土地貸付収入、そして財政調整基金ほか各基金の利子を計上しております。

次に、23 ページです。

項 2 財産売却収入の生産物売却収入として、木竹売却収入の 1,860 万円を計上しました。

款 17 寄附金は、一般寄附金に、ふるさと納税 3,000 万円を計上いたしました。

次に、款 18 繰入金でございます。項 1 基金繰入金、ふるさと納税の寄附金は、住宅・空き家リフォーム補助金等に活用するため、ふるさと応援基金繰入金 1,454 万円を計上しました。

24 ページでございます。

款 19 繰越金につきましては、前年度繰越金 7,600 万円を計上しました。

次に、款 20 諸収入につきましては、3,088 万 2,000 円を計上しました。

ページの下のほうになりますが、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金 140 万円ほか、基本健診、がん検診など、各種健康診断の負担金収入、そして 25 ページになりますが、J T の森造成事業助成金 169 万 7,000 円ほか、J R 九州商事の森造成事業負担金、また、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他町村からの負担金などが主なものでございます。

次に、26 ページです。

款 21 町債につきましては、3 億 7,930 万 4,000 円を計上しました。前年度と比較して、1,679 万 9,000 円の増でございます。歳入予算に占める割合は、11 パーセントとなっております。

主なものは、臨時財政対策債 8,900 万円ほか、緊急自然災害防止対策事業債、教育施

設整備債、公共土木施設災害復旧債、そして農林施設災害復旧債を計上いたしました。

次に、款 22 自動車取得税交付金につきましては、廃款いたしました。

8 ページにお戻りください。

第 2 表、地方債です。歳入の町債で説明いたしました起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載しております。

次に、2 ページをお開きください。

第 3 条、一時借入金の借入れ最高額の設定です。3 億円としました。

第 4 条、歳出予算の流用です。地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用する場合の定めでございます。

100 ページ以降に、附属書類等を付けております。説明は省略させていただきます。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、ただいま説明のあった議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） ページは 4 ページです。財産収入で、財産売払収入 1,860 万 2,000 円につきまして、内容につきましてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 木竹売払の収入として計上しております。まず、立木処分といたしまして、場所につきましては、JR九州商事の森のところの 4 ヘクタールを考えております。4 ヘクタール掛ける 80 万円というところで、ここは 320 万円。それと、搬出間伐でございます。今年度計画した搬出間伐でございます。1 箇所が、市房ダム第 2 発電所付近でしょうか、その左岸側、それと大谷地区の国有林の分所を計画しております。その搬出間伐に伴うものでございます。2 箇所合わせまして、50 ヘクタール掛ける 1 ヘクタール 30 万円ということで、1,500 万円、あとその他委託生産販売ということで 40 万円、合計の 1,860 万円というところで、今回、木竹売払収入を見込んでいるところで計上いたしているところでございます。

○3 番（遠坂道太君） 今課長のほうから説明いただきました。これはもう一般財源ということになるわけでございます。私たちも、よく小さい時から言われておりました。本当、湯前町は木があって、木に助けられたということを聞いております。その中で、やはり今後ですね、一般財源を確保していくということになりますと、間伐もありますけれども、時期が来ている面積というものもあると思います。今後どのくらいあるのか、それについてお聞きしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町有林の全体面積の 7 割ぐらいが、主伐等を行っているのではないかとこのように思っております。

○3 番（遠坂道太君） 町有林の 7 割ほどあるということになりますと、やはり、湯前町は財政がひっ迫しているということでもありますので、やはり少しずつでも、一般財源

を確保していくためにも、植林を行い、そしてある程度伐採できるものは伐採しながら、販売をして、財政のほうにしていいただければというふうに私は考えるところでございます。そこにつきまして、町長のほうの答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 今回 1,800 万円ほどの予算を計上させていただいているところでございますけども、町有林 890 ヘクタール近くあったと思うのですが、そのほとんどが主伐期に来ているという現状でございます。

今回予定させていただいている分につきましては、実は令和 2 年 7 月豪雨災害におきまして、林道が被災しております関係で、搬出が不可能な部分も実はございまして、非常にこれがネックになってきているということでございます。そこらへんも踏まえながら、今遠坂議員から御質問がございましたように、大体同じような額近くで、毎年切っていくと。当然、経済林でございますので、伐期が来た分については、切りながら、そしてまた新植すると。経済林というかたちでいくなれば、当然のことでございますので、私としてはそういうかたちで、大きな自主財源の一つでございますので、そういうふうに対応していきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、今申しましたように、林道等の被災という部分がございまして、大変厳しい部分があるということも、ちょっと承知していただければというふうに思っているところでございます。

○3 番（遠坂道太君） 今町長のほうから答弁いただきまして、今のところは林道の問題があるということでございますので、そのことが回避できてから、そういうような財源確保をしていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9 番（山下 力君） 遠坂議員と同じような質問ですけども、財源確保について、町長、町有林の立木を考えてもらえないかという質問でございます。

担当者のほうに、町有林の現状についてお尋ねいたしますと、先ほど課長の説明がありましたとおり、820 ヘクタールのうち、伐期を迎えた面積が 70 パーセント以上あると。また、湯前町は J T さんの関係もあるし、昔から町有林の管理が行き届いております。ですから、ほかの立木を処分するときの単価が、湯前町の場合は高いというふうにも聞いております。ですから、毎年 20 ヘクタールずつ伐採しても、40 年以上、財源も 2,000 万円から 3,000 万円確保できるのではないかと。そして、伐採後も再生林があるわけですが、これも、国・県の補助金、あるいは企業の森の活用等で、町の負担は少なくできる。また、上球磨森林組合含めて、雇用の確保もできるというようなことを聞いております。

そこで、財源確保に、町有林の立木処分により財源捻出するため、町長のリーダーシップで、この地域資源の活用を考えたらというふうに思います。町長の見解を、先ほど

の遠坂議員以上の、もう少し深みのある考えをお聞きしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 私の職員時代、実は12年間林政畑におりまして、ちょっと表現がおかしいですけども、12年間地下足袋履いて、町有林に登っておりました。誰よりも、この町有林に関しましては、力を入れた一人でございます、その中で、今ようやく主伐期を迎えてきていると。これまで先輩諸氏たちが、今山下議員おっしゃったように、ここまで持ってきていただいたと。

それから、我々の時代の時の話をします。ちょっと今の話と合っていないかもしれませんが、小学校、中学校時代には、植林して、下刈りもしました。今もまだ、小学校、中学校も卒業の植林があるのですかね。そして、20歳の時の記念植林、そして還暦者記念、そして公職者記念まで実はあったわけでございます、非常に愛林の気持ち、町有林に対して、どの自治体よりもそれだけ愛着を持って、公有財産の発展のために御尽力いただいた、理解いただいたところが、今あるというふうに思っております。

私たちが仕事をしていた間については、ヒノキもものすごく高かったのですよ。ところが、今は、ヒノキは安くなってまして、スギ・ヒノキがほとんど変わらないような現状になっておるところでございます、非常に厳しい状況にあると。球磨ヒノキといまして、赤たんの大変きれいな材質の木が取れたので、本町におきまして、その球磨ヒノキというブランドで相当売れたのですけども、今は、先ほど言いましたように、単価が非常に安くなってきているというふうな状況がございます。ですから、今大体1,800万円なのですけども、非常に小面積で、それだけの売払いの額があったのですけども、今は単価が非常に落ちてしまっているという現状も、非常に厳しいところもございます。

それから、先ほど山下議員のほうから話がございますのですけども、これに引き継ぐ撫育管理に対します、生産していただきます下刈りですね、それから保育間伐、これに対しましても、先ほどから言いますように、経済林として、地元の林業の基盤としての大変大事な役割も果たしております。

加えまして、7月豪雨の関連でいきますならば、保安林的な意味合いも、実はこの町有林には入っているところがございますので、当然こちらのほうも施業計画に基づきながら、適正に管理し、そして守っていくと。今まで町民の皆様方が、これだけ守っていただいたものを続けてやっていくという、これがやっぱり力になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、私もそういう気持ちで、町有林については相当愛着を持ってこれまで来ましたし、これからもそういうふうなかたちで持って行って、守りながら、そしてその中で販売させていただきながら、自主財源としての確保に持っていきたいと、かように思っておりますので、引き続き、この予算関係につきましても、議員の皆様方、力強いお力添えをいただきながら、国土の保全、そして町の収入として

の一つの大きな役割ということで担っていききたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番（山下 力君） 町長の強い決意で、リーダーシップを発揮していただき、立木処分を計画していただき、財源を捻出していただきたいと。しかし、2,000万円から3,000万円の財源を毎年作って、それを毎年使っていったら、ちょっと無駄遣いも出るかなという感じがします。

先日総務課長が、今年から基金を作りました湯前町情報通信関連事業整備基金ですかね、これが3か年間は3,000万円くらい貯金をしたいと。しかし、事業費としては、概算で5億円くらいかかるだろうという説明をされました。そういった事業に、いわゆる留保しといて使うと。立木処分をして、そういった大きな事業に使っていただきたいと思ひます。

もう1点、今自分の頭の中にあるのが、町内のあるところに、良い土地が、物件があります。それら等の購入資金にも、これら等を充てていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ執行部のほうで検討していただきたいと思ひます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 一番初めの町税について質問します。年々非常に厳しい状態で、町税の収納等につきましても、苦勞しておられると思ひますけども、現在の状況、それから令和3年度の徴収計画等がありましたら、教えていただきたいと思ひます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 令和2年度の現状としましては、町民税のほうで、ちょっと前年度には追いついていないところがあります。あと、固定資産税関係、まだ納期限がある3月1日でしたので、去年並にはいつていると思うのですが、まだ100パーセントにはいかないということです。あと、軽自動車税も、100パーセントにまだちょっと届いていないというところの状況になります。全体的には、昨年度よりもちょっと下回っているというところの状況になります。3月いっぱい、一応、令和2年度の終わりになりますので、出納整理期間は5月までですけども、町税の納税のほうを3月いっぱいまでに納めていただくようにはお願ひしたいと思ひます。

それから、徴収計画につきましては、一応、3月いっぱいには、滞納分の徴収を強化したいと思っております。今週末くらいには、今度は催告状等をお送りしまして、また徴収のほうに協力いただきたいと思っております。あと、現年分の徴収につきましては、5月いっぱいまでには、税務町民課税務係のほうの職員としては、できましたらどの税も100パーセントの徴収率を上げたいと思っておりますけども、それに向かって全職員で頑張っていきたいと思っております。以上です。

○1番（吉田精二君） 日頃、御苦勞されているところは見ているところです。町の貴重な財源でありますし、納税の公平性という部分からも、なお一層の努力をしていただ

くように期待しております。

○9番（山下 力君） 12 ページの森林環境譲与税について、この森林環境税ですね、今配分されていますのは譲与税といいますけれども、この交付税として、森林を有する自治体に還元をすべき、また森林保全の問題解決を促す税で、最初はあったはずでございます。それが、配分基準に人口割が入りまして、その結果、森林が多くある市町村に対する交付は額が下がって、大都市への手厚い配分になったところでございます。

参考までに申し上げますと、譲与税の配分の多い政令都市及び東京 23 区の使い道を調べますと、木造公共建築物の整備、2 番目に基金積立てでございます。また、譲与税が一番多かった横浜市は、1 億 4,200 万円譲与があったわけですが、全額基金積立てであります。また、配分基準の 50 パーセントの私有林面積ですが、これも私有林面積のない大阪市には、1 億 500 万円の配分がなされております。その大阪市も、木材公共建物の整備とか、木材等の啓発関係に使うとか、基金に積み立てるという状況であります。

ですから、多くの森林を有する中山間地、山村地域ですね、その森林は木材生産だけではなくて、いわゆる地球温暖化防止機能を含めて、公益的機能を持っております。その森林を整備・保全することに使う必要があると思います。そういう目的で、約 25 年以上前から、長きにわたる森林環境税の創設を求めて、市町村長も市町村議会も求めてきたこの環境税が、目的と外れた配分になっておりますので、この配分基準の見直しについて、国等々に見直しを求める要望をしていただきたいと思いますと思っております。今私が発言したことに対して、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） これは以前から、山下議員からもお話を聞いておったりしましたので、私のほうも、この件につきましては、要望に行きました際に、代議士の先生にもお話しをしておるところでございます。そこらへんの動きはしておったのですが、私もそういうふうに思いますし、議員の皆様方もそういうことであれば、一緒になって要望なりを展開しながら、法律を改正していただかなくてはいけないという部分もございますので、お力添えをいただければというふうに思っておるところでございます。確かに、私もそういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思いません。

○9番（山下 力君） 湯前町単独では、要望も小さくなりますので、郡の町村会、県の町村会と幅を広げていただきたいと思います。議長のほうにも、郡の議長会等で、そういう発言をしていただいて要望をしていただきたいと思います、お願ひをしておきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ここでお諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日 3 月 18 日を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月18日を休会とすることに決定しました。

ここでお諮りします。ただいま、議案第32号、令和3年度湯前町一般会計予算についての審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は延会することに決定しました。

次の会議は、3月19日午前10時に開きます。

議事は、一般会計予算、特別会計予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時49分

第 6 号

3 月 1 9 日 (金)

令和3年第3回湯前町議会定例会

[第6号]

令和3年3月19日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第32号	令和3年度湯前町一般会計予算について
日程第 2	議案第33号	令和3年度湯前町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第34号	令和3年度湯前町下水道事業特別会計予算について
日程第 4	議案第35号	令和3年度湯前町介護保険特別会計予算について
日程第 5	議案第36号	令和3年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第 6	議案第37号	令和3年度湯前町水道事業会計予算について
日程第 7	同意第 2号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 8	同意第 3号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 9	同意第 4号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	同意第 5号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	同意第 6号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	同意第 7号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13		委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）
日程第14		議員派遣について
日程第15		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第16		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第17		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	高橋誠
会	計	白川一雄	税務町民課長	堤田真由美
教	育	北崎真介	保健福祉課長	高木堅介
建	設	皆越克己	企画観光課長	本山りか
農	林	稲森一彦	農業委員会事務局長	中園誠二

開議 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第3回湯前町議会定例会、第11日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第32号 令和3年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第32号、令和3年度湯前町一般会計予算について、歳入の質疑が終了したところです。

これから、100ページからの給与費明細書及び各調書の説明は省略し、これらも併せて、予算案全体にわたって補足又は総括して質疑を行います。発言を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 101ページの職員定数についてお尋ねします。湯前町職員の定数に関する条例においては、上限が90人と定められています。第6次湯前町定員管理適正化計画に基づいて、職員数の確保を進めているということで認識をしているところです。

そこで、まず適正な職員数というのは、65人なのかについてお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） これまでの定員管理適正化計画に基づいて、定年退職又は新規採用のほうを行ってきております。今現在の職員数は、65で設定したところで行っております。

令和2年7月豪雨災害も含めて、今職員がそちらのほうに臨時的に増えている状況もあります。ただ、ストレスチェック等々を考えますと、やはり個々の職員に業務の負担が出てきているような様子も伺えますので、この定員管理計画については、今が正解かと言われるとどうかと思いますので、次の適正化計画の策定時には、何らかの見直しが必要になってくるかと思っております。類似団体と比較しますと、やはり少ないというところもありますが、ただ人件費にかかる財政的なものもございまして、その付近はやっぱり配慮したところで採用、また事務事業の見直しというところも頭の中に入れながら、採用を行いながら、また定員がどの規模が適正なのかというのも今後見極めていくところかと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 現時点では65人という算定なのですが、この101ページを見ますと、常勤が59人で、再任用が2人ということで書いてあります。ということは、令和3年度においては3、4名ちょっと不足しているような状況なのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） これには、水道会計等々の職員が入っておらない数字でございまして、今現在は66人で行っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 総務課長からは、今後、この適正化の定数の見直し等も検討していかななくてはならないということなのですが、町長の考えとしては、本来はどのあたりまで定数が必要と考えておられますでしょうか。

○町長（長谷和人君） この定員管理の話を読めると、少し遡る必要があるのですが、実は平成の大合併が一旦終了しまして、その後本町におきましては自立を選択したというところがございます。その時点で、ちょっと申し訳ないのですが、私が正式に覚えていないのですが、平成 15 年か 16 年だったと思うのですが、集中改革プランを策定したのです。これは、全国的に集中改革プランを作れということでございましたので、その時私が担当させていただいたのですが、その時ですね、この定員管理については、一律 14 パーセントから 15 パーセントカットしなさいというふうな、この目標に向かって努力をしなさいというふうな話が出まして、本町におきましては、その時点から現在の 65 が定員管理上として今動いているということがございます。

その当時は、早く言いましたらば、自立を促進するためには当然それはリストラ策でやらなくてはいけないのではないですかというふうな話の展開の中で、この数字があったということがございますし、それから実際は、現在は I C T 等の活用もございまして、かなり合理的な部分があったので、人的な部分は少なくても良いのかなと思いつつ、実は業務量が非常に増えておりまして、職員においてもかなりの負担が強いられているというふうな現状がございますので、この点については、やはり職員数は増やさなくては仕方がないのかなというふうに思っておりますので、見直しの方向とさせていただきたいということがございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3 番（遠坂道太君） ページは 36 ページです。交通安全対策費の中で、工事請負費の中ですが、L E D 防犯灯設置工事ですが、毎年度計画はされておられるというふうには思いますが、議会改革の中で、子ども議会で 2 回ほど、生徒からの要望もあっております。その要望に応えられた場所に設置をされておられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 令和 2 年度は子ども議会ございませんでしたので、令和元年度の子どもの議会の要望に応えまして、中学校から幸野溝側線の野中田 2 区に向かう方面には、今年度新しく、子ども議会で提案された L E D 街灯を、基数は覚えていませんが、2 基、3 基程度付けさせていただいたところがございます。

○3 番（遠坂道太君） 今課長のほうから言われると、野中田方面のほうに一応設置をしたということがございますが、平成 29 年度の最初の頃、上里の生徒だったと思うのですが、それについて対応されたのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 子ども議会で指摘されたところについては、なるべく早くに設置するというところで考えておりまして、平成 29 年度の分についてはちょっと確認させていただきたいと思います。

○3 番（遠坂道太君） この防犯灯につきましても、住民の方からいろいろとお話がご

ございます。設置している間隔の問題、もう少し揃えて設置していただければというお話もございますが、その方向について検討がなされているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 間隔を狭めたいというところですね、LEDについては、光度が蛍光灯よりも高いというところで、間隔は広げてといますか、間隔はそのままなのですが、照明度が広くなるというところがございますので、今の間隔を保ちながら設置は考えたいと思います。暗い場所もありますので、そういうところは間隔を狭くしたほうが良いというところもあるかと思いますが、その場所、場所によって、設置の数、設置の距離というものを考えていきたいとは思っております。

○3番（遠坂道太君） その方向で検討していただければと思いますけれども、やはり危ないところは特に、女子生徒からもそういうような話をされておられましたので、そのへんは十分場所等の検討をされて、設置をしていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 令和3年度当初の経常収支比率についてお尋ねします。議案の概要の中では、97.4パーセントという経常収支比率になっているところです。予算編成においては、第6期行財政改革の取組を進めて、その進捗状況を、各年度目標及び実施工程を確認しながら推進するというところで、町長からありました。

そこで、行財政改革において、令和3年度、特に力を入れたい施策や事業はありますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 行革については、一つの指標として経常収支比率のほうを、平成33年度ですか、令和3年度になりますけれども、90パーセント以内という目標を掲げておりますが、現在、令和元年度の経常収支比率97.4パーセント、令和3年度がどの程度までこの目標に近づけていくのかというのを検証していきたいと思います。令和3年度は、やはり更に人件費でありましたりとか、各種補助団体の当初予算上10パーセント削減のお願いもしたところがございますし、省エネ効果、LEDの照明関係もやっていきたいというところがございます。

そのほか、いろんな施策を講じながら、財政部分に対する抑制等をしていきたいとも思いますし、また基金の活用、国債運用も行っておりますので、そういった工夫もしているところがございます。これを実行に移し、また効果と結びつけるのはかなり難しいところがございますが、努力していきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 人件費であったり、団体補助の見直し、電気料の見直し等々、様々に御尽力されているとは思いますが、それでもなお97.4パーセントということで、なかなかこの経常収支比率を下げることができていないのが現状ではないでしょうか。平成14年から、実は7年連続で90パーセントを超えておりまして、行財政改革をやっていたら、一時は90パーセントを下がったのですが、また平成26年度から7年連

続で90パーセントを超えているということとなっております。ということは、第4次、第5次の行財政改革をやっても、ここをなかなか下げることができていないということが現状です。

そこで、町長にお尋ねします。これまでの同じようなやり方では、多分抜本的に、97.4パーセントの改善というのは見込めないと考えているのですが、今後町長として、どのように取り組んでいきたいという考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） これは非常に難しい問題でございまして、毎年出す経常的な経費分、それに毎年同じように入ってくる収入分、これを割るわけですね。ですので、一番早いのは収入を増やせば良いのですが、これはなかなか地方交付税に約5割程度の財源を依存している本町にとりましては、ふるさと納税あたりの自主財源等で賄うという一つの手段もございまして、それから歳出からいきますと、答えを出すためには、毎年同じように払う経費の経常的な経費部分、ここをいかにやっぱりカットするしかないわけですよ。ですから、今回、先ほど総務課長が答弁したのですが、その部分につきまして、査定の中で10パーセントカットと、それを目標にしてくれということでございましたので、その分については、いくら効いてくるのではないかなというふうに思っております。

それから、併せて、椎葉議員も御指摘いただきました補助金の適正化の見直しの部分ですね、このへんの部分も見ながら、予算査定も行ったというふうに私は思っておりますので、やっぱりそういう小さなことを積み上げて持っていけないと、なかなか落ちにくいのではないかなというふうに思っております。90パーセントを目標というかたちでございまして、そこにつきましては鋭意努力しながら持っていきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 総務管理費について、お伺いさせていただきます。31ページあたりですけれども、実際私は12月の一般質問で、駐車場不足についてお伺いしたところです。その対応をしっかりといただくのであろうと思っていたのですが、総務管理費の中に、駐車場確保に関する予算というのが計上されておりませんでした。今、庁舎の裏側ですけれども、大きな木が2本伐採されまして、かなりスペースができたように感じております。まだ切り株とか、縁石とかそのままになっておりまして、いつされるのかなと期待はしているところですが、まだ動きが見えておりませんので、ましてや予算計上が私には見えませんでしたので、どういったかたちで対応されるのかということをお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 役場の駐車場の不足については、臨時的に増えて、住民の皆様方には御迷惑をかけているというところがございます。集団健診であったり、予防

接種ですか、そういったことで増えてしまうときがあります。令和2年度につきましては、災害関係で、駐車場をプレハブ等で使用していること、また会計年度任用職員も災害関係で増えていることもございまして、その分、町民の皆様が使用されている駐車場にちょっと溢れてきているという現状でございます。

金子議員がおっしゃいましたように、駐車場として活用するために、令和2年度の予算で役場裏の樹木を切らせていただきました。予算のほうを見ますと、令和2年度の修繕料ではちょっと足りませんでしたので、令和3年度の修繕料、このページでいきますと、34ページの財産管理費の修繕料に180万円計上しておりますが、この中でさせていただきたいと考えております。

○8番（金子光喜君） 予算がきちんと計上されまして、対応が早めのできるのであれば、それで良いのかなと思いますけれども、それでも5、6台です。長期的な目で見ますと、十分な駐車場の確保ができていたとは到底言えないのかなと思いますけれども、そういった点に対して、将来的にどういったかたちで、その解消を考えておられるのかということも併せてお聞きします。

○総務課長（高橋 誠君） 周囲を見ますと、役場周辺田んぼに囲まれていますので、新たに用地を購入して駐車場という整備は、ちょっと考えにくいかなと思っております。あとは、駐車場のやり方といいますか、仕方をちょっと考えさせていただきまして、保健福祉課のほうで、集団健診又は集団接種のほうも考えているようでございますので、保健福祉課長にちょっと答弁をお願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保健福祉課におきまして、主管しております集団健診につきましては、令和3年度は改善センターで実施することとしましたので、その面での駐車場不足の解消は可能と考えております。それから、高齢者のインフルエンザ予防接種につきましても、令和3年度から個別接種ということで、保健センターでの集団接種はなくなりますので、その期間の駐車場不足の解消はかなりできるかなと思っております。以上です。

○8番（金子光喜君） 一般質問の折にもお話ししたわけですが、職員の方にもしっかり御協力をいただくなどして、役場に駐車できるスペースというのを確保していくことで、住民の方、町民の方が役場に来られるときの利便性というのをしっかり図っていただきたいということでお願いいたします。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） ページ数は60ページです。一般質問でもしましたように、新型コロナウイルスワクチン接種の事業費でございますが、一般質問の時には、課長から1日の接種人数300人というふうに言われましたけれども、本当に、現実的にその人数ができるのか、できるような方策をあれから検討されたのか、そのへんについてお伺いし

たいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 1日 300人ということで、一般質問のところでも申しましたように、球磨郡医師会と公立多良木病院が、医師、看護師の協力を得てということになります。その関係で、早い町村では、ゴールデンウィーク前から接種が始まりまして、5町村で全ての対象の65歳以上の方の接種が終わるのが、今のところやっばり8月中旬くらいまでかかる予定です。そうした場合に、日にちを5町村で割り振りまして考えたときに、1日当たり300人くらいということで、5町村で考えております。

湯前町の場合は、今対象者の人数を1日当たりにしますと、大体270人ほどになります。午後からの接種ということで、時間を区切りまして実施するわけですが、医師の予診が、医師が2人で、そこで2列になりますので、その予診の終わった後に、医師の許可の下に、看護師が3名で接種を行います。ですので、1日当たり270人ということが可能と考えております。

今週、医療従事者の優先接種が公立病院で行われておりまして、その見学に行ってきました。医療従事者の方ですので、若い方から年配の方までおられましたけど、スムーズにいておりました。ただ、高齢者の方は、若干時間がかかると思うのですが、流れを見てみますと、スムーズにできておりましたので、介助が必要な方とかおられましたら、職員で介助をしながら、スムーズに行いたいと思います。1日当たりの270人は可能と考えております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 私も自分なりにちょっとシミュレーションをしてみたのですが、ちょっと不可能ではないかなという感じがするわけですよ。どうしても予診から接種するまで、何分でしたらいいのか、まずそれが一つの考え方ですよ。2人でいって、7時間で大体280人なのですよ。予診から接種までの時間が、1人に対して3分、そしたら7時間で280人です。だから、今課長の言葉をお聞きしますと、昼からの接種であれば、3時間くらいの接種だろうと思います。であれば、3時間の接種ということになると、1時間に1人20人掛ける先生が5人必要で、そしてこれが3列でというふうな方たちで、そしたら看護師も15人近くは要るのではなかろうかというふうに私は計算したところがございます。今後、また公立のほうでいろいろと検討されるかと思っておりますけども、やはり的確な方法を取り組んでいただければというふうに思っているところがございます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 商工費の71ページのグリーンパレス指定管理料に関連なのですが、御説明の中で、また来年もコロナ禍ということで、また指定管理料が増額になるということをお聞きしました。それで、コロナ禍の影響で、何か利益が上がるような、その待っている状態ではなくて、利益が上がるような方策は、来年度は何かお考えです

か。

○企画観光課長（本山りか君） 今収益が落ちております部門が、レストラン部門がやはり厳しい状態となっております。それも議員おっしゃいますとおり、待っている状態ではいけないので、ほかの事業者さん同様、テイクアウトの取組でありましたり、また新たなメニューの開発、そういったことに今取り組んでいるところでございます。

一方、グリーンパレス部門でございますけれども、こちらにつきましては、近年のキャンプブーム、そういったところの状況を踏まえまして、そちらのほうもアイデアを職員の中で募りながら、どういった方策が今のニーズに一番マッチしているかどうかとか、そういったことの検討を行っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 災害復旧費の件でお尋ねします。令和3年度は、排土先の測量と工事費を存目で上げてありますが、長い目で見た場合、今後また大規模な災害等に備えまして、新たに排土先が出てくると思いますけれども、今後の排土先等についてどのようにお考えなのか、お答え願います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 排土先については、7箇所の候補地を考えているところでございます。そのうちの2箇所につきましては、町有地と一部個人の用地ということで、比較的取り組みやすいところということになっております。残りの5箇所の候補地につきまして、個人さんの名義等々があるようなところでございますので、そういう課題をクリアしながら、候補地における土捨場のほうは確保できればなというふうには考えているところです。

○7番（味岡 恭君） 50ページの民生費の扶助費、障害児通所事業扶助費というのがありますが、今年度予算が3,500万円程度、昨年度が2,500万円程度、約1,000万円程度増額しております。そここのところの内容を、ちょっと説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 障害児通所事業扶助費につきましては、令和2年度と比較しまして、1,000万円ほど増額しております。これにつきましては、予算説明でも申しましたけれども、事業所と利用者の増加によりまして、増えているところでございます。令和2年度予算で補正をさせていただきまして、その令和2年度中に、6件の新規利用者が増えております。それから、令和3年度から、また新規で1件の利用見込みがあるところでございます。以上です。

○7番（味岡 恭君） 1件の利用者だけで1,000万円程度の増額というのは、ちょっと考えるところなのですが、ほかに施設か何かはまた改装か、用途が違うところがあるのかなと考えたのですよ。確認ですけど、1件だけの増なのか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 1件と申しましたのは、令和3年度に新たに1件でありまして、令和2年度中に6件の新規の利用者の増があっております。ですので、令和

2年度当初から比較しますと、7名の増ということになります。

○7番（味岡 恭君） 再度確認ですけど、令和2年度から令和3年度にかけて、全部で7名ということでの増員ですね。何か施設の改装とか、増設とか何かがあったから、これだけ要ったということではないのですね。人員の7人の増加だけで、1,000万円の増ということですね。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい、利用者の増によるものでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） ページは70ページなのですが、商工振興費で、これはちょっと関連というか、農業関係につきましては、機械等に関しての購入等の補助があるのですが、商工業関係について、そんな事業が見当たらないものですから、このような事業はあるのか、そのへんについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 大型の機械の導入に関しましては、町単独ではございません。ただし、国とか県とか、そういったところの事業がございますので、町としましては、そういうものの御活用に対しての周知徹底を行っていくということで、対応をさせていただいているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 国・県の事業はあるということで、町のほうからは対応はされないのか、それについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 補助の方針としましては、商工業に関しましては、やはり国・県の充実したものを、まずは優先順位として御紹介をしつつ、あとは財源の内容を見まして、それによりまして、どうしても国・県の補助で賄えない分、こちらを町として補助していくという方針の下で、施策の検討を行ってまいりたいと考えております。

○3番（遠坂道太君） 私がこの質問をしたのは、やはり町民の平等性を持って、農業関係についてはあるのに対して、商工業関係については町のほうからの補助がないというふうなかたちでの質問でございますので、今後ともやはり平等性を考えた中でのお考えをいただければというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 74ページの町道舗装修繕工事が存目計上になってはいますがけれども、特に私が言いたいのは通学路なんですけども、通学路の横断歩道のゼブララインですね、ゼブララインとかがちょっと消えかかったところがありますから、そのへんを早く見つけていただいて、各箇所回っていただいたら分かると思いますけれども、ゼブララインがちょっと薄いところが結構あるなということを感じましたので、来年度でそのへんのほうをまたよろしく願いしておきます。

○総務課長（高橋 誠君） 交通安全対策費のほうで、白線といいますか、センターラ

イン、外側線等の補修が必要なところは、順次やってきております。議員御指摘のゼブラゾーンについては、また別のときにでも、総務課のほうに、どの付近が消えていますよと、やったほうが良いよというアドバイスを頂ければ、予算の範囲内でできるところは、やる必要があるというところは、考えてみたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） ページは35ページです。総務費の総務管理費の公有林管理費の委託料で、JTの森造成事業委託料ですが、皆さん報道等でもご存知だと思いますが、JT本社がスイスのジュネーブにある子会社JTインターナショナルに一本化されるというこの報道がなされております。湯前町については、JTの森ということで、JTさんとの関係が12年間続いているところでございます。その中で、やはりJTさんの本社の移転ということで、関係が無くなるのではなかろうかという私たちの懸念も考えられるわけですが、ここで町長として、情報等をある程度持っていらっしゃれば、答弁をお願いいたします。

○町長（長谷和人君） 今遠坂議員がおっしゃったように、JT様と3期12年、今JTの森活動で、本町におきましても5,000万円から6,000万円でございますか、森づくりに対しまして補助をいただいているというところでございます。今御質問がございました分につきましては、私も正確にはまだ捉えていないというところでございます。ただ、昨年、副町長と共にJT本社に参りまして、JTの本社は、実は自社ビルだったのですが、これを売られまして、今別の貸しビルのほうにいらっしゃるというふうな状況でございますし、それから、福岡のたばこの生産の部門につきましてもリストラをされると。工場も閉鎖するし、従業員もリストラされるというふうな情報も実は入ってきているところでございます。

来週あたりに、議会が終わりましたから、JT様にこちらに来ていただくという場面を実は設定しておるところでございますので、詳細につきましては、ちょっとその中でお話をお聞きしたいというふうに思っておりますし、加えまして、コロナ禍でございますものから、なかなか東京に行きました折についても、JTの皆様方とお会いする場面がございませんので、詳細につきましては、ちょっと時間をいただければと、私が大事にしたい部門の一つでございますので、そこらへんについては、ちょっと情報を仕入れたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号、「令和 3 年度湯前町一般会計予算について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、議長席を副議長と交代するため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 53 分

-----○-----

○副議長（金子光喜君） 議長席を交代しました。休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 2 議案第 33 号 令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第 2、議案第 33 号、「令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 33 号、令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

令和 3 年度の予算は、歳入歳出それぞれ、前年度比 2,454 万 6,000 円減の 4 億 2,761 万 7,000 円を計上しました。運営主体が熊本県となって、4 年目を迎えます。2 月末の国保加入世帯数は 579 世帯、加入者数は 947 人となっています。

11 ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費については、国民健康保険事業に係る人件費、物件費などの経常的経費として、3,807 万 7,000 円を計上しました。前年度比 1,904 万円の増になります。

主な増の要因は、節 12 委託料に、市町村事務処理標準システム導入支援業務委託料 1,320 万円の計上にあります。このシステムは、厚生労働省が主導して開発し、無償提供するもので、県が県クラウドの構築を国保連合会へ委託し、運営することになっています。同じシステムを同じ環境で使用することで、運用の統一、サービスの均一化が図られます。この導入にかかる費用については、国・県からの特別調整交付金等で全額措置されることになっています。

同じく、委託料に、国民健康保険システム改修業務委託料として、105 万 6,000 円を計上しました。税法改正による個人所得課税の見直しに対する改修を行い、限度額認定証

の適用区分や保険税の軽減算定処理等に対応させるものになります。

12 ページの節 18 負担金補助及び交付金に、国保標準システム導入費用負担金として、978 万円を計上していますが、節 12 委託料で説明した市町村事務処理標準システム導入に伴うもので、県内導入市町村で共同利用するクラウド環境を構築するための費用になります。国保連合会へ支払うことになります。

項 2 徴税費については、12 万 5,000 円を計上しました。前年度比 10 万 9,000 円減の主な要因は、国保所有軽自動車の車検を令和 2 年度に実施しましたので、その費用の減にあります。

項 3 運営協議会費については、前年度同額の 24 万 4,000 円を計上しました。

13 ページの款 2 保険給付費については、過去の医療費データ等を参考に、節 18 負担金補助及び交付金に、見込額として、項 1 療養諸費に、一般被保険者の給付費分 2 億 2,980 万円、退職被保険者の給付費分 5 万円、一般被保険者の療養費に 60 万円、退職被保険者の療養費に 3 万円など合計 2 億 3,140 万 3,000 円を、項 2 高額療養費に、一般被保険者分 3,070 万円、退職被保険者分 5 万円など合計 3,078 万 1,000 円を、14 ページになります。項 3 出産育児諸費に合計 126 万 1,000 円を、項 4 葬祭諸費に 20 万円、項 5 移送費に合計 1 万 6,000 円を計上しました。なお、退職被保険者に係る予算については、令和 3 年度から対象者はおられませんが、レセプト等の遅延請求等に対応するため計上しております。

次に、款 3 国民健康保険事業費納付金については、県からの事業費納付金算定結果により、節 18 負担金補助及び交付金に、項 1 医療給付費分に、令和元年度退職分精算分 2 万 3,000 円を含む、合計 7,874 万 1,000 円、15 ページになります。項 2 後期高齢者支援金等分に合計 2,641 万円、項 3 介護納付金分に 999 万 5,000 円を、県に納付する額として計上しました。

また、市町村事務処理標準システムの登録料として、項 4 市町村標準システム分に 7 万 9,000 円を計上しました。令和 4 年度導入予定市町村の被保険者数で案分した額となっています。全額、県の補助対象になります。

次に、款 5 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費については、40 歳から 74 歳を対象とする特定健診に係る費用で、462 万 7,000 円を計上しました。国が市町村国保に課している令和 5 年度までの受診目標率 60 パーセントを達成できるよう、引き続き、受診勧奨を行ってまいります。令和 3 年度は、コロナ感染症対策も含めたところでもありますが、かかりつけ医でも特定健診を受けることができるよう、体制を整える計画をしています。対象者全員が、年に一度は、自分の体の様子を確認することが習慣となるよう、ひいては受診率向上につながるよう、周知をしてまいります。

16 ページになります。

項 2 保健事業費については、年 4 回の医療費通知、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知発送にかかる経費など、496 万 2,000 円を計上しました。

節 7 報償費において、令和 3 年度から、健康推進委員さんへの人件費の支払いを謝金に組み替えを行いました。

節 12 委託料に、令和 3 年度も、国保保健指導事業委託料 343 万 9,000 円を計上しました。AI を利用して、今までの個々の受診歴等を分析して受診勧奨を行うもので、受診率向上を図るため、4 年連続の実施になります。なお、この事業については全額、款 4 県支出金、節 2 特別交付金の交付対象となります。

次に、款 6 基金積立金については、節 24 積立金に、国民健康保険給付基金積立金 4 万円を計上しました。

17 ページになります。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算、目 1 一般被保険者保険税還付金に 20 万円、目 2 退職被保険者等保険税還付金に 1 万円を計上しました。

目 3 から目 7 については、存目計上しました。

歳出の説明は以上になります。

次に、歳入について御説明いたします。7 ページからになります。

款 1 国民健康保険税については、見込みにより、合計で 7,587 万 6,000 円を計上しました。前年度比 680 万 2,000 円の減としています。被保険者数の減少見込みなどを勘案して算出した結果を計上しています。なお、令和 3 年度の国保税率については、算定に要する所得の決定が 5 月頃になりますので、再度算定を行い、決定してまいります。

次に、8 ページになります。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金については、3 億 54 万円を計上しました。節 1 普通交付金については、保険給付費の財源に充てるもので、町が事業費納付金を納める代わりに、給付費全額を県が負担するために交付されるものです。

節 2 特別交付金は、特定健診の国・県負担分など、特定事項の対象額を計上するものです。令和 2 年度を参考にした見込額ですが、変動が大きくなることも予想される所です。

項 2 財政安定化基金交付金については、存目計上しました。災害等のやむを得ない事情により、収納不足が生じ、県へ納付金を納付できない場合に交付されるものになります。

款 5 財産収入については、国民健康保険給付積立金利子 4 万円を計上しました。

9 ページになります。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金については、一般会計からの繰入金として、前年度比 80 万 3,000 円増の 4,933 万 7,000 円を計上しました。

節4 国保財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税に算入される分で、県が示した試算分を計上しました。

項2 基金繰入金については、存目計上しました。

款7 繰越金については、目1 前年度繰越金として、156 万円を計上しました。

10 ページにかけ、款8 諸収入については、項1 延滞金及び過料に合計 20 万 2,000 円を計上しました。

以下の諸収入については、存目計上しました。

以上で、歳入の説明を終わります。

18 ページから 22 ページまで、給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に情報提供ですが、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国保税の未就学児のお子さんを対象に、「子ども均等割軽減」が令和4年度から実施されることが決まりました。一律5割軽減することとなり、軽減費用の2分の1を国、4分の1を県、4分の1を町が負担することになる予定です。地方負担分については、地方交付税措置されるとのことです。2月末現在では、当町の対象者は、10名ほどが該当されるようです。

これで、令和3年度湯前町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（味岡 恭君） 特定健診について、委託料と特定健診料についてお尋ねをします。ページは、14 ページから 16 ページです。町長より先日、令和3年度の国民健康保険の予算編成方針に、健診の受信による病気の早期発見が非常に大切であるということをおっしゃいました。そのためには、国が義務付けている40歳以上を対象とする特定健診の重要性がいわれます。これはちょっとまだ早すぎるかもしれませんが、40歳以上の特定健診の受診率というのは何パーセントくらいあるのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） 平成30年度が55.5パーセント、令和元年度が56パーセント、それから令和2年度につきましては、1月末現在ですけれども、今のところ49パーセントほどになります。まだ2月分の請求等が来ておりませんので、確定した数字はないのですが、多分前年度には追いつかないのかなという感じを受けております。やはり、これもコロナ関係で、受診のほうが、集団健診のほうが12月に押したというところもありますし、コロナ関係で施設健診も少なくなったという状況が伺えるようだとお思います。

○7番（味岡 恭君） 受診率が60パーセントに達していないということであれば、委託料などに影響するのですか、お尋ねします。

○税務町民課長（堤田真由美君） この受診率の低下については、交付税等、特別調整

交付金とかですね、そちらのほうにも影響してくるかと思えますけれども、全国的な率というのが、人吉球磨は高いのですが、全国的には低いところにありますので、多分全国は40パーセントくらいいていないと思います。ですので、国のほうももうちょっと力を入れるということになってくるかと思うのですが、ペナルティーはもしかすると課されるかもしれませんが、全国的に低いというところで、そのところは勘案されるかなという、ちょっと甘い考えですけども、あるかなと思っております。

○7番（味岡 恭君） 令和5年度から、国が設定している市町村国保の特定健診受診率60パーセントを達成できるように、勧奨を継続するというところで書いてあります。もし達成できないとき、国・県からどういうことが考えられるのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） 先ほどもちょっと触れましたけども、特別調整交付金というのがありますが、それも結果によって交付されるものなのですけども、そちらのほうが減らされる可能性はあります。ですので、それイコール保険税に影響してくるということも考えられます。

○7番（味岡 恭君） 何を言いたいかと言えば、健診を受けましょうということをお願いなのですが、近年の医療は相当発展していると思います。町長言われるように、早期発見、早期治療が大切だと思います。そのためには、先日も議題に上がりましたが、19歳から39歳の基本健診、また40歳以上の特定健診の受診が大変重要だと思います。また、医療費の支払いの納付金については、先ほど言いましたように、過去3年間の医療費に納付金に関係してくるということでございますので、やはり受診の啓発をもっともっとすべきではないかと思いますが、受診の啓発の方法などは何か考えられておられるのかお尋ねします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 国保に関しては、40歳から74歳という限定した年齢になっておりますけども、40歳になられた時に、一つの節目の健診というような感じで、対象者の方には直後お願いするとか、あと70歳になられた時に保険証の更新等がありますので、そういうときに案内をするとか、あと保健福祉課の保健師等が地区を巡回していただきますので、そういうときに受診勧奨のほうをお願いしたいということで考えております。

○7番（味岡 恭君） 再度なのですが、経費削減にもなることだし、町長にお尋ねしますが、啓発の大切さを町長はどう考えておられるのかをお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） この特定健診関係につきましては、今味岡議員おっしゃるとおりでございます、医療費の削減になるわけでございます。保健師を中心にしまして、丁寧に対象者の方にお電話するなりして、健診をお願いできませんでしょうかというふうな勧奨も、実は個別に行っているところでございます。しかしながら、やっぱり個々の理由によりまして、そのきっかけといたしますか、その時間が取れないとか、そういう

ことで、健診を受けられていないのではないかなというふうに思いますので、今後とも引き続き、鋭意そういうことで勸奨をさせるように、係と一緒に動かししていきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 12ページの項1の総務管理費、節18負担金補助及び交付金の中で、国保標準システム導入費用負担金とありますが、これは市町村が行う資格管理や、保険料の賦課とか徴収等の標準的な事務処理の支援のシステムなのですか。

○税務町民課長（堤田真由美君） これは、先ほど説明しました国保の、今度県ほうがクラウドを構築して、市町村標準システムというのがあるのですが、そちらのほうに湯前町のほうの情報等がありますので、そちらのほうの情報を提供するためのシステムになっておりまして、情報を提供するための負担金になります。これは、令和3年度に標準システムというのを入れるのですが、そちらが23市町村あるのですが、そちらのほうで、共同でクラウド関係を利用するということになってきますので、そちらのほうを23市町村で案分した分ですね、そちらのほうの負担金の支払いになります。国保連に支払う分になります。

○2番（西 靖邦君） 今総合行政システムというのがありますよね。そこから別のシステムになるということですよ。ということは、非効率的になるとか、非効率的にならないとか、そのへんは問題ないのですか。

○税務町民課長（堤田真由美君） それは、非効率とかはならないのですが、今熊本県のほうがクラウドというのを構築しまして、全市町村の情報等を集めて、県のほうでまとめて均一化をしようというところで、集約をしております。これが、令和3年度から稼働が始まるのですが、そちらのほうの稼働を進めていく上で、湯前町のほうが令和4年度に導入を予定しておりますので、その関係で、前年度からこういうシステム改修等をしていくという段階を踏んでいかなければなりませんので、その分についての負担金等になります。ですので、総合行政システムのほうで、町は国保のほうを動かしておりますけども、そちらとはまた別になります。

○副議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 私もこの関連を聞こうかなと思っていたのですが、既存の国保関係の電算システム、こちらのほうは、クラウドを導入したときは、その機能というのとはなくなるのか、それともそれは並行して動かししていくのか、そのことだけお聞きしたいと思います。

○税務町民課長（堤田真由美君） これについては、並行ということになります。県は、県のクラウドというところに情報を集約して、ゆくゆくは全国のほうに持っていくという予定なのですが、町のほうの窓口等の業務等については、そのまま残ります。

○4番（椎葉弘樹君） この運用が実際始まりますと、このイニシャルコスト以外に、ランニングコストというのが多分発生すると思いますが、これは県のほうにはいくらくらいというのは、もう出ているのでしょうか。

○副議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

-----○-----

○副議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 失礼いたしました。ランニングコストは、200万円ほどかかります。でも、これについては、補助等はありませんので、町の持ち出し分になります。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、「令和3年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第34号 令和3年度湯前町下水道事業特別会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第3、議案第34号、「令和3年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第34号、令和3年度湯前町下水道事業特別会計予算について、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。10ページをお願いいたします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費は、令和2年度より1,202万5,000円増の2,278万9,000円を計上しました。下水道担当者1名分の人件費のほか、球磨川上流流域下水道事業工事負担金等の予算を計上しました。

また、節 12 委託料に、下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託 1,159 万 1,000 円を計上しました。令和 3 年度は、固定資産調査及び評価に関する業務を委託する予定です。公営企業会計の適用拡大については、総務省において、対象とする事業を絞り、平成 27 年 1 月の総務大臣通知により、人口 3 万人以上の団体に移行要請がなされ、平成 31 年 1 月において、人口 3 万人未満の団体においても、移行することについて公営企業会計への適用要請がなされたところです。

19 ページをご覧ください。

債務負担行為に係る調書になります。令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年間にわたる支出予定額は、2,529 万 3,000 円になる予定です。令和 5 年度までの取組として準備を進め、令和 6 年度からの公営企業会計適用のために、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年間にわたり進めることとし、債務負担によりお願いするものです。令和 4 年度及び令和 5 年度は、法適用事務に関する費用、公営企業会計システム導入に関する事業に取り組む予定としています。

10 ページにお戻りください。

節 18 負担金補助及び交付金では、球磨川上流流域下水道事業工事負担金 257 万 8,000 円を計上しました。その事業の概要は、雨天時侵入水対策計画策定、脱水機設備改築更新工事（債務 1 年目）、下水道施設耐水対策工事、幹線管渠点検調査及び災害対応資機材の備蓄が予定されています。全体事業費 1 億 1,960 万円の国庫補助金を除いた金額を、負担割合により計上しました。

また、節 26 公課費に、消費税 400 万円を計上しています。

11 ページをご覧ください。

款 2 下水道維持管理費になります。項 1 維持管理費、目 1 公共下水道維持管理費につきましては、前年度比 290 万円増の 4,268 万 8,000 円を計上しました。下水道事業の維持管理に要する需用費、役務費、委託料ほか、節 18 負担金補助及び交付金に、流域下水道維持管理負担金などの経費を計上しました。

節 10 需用費の修繕料は 120 万円と、前年度比 80 万円の減額となっていますが、令和 2 年度は下城第 2 マンホールポンプの修繕が見込まれ、当初計上したためです。

節 11 役務費に、マンホールポンプ非常通信装置電話料など 22 万 8,000 円、また口座振替手数料に、前年度と同額の 20 万円を計上しています。

また、節 12 委託料に、マンホールポンプ保守管理委託料 130 万 2,000 円ほか、水質検査委託料、下水道資産台帳管理システム保守委託料を計上しています。

次に、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、流域下水道維持管理負担金として、前年度比 705 万 4,000 円増の 3,759 万 3,000 円を計上しました。流入計画水量に負担金単価を掛け、それに令和 2 年度の計画水量の超過分の水量に負担金単価を掛け、また、

令和3年度の維持管理負担金（資本費分）の合計額になります。

また、下水道接続補助金3件分60万円計上しました。

節22償還金利子及び割引料には、下水道使用料還付金として3万円を計上しました。

12ページをご覧ください。

節26公課費として、自動車重量税1万5,000円を計上しています。

次に、款3基金積立金については、積立金利子として存目計上しています。

款4公債費、項1公債費、目1元金として、下水道事業債元金7,441万円を計上しました。

目2利子に、下水道事業債利子として1,235万5,000円を計上しました。

款5予備費として、20万円を計上しました。

次に、歳入になります。

戻っていただき、8ページをご覧ください。

款1使用料及び手数料については、節1現年度分として、見込みにより5,709万4,000円、節2過年度分として10万円を計上しました。

次に、項2手数料、目1下水道手数料については、前年度同様、節1事務手数料を存目とし、節2督促手数料は2万円を計上しました。

款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、8,043万5,000円を計上しました。

項2基金繰入金、目1基金繰入金として、下水道接続補助金分60万円、地方公営企業法適用支援業務委託経費分1,159万1,000円、合わせて1,219万1,000円を計上しました。

次に、款3繰越金については、前年度繰越金20万円を計上しました。

次に、款4諸収入については、存目計上しました。

9ページになります。

款5町債、目1下水道事業債、節1下水道事業整備債に、球磨川上流流域下水道建設事業負担金分240万円を計上しました。

款6財産収入については、積立金利子として、存目計上しました。

次に、5ページをお願いします。

第2表、地方債についてです。下水道事業債として、限度額240万円を計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○6番（黒木龍次君） この下水道の予算で、予備費の中、この予備費が空欄になっているのはどういう意味なのですかね。

○副議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

-----○-----

○副議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○建設水道課長（皆越克己君） 議員御指摘の12ページにあります款5予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、20万円ということが表示がされているかと思えます。予備費につきましては、予備費という性格上、節という項目がなく、表示の上では、目の20万円という金額での表示ということで、この表示で正しいということで理解しております。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） これは去年の予算書を見ると、黒木議員が御指摘のとおり、20万円というのがちゃんと書いてありましたので、そこはちゃんと分かりやすく訂正されたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） システムでは、表示の際は、今現在表示されている空欄と申しますか、節のほうには金額が入っていない部分が正しくされている部分なのですけれども、昨年度につきましては、ほかの款・項・目・節と同様と考えまして、節のほうに、その金額が20万円でありましたら、20万円というふうなかたちで加えたところで表示をさせていた。後のほうで、そういったことをしていたということでありましたので、本来であれば、その時点においても空欄であったのが正しい表示であったというふうなことになります。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、「令和3年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立多数。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第35号 令和3年度湯前町介護保険特別会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第4、議案第35号、「令和3年度湯前町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、議案第35号、令和3年度湯前町介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

令和3年度の予算は、歳入歳出それぞれ6億5,954万2,000円を計上し、令和2年度と比較して、1,292万9,000円、1.9パーセントの減となりました。主な減の要因は、款6諸支出金で、第6期介護保険計画期間に借り入れました熊本県財政安定化基金の償還金が、令和2年度で終了したためです。

11ページの事項別明細書歳出から、主なものについて御説明いたします。

款1総務費につきましては、介護保険事業に係る常勤一般職員2名の人件費、12ページの介護認定調査員及び認定事務員の2名分の会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会及び13ページの介護運営協議会の開催経費などであります。

13ページの款2保険給付費につきましては、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費など、令和2年度の見込額を基に計上しました。

項1介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5までの認定者を対象とした居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、5億2,818万6,000円を計上しました。保険給付費の88.3パーセントを占めております。令和2年度と比較して、307万8,000円の減となりました。主な減の要因は、シルバーエイトなどの介護老人保健施設の利用者数見込みの減などによるものです。

項2介護予防サービス等諸費は、要支援1、要支援2の方のサービス給付費で、介護予防サービス給付費など状態の維持改善と予防を目的とした予防サービス給付費であります。1,326万円を計上しました。令和2年度と比較して、204万円の増となりました。主な増の要因は、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者増などによるものです。

14ページをご覧ください。

項4高額介護サービス等費は、1,516万4,000円を計上しました。要介護、要支援認定者が1月に支払った利用者負担につきまして、一定の上限額を超えた場合に、申請により超えた分を払い戻すものであります。高額介護サービス等費、高額医療合算サービス費などを計上しました。

項5特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の所得が低い要介護者の方が、施設サービスや短期入所サービス等を利用した場合にかかる食費・居住費について、負担限度額を超える分を補足給付するものであります。4,132万8,000円を計上しました。

施設サービス利用の減に関連しまして減となっております。

款4 地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援サービス事業費、包括的支援事業・任意事業費などに、3,312万8,000円を計上しました。

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものであります。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減・悪化防止と、地域における自立した日常生活を支援するための経費1,325万8,000円を計上しました。

15 ページをご覧ください。

目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、節12 委託料に、短期集中介護予防教室の作業療法士、理学療法士、運動指導士委託料など、43万円を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金に、介護予防訪問介護サービス給付費に相当する第1号訪問事業負担金285万6,000円、介護予防通所介護サービス給付費に相当する第1号通所事業負担金607万2,000円などを計上しました。

次に、項2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる者を対象としまして、介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防水中運動などの介護予防教室、公民分館等における「いきいき運動クラブ」などに係る経費97万3,000円を計上しました。

16 ページをご覧ください。

項3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料など、1,884万9,000円を計上しました。

目1 包括的支援事業費に、上球磨地域包括支援センター事業委託料686万8,000円を計上しました。

目3 任意事業費に、家族介護用品支給事業などを計上しました。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進する経費として、節12 委託料に上球磨地域包括支援センターへの委託料を、球磨圏域の市町村と医療機関、介護事業所が共同で取り組むための経費として、節18 負担金補助及び交付金に人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業負担金を計上しました。

目5 生活支援体制整備事業費は、社会福祉協議会への委託事業として、生活支援コーディネーター業務委託料631万3,000円を計上しました。

目6 認知症総合支援事業費は、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」など、認知症に対する施策として、節12 委託料に認知症初期集中支援推進事業委託料など、156万9,000円を計上しました。

目7 地域ケア会議推進事業費は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、その他の関係者、関係機関により構成される地域ケア会議にかかる経費を、節12 委託料に145万2,000円計上しました。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。7ページをご覧ください。

款1 保険料については、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料を調定見込額に基づき、1億453万2,000円計上しました。

7ページから9ページにかけて、款3 国庫支出金、款5 県支出金は、法で定められた負担金、交付金及び補助金を計上しました。

8ページをご覧ください。

款4 支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分について、社会保険診療報酬支払基金からの交付金1億6,633万9,000円を計上しました。

9ページをご覧ください。

款7 繰入金については、項1 一般会計繰入金を1億1,745万1,000円計上しました。

10ページの款8 繰越金については、当初予算編成の財源として、前年度繰越金を計上しました。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、附属書類としまして、18ページから25ページまで、給与費明細書を添付しております。説明は省略いたします。

以上、令和3年度介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） ページ数は6ページです。歳出全体の合計が約6億5,900万円、昨年度比で1,300万円ほど減らすことができている当初予算となっています。想定はできるわけですが、この根拠について簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 当初予算、令和2年度と比較しまして、1,292万9,000円の減となっております。先ほどの説明でも申しましたように、一つは、第6期で熊本県財政安定化基金から借り入れたものの償還金が、令和2年度で終わりました。7期計画期間の3か年で、2,300万円返還しております。令和2年度は、766万6,000円の返還をしているところです。ここの償還金が丸々減っております。

次に大きいのが、同じページの款2 保険給付費で、326万1,000円減となっております。これにつきましては、令和2年度の給付費の状況を見まして、一番減が多かったのが、

説明でも申しましたけども、介護老人保健施設、これは入院等で自宅に戻る前のリハビリをする中間施設ですね。こちらで言いますと、一番利用が多いのがシルバーエイトになります。そちらの利用が、令和2年度の実績で、大分抑えられております。ここにつきましては、一人の利用がありますと、月に25万円から30万円ぐらいかかりますので、この人数の減というのが大きな要因となっております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） その大本となるシルバーエイトがなぜ減ったかというのと、やはりいきいき百歳体操とか、そういったところの健康施策の取組等も功を奏しているのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい、今言われたように、各公民分館でのいきいき百歳体操などの取組により、まず要支援状態になる方が少なくなっているのではないかとは思いますが。先ほど言いましたシルバーエイトなどの利用というところに行きますと、令和2年度が、令和元年度と比較すると、例えば病気で入院されて自宅に戻る間の中間施設としての利用とか、骨折して入院して自宅に復帰する前の利用が減ったというところが、大きな要因になっていると考えます。

要介護認定率につきましても、直近のデータを見ますと、平成31年3月末ですね、平成30年度末になりますが、18.2パーセントから、令和2年11月末時点で18パーセントと、減少傾向にあるところですよ。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 介護保険事業については、本当に多種多様な事業があると思っております。そのときに、職員数が今5人で、常勤2人と会計年度任用職員3人ということで、それにコロナウイルスの対応まで今年度入ってきます。果たして、その5人で対応できるのでしょうか。それとも、本当に厳しい状況なのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 介護保険事業の担当では、先ほど言われましたように、職員2人、会計年度任用職員3人ということですが、公民館でのいろんな教室ですとか、そういった場合には、保健師のほうの応援もいただく場合もございます。それから、公立病院の出前講座を利用したりとか、そういうのがありましてですね。

実は、私が平成26年の7月異動したときに、介護保険にいた時は、担当1人と、1人が福祉係との兼務でございまして、1.5人、ほぼ1人の状態でした。そこは兼務を解きまして、専任で担当職員2人、それから会計年度任用職員も、当時認定調査員が1人だったところを今3人に増やしておりますので、現時点では、介護保険事業としては、何とかできているなと思っております。

ただ、新型コロナのワクチン接種が令和3年度始まるわけですが、こちらにつきましても、保健福祉課のみならず、全部署に、実際ワクチン接種の際には応援体制を組みまして、併せて、令和3年度には会計年度任用職員をコロナワクチンで2人の雇用ということで考えておりますので、これで何とか乗り切りたいと考えております。以上

です。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号、「令和 3 年度湯前町介護保険特別会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（金子光喜君） ここで、昼食のため休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 0 時 59 分

-----○-----

○副議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 5 議案第 36 号 令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第 5、議案第 36 号、「令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 36 号、令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について、御説明いたします。

令和 3 年度の予算の総額は、6,578 万 5,000 円となり、前年度比 39 万 4,000 円の増となります。対象者は、1 月末現在で、75 歳以上の方 943 人、要件により 65 歳以上の方 27 人の合計 970 人となっています。実施主体は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担っており、予算の数値は広域連合が算出した推計値を基に計上しています。町が徴収する保険料、一般会計から繰り入れる事務費及び町負担分を含む保険基盤安定拠出金を歳入とし、熊本県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する仕組みにより運営しています。

では、9 ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費については、経常的事務経費として、

46万6,000円を計上しました。前年度比9万5,000円の減となりました。

節11 役務費の通信費を、令和2年度より3万8,000円の増としました。転入・転居などの住民異動に伴い、被保険者証の切り替えが必要になります。新しい被保険者証をお渡しする際の交付方法を、コロナ感染症対策として、窓口交付から郵送交付に変更するための郵送料の増になります。

令和2年度まで、節13 委託料に後期高齢者医療システム保守料13万2,000円を計上していましたが、同額が一般会計の款2 総務費、項1 総務管理費に一括計上となりましたので、この額の減が主な要因になります。

項2 徴収費については、保険料の徴収に係る経費7万1,000円を計上しました。

次に、款2 後期高齢者医療広域連合納付金については、節18 負担金補助及び交付金に、被保険者保険料負担金4,142万円と保険基盤安定負担金2,378万8,000円の合計6,520万8,000円を計上しました。前年度比49万5,000円の増になります。軽減見直しによる保険料の増が見込まれることによるものです。

款3 諸支出金については、項1 償還金及び還付加算金に、目1 保険料還付金と目2 還付加算金の合計3万1,000円を計上しました。

10ページになります。

款4 予備費については、令和2年度と同額の9,000円を計上しました。

次に、歳入を説明いたします。7ページからになります。

款1 後期高齢者医療保険料については、目1 特別徴収保険料、目2 普通徴収保険料の合計4,142万2,000円を計上しました。前年度比96万円の増となります。増の主な要因は、世帯の所得状況に応じて均等割額を軽減する制度がありますが、更に上乘せ軽減をしていた率を、令和元年度から段階的に本則に戻す見直しを行っていることにあります。保険料は、2年ごとに見直しがあり、令和2年度では9年ぶりに改定が行われたところです。令和3年度は改定年度ではありませんが、段階的に軽減の見直しにより、若干増になる方もおられます。

令和3年度も収納率100パーセント継続を目標としていますので、納税の基本であります納期限内の納付をお願いするとともに、遅延の際には、早めの声掛けなどを行い、対処してまいります。

次に、款3 繰入金については、目1 事務費繰入金と目2 保険基盤安定繰入金の合計2,432万5,000円を計上しました。前年度に比べ、56万6,000円の減となりました。軽減見直しによる保険基盤安定繰入金の減が主な要因となっています。

保険基盤安定繰入金は、法に基づき、低所得者の方の保険料の均等割額を世帯構成と収入に応じて7割、5割、2割を軽減するもので、この総額を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担し、一般会計で予算措置した後に、本会計へ繰り入れます。

次に、款4 諸収入については、令和2年度と同額を計上しました。

項2 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金に3万円を計上していますが、過年度分の還付が発生した場合には、その都度広域連合へ請求し、本科目で受け入れることになっています。

次に、8ページになります。

款5 繰越金については、前年度繰越金を存目計上しました。

最後に、情報提供ですが、予算編成方針にも明記しておりますが、加入者のうち、一定所得以上の所得がある方を対象に、窓口負担割合を2割に引き上げることが決定されています。実施時期は、令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において、政令で定める日となっています。急激な負担増とならないために、経過措置を設けることではあります。負担割合変更対象者は、令和元年の所得を基準に算定しましたところ、60名ほどが該当されるのではないかと思います。全体の6パーセントに当たるようです。

これで、令和3年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○6番（黒木龍次君） 今説明の中で最後におっしゃられた、要するに、令和4年度から額が上がるというふうなことでございますけれども、その限度額というのは幾らから上になるわけですかね。

○税務町民課長（堤田真由美君） これは、一定所得というところで、まだそこまでちょっと詳しくはないのですけれども、これは28万円という金額が出ていたような気がするのですけれども。そうですね、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上というところで、算定されるようです。まだ決定ではないと思いますが、こういう数値が出ておりますので、この数値に合う方、それと複数世帯については収入が320万円以上というところも出ておりますので、そちらのほうに該当する分です。

先ほど60名と言ったのは、これは世帯のほうの合計所得というのがちょっと把握できなかったものですから、個人個人、一人ひとりで算定してみた分になります。ですので、その方々が一人世帯であれば、湯前町で60人ぐらいは、今の1割から2割に上がるのではないかという、それこそ推計値になります。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 36 号、「令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 37 号 令和 3 年度湯前町水道事業会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第 6、議案第 37 号、「令和 3 年度湯前町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 37 号、令和 3 年度湯前町水道事業会計予算について、御説明いたします。

2 ページをご覧ください。

水道事業会計予算、第 2 条、業務の予定量は、前年度実績を勘案し計上しました。

第 3 条、収益的収入及び支出、第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、19 ページをご覧ください。

令和 3 年度収支明細、収益的収入、款 1 水道事業収益は、前年度比 215 万 8,000 円減の 7,668 万 9,000 円を計上しました。減の要因は、項 1 営業収益、節 1 水道料金の減によるものです。

次に、20 ページをご覧ください。

収益的支出、款 1 水道事業費用は、前年度より 867 万 2,000 円増の 5,513 万 3,000 円を計上しました。増の主な要因は、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費、節 2 修繕費の 220 万円の増、節 4 備用品費の量水器購入費用の増、目 3 受託工事費の以前は存目計上していました消火栓設置工事費について、当初から計上いたしました。目 4 総係費、節 11 手数料で、水道施設台帳システム手数料に関する費用の増額分 76 万 9,000 円、目 5 減価償却費で、構築物分で 100 万円の増によるものです。

次に、22 ページをご覧ください。

資本的収入です。前年度比 640 万 1,000 円増の 6,945 万 8,000 円を計上しました。その増の主な要因は、項 1 企業債、目 1 企業債に 4,500 万円を計上し、500 万円の増、項 4 国県支出金、目 1 国庫補助金に 2,445 万 6,000 円を計上し、140 万 1,000 円の増となったものです。

次に、資本的支出になります。款 1 資本的支出に、前年度比 306 万 5,000 円増の 9,018 万 9,000 円を計上しました。増の主な要因は、項 1 建設改良費、目 1 原浄水設備改良費、

節1 委託料につきまして、7月豪雨の際に被災しました浄水場フェンス復旧設計業務委託 190 万円及び同様に豪雨の際、取水堰への土砂流入による送水阻害により、応急対応により何とか流路の確保ができましたが、より危険性を排除するための対応策として、通水を確保して、土砂等が溜まりにくい装置を設置するため、取水堰改修工事設計委託として 228 万 8,000 円を計上しました。

次に、目2 給配水設備改良費、節1 委託料の配水管更新実施設計業務委託の増額、また、新たに水道事業基本計画見直し業務委託料として 400 万円を計上しました。

また、目3 営業設備費は事業実施済であり、項2 企業債償還金は予定なしのため廃目となります。

次に、前に戻っていただき、18 ページをお願いします。

令和2年度予定損益計算書の最下段、当年度未処分利益剰余金は、3,192 万 1,000 円を見込んでいます。

3 ページに戻っていただき、第5条、企業債につきましては、起債の目的が公営企業債、限度額 4,500 万円、また第6条、一時借入金の限度額は 4,500 万円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 22 ページの水道事業基本計画見直し業務委託 400 万円についてお尋ねします。本町では、水道事業の経営戦略というのが策定されまして、この基本計画のほうにも着手されるということで説明を受けたところです。この 400 万円というのは、主に調査のほうに経費がかかっているのでしょうか。この内訳について、確認したいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） この基本計画につきましては、本町水道事業の現状の分析・評価をしますとともに、長期的な将来像を設定し、それを実現するため、今後 10 年間程度の期間に関する具体的な設備整備計画等の水道事業運営を立案するために策定するものになります。今後 10 年間の設備等関係の内容につきましての、計画等の把握、それから計画立案という形で、基本計画を策定して取りまとめていくというかたちになります。これにつきましては、平成 26 年度に策定をしております、もう時間も経過しておりますので、その際取りまとめた部分と、現状を見合わせたところでの今後の 10 年間のという形の見直しということになります。

○4番（椎葉弘樹君） 例えば、分析とか評価の部分など、民間でないとならないと作成できないという部分があるから委託をされるということによろしいでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応水道事業のほうは、専任の担当は一人という形で行っております。その資料収集、内容の分析等につきましても、専門的な知見を借りてやったほうが、より正確ということもありまして、時間的にもちょっと不足するかなと

ということもありますので、業務委託という形でお願いしようということで、予算のほうでお願いするところです。

○6番（黒木龍次君） 今のページのところでございますけれども、田上・馬場地区配水管更新工事ということで上がっておりますけれども、この令和3年度に行われる工事の量、量というか延長はどの程度かと、それと町内全体を見渡したときに、あと何年でこの管の埋設が終わるのかというふうなことを、お教え願いたいと思います。これは、恐らくははっきりした年数は分からないと思いますので、大体の年数で結構でございます。

○建設水道課長（皆越克己君） 令和3年度工事関係につきましては、令和2年度に田上地区の工事をしておりまして、引き続き、南部方面に向かって工事を実施するということですので。資料につきましては、議案説明資料の中の37だったと思いますけれども、そちらのほうにも図面等は掲載しておりますけれども、それによりましては、大きさが150から75ミリメートルなのですけれども、工事のほうにつきましては2,285メートルの延長を予定しております、給水のほうは40戸を対象となっております。南部方面のほうにエリアを拡大していきまして、5年ほどで終わります、あと北部のほうのエリアを着手しまして、10年ぐらいかかるのかなということで、15年程度の期間を見込んでいます。

○6番（黒木龍次君） ただいまお聞きしましたところ、約15年間かかるというふうなことでございますけれども、恐らく今から先、給水人口、これももっと減ってくるだろうというふうに思います。それで、工事費については割高になってくると思うのですけれども、水道会計において十二分な注意を払って、今後運営をやっていただきたいと思っています。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、「令和3年度湯前町水道事業会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

ここで、議長席を議長と交代するため、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 2 4 分

再開 午後 1 時 2 5 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 議長席を交代しました。休憩を終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第 7 同意第 2 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 同意第 3 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 同意第 4 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 10 同意第 5 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 11 同意第 6 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 12 同意第 7 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第 7 から日程第 12 までは、同じ人事の案件でありますので、一括議題についてお諮りします。

日程第 7、同意第 2 号、日程第 8、同意第 3 号、日程第 9、同意第 4 号、日程第 10、同意第 5 号、日程第 11、同意第 6 号、日程第 12、同意第 7 号を一括議題とし、説明及び質疑を一括して行った後、討論を省略し個別に採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

よって、同意第 2 号、同意第 3 号、同意第 4 号、同意第 5 号、同意第 6 号、同意第 7 号の「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） それでは、同意第 2 号から同意第 7 号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

湯前町政治倫理条例第 6 条第 2 項の規定により、政治倫理審査会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第 2 号でございます。住所、湯前町 2595 番地。氏名、深水俊市さんでござ

います。御承知のように、元議員でもございますし、平成 11 年 5 月から平成 20 年 11 月まで 4 期、町議会議員として御活躍をいただいております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 3 号でございます。住所、湯前町 5233 番地。氏名、井上朋和さんでございます。同じように、元議員でいらっしやいまして、平成 11 年 5 月から平成 20 年 11 月までの 4 期、町議会議員として御活躍をいただいております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 4 号でございます。住所、湯前町 1677 番地 3。氏名、中武義秋さんでございます。元湯前町役場職員であられ、退職後はシルバー人材センター事務局長、上里 3 区区長を歴任され、その職務について真摯に取り組んでいただいております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 5 号でございます。住所、湯前町 3138 番地 3。氏名、金山充さんでございます。金山さんは、熊本商科大学短期学部を卒業後、昭和 48 年 4 月から法務省矯正局河内少年院勤務をかわきりに、平成 22 年 3 月に法務省矯正局人吉農芸学院法務教官として退職されるまでの間、少年への改善指導・矯正教育を通じて社会復帰の実現を助けるなど、その職責を全うされております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 6 号でございます。住所、湯前町 1988 番地。氏名、右田秀美さんでございます。昭和 51 年 3 月、法政大学法学部法律学科をご卒業後、司法書士等の資格を取得され、固定資産評価審査委員、行政相談員等の公職を歴任いただいております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

それから、最後でございますが、同意第 7 号でございます。住所、人吉市西間下町 132 番地 1。氏名、蓑田啓悟さんでございます。現在、蓑田法律事務所の弁護士であられ、人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます、説明とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、同意第 2 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることに

ついてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（倉本 豊君） ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

次に、立会人を指名します。お諮りします。同意第2号から同意第7号まで同じ人事案件でありますので、立会人を変更せずに行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

立会人に森山議員、黒木議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。森山議員、黒木議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。有効投票8票、無効投票1票。有効投票のうち、賛成7票、反対1票です。

以上のとおり、投票の結果は、賛成多数であります。

したがって、同意第2号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから、同意第3号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

立会人に森山議員、黒木議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。森山議員、黒木議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。有効投票9票。有効投票のうち、賛成9票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第3号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから、同意第4号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

立会人に森山議員、黒木議員を指名します。
投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。
[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。
[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
これから、開票を行います。森山議員、黒木議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは、先ほどの出席議員に符合しています。有効投票9票。有効投票のうち、賛成9票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第4号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから、同意第5号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

立会人に森山議員、黒木議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。森山議員、黒木議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは、先ほどの出席議員に符合しています。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第 5 号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから、同意第 6 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 9 名です。

立会人に森山議員、黒木議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。森山議員、黒木議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは、先ほどの出席議員に符合しています。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第 6 号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから、同意第 7 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 9 名です。

立会人に森山議員、黒木議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定に

より「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。森山議員、黒木議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは、先ほどの出席議員に符合しています。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第 7 号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開放]

-----○-----

日程第 13 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第 13、「委員会報告」。

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配布のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配布のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第 14 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第 14、「議員派遣について」を議題とします。本件につい

ては、お手元に議案を配布しております。

お諮りします。会議規則第 128 条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしたいと思いを。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣をすることに決定しました。

-----○-----

日程第 15 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 15、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 16 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 16、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 17、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事

項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和3年第3回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時08分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員